回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号導入時において、未統合記録が広範に存在するがその多くは導入後の取得・喪失の時点又は年金裁定時に的確な統合処理が行われ、やがては解消するとの認識であった。
退職後、新聞報道等で「5千万件」問題を承知したが、その未統合記録が、いわゆる「名寄せ」以前の管理レベルであったことに衝撃を受けた。「5千万件」の件数そのものにも衝撃を受けた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたが。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

振り返って考えると、壮大な年金制度を設計し発展させてきた本省方に様々な苦労の歴史はあると思うが、年金制度を支える矢務面での土台となる記録管理の面では制度発足当初から紙媒体に大けていたのではないかと思われる。戦前から始り戦後の長い歴史の中で、それぞれの時代に、人員、予算、技術革新のレベル等さまざまな制約があったとはいえ、社会保険庁発足後の記録の電算管理への移行時、或は、オンラインへの移行時に紙台帳記録、原票記録の整理(後日の的確な統合のための整理も含め)に、もっと時間と労力を投下するなど意を用いるべきであったと思う。
最適は記録管理をシステム面から支えるためコンピュータの研究者、技術者の専門家集団を一定期間配置し、創造的にコンピュータ業者との対応や共同作業を行わせる等の発想が必要だったのではないかと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特記事項なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・H20、ナ～ヒ、9厚年、船保の未統合記録(旧台帳)について、電話等により、事務神助に協力していたが、反応は好意的であった(年金額が増額されるためか?)又、昭和1年以前の記録が大半であるため、制度に対する認識に乏しく支給申請時に申立てしなかった事例が殆どであった。

・未統合記録にかかる、氏名、生年月日については殆んど記番重複はしているものの、相違なく氏名旧生年月日による名寄せ入力は当時の件数的問題及び戦後的問題はあったと思料されるが結果として残念に思っている。他の人為的ミスは、別として。

・現時点においては、時別便等も含め、人海戦術(個別接触)による本人特定以外方策はないのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・厚年資格・給付担当当時(昭和40年以降?)記録相違による事故リストが庁より送付され整備処理した経験等もあり、以降については、あまり認識はしていなかった。

・又、裁定申請時に窓口での職権確認等を踏まえ事務処理していたため、特段の問題意識はなかった。

・しかしながら、オンライン切替え時における、氏名入力等について(喪失者)は、結果として、問題点が多かったと認識している。

・平成13～14頃の国年未納問題以降

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では一刻も早い記録整備が進められており、問題点の事象について、あらゆる面から検証しそのうえにたって、今後の制度の構築に生かすべきと思われる。

・反省点として地方、庁を問わず、過去及び現時点の事務処理のあり方を検証し、今後に反映させるべきものと思います。(届出主義方式(公選職)社会保障番号制度含め、

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金発足の35年7月当時[redacted]。当時は各地で取得届の説明会をやったが
それを反対する勢力があった。
部下や市町村職員の協力もあり、検認率も上位で
減對している。
記録も二重三重に作成していたので、大丈夫と思って
いたが、今の状況は大へん残念です。
現在いろいろ作業されてますが本人の申告に
お任せする事も必要と思います。

[redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1)古い事なので思い違いが有るかも知れませんが、年金業務の初期の頃の得喪届は仮名文字を記載して提出する決まりが無くその為基本台帳にも仮名の記入がなく読み方に誤りが生じるものも有ったのではないかと考えております。

2)また、得喪届を提出する事業所の転勤が被保険者に氏名の読み方を充分確認せず、振り仮名を記載して、誤りの原因になっているものも有るのではと思っております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(2)の件に関しては、新規適用事業所には適用時に充分誤りの実状を通知して注意を促し、その他の事業所に対しては適時講習会や刊行物等により連絡して注意を行う必要が有るものと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録名簿の寄しを一括して保管しておく必要性は、役所の火災や地震災害等の場合を想定すると非常に必要な問題であると考えていますが、この問題が社保庁の組合運動になっていることは具体的に聞いておりませんでしたが退職してから雑誌等により知ることになった次第です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方の職員組合は、直接オンライン問題には関係していなかったが、この問題についての組合運動は比較的穏やかで団体交渉を受けた記憶もありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

はっきりしたい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在 病気療養中

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1 世間一般に言われている「消えた年金」は、殆んどが「宙に浮いた年金名簿(記録)」と思っています。
在籍当時、常時、相当件数の番号/未化を聞いていました。資格取得時の「被保険者であったことの有無」の誤届(申告)が原因です。

2 社会一般の年金制度に対する理解・位識の低さから「氏名」「生年月日」の過誤、故意の誤申告を招いたものと思っています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1 マスコミの情報しかなく、正確な内容が判らないので、方策の述べようがありません。

2 マスコミ報道(特にテレビ情報)は、厚生年金、国民年金の制度問題と業務運営問題が整理されることなく、政治絡みでぶ雑な議論に終始しているので、問題の実態が理解できていません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 在籍時には、年金記録問題はありませんでした。

2 年金裁定申請時に、申請者に職歴書の添付を求め、洩れている記録を統合していましたので、苦情、トラブルの記憶はありません。

3 年金記録問題は、マスコミが喧伝し始めたときに知りましたが、マスコミ報道には未だ疑心を抱いているところです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1 現在騒がれている年金記録問題の正確な内容を知り得ていません。

2 機械化されている年金記録に誤があるということであれば、被保険者の誤届(脱)か、担当職員の記録の入力ミスか、また、コンピューターの不具合などが想像されますが、事務の機械化は退職後のことであり、意見を述べる情報がありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在政府が国民に示している方策を確実に実行し、国民の信頼を得る以外に方策はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在職していた当所は、年金記録に間違いがある可能性は否定できないが、年金給付の請求時に確認できるとの申請時主義による甘い認識でありました。
その後「宙に浮いた記録」ということが、07年2月国会に報告されて以後、次々のマスコミの発表でこの問題を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は、年金制度が始まって以来、長い年月にわたりいろいろな問題が積み重なって生じており、現時点でみた場合、記録の欠落や不備訂正、補正しておくべきだったし、定量的に把握、検証、補正する等組織的取組みが必要であったと考えます。
制度の運用に関わった者として、誠に残念であると自己嫌悪にたえなく、深く責任を感じているところです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが、厚生年金被保険者が途中脱退して一時金を受領した人がかなりいることを聞いております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録については、相当年数経過して破棄又は消滅して不明と思われるので、本人の申立てと給料明細書による確認、あるいは同僚であった人による確認しかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録が不備であったとは認識していませんでした。
新聞、テレビ報道により初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ほう大な記録を確認することは大事業であり、先ずは第一線現場の担当者の自覚とコンピューターの慎重な操作による確実な記録が大事と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この年金記録問題の事象等は、在籍中の時点では予測していませんでした。また、この記録問題にかかるような事例の存在は、現在、記憶に残っていません。
なお、この年金の問題は、国会の論戦、新聞報道等で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務処理にあたっては、可能な限りのチェックが果されれば、よりよい結果がでてくるのではないかと考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は昭和54年7月の退職者で79才です。30年も以前の事でもあり具体的に記憶しているものはありません。
なお、退職時はオンライン化も実施されてはいないし、当時の状況を考えるにこのような問題が存在することは想像もできない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

30年前に退職した者で問題の全体を具体的に掌握もしていないので妥当な策ではないのかと思いますが年金相談とねんきん定期便にはより力を入れていく。また、これで出された問題はできだけ早く解決につとめ投げやりにはしないこと。
未統合の部分は全力を上げて統合につとめる。　1日台帳でコンピュータに未収録の切は1日台帳自体があることから請求のある都度全力を上げて突合確認につとめる。
未収録のもの、量が非常に多いことから生年月日の年令から判断して当面は請求の近い者から優先して処理をしていく。　生存の不明な年代、高令者でこれから請求行為が見込まれない年代の者は後順位とする。(※この処理には多額の費用と多くの人手、また長い期間も要するため。)
○年金の請求書には本人の年次順に職歴と住所地も書くようにして、年金の記録に登録されていないからといって一律に断ってしまうのではなく、無年金(記録にない部分)の期間の住所地での生活の状況や勤務をしていたかどうかなど話を進め、なるべく思い出させ、脱落や漏れを防ぐようにつとめると請求者もより納得するものと思う。
○最終的に不明となったものは政治判断を要する時が必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

30年前に退職したが当時は、このような問題は起ってはいなかった。
年金記録は被保険者の年金の受給に欠せない非常に重要な記録で大事なものと考えていた。旧年金証のカード方式から年金手帳に変ってからは、被保険者本人も記録の内容が目に見える形で掌握もでき、関心も自覚も出るものと喜こんだものです。
年金記録に関して問題があることを知ったのは、国会で年金問題が取り上げられ報道されるようになってから、時期は、はっきりと記憶はしていない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

30年前の退職者ですからどのように対応しようとしましたかには直接お答えはできません。
現時点での反省点　　年金記録に関する特長は 1.量が多いこと、2.長期間の管理が必要であること、3.過去は人手による事務処理ばかりであったこと、（※人手による処理には誤りが必ず起り得るものであること、この防止対策と手立の機能が十分にあったか）
4.長期に及ぶ地味な記録や、各種の届出などに正確性を守る意識が全体に欠けてはいなかったか。（行政側・事業所担当者側・本人も含めた）
5.制度の変革が多かったがこれらの対応がその時点で十分に取れたのであったか。（改正時の業務実施　計画と結果の状況）
6.正確な記録を長期間維持していくには多くの人手と多額な予算、時間が必要となるがその実態と現状について予算関係省庁や関係の責任者に正しく伝えられ、改善するための理解を得るような努力が十分されていたのか

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題の存在は、退職のち、マスコミによりはじめて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の重要性についての認識不足が、事務処理の正確性を欠くそのもあり、また、年金記録の点検システム等に問題がなかったか、諸々の課題を残したままの結果、生じたものではないでしょうか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

紙台帳については当事の紙質が悪く、またペンにインクで記入していた状況から記入字句が散ったり、紙台帳がぼろぼろとなり判別不能になっているものもあったように思う、そのためコンピューター入力も不可能の部分もあるのでないか。
資格取得届の氏名、生年月日についても、住民票等の添付義務もないので必ずしも戸籍どおりの正確な届出であったと確信出来てない。
そのため記録が他人となっているものもあると思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人が職場を転々とし、厚年被保険者証を何枚も持っていると思われるのに本人は知らず、記載も曖昧の部分があると思われるが、氏名の読方等で類似記録がないか見つける努力は必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は将来の年金受給につながる重要事項であることから正確な記録に留意していた。

問題の存在は、TV、新聞等の報道で知り、他ではそのようなことがあったのか(等級の下等変更等)と思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年被保険者証の重複所持の統合促進を常時PRするとともに標準報酬についても2等級以上の下等変更については調査対象とし、調査の上適正な届出を出させていた。

年金受給発生はまだまだ将来の問題として、手書き記録照合等について、甘く考えていた部分もあったのでないかと思う。

また、コンピューター導入時記録入力の完全適正照合に手抜きがなかったのかとも思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和51年に所長として統括的な業務についたとき年金制度が余りにも複雑で、職員も制度に対応が困難が地方においてもコンピュータ事務処理の早期導入が必要とされた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピューター事務処理導入に組合(自治労)の反対闘争が激化したが、理解を求め努力した。

(反省) 年金の制度が複雑すぎて問題を生じたところ多い

① 制度発足から、職種毎、数次にわたる適用の拡大。

② 公的年金制度実施主体の乱立

③ 多数の被保険者の細かい記録を永年に亘る管理(名簿台帳により)特に標準報酬制による扱いを短期の健保長期の年金を一括業務処理している。

④ 給付における経過規定の多さ、複雑多岐で、職員がも対応が出づらくなっている。

⑤ 国民年金業務の市町村からの大部分の引揚げによる協力理解者の減少。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便による本人からの申出、照会のお知らせを親切にまた迅速にお知らせする

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にはない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　（退職者）
所属	本　庁　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

徴収実務が忙しく、年金記録問題については、テレビなどの報道以外全く知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

その他は全く分りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁で実施している方策でよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各庸書に基いて、[illegible]に処理するとのことで、
しりませんが。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問の主旨が、よく理解できない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○結論として、特にありません。
○現職当時は横書き紙名簿で紙台帳でしたが、昭和31年当時は紙名簿から、意矢台帳に転記したものを再確認し、紙台帳に当時の所長の頭文字のゴム印を押印したものです。
これ等の業務はすべて、平常業務終了後、サービス残業で毎夜食も自腹で、自宅へ帰るのは9時10時でした。当時は労働組合もなく、文句もいわず働いたものです。
現在、新聞、テレビで批判されているのは、社会保険事務所では正確に処理されていたものが、社会保険庁でコンピューターによる切替時にわれわれ、プロ以外の業者にさせたのが、いい加減に処理されたのではなりでしょうか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○紙、名簿、紙台帳から切替業務が正確に行なわれているか、再確認以外にないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○将来的にこの様な問題が生じない様
念には念を入れて正確に処理することが
第一と思って処理しておりました。

○退職後10数年過ってからでしょうか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問1)に記入しました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金について
夫婦2人で加入の場合保険料納付を拒否した
この場合母子年金の内容を説明しとりあえず妻の分を優先納付させた
こういう例は数多くある
従って配偶者の1人が納付していれば片方の配偶者も納付と見なす見解は不合理である

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在する資料(納付記録等)によって確認する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問の意味がよく解らない
年金記録が重要なものであり間違を期すことは云うまでもない

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いあたりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に「年金記録問題」の提起はありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中に問題提起がなく、特段の対応なく、従がって反省点もありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1　知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

2　現在進められている対応策、それによる補正を含めて適確・迅速に実行して行くことが最善と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

３　年金記録は、年金裁定するに当たり重要な証拠記録であると認識しています。

本庁から、「事故記録リスト」が送付され、その調査確認を行ったことで知りました。在職中です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

４　年金相談体制の充実、年金受給に備えての資格確認請求の必要性と事業主からの正しい届け出について、常に啓蒙するよう指導していました。

今振り返ると、制度改正などが頻度に行われ、業務量の増加に対応してることで精一杯の状態でした。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的に記憶してはいませんが、事業所の総合調査(会計検査院の実地調査と併行して実施)において、勤務の特殊について、何時かの事点で2年以内の取得として処理したと思われます。
その為が年金裁定時の本人の職歴記載と社会保険庁の記録とは相違することが考えられます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険料の納入は時効により及ばないので、現時点での対応は不可と考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時には現在のような記録問題が生ずること考えていませんでした。年金裁定時に戦証を記載させ、社会保険事務所側では出来得る限り自庁分、他庁分照合により対応し、裁定後も疑義を有する場合は再裁定が行われ、また審査による校閲がなされると理解しています。
(年金記録の未統合があることは承知していましたが、その都度調査が行われていると聞いていました)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中の事業所の指導において、年金法中に確認の制度が~~存在~~存在するので、被保険者に指導を行うようにと広報していました。
しかし、その内容は2年以内に限定されており、民間会社の毎年のように契約内容のお知らせには全く及ばないので、当初の年金手帳発行時点で、すべての記録を統合し対応することが必要ではなかったかと思われます。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に意見がありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は医療、給付関係が長かったので
台帳、適用関係の問題はわかりません

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたが。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 記録問題は正確にされていたと思っていた。
2. 記録データー送付時なぜ事務所側に照合突合をしなかったか不明である。直近に事務所とセンターが照合突合していれば解決していた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 紙台帳、市町村保管紙台帳、マイクロフィルム等で照合すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来受給年金に近づくと被保険者は必らず過去の納付記録を云って来るのが常で私は国民年金未納カードに徴収時記録(出張徴収)を残し決裁、未納により無年金者はカードを色付し保管していた。

従って記録は正確であったと思わっていた。新聞テレビ報道で存在を知った。

国民年金10年に今の裁定時に未納があった時分に将来を感じた

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※ 標準報酬の改定、賞与変更等については全面的に回復し支給すること。
これらを実施した職員は処分を行なうこと。

※ 保険料納付申出者についてはやはり精査することその後において カラ期間、納付済期間を判断すること。

国民年金制度について個人単位でなく世帯単位にし世帯主が保険料のすべてを支払い、国も5%保険料負担で原年制度同様を現みます。従って第3号被保険者は無くす。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の突合以外 なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

間違いないと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

…知られていない問題は知りません。退職してから年数が経過しておりご了承願います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険在勤中に認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金保険の資格関係を直接担当[redacted]、事故リストなど調査不充分なものがあったことを反省しています。当時は、船員保険の通年雇用や、日雇き制適用排除などの業務もあって記録問題は充分でなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	本庁　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

来統合記録の最大の原因は昔から事業主側からの届出の不正確性にあることが一般に知らされていない、行政庁、事業主、被保険者別に事故原因別比率などオープンにして協力を求めるべきと思う。当然これには各種各方面の反応もあると思うが。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入脱退等の都度、届出方式による記録システムが実勢と乖離していることが今回の問題で明らかになったと思う、皆年金時代だから日本国民であれば一定年令に達したとき基礎的年金が誰れでも受給できる制度の充実を計ることによりこの問題も解決できるのではなりか。

但し当然企業別、集団的な年金が加算される制度もあってよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和43年頃「記録の事故リスト」処理を担当して不明記録の存在は判っていたが当時は年金受給申請時に職員調査で全んど解明でき大きなトラブルとならなかったと認識している。
今回大規模な未統合記録の実態が公表され多くの社会保険関係者すら始めて知り驚くばかりである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時少い職員数で最大の効率を上げることが上部からの一貫した指導だったため処理の正確性が損なわれたことがあったかもしれない。
しかし反省すべきは質問3に記した大規模な未統合問題を遅滞なく全庁的に明らかにしてその解決体制を執らなかった中央司令部の1、指導力の欠除 2、運営システムの限界を知りその改革を怠ったことにある。責任の所在は明らかである。
更に反省すべきは年金機構の人事方針で以前の過ちで一回処分を受け十分に勤務姿勢を正しているのに不採用では事実上二重の制裁を加えたことになり大切な人材を失うとともに今回の問題の責任所在が第一線の一般職員に転嫁され本質を見失なう結果に終ることである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に意見なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 社会保険庁及び社会保険事務局(旧保険課)の指導、指示により業務を忠実に遂行していたので、今日のような年金記録問題が起きるなど認識していなかった。
- 年金記録問題を知ったのは、マスコミ報道によってである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 質問3の回答のとおり、年金記録問題が存在するなど考えていなかったので、対応のしようがなかった。
- この問題は、中央庁(社会保険庁)の企画、管理、運営上から起きたことであり、国会、厚生労働省、保険庁、都道府県、社会保険事務局及び各社会保険事務所総ての関係者が反省し、年金制度の構築に努力することである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、マスメディアによって報道されるまで知ることがなく私が認識したことはありません。
したがって、在職中から現在まで世間一般に知られていない問題を私が承知していることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険行政に従事した者としてこの問題について責任は重く感じていますが、この問題について発生から現在までの社会保険庁などの取組みや、その各過処理対策など内容の詳細を知らない現状において解決の方策を求められてもその回答に窮しますが……
失った国民の信頼を取り戻すためには具体な記述ですが、現状における問題点などを明示し、処理計画、進行状況等情報開示を行い、地道に努力を続けて理解を深めることかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人的学単等を確保し、時間を分けて交合、入力
業務は当然すべきと思料されます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

種々の会議、会合等でも諸題に関わず
全く承知しておりませんでした。
マスコミ報導された時点です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全く承知しておりませんでした。
花公務所庁幹部は、予算の確保、対職実施との
関係もあり、先送りしていたものと心神されます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本 庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ等で報道されたさいに、問題点を知らされたが、これ以外は、承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○「ねんきん特別便」を活用し、1人でも多くの方から回答いただけるよう、あらゆる機会をとらえ、周知するなど、年把強く、積極的に取り組んでいくべきでないかと思われる。

○記録、証拠がない場合の取扱いは、最終判断を第三者委員会で認定するようになっているようですが、その基準を見直すことによる解決策はないのか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中このような大きな問題が生じるとは、全く認識していなかった。
問題の存在を知ったのは、ここ3年ぐらいマス・コミ等で報道されるようになってからだと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の統合処理方法、並びに仕組みそのものに認識不足があったのではないかと考えられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	○本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決の名案はないが、本人照会にもとづき事業所候補を事務的に可能な限り調査し、本人申立の内容精査のうえ、一定方針のもと追記処理はできないか。(厚年)
その他は分らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には記録事故について、その事実は地方に連絡はなかったと記憶している。
従ってその実態は認識していなかった。
近年記録問題が取り上げられその状況を知り驚いている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題」は、旧台帳のコンピュータの入力時、基礎年金番号の記載統合処理時等処理の段階毎にそれぞれ発生した事故をその時点毎に処理して来なかった事がこの問題と思う

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)　保険課指導官長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記載する例は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者資格の有無について
事業主の届出の有無及び適否について
最後まで粘り強く調査し公平を期すこと。
被保険者であると申出た者については、何らかの履歴となるものを提出させるべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が出来たときからである。
問題の所在そのものは社会保険制度発足時から
未適用問題、誤届の適正化など現在でも
引き続く問題でないのか。
適用対象者の届出義務と適正届出は制度なる
限り続くことである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金の記番号重複の解消で概ね適正化
が図られると思っていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

イ. 被保険者(在籍)現存台帳
1. 昭和34年10月頃に思いますが、現存台帳の移管事務の作業がはじまり、記載事項の訂正・記録確認・発期にわたり実施報告を出すたびでありました。
各月の期間計算と欠勤以降の日数、休職欠勤の日数等の正確な日数の割出等指先とテクニックも、思いをなかる実行しました。
ロ. 上記イが完了し、引き続き喪失台帳
一件(枚)当りの比較的退職期間が短いため、それほど時間が必要としなかったようです。(私は配属による)
ハ. 問題は喪失台帳の中味です。
外国人と思われる台帳が多数あり、代表的に文字に特徴有り、石炭、鉄鉱石等の役山、強制労働、タコ部屋、戦争、戦中そして死亡者もあった。短期間が多い、脱退手当金(一時金)払った者
本法案のため

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時効の問題、寿命の問題
外国人の問題　…？
大日本帝国のため、
全国を入れれば、相当の数になると思います。

物理的にできれば、お明者の期間が可能であると思いますので
上記分を考慮して お明分の分母から上記分を引いて分母を小さくして、
処理されたら…？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多少の文書では書き現せない。
コンピュータ化により年金の勉強をしなくなった。
適用の利回りが悪すぎる。
次の時代に引継ぐため、専門的な研修が必要
グローバル化が進む、多様的になる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚年台帳移管後厚票方式に変るまでの間記録について、事業所より届出の各種届(3部復)一部を進達してきたが庁業務課においての処理が順調であったかどうか、又、厚年記番号について再取得時における記番号重復を防止することが大変であったが届出の時、厚年被保険者証の添付できない場合事業主に転厂等の提出を求めるべきではなかったか、
なお当時、国民総背番号実現を希望していた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便で問題がなかった者、以外の者のコンピュータに収録されている記録と社会保険事務所保管の帳票類を突合し記録もれがないかどうか調べるべきか、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後(約15年)各報道機関からの報道により承知した。
年金記録は被保険者の財産であり正確、安全に保存されるべきと認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別な対応はしておりません
しかし、私達は、ルール(法則)に基き業務を遂行してきました。未統合記録の数からしても
オンライン化に向けての設計に問題があったのではないかと思っている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

住民基本台帳(住民票)ネットワークシステムの利用を考えたらどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞、テレビ等 知り、 そのような、問題が
存在するとは、知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よく知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

? [illegible] ?
[illegible]年金問題が発覚しメディアを含め厳しく
指摘されてから久しい。かつてそこに身をおいていた
[illegible]として痛く心にかかっている。そのことから
家族を含め世間から白眼視されていることから
それを逃がれるようにひっそりとくらしています。一日も
早い終息を願っています。

解決の方策の一つとしては、中央でやることと地
方とのそれを明確にし、後者については年金統合
の反省を踏まえその処理を年金知識のない者に
ゆだねることなくて OB職員を動員し解決にあ
たるべきと考えます。①[illegible]体制の補助②追加記
録が新しい日付けでないの年金関係の処理などがあげ
られます。そのうちの報酬は無給とし交通費のみで
とどしすべきかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

所長として在籍していた、平成3年春ころ、ある事務所において保険料を長期滞納していることを理由に、事業を廃業したように偽装してその適用者全員に対してそれ資格喪失させることを強要指導している事実を把握した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(3)のことから直ちに担当課長に事実関係について質したところその事実を認めた。
そこでその撤回と謝罪を厳に指導した。
(当時の状況として収納率の向上を強く求められていたこともあって、そのような行為にはしったものと考えられる。)

○今何をなすべきかについて。

○年金記録問題が発覚しがすでの日数が経過しているにもかかわらず、何に厳解決の兆しが見えていないことはかつてその職場に身を置いていた人として何人とうに申し訳ないと考えています。
その一番大きなもんだいは、オンライン導入時に紙台帳をコンピュータに入力するさいに、大量のバイト職員を雇用し処理されたときかされています。
そのさいに十分な指導管理がされていなかったものと考えられます。そのことは十分反省されてしかるべきかと思っています。

○記録を判明した方がたに対する再査定は一日も早く行うべきと考えています。担当職員の業務の軽減をはかるため、バイトに頼らず心あるOBの応援を求め処理するのも急務かと？(そのさいの日当は無償として交通費程度にとどめるべきかと)

<このことについてはつとに意見提言しているところです。>

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

色々な問題・事例が報道されてきましたが
そうしたこと以外に、とくに思い当ることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の人たちの御苦労は察するに余りあるものが
あります。古い事実を確かめるには、仲々短兵急に
進め難いと思います。時間をかけて しっかりと
正すものは正し、手順のルールを明確にして、出来るだけ
早く軌道に乗せて行ってほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録を正しく整理して行くこと。誤りのチェックをどのようにするのか考えて行くこと。そうしたことは、念頭に置いていたと思います。

余りにも多くのことが報道されて、大変残念に思っております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

あらゆることを短期間に完全なものにすることは、残念ながら難しいと思います。

1 誤りを正す。 2 処理手順を励行にする。

3 チェック体制を定める。 4 研修を反復実施する。

以上のことが必要と考えますが、従前、これらのことが、不十分だったのではないかと思います。

(大勢の職員が長い間、真面目に仕事に取り組んで参りました。当然の報道かも知れませんが、心を痛める時期が続きますと、その家族の人たちの思いもあり、誠に悲しいことです。)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じ上げておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

残念ながら ~~妙手~~ 妙手が浮んで参りません。
地道に時間をかけて一件一件解決していくしか
方法はないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

まったく考えもしないことでした。社会保険庁（業務センター）は最新鋭の機械（IBM社）を導入，NTT？等の協力を得て万全の体制で処理をしていると思っていましたし 実地に見学をしたり（研修）もし~~ました~~ それを実感いたしておりました。

知ったのは 通常の新聞報等 等でです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

させ方方としては（国民年金担当）初期の頃は市町村とのつけ合せを「最重要の業務」としてやっておりましたし ※記録の間違いがないよう

場に反省する点は見当たりません。

統合時から未だのさんみ機，更に機能が高度になっていくプロセスで 人知の及ばないものが生じていったのかもしれません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁が実施している方策を、着実に実施し日本年金機構が確実に引継げる体制をとって頂きたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在を知ったのは、退職後10数年経過した一昨年で、それまでは、年金記録は社会保険業務センターにおいて、厳正に管理されていると認識していました。
地方庁としては、業務処理の適正化に努力していましたので、予想以上の未統合記録等があり、誠に残念です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。
資格および納付記録に対して、想像を超えた状況が報道されている事に信じられない思いでいる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[illegible]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

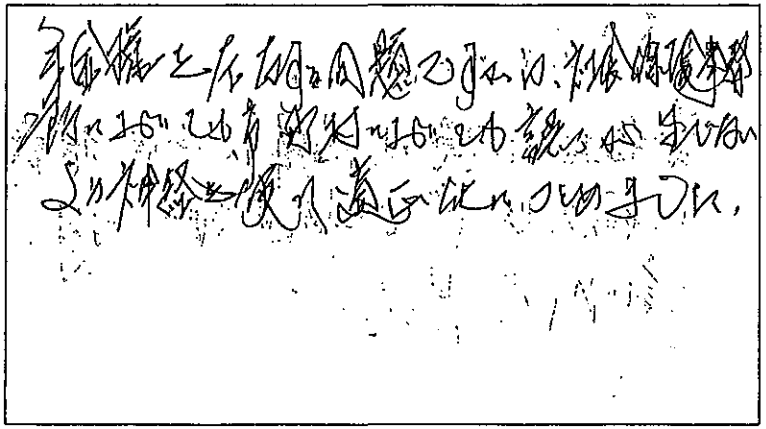

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

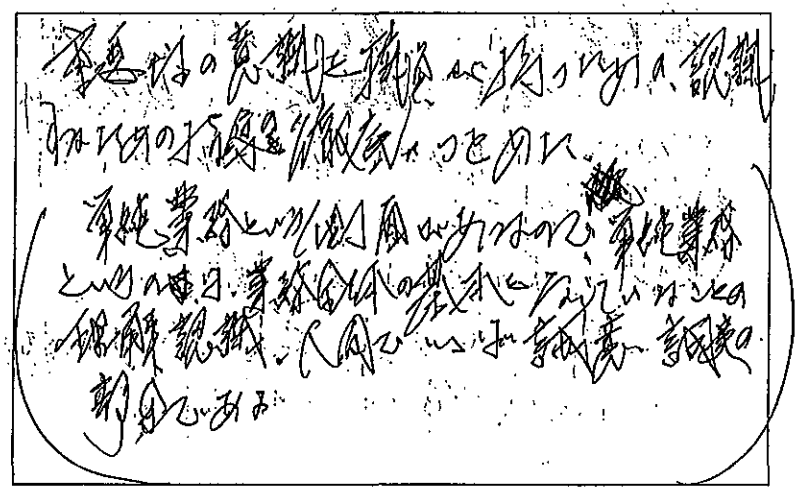

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれる確認方法で良いと思います。
本人の申し出を全て認めるのは無理があると思います。

年金等の大切な事については、子供の時からの教育が必要と思います。他人まかせに考えさせない事。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務処理に不正があったとは思いませんでした。

裁定時には、本人の申し出を確認し、重複や記録は適正に行なわれていると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当者が国民1人が全ての届け上、同一になるなければ、問題が起きると思います。

（統一番号制を考える必要がある）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

いわゆる「年金記録問題」については、これまで年金制度に対する国民の無関心が原因の一つであると考えている。　高齢社会に入った現在、声を大にして「自分の年金はどうなっているのか」と騒いでいる人の大部分が、自分が若い時にはどうであったろうか。

私が社会保険事務所（当時は出張所）に採用になった昭和３０年代は勿論、４０年代になっても多くの被保険者から「健康保険に入るが、年金には入りたくない。」という相談が多かったことを記憶している。

- 自分の過去の履歴を知られたくない事を理由に、「再取得」でなく「新規取得」として申出し、事業所からその通り届け出して、社会保険事務所では、新たに記号番号を払い出している。
- 会社の採用条件に合うように、生年月日を偽称し申出している。
- 「保険・年金に加入したくない。」と会社に申し出て、会社ではそのまま無届となっている。
- 事業主負担を抑えるため、資格取得の届け出をしない傾向があった。

社会保険事務所においては、手書きの時代には膨大な事務をすべて転記で処理していたため、誤記入もあったことは想像できるが、事業所・被保険者側の責任も大きいと考えている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法令上、大部分の届け出は、事業主が行うことになっているが、社会保険事務所の事務処理過程で基本項目である被保険者の氏名・生年月日等を確認するものがない。　せめて、住民票添付が必要であると認識していたが、当時から事業所の事務負担軽減を理由に一蹴されていた。　これをするだけでも不突合件数の相当数が減少しているものと思っている。

現在は昔と違って全ての処理がコンピュータの時代、「国民総背番号」に類したもので一元的な記録管理が最善と考えている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の全てを手書きしていた時は、筆記用具は１日ペン先１本、用紙は更紙、これも欠乏することもしばしばあった。本当に厳しい時代だった。　書いた途端にインクが滲み、紙は破れ易い等、今書いている記録が、これから何十年もこの状態で残ってくれるのか、という不安もあった。

その時は、「今書いている記録が、これから何十年か後になって、この人の年金に結びつくのだ。」という意識から慎重に記載することを自分に言い聞かせていた。　残念ながら、人間のやる仕事、チェックをうけながらも転記誤りはあったと思う。

現職の後半は、受給権確保対策に力を入れ、過去の履歴の掘り起こしに努力してきた。

年金記録問題が取りあげられ、「未統合記録５千万件」が公表された時には、ただ驚くばかりだった。しかも、「全ての責任は社会保険庁・社会保険事務所にあり」として現在もテレビ・新聞等で報道されている。　真面目に勤務してきた４０年間は一体何だったのだろうか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

５千万件未統合の判明が、基礎年金番号付与時のことであれば、社会保険庁からもっと早く公表して、事業主や被保険者にも注意を促すべきではなかったかと思っている。

前大臣・現大臣とも「社会保険は悪の集団」と決め付けたような発言があったり、新聞・テレビでも、「消えた年金」といって、すべて社会保険の責任として報道されていることが、残念でなりません。

本当に消えたのでしょうか。氏名・生年月日を偽って届け出をしたり、手帳（被保険者証）を何冊、十何冊も持っている人等、これらの記録が統合出来ていない件数も相当にあるのではないでしょうか。

決して責任を転化するつもりはないが、全ての国民が、若い時から自分の年金についてもっと関心を持ち、自らも責任を持つことが必要ではないかと思っている。

この度の「年金記録問題」は非常に残念であるが、反面、年金に対する個々人の関心が高まったとも云える。

これからは、年金制度についての広報・教育にもっと力を入れ、自己責任が伴うことも含め、正しく理解してもらうには絶好の機会であると考えている。　広報も、単にチラシを作成し配布するだけではなく、目の通すことの多い新聞紙上で広報するとか、市町村広報誌等を活用して広く国民に見て貰い、少しでも制度を理解してもらうことが必要である。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いつく事はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方庁は
紙(名簿、原票)方式時代でしたので
年金記録は退職事務その統合と
理解していました。
紙の照合以外ないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン以前の花転で全く予期していませんでした。
2004年以降です。（と思います）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金実務の経験の方がなく、医療畑が長かったので、あまりありませんが、当時オンライン実施に関し、労働組合との根誠事項の多さに辟易した記憶が強くあります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回、民主党が国会で取り上げた時に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳や名簿から記録の切換をした時、突合・点検等を正確に行っているはずなのに、オンライン上に正確に記録されていない事態考えられない。(業務センターで突合・点検をしていなかったのでは)。
また、社会保険職員ばかり悪者扱かいされているが、事業主・被保険者等にも問題があると思う。
・職員を採用しても正しく届出されていない例が多くある。
・被保険者証(カード)を何枚も持っていると自慢している等
従って問題の解決に良い方策は無いと思う。変に救済すべきではなく、記録の残っているもので対処すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には、このような問題は一切なかった。
このような問題を知ったのは最近（数年前）のことである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一切問題が無かったので対応することがない。
従って、反省すべきこともない。
社会保険在籍中のほとんどを、徴収適用を担当していたが、自分としては適格な処理をしていたと思っているので、反省すべきことはない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判断いたしません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は在籍中には全く知ら
~~なかった~~ でした。
この問題を認識したのは、退職後
マスコミにとりあげられてから半信半疑
で、事の真相を知ることになったものです。
（こまなお、信じ難い気持ちでおります。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何故このように大量に問題が生じていたのかよく分らない。
記録のもれなどと標準報酬月額を書き直したり遡及して処理変更せたりしたものなどとは多少異質なものとも思われるが、時間も経過し一義的には行政側に挙証責任があるものと思われるので、行政庁が保有する問題解決に有効と思われる資料(納付簿、マイクロフィルム等)との照合確認作業を早急に完了するべきものと思われます。
長妻大臣は2年間でと言ってから切るようですが、集中的に作業を実施完了し、そこで問題解決にそらなかったものについては、一定の線引きをして救済するか否かを決め国民の理解を得るよう仕方ないのではないかと思います。(国庫負担金の国庫負担分、標準報酬月額の下限保険料相当分)
これまでの経過をみていると時間はかりが過ぎていく気がして仕方ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このように大量な年金記録問題が起きるなどとは考えたこともなかった。オンライン化前の紙台帳による記録の時代においては、原票（検認票）の本人確認を見誤って他人の台帳に記録ミスするようなことは極くまれに生じたことが後で判明することがあったような記憶がある。
また、地方庁（社会保険事務所）から中央庁（社会保険庁）に進達された記録が総合処理の段階で平成となり再進達するケースがあるが処理サイクルの関係などで再々進達するようなこともあり、処理が煩雑でもっと良い処理方法はないものなのかと思ったことがあったような気がする。
問題の存在を知ったのは、長妻大臣が国会で取り上げた頃だと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

他人の台帳への記録ミス等については、記録時のダブルチェック、市町村の原票（社会保険者名票）との照合で判明した。記録業務処理にあたっては再確認が必要と徹底した積りである。
上記のような問題はオンライン化によって解消されている。
今問題になっているのは、地方庁から進達された記録が何らかの原因で中央庁（社会保険庁）において未処理となったものではないのか。~~と思われる。~~ 社会保険の一員であったことは間違いなく責任の一端は勿論あるが、その大半は中央庁（社会保険庁）にあると思う。
地方庁（社会保険事務所）から進達された記録（磁気テープ等）は蔵布とかに保管されていると聞いたことがあるような気がしており、その照合等が必要なことではないのか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍しているときは、このような問題が出るとは考えてもおりませんでした。
知ったのはマスコミ報道により知りました。
どうしてこのような問題になったのか、理解しかねております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今考えると
コンピュータへの切替の時期が早すぎたのでは。例えば、紙台帳の氏名等の漢字からカタカナにその後漢字に切替時別人あつかいになったと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

調査、確認の徹底

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳をコンピューターに収納する際には記録もれの心配はあった。（※記録もれに伴う年金額の減少）

時期は記憶していない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

随時、事業主と被保険者への確認作業の徹底

（反省点）

当時のコンピュータ化には、もう少し予算と時間をかけるべきであったと思っている。

※当然国の予算もからんでいたが……

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記すべきものはありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和33年社保職員となった時点で、厚生年金に対する世間一般の風評は、本制度の発足は戦費調達のためだとか、インフレ時は将来の年金支給額は、戦前の簡保のようにその価値がなくなるとかで、制度への無理解、無関心、そして加入しても将来の保障がない、のであまり加入したくないとの声が多く、未加入、加入逃れ者が少なからずあったものと考えられます。
厚年の加入漏は、事業所の担当者が作成したものが、戸籍簿等の照会することもなく、そのまま加入記録となるシステムのため、加入者の氏名等の誤記入、あるいは、以前に加入実績があっても新規加入として漏出されると厚年被保険者証の記号番号が重複払い出しで、加入記録がつながらなくなる。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年の加入記録の誤りといわれるものには、不注意で誤った加入届書にも原因の一端があるので、被保険者の手元、あるいは事業所のどこかに保管されている被保険者証の氏名等の再確認と複数枚の被保険者証がある場合には、その申出をしていただくこと、さらに、被保険者自身の職歴は本人が一番承知しているので正確に申出していただくことだと思います。
年金番号の統合は早くから要望されていたもので基礎年金番号の制定は遅過ぎたと思います。
事実に基づかない標準報酬月等の訂正については言語道断、許されません。
国民年金に関する実務経験がないので保険料の納付記録が無い等の実態の評価はできません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故リストの送付がある正しい処理としていたが。
年金裁定時に確認する事により適正に処理されるものと認識していた。
適用拡大についても、保険料の納付できない事業所までの適用については疑問もあると認識していた。

年金記録問題については、国会で問題になってからである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

名簿から原票、原票からのオンライン化時等に適正な確認を行ってこなかった事が反省点である。
（手帯の範囲内や組合との確認等の条件により満足な処理としてこなかった事、事業主被保険者の自己管理の不足も併せてある。）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1

特に問題点がある認識はなかったが、報等等の記録不備の存在から推測すると出帳切替時の誤字等に基づくデータ進達、進達時期のタイムラグによる未進達（追加納付記録等の）があったと思われる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問2

今後、行なおうとしている、諸資料（残存している出帳等）との突合、厚年等の多重加入者の記録統合。

オンライン記録

出来れば厚年記録と同年記録の統合。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術による処理(処理)を考えるべきではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時には、特別な問題とは認識していなかった。
年金記録の現き見問題が報道された後に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年資格取得時（資格取得届）における氏名・生年月日等の確認を徹底すべきでなかったかと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

(頸椎損傷で文字を書くことが苦痛のため、機械印字としました。)

この用紙は、公表する場合があります。

回答書③

(質問1)　年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

回答の前に、私が勤務した地方庁[redacted]及び退職後の状況等について、少し説明します。

(1) [redacted]

(2) ちなみに、私の退官ポストは保険診療に係る[redacted]でありましたのでこの年金問題に関する連絡等は除外扱いとされていたとも考えられますが……。

(3) 退官後は、①病院事務と②厚生年金基金の業務に携わり、現在は無職です。

以上の状況から、この年金記録問題についてはマスコミ等の報道によって、一般人と同程度のこと知ったと認識しております。

【答】　従って、ご質問の「世間一般に知られていない問題」は、特にありません。

(質問2)　現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

【答】　経費・人的労力等からも、現在、行っている方法が「ベター」と考えます。
ベストな方法等についても、なかなか考えつきません。
最終的に、後輩の現職者に大変なご苦労を煩わしていることついては、沈痛の心境です。

この用紙は、公表する場合があります。

回答書④

（質問３）　あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

【答】　質問１で答えたとおりです。

(1) 在職中はこのような問題を提起されなかったことから、認識はしていませんでした。

(2) 問題が存在することを知ったのは、マスコミ等の報道が行われた数年前からです。

（質問４）　質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

【答】

(1) 対応：　既に退官した身でありますが、目下、国民年金委員の立場で、知人・友人・近隣者（町内会活動の一環）等からの相談には、微力ではありますが極力、懇切丁寧に個別対応を行っております。

(2) 反省点

① 本庁（年金業務センター）における業務管理体制に、いささか疑問をもっています。

なぜ、もっと早い段階で本庁と地方庁との連携を密にし、一致協力（地方庁を巻き込んで）して問題解決に取り組む姿勢を示さなかったのでしょうか……？

年金業務センターは、問題を隠蔽し曖昧のまま引継ぎをしていたような体質は無かったのでしょうか……？

（本庁経験のない私が申し上げることに、大変抵抗を感じておりますが……）

② 特に、戦前に交付された厚生年金保険の被保険者証また新制度施行当時の年金台帳等の紙質は、あまりにも粗悪で磨耗したり、変色したインク文字は判読困難なものもあったと記憶しています。

このようなことが、長期の保管等に耐えられず事故原因に拍車を掛けたと思います。

（厚生行政には、あまり予算が付かなかったこともあるのでしょう……）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

他の事務所では、事故リストについては、承知しておりましたが、未統合記録がこれほど存在しているということは、今回の問題になるまで知りませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私自身も、昨年から社保事務所において、記録の統合処理などのお手伝いをさせていただきましたが、これだけマスコミに報道されております中で、記録に不備がある人は、申し出がされていると思われます。

残っている記録は、1回だけ、厚年保険に加入し、その後、再度加入しないままでいる単独の記録か、単独の記録の者ですでに死亡している者が多いのではないかと、考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、重複取消しについては各種説明会、算定基礎調査時にも指導し参りましたが、年金の調査時に生じた事故リスト以外、大きな記録上の問題はないものと思っておりました。
過程直前に、基礎年金番号の大事業があり、毎日窓口があふれるほどの来客で、この際にはかなりの事故、不適合なものが出てきたと思われますので、この際に、予算要求を行い、古くからの年金記録についても、手をつけていたなら、このような事態には至らなかったと残念でなりません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まず、問題なのは、年金記録がこのような状況で放置されていたことは、記録を管理していた業務センターに大きな責任があると思っております。
記録のもれ等については、年金の裁定請求の時点で、本人の私録と記録を照合し、記録もれのないように処理することになっておりましたので、本庁からのこのような指導で対応できるものと思っておりました。
地方の事務所においては、事業所との間で、取得もれ、事業所の未加入問題が大きな問題であり、勤務当時は、あきらかに年金の手番を持っていると思われる年金であっても、健康保険証とは早く交付することが重要でしたので、新規に手番を払い出し重複処理が、あと回しになったことは、未統合の記録が増大した原因であると考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者の申立てに基づき
社会保険庁の記録と突合していくこと
以外の解決策はないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について在職中は適正に処理されていたものと認識しています。このような問題が存在することを知ったのは退職後と記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 事務量の増大に事務能力が追いつかず入力後のチェックが甘かったと思います。
- 年金証は1人必ず1枚で記録をつなげるよう日常的に被保険者にお渡ししていたが、国民の皆様には徹底されず、何枚もの年金証をお持ちである人が多く見受けられたことによる問題も多いと考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な問題があるとは認識しておりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「保険料納付の申し立て」については、特別な法で全て救済する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中の年金記録は、個々の問題と考えており、個別に解消されるものと認識。
安倍内閣時代に、国会において年金記録問題審議。とマスコミ報道で問題の存在を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個別事例毎に徹底解明。
社会保険庁における年金記録の最終点検管理が不十分であったこと。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良くわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、二重税の問題があるとは知りませんでした。

退職後、マスコミ報道等により、知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の存在を知りませんでしたので、問題認識を踏まえて　との対応ではありませんが、日頃、業務とりわけ年金に関しては、相談を始め、業務の適正処理に努めたところです。

紙から機械への移行。
(ここでの処理の的確性。)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者（○）
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良く解りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あまり認識していませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度発足した当初から、昭和30年代・40年代は、年金が国民の老後所得の柱になると、国も（業務に携わる職員）国民もそれほど意識していなかったのではないか。

年金の記録管理が、国民の財産権に大きく関わることを、早い時期から、国・業務に携わる職員・国民が認識する様な、方策を取るべきではなかったのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旧台帳(名簿)が当時(昭和30年代以降と思う)の紙質が悪い上、インクペンで記載されていた為、台帳にインクがにじみ判読が困難な文字や数字が相当数見受けられた。

また被保険者本人が生年月日を偽り届出がされているケースも見られた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記の件については解決困難と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　・　(退職者)
所属	本　庁　・　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題として認識していませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題の原因については、これまでマスコミ等で色々と取り上げられて来ておりますので、現時点では世間一般にも知れわたっていると思われますが、

・事業所や従業員の年金制度に対する理解が十分でなかったことが記録問題の一因であることや、事業所から社保事務所に届け出された氏名や生年月日に誤りが多く、(従業員が採用されたいがために年齢を若く届ける)
・事業所に就職した見習い期間、試用期間として数カ月は正社員としない～未加入期間としていた(従業員は見習期間も加入していた期間と思っていること、
・採用された際に過去の記録(前職場等)を知られたくなく再就職する毎に新規で年金手帳の交付を受けていること、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あまりに膨大な件数であり、凡人としては方策は思いつきません。
社保が解体され、日本年金機構となりますが、機構に採用されない職員が相当数おられる様ですが、この問題の解決には素人より、経験のある社保の職員を活用した方が効率があがるのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が得喪関係の業務に携わっていたのは、昭和37年以降、40年後半まで、その40年代の中頃(?)に年金記録が相違しているもので調査するよう「事故リスト」が送られて来て、その存在を知りました。

年金記録の未統合が5,000万件もあると知ったのは、ここ2~3年の事で、大変驚いております。
ですから、その当時は、あまり大きな問題との認識はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リストは業務センターから送付されるたびに、相当の手間をかけて修正をいたしました。
記憶が定かでありませんが、「事故リスト」はいつの時点かで中断されたのでは?

各社保からの進達で不突合のものが出た場合、なぜ事故リストに調査依頼を継続されなかったのか?
それが1件数増となっているのではないかと思われます。
(要因の一つ)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている方策で良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の相違は、年金記番号の重複取得、生年月日や名寄等の申請時の誤りによるものであると認識。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定請求時には、過去の職歴記載により必ず一本に統合されると思っていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

金融機関等 異動(転勤)が多い所に在籍した方に、
危惧されますが喪失理由を退職扱い又は、異動の一時
にした事により、資格期間がつながっていない恐れがある。
成熟した時点で会社の人事課あて問い合わせを行い
チェックした方が良いのでは？

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。　後段に書いた通り

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

わかりません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

存じませんので一考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

。在籍していた時は認識していませんでした。
。退職後、平成○年頃と思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早急に解決していただきたい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、計画されている対策を今後に実行することが、解決の方法だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大規模事務所の勤務（昭和55年12月）となった時
資格・納付記録の管理が必らずした適正に行なわ
れているとは認識されなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

納付記録の管理が賃金職員等にまかせきりに
なり、点検推奨がスーパ分であったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今となってはどのような策をとっても100%の解決は困難と思われます。
最後は、本人申立をすべて受け入れる事での方策しかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚年の旧台帳及び船保の旧台帳の中にコンピューターに収録されていない記録があることは聞いておりましたが順次収録されていくものと思っておりました。(知ったのはオンライン化が始められた時から)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所の段階では対応は困難である。記録が集積された業務センターで記録が終了した時点でオンライン化をすべきであったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金制度(期間照会)に対するマスコミ報道は、不安を煽る記事が多く、年金記録問題について、もう少し正確な報道にてらえる方策が必要が。

・現在、件数が多いので地道に処理していくことになるが、数多い非常勤職員を適正に指導できる正職員の配置が必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○制度が複雑で未熟であり、国民があまりにも知らなすぎた。（知ろうとしない者が悪いと思う）

○退職後、マスコミ報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

○各制度の記録の切替時において対象件数が多く入力ミスが数多くありますが入力後のチェック体制がどうであったか。

（処理後のチェック体制の整備）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の対策(方策)以外はないのでは?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に(マスコミ等の報道により)存在を知ったため、在籍時には認識なし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※平成9年の基礎年金番号導入時に(国民の皆さんの関心が薄かったと思われるが)さらに第二段、第三段の改革(年金記録)救済のための手段を取るべきだったのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、記録統合にどのような作業をしているかよくわかりませんが、行政が今やっていることがベストと思います。
記録の未統合が判明したときは、1人1人で調べていくしか方法はないのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は将来の所得に変る大事なものとの考えを在職中から持っていました。
年金記録問題として事象に上げられている中で、①基礎年番に未統合記録が多々件あることは退職後、マスコミ等の報道で知りました。②旧台帳がコンピュータに収録されてない件数は事象例の中で知りました。
また、事実に基づかない、遡及して報酬を訂正したり、資格喪失をさせたりしているケースがあるものことだが信じられないことです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前段の質問の意味が良くわかりません。

問題点

①資格取得の際に居に住民票を添付させ生年月日、氏名をきちんとしていれば、重複した年番で別人扱いとなっているものが、相当数解消できたのでないか。
②要求年金も早い機会に国民年金同様、住所管理をしていれば、記録統合に手掛りがつかめたのではないか。
③オンライン切替事務のスケジュールに~~無理~~多少無理があったのではないか。③実検事務が不十分な結果、過ちなケースが出ていると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、大変な事であると、認識しております。
現職の方には、大変なご努力をされていることに敬意を表します。
私自身もどのような方策があるのか正直思いつきません。
申し訳ございません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が年金記録問題の存在を知ったのは、退職後であり、現職の頃は認識しておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職して6年以上経過しましたので、あまり記憶も残っておりませんが、発生年金の旧台帳記録がオンライン化されなかったこと、地方分権により国民年金業務が市町村の協力がなくなったことなどがあると思います。
また、度々の制度の改訂による複雑化、急速な事務処理体制の変更等により職員が追いつけない面もあったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は昭和39年5月に採用となりましたが、直接年金給付を担当したことがないこともあり、特に年金記録に関して問題があったとは承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マスコミ報道にあった「宙に浮いた5000万件の年金記録」と現状各界で調査している年金記録問題とは同一視すべきではなく、前者は受給権未発生記録や脱退者金受給者済記録が大半であり、受給権にまずびつく記録はごくわずかと思われますので、その内訳を正しく情報公開すべきだと思います。
むしろ現在、受給者の被保険者から照会されてきている年金記録の解明に全力をあげるべきであり、そのためには一定の時間(現在も調査中であるが)が必要です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1でも述べたように在籍中に特に問題意識があったとは気付いていません。
マスコミ報道により、その件数におどろいたわけですが、前述のとおり受給権にむすびつかない記録が大半ではないかと認識しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職中は特に問題が生じていなかったこともあり、特別な対策をとったことはありません。
反省点はと問われれば全くないわけではありませんが、しかし、行政としてとりたてて何と言えばむずかしい問題があります。
例えば厚生年金でいうならば、事業所から各種届書には本人確認書類(例えば資格取得届には戸籍抄本や住民票の添付)の必要がないため、オンライン体制以前には届出の正否は確認できず、氏名、生年月日の相違や年金番号の重複が多数あり、今問題となっている統合されていない記録となっていることが考えられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各市町村、社会保険事務所、保険庁との連携を密にし、当者の保有している記録は1件づつ整理していくしか方法はないと考えます。

これを行えば、絶対という方法はないのではないでしょうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には年金記録問題として大きくクローズアップはされていなかったと記憶しています。
また、この問題が存在することを知ったのは退職後の新聞報道や事務局等の情報で知ったと記憶していますがはっきり何年何月だったかはわかりません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入時にあわせ徹底した記録統合を行うべきではなかったでしょうか。
また、オンライン化、台帳更新時に洗われた点が無かったのではないかと考えます。
更にどのように対応しようとしたかという点に関しては既に退職後でもあり対応できなかったと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、制度的な問題として認識していました。
基礎年金番号導入され各個人に周知、通知されたが徹底されなかったのが疑念。期間をかけて、周知の徹底をすべきだったと思う。…それでも当時は窓口相談で大混雑でしたが。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 年齢を偽って就職する.(女性に多い、採用制限がある為.)
2. 名前を勝手に変えて届出る.(石奥い) 例 カツ → カツ子　ハツ → ハツエ
3. 会社退職時の都合(喧嘩など)で、年金手帳を返却されず再就職する.(新番号払出し)
4. 会社で保険料は控除しているが、社会保険の加入届を提出していない.
(生命保険会社に多かった.)
5. 国民年金に対し、加入拒否者がいた.
6. 社会保険労務士による届書は、メリット役5により無審査扱いしていた.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 戸籍謄本等で確認.
2. 会社が現存していれば、出向いて調査する.
3. 市町村に調査依頼する.
4. 担当労務士に確認させる.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は受給権発生まで時間がかかり、給与とともに職員が変わり、会社の担当者も退職するため、早めの整理が必要と思っていた。
厚東時代による、業務センターからの記録照会や定時改定時の事業所調査で感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・知った知識は 引き継いでコた。(例えば[redacted]北海道から行った従業員は適用したが、現地採用は非適用となっていた。)
・3号制度のように、本人が届出しないと権利が生じない方法は難しい。
・国民年金保険料検認事務は、被保険者の状況を把握している市町村に委託するのが、一番効果的と考える。
・定時改定(算定基礎)時は、会社の従業員名簿、賃金台帳との突合調査(現地)が重要と考える。(適用もれ、月変もれなど判明する。)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

国民年金で市町村の納付記録と事務所の記録と大きな相違があると思い慮される。

ある町の国民年金の納付記録問題で、新聞誌上で大きく取り上げられて調査していたことあり、かなり大きな相違があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在市町村の記録と庁の記録との突合準備が進められていると聞いておりますが、解決するには1件々々突合する以外ないと思いますが、大きな社会問題にならないよう願っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、現業（年金業務）の経験が浅く確かなことは言えませんが、未納保険料の収納業務に携わったことがあり、1～6ヶ月（通称「穴開き」）の戸別徴収を行ったことあり、記録訂正もありましたが、納め忘れ1回位、納めなくても年金に問題ない、生活が苦しかったため「夫のみ、妻のみ」納めたという家庭もあったと記憶しています。（今は全て納付したとみなしているが）

未統合の記録・厚年・船保の旧台帳に関しては、当時人員も不足・費用も無く、急を要しない分は「別保管し当面積み残す」と説明されたと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合のほとんどの記録は、既に死亡か、行方不明者、受給権無しの記録で、年金に結びつく可能性が低い。もし、年金の請求があった場合、調査不能で実質本人に不利益とならない。

年金の記録照会業務で「○○炭鉱で働いていた」との事であったが実際はその下請・孫受けの会社であった事例が数多くあり、又、戦後の混乱期と言うことで、転々と職を変っている者、名前・生年月日を為って働いていた者もいて、日本全国60数年の積み重ねで54数百万人の未統合者が出ても申請主義の基では、ある意味必然性があると思う。

とは言っても、業務量の多さにずさんな事務処理、管理体制の甘さについては反省すべきと考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入者が複数の年金番号を持ち、過去の記録に関し、事業所名や住所を記憶していなかったり、勤務先での年金加入の有無を確認できない人が少なからずあり、過去の記録の調査が年金請求時の課題であった。

平成3年(年金給付課担当時)に上記の問題を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

氏名、生年月日による索引により、加入している可能性のある事業所等を示し、本人の記憶を思い出してもらい調査した。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・台帳との突合作業を行うこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者期間については、年金裁定請求する際に職歴から調査可能と認識していた。
マスコミ報道されたことから存在を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度導入後は、各種年金制度の記録が一本化される（30～40年後）
それまでは、年金裁定請求時に職歴から調査し、もれのないよう裁定されるべきものと思慮する。
※基礎年金番号制度導入のあり方が強引ではなかったか。安易に新規番号を払出したこと。（基礎番以前）

名前の訴訟、年令のサバ読ご協力、ありがとうございました。
必（特に女性）等の事由により全てを統合することは難しい。無年金者の記録、死亡された方の記録等住所の判らない記録もある

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ない

退職後

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹(次長) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ報道以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

第三者委員会・社会保険事務所・市町村がお互いに協力して解決する方法が最善と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に問題が発生し大変な事であると認識はした。知った時期は平成18年6月頃と記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1人1年金番号、あるいは統合番号制が導入されていれば、このような大きな問題にはならなかったと思います。

手作業方式からオンラインに切り替った時点で、点検が不充分であったとも考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在担当していないので、よくわからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在職していた時には問題化となっていなく、退職後に知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３のとおりの認識であり、例えば（仮定に）国民年金で紙台帳からオンラインへの切替での転記誤りがあったとしても年金裁定時点で発見されるとの認識でありました。

この問題についての反省点としてどのような点が挙げられるのかとの問いですが、私の退職後に問題となったことから詳細がわからないので回答できません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

短期間で集中的に人かん戦術でこなすしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題が、現在のような大変なことになるとは、思ってもいませんでした。
知ったのは、新聞のマスコミ報道です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

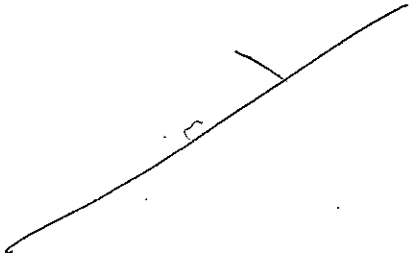

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

40年間社会保険の現場で仕事をしてきた中で、年金記録の取扱いには慎重な対応をしてきたつもりです。
年金記録問題については退職後に知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者本人の記憶と社会保険庁の記録が一致しないケースは時々見受けられましたが、調査を行うことで解決できていたと認識しておりました。
記録の管理に問題があったとすれば、もっと早い段階からチェック機能を構築しておくべきであったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・旧台帳や名簿等、保存する記録全てについて、突合するしかないのでは、
・結果的に判明しないケースがあるのも、やむをえない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録の不突合については、個々のケースごとに対処し解決して行くものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・裁定時に履歴等に基いて、記録の整備を図って行くものと考えていた。

・もっと早い時点での事務処理の方法や体制の改善が図られるべきだった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

統合できない記録が存在しており、今後本人照会で解決していくものと認識していた。
具体的には老齢年金の裁定請求時に本人からの申出で解消していくしかないという考えであった。
年金記録問題は、平成9年頃の基礎年金番号導入時に、大まかな数字が出てきたと記憶している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談等を現場で担当した経験上、一連の年金記録問題が出るまで、一般国民の関心があまり無かったように思う。我々現場では、それこそ一人でも多く無年金者を解消すべく努力して来たつもりであるが、最終的には予算上の問題であったのかなと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (X) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は常に整理してると認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (室長) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マスコミ等の報道内容より具体的な問題よりわからないが、アルバイト等の対応では困難と思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に推進していたので、いかなる問題も生じるとは考えていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業務課での処理方法を把握できる状況でなかったので、現在の問題が生じていることは誠に遺憾の一言です。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

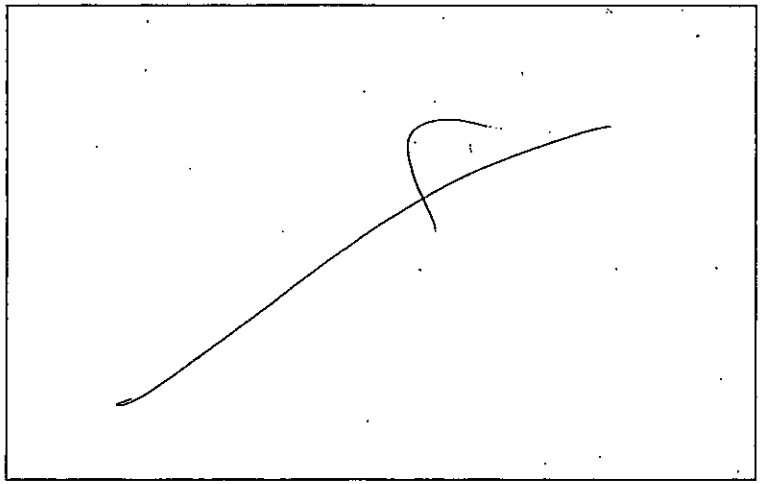

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当(1)については判らないが、全ての問題点については徹底的に取り組むべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成５年に退職したが、その頃まで、今言われているような問題があるとは知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・庁常務センターでは記録の処理を外注や社保勤務未経験のアルバイト等に委ねているようだが、その結果を職員によって点検していたのか？

・事故リストは正しく処理されているのか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報道のあるとおり、全件照合よりないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社保台帳と厚生台帳の突合等毎年実施し、相違がある場合はお互に最後まで追究し正確性を求めていたので、あまりいい思いがなかった。
知ったのは、報道でびっくりした。自分等の仕事に対し残念に思いました。はずかしい限りです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

③のとおりです。
方への記録に違いがあっても、照合していたので、こんな問題になるとは思っていなかったが
更なる厳密な照合、突合をすべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一方的に社会保険が悪いとの方向でなく、被保険者(元被保険者)のほか、事業所の協力理解を得る方策が必要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別な問題は承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれている方法以外には無いと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和36年4月に国民年金保険料の徴収が始まった時から、事務処理手順に問題があったと考えます。社会保険事務所では、印紙を売るだけで現金は収納せず、市町村からの検認報告という曖昧かつ不正確なシステムにより、記録さかい等が根本的な問題でした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

35年間の在職中、市町村の保有する台帳と社保の台帳の突合は毎年行ってきたと記憶しておりますし、コンピューター導入に伴う記録整備も数次にわたり行なわれました。
世間では、社会保険庁の仕事は杜撰のひとことで片付けられていますが、私共は真面目に勤務したつもりであります。
あえていえば、事務処理手順の不備などを苦い思いで承知しながら声を出さなかった事は、今日の問題を発生させることとなったと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている以外の方策について思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○在職時、年金記録に大きな問題があるとは認識しておりませんでした。

○大きく報道されるようになり、存在を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○現在、何か対応できる状況にありません。

○過去に国民総背番号制と反対し、断念した制度等があったと思いますが、採用しておれば国民の権利と義務についての掌握管理がなされ現在の年金問題やその後の部分は生じなかったと思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道にひとつひとつ、つぶしていくより方法はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録のコンピューター処理は、計画から10数年、実施も進んだことが、大きな要因と当時から思っていた。なるど。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方の事務局としては本庁の指示になるのが普通であった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未統合の要因を社会保険事務所職員の事務処理誤りとして対応していることについては問題ありと思います。
そもそも厚生年金の届出は事業主の責任において届出されたものであり、氏名相違(読み違い、漢字のあて字違いなども含む)生年月日相違(本人が故意に事業主に虚誕の申し出をしていることもある。)本人が前歴を知られたくないため、すでに記号番号をもっていながら、新規番号の払い出しを受けたものなど、事業主、被保険者の責に負うべきものが多くあるものと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 政治家、マスメディア等の悪意もしくは無知によるキャンペーンを止めさせるために未統合の要因についての正しい認識をもたせる必要がある。

2. 未統合記録の整理は年齢制限(65歳以上年金受給者を除いて良いのでは)をもうけて対処した方が良い。

3. 国民年金記録は市町村経由であったこと、紙台帳による記録であったことから、記録もれが散見されると思うので極力本人の申し出に沿って訂正した方が良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化により顕在化したと思います。
記録の整理は年金裁定時にできるものと考えていました。（社会保険の方針でありました）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問1に記載した通り 厚生年金記録は
それぞれ住所管理をしていなかったことや事業主や本人の
届出誤りにも要因が求められますので、完全解決
はむずかしいと思います。また、プライバシー保護
ということで、年金裁定時に社会保険庁がデータを裁定請求者に対し
提供しなかったことも不統合記録の減少を防げなかった
と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道等で認識している問題以外については
ないのではないかと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的な方策が思い浮かびません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について、ご苦労の日々、一先輩として頭が下がります。
今回ご照会の件について、在職中の記憶をたどってみましたが、今迄報道等で得た情報以外の問題が存在するとの認識は思い浮かびませんでした。
なお、問題解決に向けた改善策等思いつきました際は、改めて一報いたしたく思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点として、年金の請求は届出主義であり、もし記録に間違いがあれば、その時点で修正すれば良いとの誤った認識が一部にあったのではないかと思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 照会された方に対しては、速やかに回答すること
2. 突合をやる予定と聞いていますが、具体的方策を早急に決定し、着手をできるだけ早くし、早期解決を図ること
3. 一定の時期を決めて、解決されない場合の対応方針を決めること
4. 明治生まれ、大正生まれの者への通知は死亡者について行われないこと、遺族の方も死亡者の職歴を承知していない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道があってから知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 退職後別の職場に行っていたが、事務局からの要請で手伝に行った
2. 届出者に疑問があった時点で、関係先(者)へ照会し確実なデータを基に入力する、処理後のチェックの徹底
3. 過去は事務センターと事務所内で事故報告を毎月実施しており、ちチカ件も未処理であったことが不思議。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に思いあたりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

相当昔のことですのでわかりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記3と同じです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている方法で、1件1件照会し、確認作業を行うことだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在のオンラインシステムになる以前は全て手作業によるもので、職員個人個人の能力や認識差により誤りが出たものと思います。

年金手帳も本来は1人1冊のところ何冊も持ったり、本人の氏名や生年月日を事業主に届け出る際に誤った内容の記録となったりしているものが相当数あるものと考えます。自分の経験では年金請求の際に職歴による調査を行うことにより大半が解決していました。

また、記録や標準報酬の改ざんなど記憶にないし、考えられません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当当時は、書類をいかに正確に処理するかが基本にしていましたが人間の行うことですから、誤った処理もあったことと思います。

オンラインシステムや基礎年金番号を早くに導入していたらここまで拡大しなかったのではと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、年作業時代でも多少の転記ミス等はあり得るとは思ってはいたが、このようなことになるとは考えられませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

大きな問題という認識はありませんでしたので対応については考えられません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は主に健康保険を担当していたため詳しくは分かりません。
ただ、問題としては、次のとおりである。
○ 会社を設立しては、保険料を支払わず倒産を繰り返す法を悪用したものもいることが世間に知られていない。
そういうもので、年金記録を復活させるのはいかがなものか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業主の責任問題が取り上げられていない。
もと方は毅然とした対応をすべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○社会保険庁の反省点はどう考えているのか、それなしで意見を求めることはいかがなものか。（回答しないものは、氏名公表とするか威圧的な方に庁の反省があればいえるを得ない）
この体質が今までの庁の考えで何も変わっていない。

そもそも庁の通知行政で動いていて、地方から意見を上げても聞く耳を持つことをしなかった庁が年金記録問題を大きくしたと考えます。

○早急に事実を確認すべきと考えました。

○この問題が表面化された頃です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○国民のため誠心誠意を尽くして調査する姿勢は、社保職員全てが同じと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成18年10月から保険課医療管理室に在籍してからであり、年金記録問題については、本庁の情報で認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を導入した時点で、年金記録の突合、確認を年次的に行うことを検討すべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h)その他(事務局) 上席医務事務指導官 (社会保険事務所) (X)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

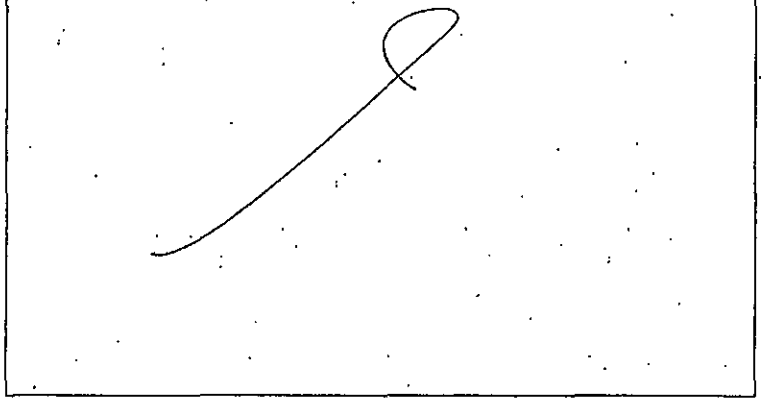

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年度にこの年金記録問題が発覚し、クローズアップされたと記憶しています。このように大きな問題として認識したのはこの時期であります。
確かに記録の相違ということではこれまでも事例があり、年金請求時に統合・整理がなされてきた訳です。（記番重複とか記録もれ等）
しかし、5000万件もの「宙に浮いた年金記録」があるということについては愕然とした思いでした。（それまでは各会議において このような事に関する説明は全くなかった。）

◎基礎年金番号の導入時更に導入以降において加入記録の整備ということで社保庁も対策を構じた訳ですが、加入者の意識も若干低かったのではと思います。

◎国会やテレビ・新聞等でこの問題が大きく取り上げられるようになって、初めて国民・被保険者が感じをもったものと考えます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◎この問題がクローズアップされた時は、年金業務と全く異なる部署にいたので直接かかわることは出来ませんでした。又その後、数カ月で退職に至りました。

◎反省点
①対応が遅かったこと。（宙に浮いた年金記録がもっと少ない時に対処すべきであったこと。）
②被保険者に対する周知方法に工夫が必要であったこと。
社保庁・社保業務センターレベルの問題でしかなかったこと。（厚労省・国のレベルでなかったことが、最終的に大きな問題に至ることになったと思われる）
※国会審議やマスコミ報道で事の重大さが被保険者等にも伝わった感あり。
③労働組合との関係（協力が得られるかったという面あり。）
④統計番号制導入の遅れなど、年金を含め管理体制の問題あり。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なるべくできるだけ早く、照合確認の事実関係を明らかにして、不明部分については政治判断により、一刻も早く解決する他ないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題がマスコミで取り上げられてから知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一つの問題が発生した時点で、一事務所の問題でなく全国的な問題意識として~~事案~~とらえ、すばやく対応すべきだったと考えております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道等で明らかになっている事以外は知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

真摯に受けとめ解決に向け全力で取り組むことが一番と思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題では、本庁が知っている(実行した事が)地方に知らされていなかった事が有り、残念な状況でした。特に、生年月日を「まるメ」で登録していたことは、まったく知りませんでした。
それまで記録照会では「生年月日」一致を基本にしていましたので。
本庁・地方が一つの意思で取り組むことが何より大切と思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答２で答えましたが、解決に向け努力する事しか解決方法はないと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

確実な記録の訂正・整理を行い、信頼回復を図るべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の未統合については、当時、裁定請求時等で順次整理がなされるものと認識していました。
また未統合の件数や、厚年、船保の旧台帳記録については、この時に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多くの被保険者や受給権者へ多大なご迷惑をおかけしたことを深く反省し、確実な記録訂正に取り組み、信頼回復に向け努力しようとしました。
又、長い被保険者記録を管理する官庁として、切替時等の事後検証が必要であったと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

誠意をもった対応をしていくしかないのでは

特効薬は考えつきません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和44年採用になりました
当時は年金についての関心は低かったと思います。
事務処理方法含め、問題があったのだと思います。
事業主を含め、年金は先のことという意識が強かったこともあり、協力的でないこともあった。
手作業による誤りもあったと思うが、チェック体制は不十分であったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

チェック体制が不十分であったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・時間はかかりますが、正しく処理するためには、案件ごとに地道に解決するしかないと思われます。

・2年以内の定時期間については「本人申立による確認」については慎重に取扱うべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一口に年金記録問題といっても、5,000万件の「未統合記録」と人的に作為的に処理されたものとは別問題と考えます。

未統合記録については、システム的問題や台帳管理等の問題があり、特に厚年記録(国年は不詳)については記録統合事故リスト等により、早期に解決できるシステムになっていなかったのが残念です。

基礎年金番号の導入に伴い、未統合記録について大きく認識するようになりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(対応)
・期間照会や裁定時における記録確認の徹底

(反省点)
・国民に対する年金に関する認識・理解に向けた周知広報の不足(基礎番前)
・基礎番及び年番等複数所持者に対する対応不足(数回転近にが)
・オンラインシステム導入後における記録統合処理の方法等

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いあたりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号を導入した時点で、現職以外の人には通知されていなかった事が原因で過去の手帳を複数枚持っている人がそのままの状態になっていた事で記録が一本になっていないことがあります。又、名前・生年月日を会社に偽って再出していたり、会社を変わるたびに新しい手帳の交付を受けている方が多かった記録が宙に浮いているのではなくこのような人たちから申出を受ける事で相当数解決されると考えます。記録の整備に大量の人を注入して整理を予定しているが、社会保険経験者を有効に活用し原因を事例毎に整理する事が先決ではないでしょうか。また、
遡及して標準報酬等の訂正の件については、会社が事業継続していくために、止むを得ず決断しているケースは相当数あると思います。明らかに社保職員による改ざんは論外ですが、この判定は慎重な対応を望みます。一方の見解のみではなく相方の意見を聴取し判断を願います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○これまで年金請求時及び本人からの期間照会並びに手帳再交付により過去の年金記録を探すことが大部分であった。
旧台帳がオンライン上に反映されていないことは承知していたが、本人照会により確認し回答を得ていたのでそのことにより本人記録が回復していたと考えていた。私が採用になった昭和必時当時は担当が違っていたが本人から記録不備なものについては事故リストの形で事務所に照会され事務所記録及び台帳により補正されていた。したがってこれほど多くの件数がオンライン化されていないとは考えていなかった。この問題が起った時初めて業者委託されたバンデータがいい加減であると知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問３で問題とは思っていないと答えておりますが問題が発生してから実際に記録の確認作業を通じて正確な記録となっていない事が判明していることから記録を管理していく事がおろそかになっていたと思います。また本人からの事故リストの回答が不十分であった事も一因と思います。現在はオンライン管理となっている訳ですが記録の入力作業が最も重要であり、チェック機能を強化していくべきと考えます。さらに加入者へ記録を確認してもらうなど早期に間違いが発見されることにより正確な記録の管理ができると思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 次長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現時点のやり方がベターと考えています。
・報道されているようなやり方(前後未納なし1年間)は危険だと思います。(当時両方払えないからお父さんのだけというのはけっこうあったように記憶していますし、現実として私は任意加入期間の1年間未納で、あとの期間は全部納付となっています)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金番号以前は、事業主から提出される取得届に厚年番号が付されていないものは数多くありましたが、若年者以外は事業主に確認電話をしていたと思いますが、保険証の早期取得等から新規加入との回答が多かったと記憶しています。（その昔は生年月日や氏名もいっわって届出されていたと聞いたこともありました。）

・1人で年番を何枚も持っている人については重複整理も指導してきましたが、最終的には年金請求時整理されるものと考えておりました。（石井）

・当時全てが手作業による進達、事務処理誤りもあったのは事実と思いますが、これほどまで大量事務処理誤りは考えられません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のとおり

・年金に対する広報不足

・制度が複雑化しすぎた点

・制度が政治に利用された点

・政治家も含めて、国民全体の年金に対する無感心化

※全てが制度に対する周知・広報不足が原因と思います

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方策でよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度成立以来の諸問題が表面化したものと思う。
平成18年4月行長となったとき。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

例えば、年金・氏名・生年月日がオンラインに収録されていない記録があれば、補正を行った。
個々の問題については、その原因が様々であるが、当時のシステム上、止むを得ないものもあると思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号実施時期にもっと広報に力を入れ、被保険者等への案内通知を数回繰返すなど徹底した年金記録整備を図っていくべきであったと思う。
また、厚生年金や船員保険の旧台帳がコンピュータに収録されていない旨の報道がされ初めて知った次第であり、地方の社会保険事務局や社会保険事務所において社会保険庁における年金記録がどのようになっているか、その実態を知らされていなかったことなども大きな問題である。
もっと早い時期から、これらの年金記録整備に力を入れて実施してこなかったことが、今の「年金記録問題」につながっていると認識している。
年金記録問題を知ったのは、「基礎年金番号に未統合の記録が約５千万件ある。」と報道された頃である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所等においては、年金受給者や被保険者等から提出された「年金特別便の回答票」や「期間照会」において、被保険者の加入記録を徹底調査することはもとより、ウンドマーン検索の他、紙台帳まで必ず調査することを職員に徹底した。
反省点としては、「年金特別便の回答票」や「期間照会」において、共済組合関係の照会が多く含まれており、回答が大幅に遅れる結果となり、社会保険庁において、共済組合の照会については、被保険者自から共済組合に照会するよう区分すべきではなかったのかと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h.)その他(事務局) 年金調整官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録統合にかかる人員を増員すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定時に、受給者も期間を確認しており、全て裁定時に完結しているものと認識していた。
平成17年頃、マスコミ報道により。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期の記録確認して統合作業
基礎年金番号導入以前の付番の仕方に問題点
あったと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生労働大臣の指示におりやること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道されてから

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不明

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・国民年金の保険料納付では、同一世帯で一方に未納のある場合の救済として、2年以内は証拠なしでも救済する旨の報道を見ましたが、世帯で多額の保険料を納付することが困難なことから、例えば、夫のみが受給権確保のため納付をするケースも多くあったと聞いています。
　従って、社会保険や、第3者委員会への納付の申し立てに、領収書を添付できない方まで一律に保険料で救済するのではなく、公平性の観点からも救済を別途検討すべきと考えます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・本人確認のためには、届け出に公的証明（戸籍・住民票）及び、住基ネットの完全活用が不可欠と考えます。

・過去に業務センターへの記録の進達・入力を職員自ら行なったのか、または、入力結果のダブルチェックを職員が行ったかの反省に立ち、事務所に専門的知識を持った職員の育成と増員が不可欠と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・平成９年の基礎番統合で、１億人以上に案内をしたにも係わらず、僅か１割程度の統合に終わったことは、国民の無関心が大きな要素ではないでしょうか。

これを受けて、基礎番の未統合３億件について、年次を決めて毎年計画的に統合作業を進め、残りの５千万件についても計画が示されていたと記憶しています。

記録補正の職員数が各事務所とも不足をし、十分な調査もできず、優先順位も後とされましたが、引き続き統合作業は計画的行っていたと思っています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・この間、年金記録問題を優先し、全ての職員を投入したことから、他業務の滞留による影響（調査官調査・保険料の徴収・適用促進・適用の適正化等）と、政治の介入による短期間での作業工程での二次災害。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されていること以外は知らない。
具体的な事例は判らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今現在毎月何件生じているのか判らないので
方策は考えられないが、基本的には、従来基礎的に
記載対応方法も一つの考えではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の記録の不突合については、業務センターから照会される事故リストは、担当課において適切に処理されていました。
記録の不突合については、議会議において話題になることはありませんでした。これだけの未統合はTV、新聞で始めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録の発生件数について、重要事件として取り組まれていれば、それなりの取り組みがあったものと考えられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不明

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題は無いと思っていましたが、
最近の報道により大変びっくりしております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題があると知ってびっくりしている次第

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については報道されている以外は知りませんが、本人の申し立てとの相違点として任意包括適用事業所の中には健康保険のみの適用事業も〜2件あったように記憶しています。
答案ともそれぞれあるかも知れません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昨今、新聞紙上に未統合のものが何千万件もあることが報道されていますが、全く考えられないことでした。
今回の問題は、氏名の読み間違い、あるいは生年月日の誤入力等によるものばかりとは思われません。多少の入力ミスは考えられますが、何千万件という入力ミスは考えられません。
どういう形での未統合なのか、具体的な事故内容がわかりません。場合によっては、年金台帳等からの再入力が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

在籍していた頃は年金記録の問題としてはありませんでした。現況のような年金問題を知り得たのは、2～3年前、テレビ、新聞紙上で初めて知りました。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

参考意見として言わせていただきますが、今後、年金受給者が益々増加してきます。

それには加入者個々の正確な勤務記録が最も大事なことです。一人で大量に入力することは、間違いも多くなると思いますので、それを誰かが再度チェックする体制づくり、例えば、地方が入力したものを中央で再入力する形。このような二重チェック体制づくりが重要かと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれている方法で良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

数度にわたる記録の切替え、その事務の一部をアルバイトで処理せざるを得なかった状況から、若干の漏れ、誤記が発生することもあり得ると思ったが、被保険者の申立により解決されるものと考えた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の状況では、特に問題がないと思っている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いはきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

思い当たりません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

思いはいません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

むずかしい問題です。今のところ考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識はしていなかった。
退職後知るようになった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	(本庁)　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道ではあるが、いわゆる消えた年金と言われる5,000万件の記録について、1件1件確実に対応して行くしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピュータにデータ入力する際に、元データとの読み合せを完全に行って誤入力を防止することが不可欠であると認識していました。

年金記録問題が具体的に問題となったのは遅延私後であり、その時点で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方分の立場としては、入力リストと元データの読み合せを完全に行うよう勧めていました。

大量なデータであるため、職員だけでなくアルバイト等で対応せざるを得なかったことが多く、どこまで確実に行えたかが疑問であり、処理体制に問題があったのではないかという反省点がある。

しかし、地方としては、定員・予算等の問題もあり、その時点時点で精一杯やったのではないかと思っている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

本人病気の為 記入不能

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた当時、年金記録問題があるとは、知らなかった。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

発生している問題の事象ごとに、現職者の一部(管理職クラス)及び社会保険労務士・社会保険職員OBなどを活用し、相当な人員規模による処理作業ゲームで解決することとして、出来る限り現行業務に差し支えのないように進めるべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性については、不正事故防止の観点から常々理解して来に努りましたが、諸々の問題事例にかかる本庁からの詳細な情報提供が乏しく、また議論の場も少なく、危機意識が極度に薄かったと思います。

問題の存在については、部分的に基礎年金番号導入時の事務処理過程において、統合の点で問題発生していることを本庁から聞きおりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方整備局時に、年金記録の適正化の観点から、「年金給付担当者は適用事務を処理させないが担当業務を明確化する取組み」を推進し実施されております。

反省点としては次の点です。

① 全体を把握していた本庁からの情報提供が乏しく、各事務の国民の利害に直結しているという意識が薄かった。

② 本庁・地方の意志疎通、一体性が欠けていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金保険の年金記録は、適用事業所毎に管理され、事業所名簿に被保険者番号、標準報酬、資格取得喪失年月日等記載され保管されていました。個人の住所による管理でなかったため、同姓同名、生年月日が同じ人が資格の取得喪失を繰返えした場合、また適用事業所が廃止されていた場合など、後日、年金受給の際の本人記録の統合時等で相当時間を要しました。本人が年金手帳を紛失しているときもあり、管理方法の改善が必要と考えていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では、基礎年金番号に統一されてますが、未入の申し出がないため、統合洩れとなっているものも多いのではないかと思われますが、今後記録については事業所名簿等個々のケースで必要と認められる調査をして行くしかないと考えられます。
今後は年金統一番号制も必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁における年金制度においては、適用、保険料徴収、資格記録、年金給付事務により地方の作業が行われていますが、制度の目的として、最終的に年金の受給資格を確認するための資格記録（年金記録）は非常に重要なものであると認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金給付係担当時期には、年金申請者の申出内容と保管記録内容の突合に留意し、可能な限りのチェックを実施していたと思っています。

現在、これだけの年金記録問題が発生していることについては、もっと早い時期に基礎年金番号への統一又は、年金統合番号制への移行が実現され、併せて加入者との連携を密にし、年金記録の相互確認が行われていれば良かったと考えます。

これからも定期的に年金特別便の様な確認作業が必要と考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金の記録問題については自分の記録漏について書きます
退職前に自分の記録を紹介したら記録漏があった
漏れがあることを当時の課長(第一)に訂正方を頼いしたが簡単に応じてもらいなかった
いろいろ聞かれ最終的には訂正してもらった
会社に入社した当時は記録は手書であり事業所の担当者の届出の間違(生年月日取得年月日年金番号等)で生年月日取得年月日の間違いは事務所の担当者がすぐ気がつくようでなければならない事務処理がマンネリ化

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問4のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題がすこしはあると思っていたが現在のような問題になるとは思っていなかった。
このような問題の存在を知ったのは、各報道機関の報道で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（対応していない）

現在の被番処理能力を発展させ届書（年金番号、生年月日、資格取得年月日、更新取得等）を処理する際、事故の疑いのあるものを瞬時に抽出し、事故の疑いのあるものをその日の事務処理が終わったら調査処理をする。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) ○i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記憶がありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

それぞれの記録を探してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職しているときには、特に問題がなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に思いつきません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良策は思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識してありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方方での対応は限界があり無力感があります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不明

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に年金記録問題が発生しおどろいている。しかし、在職中には発生していなかったが、内在していたものと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業一人ひとりの仕事に対する意識が低かったら結果と思う。現在報じられている記録の完全整備は必要。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	~~現職者~~　退職者
所属	~~本庁~~　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人及び事業主が年金番号の確認を重要な事務と認識し確実な届出をしていれば大きな問題とならなかったが、それに対する事務所等での指導も足りなかったと思います。
古い紙台帳の移行については聞かされていません。
基礎年金への記録の統合について本人が強く意識し、確実に手続していれば問題とならなかったのではないか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今後も年金制度・記録問題についての教育宣伝を常に実施していく施策が重要だと思います。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている記録の通知が全てと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

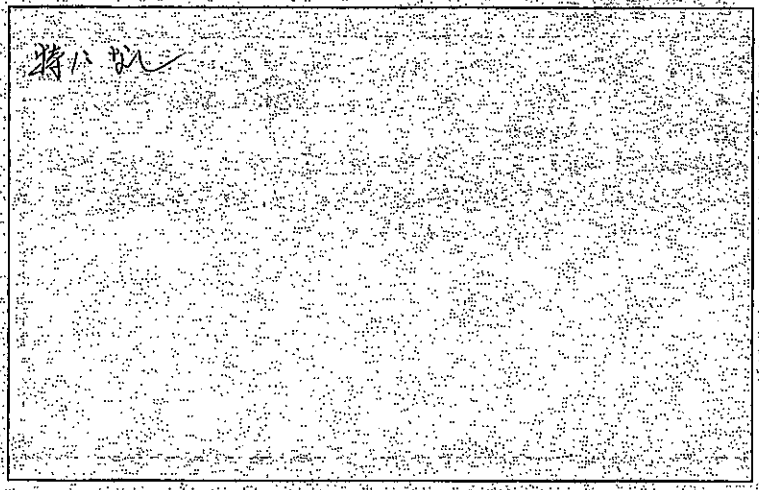

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

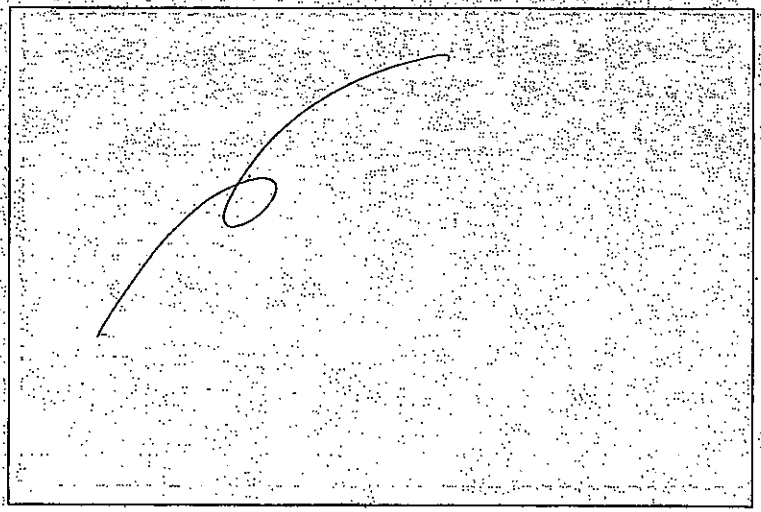

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者資格記録のオンライン化システム化移行時における大量の切替作業が取得方の作業スケジュールに追われ、被保険者の氏名、生年月日等の確認が不十分なまま行われた。
被保険者資格記録の廃止も期するため、切替作業スケジュールに余裕をもたせ、取得事務以上事業所（被保険者）同じの氏名、生年月日等の確認作業（数回にわたる確認のキャッチボール）が必要であった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の問題認識はあったが、作業スケジュールに追われた業務となった。
当時は、裁定請求時に資格記録を精査確認するしかないとの認識であった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本　庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

~~個人さん特別便を活用し、早期解決を願っております。~~

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業主、被保険者等から適切な届出がされていなかった部分もあると思います。年金記録問題は新聞紙上で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談便を活用し早期解決を願っております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点は大方把握されていると思われるので、
今後は、職員の資質の向上、職場環境(特に
健康面)を整えることで、年金業務の能率向上で
図ることも、ひとつの方策と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していたときは、このような問題もなく、認識していなかった。

問題を知ったのは、数ヶ月頃だった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳のマイクロフィルム化をもっと早い時期に実施すべきであった。

コンピュータに対するセキュリティーが甘かったと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録に不備があった時点で、速やかに対応すべきであった。
時間が経過すると補正が困難になると思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で公表されている以外は特別な事例は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・ねんきん特別便、第三者委員会等で対応、解決に向けて取り組んでいる。引き続き時間をかけて継続調査がいい。
・事務量がたいへんと聞いている。退職職員にも積極的に事務処理に協力要請されたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・当時（Ｓ55年頃）紙台帳を切り離し業務センターに送付する業務量が一事務所でも膨大だったと記憶している。
全国事務所から送付された記録の入力作業が業務センターでどのように処理されていたか不明。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・当時地方では特別に問題となる事例は無いと記憶している。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道等以外の情報はない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点での解決策については、一つ一つ突合していくしか思い浮かばない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化した時のコンピュータ入力にミスや不備が多少あることは漠然と感じていたが、退職後の平成18年5月頃の不正免除問題、翌年平成19年5月、基礎年金未統合のままの年金番号が多いことを国会やマスコミ報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当初のオンラインシステムの機能(精度)不足もあるが、労働組合のオンライン化反対がシステム改革や職員の意識に影響を及ぼしたことは大きい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

近年問題視されている年金の「未統合記録」問題など一連の果題は、当時の地方の現場では考えられない事柄で、地方から社会保険庁業務課へ送付された個人記録は、正確に記録保存されているものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

夫からのDVを逃れ、係名を使って就職したり、年金をごまかして就職していた等、年金相談をしていると、本人側の事情による年金記録問題が一定の割合で存在する。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、進めておられる定期便、特別便による お知らせ、第三者委員会に対する申立ての他、上記事情のようなケースは本人から申出がない限り、100%解消は困難。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私にとっての年金記録問題とは出稼ぎ等で職場を何度も変えた人が年金手帳を失くしてしまい、60才すぎてから、過去の短かい加入期間を思い出させる作業で、本人が病気や死亡等といった事態になれば、記録を探し出すこと自体が困難。
意図的に記録を改ざんした等というのは、一連の報道で知り、ショック。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の申出にもとづき過去の記録を探すためにオンラインに反映されていない記録は紙台帳まで引っ張り出して調べていた記憶がある。
本人に定期的に加入記録の案内をすると同時に、職員には人の一生を左右する記録を預っているという教育を徹底すべし。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 5000万件問題については、消えた年金記録と表現されたことが年金に対する大きな不安と不信感を生じさせた原因である。統合処理を行う場合、相当数の未統合の件数が出ることこの処理には時間がかかることは当初より判っていたはず。記録は残っていること未処理であることをもっと国民に判やすく説明すべきである。消えた年金は問題を大きく1不安を増張しているだけであるのでこの表現をした機関が人に対しては厳重に抗議し訂正させること。

② 年金問題は高齢者医療あわせ、子供の育児、教育と共に、国民会議等に引、給付、費用の負担の基本方針を明確に早急に定めるべきである。特に年金問題は改正しても正常化するには30～40年かかる。政争の具とすべき問題でない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted] 当時記録の管理・裁定処理は本庁が行っていたので特に問題意識は持っていなかった。
また、各年の本人の記録について職歴に会社名がはっきりとす各年番号が一本に統合されていない場合、記録漏れがあり得ると危惧していた。（当時は生年月日等別で記録が確認できない本人の職歴で手作業で記録を確認していたが、各年の記録は会社名が違っていると別人と確認できない。）

（住所と会社名の一番初めの文字）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在は番号の生年月日等別が出来ており、年金番号の統合処理が進めばこの問題は解決すると思う。
年金番号は一つであることを、もっと本人が理解できるような広報に努めるべきである。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金給付を担当した経験から、年金記録に関心をもっていましたが、世間に知られていない問題は特にありません。敢えて言うなら、次のことです。
1．労働者年金保険の頃は、現在の韓国、北朝鮮、台湾等出身の方々は当時、日本人名で加入していた、と聞いていますが、本国名は台帳に記載がない、と記憶しています。
2．出始めたころ（昭和３０年前後のころか、）のボールペンのインクは滲んできて字が読め難くなったものがあった。インクが滲んで、読め難くなるのは、使用後数月後のことでした。
年金記録の担当者が筆記具を選定出来ませんし、当時液のインクを付ける鉄ペンを使うよりボールペンは能率的だと推奨されていたようです。
ボールペンのインクの粗悪品に対する規制がなかったのでしょう。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では、1については、時の経過が経ちすぎて解決はできないと思います。
2については健康保険被保険者名簿で年金記録を探す可能性があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁での年金給付担当の経験から、年金記録は大切だと認識していました。
1．厚生年金記録は、被保険者台帳（地方で手作業処理）から統計会計組織による記録管理（本省年金業務室）へ、さらに電算処理（社保庁）へと移行し現行に至っていますが、その移行に際し、記録不備については、地方庁と本庁は、照会・回答方式で補正に努めました。が、移行時、すでに資格喪失している分は、積み残しになったのですが、その処理の企画立案は社保本庁で行なうものと思っていました。
又、5千万件云々は、退職後のことで、具体的には承知していません。
2．過去に、事業所の現場長に取得届出等が委任されていた結果、同時学卒採用者間で取得日が異なったり、給与規程改正で賞与が年4回から3回以下になり、報酬月額が数等級下がる例はあった記憶があります。
3．本来、ある筈のない年金番号の重複整理と氏名、生年月日の訂正が意外に多いと日頃感じていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1については、厚生年金記録の移行に伴う、本庁からの記録不備の照会に対し、地方庁で、調査し、回答した。職員は丁寧に調査し、補正に努めました。
2については、就業規則・給与規程の改正により報酬月額が下がることは認められるべきです。
3については、転職に伴う年金記録の脱落防止につき、地方庁では、取得届への年金番号、氏名等の記入にあたっては、厚生年金被保険者証で確認するよう、事業所へ配付する社会保険だより等で広報しました。が個々人まで浸透していなかった。
年番号の重複整理、氏名、生年月日訂正の絶滅、加入期間脱落絶滅のため、２０歳到達時点で住所地で年金番号を交付することが望ましい、と思います。
年金番号記載事項　氏名、生年月日、性別のほか番号は都道府県2桁・区・市町村2桁・丁目、字名2桁・交付年2桁・交付番号3桁程度を組み合わせる。
国民年金等は、もう少し事務量の軽減の方向で改正するべきです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

消えた年金や標準報酬の改定等世間一般に報道されている以外は特に知りません。今まで報道された問題が全てだと思っています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題の解決に厚生大臣が「2年以内に解決するという内容の報道がされていますが、本当に完全実施するという気持ちがあるならいの事業に、必要な人員、予算、日程等を細かに算出し具体的なスケジュールを公表して欲しいと思います。
私達OBは国民のために安心できる年金事業としてやってきたつもりが今回のような結果になっているのは本当に申訳なく一日も早く正常な状態に変えなければならない気持ちがいっぱいです。現役の方々はそれぞれ今の仕事をもっているので、この改修作業には無理かと思いますが、OBの活用を利用して欲しいと思います。
OBでも他の所に、ついている方々、体調不良の方々を除く全国の社会保険のOBに主旨の同意を問えば、必ず了解してくれるものと信じております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時には、今回の様な問題がおこるとは認識していませんでした。
存在については、一般報道があってから知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

消えた年金 宙に浮いた年金とあるが、届者により、氏名、生年月日が間違って記入されたり入力されれば、別人となり、実行ができなくなる。
本人から会社に届けるか、会社から役所に届けるか、社保で、届者に基づいてコンピューターに入力する。このいずれもが間違いなく実施されれば、今回のようなことがおこらないと思います。
それ、それの過程で、届出の記入内容（本人からの確認も含め）入力作業を再確認する作業、入力した場合、結果リストによるダブルチェック等、念には念をいれたことをしていなかった事が今回の事につながったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

すみません が該当するところに 附してください 退職時は 社会保険審査官です。

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

非常に大事な制度であると思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金については事業主への指導が必要であったのでこれ等についていろいろ対応しました。
現時点でのことはよくわかりません。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

地方庁へ在職中は、年金記録については、当然、法令をはじめ通知、通達及び処理取扱書などにもとづき、その都度原票等を本庁(業務センター)へ進達しており、記録の統合管理は本庁において行われていると理解していた。

年金記録は、正確に統合管理されているものと認識していたので、年金記録問題の事象以外には、他に承知していることはない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方庁に在職していたのは、10年以上前であり、かつ、現状も知らない中で、回答のしようもない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1で回答したとおり業務処理しており、かつ、在職中は年金記録問題などと構えて仕事をしたことはなく、社会保険事業の一環として淡淡と業務処理し、進達しており、本庁で正確に処理されているものと認識していた。

又、この問題を知ったのは、近年、テレビ、新聞などで知り、びっくりしているところである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3で回答したとおり、地方庁での処理、進達は正確に行われていると認識しており、地方庁に在職した者としては、対応のしようもないと考えている。

しかし、現時点でみた場合、消えた年金などと世論を煽り、国民に年金に対する不信感を与えたことは重大な問題であろうと考えている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 Ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(1) 昭和の始めの国民年金の事務処理
・国民年金制度に反対する人の入花を運動、年金手帳を返上した者のリ個人ごと勧奨ごと、組織化した団体ごと行われたが、その後加入するも不都合となった者がいたと思う。
・各戸を訪問し国民年金の説明を徹底したが、未加入のみまたは未分のみを訪問で不明の状態にあった者もいた。
・年金加入者が他県、他市町村へ転居したとき、住所変更の手続きをするか、国民年金の届けしないので年金加入者と住民票を突合すると国民年金手帳番号のない者がでて新たな年金番号の手帳を交付しなければの重複加入者となった者がいた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 基礎日を決定し、その時点で生存している満20才～満60才までの方に新たな番号、例えば、社会保障番号のみには納税者番号等の番号を付与し、本人の記録、年金給、国民年金、共済組合の期間を統合し本人確認を行った後に管理し業務を行う。
また、上記以外の方のグループは現在行われている確認作業を引き続き行って管理し業務を行う。
(2) 事業主が届出するとき、発行された住民票等で氏名、生年月日の確認を義務化するとともに、関係行政機関との連携を図り氏名、生年月日の確認すべきである。
(3) 市町村において住所を移動する際の転出証明書に必須事項として基礎年金番号の表記を義務化すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 新採用時（昭和[illegible]年4月）国民年金徴収課へ配属された。その時被保険者の記録40年間紙台帳で管理することに不安と疑問があった。しかし上司から機械管理へ切り替えるまでの対応と教えられ仕事をしていた。

(2) 昭和42年頃から昭和44年頃と思うが、機械による管理へ切り替える作業として、手帳記号番号、氏名、五年月日住所の基本項の切り替えが始まり、その後、被保険者台帳から、納付記録を「さん孔タイプライター」で打孔し、打ち出された一覧表と被保険者台帳と読み合せ後、穿孔した紙テープを社会保険事務課へ進達した。
また当時は「さん孔タイプライター」機の対応速度が遅く、次の項目をメカする指が待っている状態であったと記憶している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1) 被保険者の資格、納付記録の管理において、納付の記録を確実にするため、年度終了後に、市町村で管理している被保険者名簿を社会保険事務所に持参（10月頃～2月頃、管内市町村）させ、社会保険事務所の被保険者台帳の納付記録の照合確認し納付記録の記入もれの防止に努めた。

(2) 反省点として
加入記録や保険料納付の表示は名簿や国民年金台帳に手書きで管理していたため、時の経過によって判読が困難な状態になることが予想された。厚生年金で約[illegible]年、国民年金で約49年経過しています。
しかしこの年金記録を、国民年金制度発足時や、基礎年金番号の導入時に、国家的大事業として対応すべてあった反省しています。
ぼう大な年金記録を今後コンピュータで管理し国民に信頼される制度になってほしいと思っている。
5000万件の未統合記録があることが信じられないし残念です。

(3) 社会保険に籍をおいた者として、責任を感じていますし誠に申し訳なく思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、現在の処理方法でよいと思う。

1、最終的には、全件についての解決ができないことを十分説明すべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・裁定請求時に統合処理をすればよい、との認識であり、特に問題意識はなかった。
・一連の報道で具体的な内容を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・庁が早い段階で全容（問題点）を示し、処理も進めるべきだった。
・地方の職員は、具体的に承知していない事が多くあった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁が行っている解決策以外、私には考えうません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、年金記録は毎年年金適用事業所から8月1日現在で算定基礎面を提出を求め、被保険者の資格確認、報酬月額確認を実施し、社会保険庁業務課に記録の進達としていた。進達された記録票により業務課で確認統合処理されていることになっているので、全く問題があったとは認識していなかった。
知ったのは、テレビ、新聞等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点として、現行の年金記録の進達がどのようになっているか知らないが、
在職時代、記録進達したものが記録につながらないものは、すぐ返戻、
再確認を求めること。業務課の処理能力、改善すべきであったのでは。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

でした。当時船員保険では船舶所有者からの届書(5名分連記ミシンスリ)により地方庁用台帳(船別個人名簿)に記入し、届書はミシンにより1名ブフにして毎月庁船員保険課へ進達していました。その時分から庁で一括して記録管理していたのでしょう。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

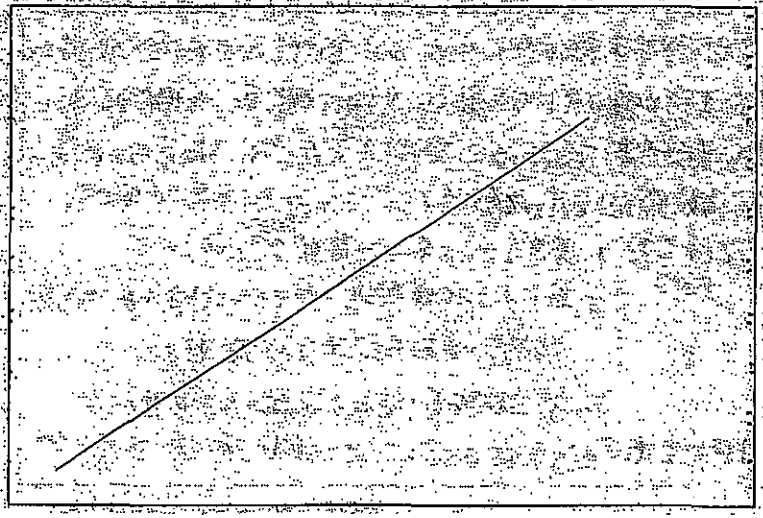

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 昭和27年、青森県保険課に採用されたとき、上司から課の壁際に積み重ねられていた、厚生年金被保険者台帳(紙台帳・ズック製のリュックスタイルの背負い帯がついた木箱に分納)について「これは保険課の貴重な財産で火災等災害時には最優先で搬出すること」と指示された。(記録は大事なものの理解)

2 社会保険庁へ年金裁定請求書を進達する際、職歴書を添付することとされ、庁では該当分の被保険者記録に併わせて職歴書から推測できる記録を追跡し、それを合算して裁定していると聞いた記憶がある。時期不詳ですが庁ではその頃から不備記録に困っていたのでしょう。

毎月の新規分について対応糊塗して来たのに、一時に解明を求められてパンク。不明なものは今になっては処理難渋と思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険関係事務処理が手記ソロバン等による100%手処理だった時から今日の事務処理方式になる間には、その時々の職員の一生懸命精一杯の検討努力があったと思います。現状への不満と反省から不備事項の改善やら作業効率向上を重ねて今があるのでしょう。これからも当然に必要です。

記録事務の節目
1. 事業主からの届出内容(現在もノーチェック)
2. 県による記録管理(昔そんな時期があったとか)
地方庁から社会保険庁への進達時のミス
3. 社会保険庁における記録の入力管理のミス

事務処理の節目のミスチェックはどうしたらよいのでしょうか。(答になりませんが…)

ご協力、ありがとうございました。

前略ごめんください。ご苦労様です。申し訳ないような気持がいっぱいです。

この度、折角のおたずねを頂き、なんとか少しでもお役に立てるようなこれまでの事務処理に伴う問題点や私的な意見を考えてみましたが、それを整理してまとめることができません。ちょっとしたことでも業務運営の参考になるようなことでもと思うのですがご寛容ください。

ただ記録管理事務に関しては、届書などの記録管理対象資料の流れ(受理・点検・進達報告)の事務を担当する地方庁と、業務全般と記録管理を担当する社会保険庁。昔、私流に社会保険事業という大きくて重たい荷物を運ぶのに、社会保険庁が御者、地方庁は馬。今ならドライバーと車輌の関係。御者が気張っても馬が動かなければ重い荷物は運ばれないし、目的方向へ馬を頑張らせるのが御者の裁量・腕の見せ所と理解していました。社会保険庁の指示を忠実に執行して、届書などの記録管理対象資料(年金番号、氏名、生年月日、性別・取得喪失年月日、標準報酬月額など)を、そのままに正確に渋滞なしに進達することに努めました。今日問題点になっているいくつかの中では「記録の漏洩」は、マスコミの知る・知らせる権利攻勢に守秘義務を守れなかった地方庁職員のミスでしょうが、事業運営の拙さ、超長期にわたる記録管理のヒズミなど大筋に係ることで「馬」も悪者にされているのでは、地方庁の職員は立つ瀬がないでしょう。

おたずねに全く答えにならず申し訳ございません。

[redacted]

近頃、視力低下やヒザ痛などで会合を欠席し、関係の皆様に失礼しています。大変な時期に厄介なお仕事ご苦労様です。頑張ってください。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1で述べたように問題を承知していないので方策等もありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は特別問題だと思うことはありませんでした。
退職後に大騒ぎになったものと認識しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方で真面目に事務処理をし、記録を業務センターに送っても、業務センターでの処理がタイ法等を含めあまりにも杜撰であったため、大量の未統合記録が生じたものと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者(○)
所属	本　庁　　地方庁(○)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (○地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

有りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、このような問題が潜んでいるとは考えもしなかった。

(質問４) 質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(○)退職者
所属	本　庁　　(○)地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」の解決に向けた方策については、長い期間をかけられない状況下にあることから、思いきった作業員の動員により、1日の処理件数の促進を図り、短い期間で解決していくことが必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

原票期、機械入力期に携わったが、いずれも人による作業が中心であったので、いかに転記誤り、入力誤りのない正確なものを進達するかであった。

又「年金記録問題」の存在は、ここ何年か前からのマスコミ報道で知った。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

3の対応については、人を代えて、繰返しチェック作業を行ない、正確な進達につながるようつとめた。

かに、もっとチェックに時間をかけていたら、件数が減っていたのでは、との思いもある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1、年金額に係わる基礎的な数字になるものであると同時に重要で、正確に管理されているものと認識していた。

2、5000万件もの未統合記録があると報道されたときに知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

仕事をしていくなかで絶対間違いがあってはならないが、あったということは大変申し訳ないことであり、正しくするためのことはしなくてはならない。現職員だけに責任を押しつけるべきではないと思う。その気持ちで少しの疑問点へ対応を行うようにした。

1、業務センターにおいてオンライン化する以前の記録管理がコンピューターにも入らず杜撰に管理されていたことに憤りを覚えた。

2、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降、記録の統一作業を行なっているがもっとしっかりと整理されるべきであったと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 加入資格について
国民年金は、これ迄、市町村役場で受付していたことから、戸籍や住民票との確認が容易であり間違った記録は少いと思うが、厚生年金は、事業主から提出された内容で処理していたことから、これ迄も偽名や詐称があったと聞いている。

2. 保険料の納付について
①. 国民年金については、納付の時効、免除、納付先について、住民の多くは知らない。
②厚生年金については、どこかに勤務して給与を貰っていれば、加入していると思っている人が多い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 加入資格について
国民総背番号制が一番と思うが、それ迄の間は、初めて年金制度に加入する際に、年金種別を問わず、戸籍あるいは住民票を添付(記載事項証明でも可)する等の方策が必要では。

2. 保険料納付について
①②ともに、一層の広報が必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン切替の際に、一定の条件（年齢等）により分けたと思うが、未切替者は、将来の年金請求時に整理する方向と認識していた。しかし、個々の申出（記憶）により統合することは自体が危ういものであり、順次実施すべきであったと思う（主として厚生年金）。これは、マスコミ報道があってから、やはり、そういうことにはったかと思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私が現役当時（特に基礎年金導入時）には、社保窓口での対応について、国民年金担当と厚年・船保担当とで対応に違いがあった。２号被保険者から１号被保険者への変更手続きについて、厚年担当窓口でも説明方を要請したこともあったが、職員の認識の違いが大きく、十分な説明をしてもらえなかった状況もあった。

又、年金制度は、内容が複雑すぎるので、誰でも自分の年金額が計算できる内容に改正する必要があると思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹(退職時) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録問題を知ったのは退職してからです（平成14年頃です）
・私はオンラインシステム処理が開始された時は業務係長でしたので、事務処理に携さわった者として責任を感じております。
・当時は被保険者記録の入力から始まって、納付記録の入力と段階的に行ない、記録の入力後は入力リストと台帳と読み合せによる突合を実施しておりました。その時点で不突合のときはすぐ訂正処理を行っておりましたので、このような問題は想像しておりませんでした。
・当時突合等処理についてはアルバイトを雇用しておりましたので突合照合について正確に行うよう徹底指導した事はおぼえております。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別ありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 ⓗ その他(事務局)　県社会保険審査官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていることはない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職してすでに17年8か月経過、年齢も77歳を過ぎて、残念ながら問題解決の方策など、持ち合わせていない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は加入者とその家族等の長期にわたる年金権の根幹となる重要な証明資料と認識している。
あのような記録問題の存在を知ったのは、平成19年5月初旬のことと記憶している。（新聞・テレビの報道で）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題が表面化したのは、退職後15年以上経過した平成19年5月時点であり、対応できなかった。
また、現職当時、あのような記録問題が存在したなどとは考えもしなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課 ②国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　②平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題の解決さくは、非常にむずかしい。
・台帳とオンライン上の記録。
・保険料の納付記録(台帳)が記録されていない。
オンラインと台帳とが、記録されていない、など。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

難解である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、将来にわたって、正確に記録されなければならない。
そのような問題が出てくることも
想定している。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省している。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が生年月日、級号が不一致で統合できないでいると、平成9年頃の基礎年金番号導入時に具体的な数字などと認識した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

元記録の訂正請求時に本人からの聴取等の申立てをもとに解消していくしかないのかと思っていた。
事務的な問題から徹底した本人照会をすべきであったのかとも思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。全省庁の

・日本全国の国家公務員すべての人員の1割(10%)を、コンピュータ記録と紙砂長との突合に振り分ければ、人件費ゼロで対応できる。
どうせ、社会保険庁以外の役所はヒマそうなので……。
このことで、万一社会保険庁以外の役所の業務が多少時滞してもすぐに、数年で取りかえせると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・未統合記録が5000万件もあることは、おろかく知らなかった。せいぜい数万件だと思っていた。
・年金記録問題は、長妻昭氏の国会での追及ではじめて知った。(2～3年前)

→老齢年金の裁定時にすべて解決(統合)されるものと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・老齢年金の裁定時に基礎年金番号に統合されるので、問題ない、と思っていた。
・<反省点>(大局的に見て)
  ①、年金制度の設計がまちがっていた。(国民年金発足当初基礎年金番号制度を設けるべきだった)
  ②、自民党政府と官僚の癒着による国民を無視した政治と行政。
  ③、権利のみを主張し、義務を軽んじた社保庁の労働組合(国公評議会)の活動。
・<反省点>(自分自身)
  自分の仕事が、国民にとってどうあるべきかを、常に問題意識としてとらえていなかったこと。

※以上、乱筆お許しください。　ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道な作業ですが、記録1件1件の突合をしていくより方法がないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・標準報酬の変更等は、事業主からの届出と思っていた。

・マスコミ報道の後に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・そのようなことはないと思っていた。

・収納率を第1優先としていること。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

無し。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①大変な問題と認識していた。
②問題が起った時に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①解決に向けて努力した。
②特に無し。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　／　退職者
所属	本　庁　／　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

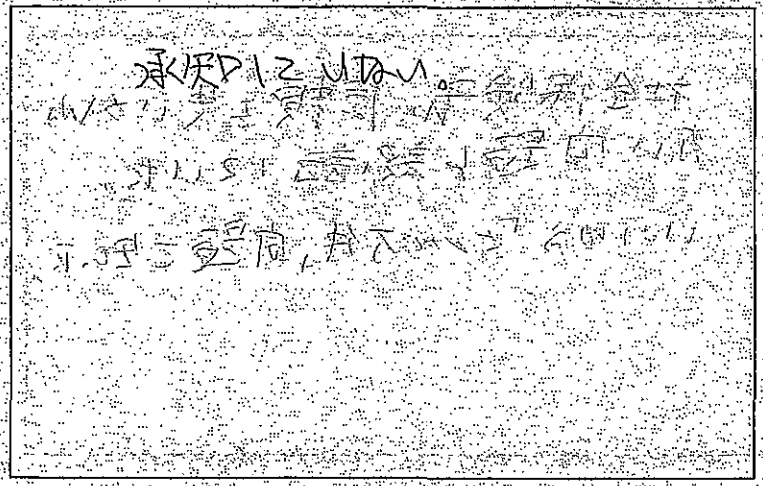

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

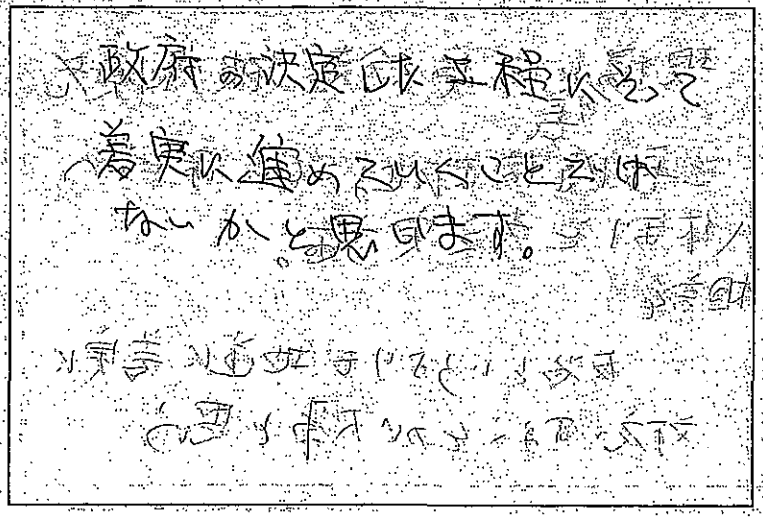

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁への信頼を失いかねない問題と認識していた。
いわゆる「5000万件」問題で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場の長と任意給付被保険者
と長時間まだせることのないよう
相談体制を考え実施。
反省というよりも、地道に着実に
対応することが大事と思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正確な記録の把握に基づく処理

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・紙台帳を、コンピュータに収録する際の業務センターの不手際と認識(問題発生の平成19年頃)していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録の突合について、できる限り実行した。しかし、紙台帳の現物がなくマイクロフィルムからの検索のため不鮮明なものが多く、旧台帳には欠落しているものがあり、突合できなかったものもあった。

・社会保険事務所での記録は全て本業務センターへコンピュータ収録されており、台帳等についての重要性の認識が希薄であった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これといった最もとも効果的な方法は思いつかない。
現在のコンピューターによる突合作業と併行して、生年月日の古い方の記録を優先に、専門のスタッフで、時間をかけてでも1件1件調査するしかないのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、将来年金を適正に支給するうえで非常に重要なことと思っていた。
庁では、そのため、専門の部署（旧庁業務課、現在の業務センター）を設けて行っており、適確に管理されているものと思っていた。
年金記録問題については、退職後に5000万件のことが報導された時に知った。どうして、そのようなことになったのか理解出来なかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今から40年前の旧名簿の記録を整備することは、その困難性からして多額のお金と労力が必要であったと推察される。
ただ、その重要性からして、庁では早い時期に（基礎者等者の頃）、この問題を国民に明らかにして、その整備の予算措置を講じて、時間をかけてでも旧名簿の記録の整備に努めるべきだったと思う。
記録の管理は庁（業務センター）で行っていたが、我々庁でも年金行政を携わる者として、その管理の内容にもっと感心を持つべきだった又、国民の皆様に大変なご迷惑をおかけしていることは申し訳ける思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 問題があると認識していなかった。
② 退職後に知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

強いて言えば、天下り人事政策にあったのでなかったでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方段階では年金請求時に該当者とひとつひとつの記録を「ていねい」に確認することしかないのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は退職後に知ったと思う。（新聞で）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度は国が責任をもって運営していかなければならないもの。いま大臣自らが制度への不信感を募らせるような姿勢をとるべきではない、と愚考します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道以外のもの分からない。
特に厚生年金記録改ざん事件は及びがつかない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号制度が導入される以前後までは、旧紙台帳から原票方式に移行し、それに付随する年金番号の払い出し、年金番号台帳転記、記録進達、事業所名符号化等を事業所からの届出に基づく手作業で処理するシステムであり、どの行程をみても転記誤りが全くないとはいえない。(更にそれらがマイクロ化されている)今日のようなコンピューターシステムの時代と異なり当時の膨大な業務量のもとでの作業誤りを論じるのは酷である。これらの誤りの事後処理は事故リスト処理や年金裁定時に丁寧に記録整備を図っており、多くは解決されていると認識している。
行方不明の年金記録照会件数の中には脱退手当金、あるいは既に年金額に反映されているものはないのか。また、未回答の中には回答することにより、リスクが生じるのを恐れて回答しない、したくない人も可能性があるはず。
一時政府が打ち出した最後の1件まで記録を整理する理想はよいが、現実無理であり、そのための多額な予算措置をするのはいかがか。新たに新事実が判明する記録は期待薄で照会を一定の時点で打ち切り、政治的判断で次の段階へ進むべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方支局においてはシステムに沿い忠実に業務に集中していたと思う。当時は国民年金の空洞化が論じられており、検認率の向上にのみ集中していたと思う。
年金記録問題は在職中は多く報じられていなかったと思う、退職後報道等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当事者外として
① 国民年金不正免除
本県は該当しなかったが、大きな原因は所得把握などの法整備が遅れた結果であり、年金権確保を目指した現場とマスコミ報道の認識にズレがあった。仮に免除該当者を申請主義で放置すれば逆に行政の不作為ともとられかねない板ばさみの状況にあり、マスコミ対策ができない庁にいらだった。
② 年金記録改ざん問題
多くは実態に沿った適切な措置と認識している。一部の問題だけが大きくクローズアップされてきたが、年金問題は与野党の政局の節目節目に利用され、このため社会保険庁は何の反論もできない防戦一方で地方を守るという気概や意思が感じられなかった。このため、あおりを受けた地方職員の士気低下を招き、それ以降法令順守一点張りの雰囲気で硬直した社保窓口が生まれたという声が多く聞かれる。今後ロボット化された職員が多くでることが懸念され、組織解体による行政サービス低下を招くなど、その代償は大きい。

ご協力 ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・短期間でのお記録照合等による記録整備は、問題点が多すぎると思う。

・オンライン化後、資格記録の訂正や還付金の発生等ありますので現況資料(旧台帳、市町村台帳等)も基に、長期間継続して、正しい記録を特定しながら記録整備することが望ましいと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・未統合等の記録は、特に問題意識をもっていなかった。
・予算の関係もあり全ての記録を整備できなかったものと思っていた。
・また、年金請求時に記録整備されるので問題にならないと思っていた。
・オンライン導入時（S60年）から基礎年番導入時（H1/年）の間。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・特に対応方法等考えなかった、将来的には記録が整備されるものと信じていた。
・反省点としては、確かな情報をもとに、相談業務等を行うためにもオンライン化の段階から基礎番導入までの間に全ての記録整備を行うべきであったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険組織と職員を信頼し、専門知識のある○Bを活用しなければ早期の解決はむずかしいものである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙台帳から、オンラインへの切替業務（厚生年金）を担当した者として、地方からは正しい記録を進達したものであり、今日の年金記録問題の発生については誠に心外である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

OBとしては、その時代、その時代で検討もし、反省もして仕事をやってきており、現時点での反省点という設問には答えはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○1430万件の未収録の厚年記録(カセット記録)について、早く全部のカセットを用いて欲しい旨課長補佐研修の際、庁側に要望したが却下されたことがあった。(死亡者が多く照会の都度開くことが示された)

○キミ→きみ子、サチ→幸子など、子をつけて厚年新規取得される女性がけっこういました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○住民基本台帳の活用を図ること
・特別便未着者の解消
・氏名が同じで、生年月日が相違している被保険者の発見(住所が同じで)
・生年月日が同じで、氏名が相違(〃)
・旧姓の届出をさせる(特に女性)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○資格取得時の年番の確認の徹底に努め、中間報告や喪失原票の進達を正確にする、とが社保の仕事と認識していた。→取得の際に生年月日の誤りが毎月あった（採用条件で年令制限があり、若くして入社が）（後で訂正届）

○5000万件の該当者不明の記録が発表された時点で初めて問題の存在を知った。（地方には知らせていなかったことである。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○庁から定期的に事故リスト（5000万件）として照会あった件数は全部業務課職員が分担して調査して回答していた。当該被保険者が退職して連絡のつかなかったものを除き（1～2件）期限内にきちんと再進達した。（調査不能）

○基礎番導入時の元の公報不足や基礎番以外の番号の有無について、本人への確認（名寄）が不十分であったこと。

○査定請求主義を通し過ぎたこと。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、私も第三者委員会のお手伝いをしたことがありますが、第三者の立場から検証することで意義があるものと考えております。その後の報道等では、1年以内の本人的期間は一定条件があれば納付したものと認めるなどの方針が出されているが、平等性を求める第三者委員会を否定するものであるし、実質を求める政治的判断の介入と思われる。国民との相互理解を基調とする第三者委員会を堅持すべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、若い時分は、主として国民年金の業務を担当してきましたが、創設当初の手作業による誤記録が出たものかと考えておりました。しかし社会保険事務所の記録と市町村の記録の突合は定期的に行っていたことなどもあり、今日提起されている膨大な誤記録についてはあり得ないと認識しております。学生年金は社会保険事務所の原票を社会保険庁に進達して記録が作られていたことから、その経緯については分らないが、社会保険庁からの事故リストなどによる処理により補正されているものと考えておりました。

年金記録問題については、退職後に大きな社会問題に発展し驚いている。

時間の経過とともに、社会保険庁のありかまで問題視されているが、社会保険事務所の職員は、社会保険庁の行政方針に真面目に取り組んでおり、故意の記録操作などするはずもなく、数学・業績に偏重した社会保険庁の行政方針に問題があるのではないかと考えている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・地方庁と本庁では、認識の相違があり、特に国民年金の事務委任を、市町村から国（社会保険庁）直轄にしたことに大きな問題があったと考えている。住民に密着した窓口から切り離したことは、行政の密度が薄まり、市町村では、年金は国の仕事であるという認識から消極的な行政となり、未納者の増加、ひいては無年金者が増える結果となったと考えられる。

年金は、全国一律が望ましい行政であるが、地方庁を担当する者として、もっと積極的に地方庁の意見を出張できなかったことが悔しい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

裁定請求時点で最終確認するものと認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機会があるたびに記録の点検を行い、正確な記録となるよう努める必要があったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

難しい問題であり、考えがうかびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

届出書に基づき、正しく処理されていたと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正しく処理されていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	○現職者　　退職者
所属	○本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 保険指導室長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

非常に難しい問題であり、これといった方策も思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の一生の大事な記録と認識していたので正確な事務処理を心掛けていました。

現在の年金記録問題については、最近の報道などで知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確な事務処理が第一（迅速な第一）と考え記録、関係書類進達の際は読み合せ突合、発送等（事故記録の補正も含む）直接自分が担当するよう努めていました。
地方庁として出来る最大限の努力を行なったと考えています。
増え続ける膨大な事務量を処理する為のオンライン化基礎年金番号の実施方法に問題があったと考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方の社会保険事務所で、適用事務の適正な処理、保険料の徴収事務、年金制度の普及、周知と主な業務として実施。
年金記録、即ち年金記録の管理業務については社会保険庁が一括処理して管理していた業務。
今回の年金記録問題について地方の社会保険事務所の不適正な処理が原因である旨の報道には大きな怒りを感じていた。
これから地域住民と接して窓口で働く職員のためにも、社会保険庁(厚生労働省)の具体的な経過説明が必要と思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

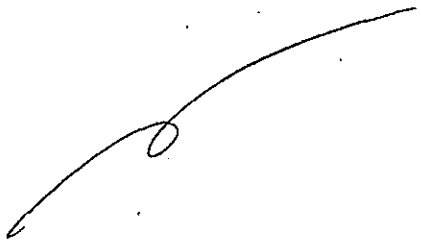

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険関係施設の設置については、当時法令等に基づき建設されたものであり、保険料を不正流用されたものでない等です。
従って、歴史的経過及び背景等について検証して公表すべきと考えられます。
社会保険政治連盟も有った等ですが一言のコメントがないのが不満です。
OB職員として寄付金(15万円)とられましたが、使途等報告すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期にオンライン制度を確立すべきだったと考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、特に知っていることはないが、社会保険経験者として思うに、昭和61年頃年金記録のオンライン化において、どのような状況下で名寄せやその検証機能があったのかということについては、その辺りが業者にゆだねてアウトソーシングで名寄せしたとも感じています。国民年金の記録については、本来社会保険の業務として振り分ける事務の一部を各市町村に委任して行われたことで、紙台帳記録(被保)について、うまく振り分けなかったことなど、いずれもそれぞれの段階に問題があったことと考えられます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○記録の照合について社会保険事務所に保管があるから、原則に基づき記録の照合とする

○年金、公共経済学の少なき学者の提言のひとつですが、戦後しばらく方式で「尋ね人」という放送がありました。記録の不明のものについて、NHKテレビの深夜放送で公開放映やインターネットで公開することで心当たりのある方やその子どもや孫が見ることもでき、効果がある。個人情報保護法が適用除外とする必要もあり、これは、まさに直接府の仕事である。
社会保険庁たたきの嵐の中で身分の保証、雇用継続の不安に怯えながらでは、なかなか正しい答えは出ないものと思います。

○将来、年金制度の抜本改正があると思われますが、事業所、個人を年金制度等に加入する適用業務と掛金の徴収業務では、事業所や個人ひとりひとりに当事者意識をもつような仕組みをつくることも大事と思います。

いくら払って、将来いくらもらえるのか、など自分の記録は自分で管理することが大切です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、ひとりひとり老後の年金受給権にかかわるものであり、
20年後30年後に花開くものであるため自分自身の事と同じ認識であるが
被保険者と社会保険事務所との接点が弱いため制度の
重要性を認識させる（又は認識する）ことがむづかしい面があった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては「質問２」でも書きましたが、今後課題として
国民ひとりひとりが制度を自分のものととらえて、問題意識をもつこと
そして、事業所においても重要なスタッフとして従業員の福利と
してだけでなく、加入及び喪失時の確認とサポートをする
社会保険サイドはこうした仕組みをつくり、適正な事務処理はもちろん
サービス業として指導する（周知）
これは意識だけでなく事務処理システムとして築いてほしい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

岩手県では、昭和30年頃から算定基礎届の受理にあたり、全ての事業所に出勤法と賃金台帳を持参させ被保険者一人一人の報酬額を照合して誤りないかを確め、その場で指導しながら行い、そこに出張する職員、またどの事業所がどの職員に行くか順番別でわからないので不正の発生は不可能である。

出張する職員が担当職員と限らず、かつ数名以上が出張するので問題ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビで他県の報道を見て知りましたが、本県では、発生の余地はないと信じています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は、年金の裁定や支払い方担当しましたが、年金受給者が確実に生存しているかとか、受給権発生時と変りないか住所地に赴いて実態調査を実施しておりますから、少なくとも私の在籍者時は、ありえません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間と要すると思いますが台帳等による確認が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入者の権利の為、届出に基いた適切な処理につとめた
そのような問題があるとは知りなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多く知していない。ません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1日～数日勤ムして無断退職してほう者について、事業所で2～3ヶ月様子を見て後の日付けの喪失日として喪失届を出し、その者は概に別事業所で働いている等、厚生年金、国民年金との重複記録は多く勤務・負担の実態のない者もかなりある。(事業主は立替え払いしている。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

住民票の移転手続きもしない者が多くある。
住民票の閲覧をしない自治体が殆んどである。
差ヶ崎等(東京大阪に限らず)に住している者は全て20～30ヶ所で働き厚生年金の資格を持った経過があろうから、社保の職域内の責任で解決しろ等無理と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

S41年7月、社会保険事務所業務所長の発令を受け事故リストの突合及び訂正の担当者となったとき、同一人と思われる者の氏、又は名、生年月日、取得、及び喪失の年月日の不整合が、多い者は10記文を超す例があり、1割も解明することは困難であった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

女性は職場毎で生年月日、名前の字を違える。
（例、ハルノ＝春野＝晴乃）。
逃走者であると思われる例＝確認の為の事業所照会する先々を退職し、全国を股に移動された例＝岩手→新潟一番知。
・65文を超している事も確認出来たにかかわらず2文も若い生年月日で働いており、わたくなに年金受給手続きを断る女性もあった。
未だにしていない事も考えられる事をおこしていました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職 元年金保険 事務局 運営課長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミを通じて知った。
記録管理の難しさを感じた。(長期的管理)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後9年も経過したので良く理解できない。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険審査官在任時、年金給付の支給に関し、加入期間に係る審査請求が多くあることから(審査事例集より)記録誤りが存在していることは認識してましたがそれも限られた中で、これ程の数多くの記録誤りが多いとはまったく思いもよらず報道にトリ驚いているのが実情です。
今回改めて申し出ることは何もありません。

質問欄に入れて下さい

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

資格取得の都度、新たな番号(元に年金番号が記されたもの以外)が発行されてましたので、重複して番号を持っている等が予想され、1人ひとつの番号制にすることが当時から望まれていました。

質問欄に入れて下さい

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に記すことは多りません。

質問1.に入れて下さい。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に記すことは多りません。

質問2.に入れて下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　・　(退職者)
所属	本　庁　・　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i.(事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判明した部分については、早急に対処に当ることが望ましい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者にとっては、長期にわたり大事な記録であり、迅速かつ、正確に処理することを認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録した後の再確認事項が非常にあまかったと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍していたときには、現在のような問題になることは、予想していなかった。
・平成19年に、報道により、そのような状態になっていることを知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

表裏時における、仕事（業務）の仕組の構成が基本的に一部改正しておけば良かったと思う。
段階的に、記録の統合事務を実施すべきと思った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在一般に知られている程度の問題点以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法改正を含め年金事務手続を全面改廃する必要あります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には現在のような年金記録に関する問題はでてきませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

法令、通知、通達どおり仕事をしてきたと自負しており、思いあたる事象はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

相当古い記録が大部分であり永久に解決できないのではないか。現在行っている記録審査をある程度終了後、残った記録を公開~~する方法で~~して少しでも減らしていく方法しかないのでは？
国民年金の網は~~記録~~はウソの申出が多いように思われます。網はしているのが事実であれば、市町村の名簿、社保台帳でも何らかの表示があるではずである。市町村、社保の不正ばかりでは憤りを感じる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン導入前の資格取得届は手作業であり、転職等した場合、事業所からの届出に年金番号がなく、新規払出後より複数の手番を持っている人が多くいた。（私が担当した例では22冊持っていた。他の職員では30冊以上の人もいた）
当時は大量の業務量から確認ができなかったのが現在に至っている。
基礎年金番号導入時の相当数統合して来たところであるが、裁定請求時までに統合すれば良いと認識していた。岩手県では請求書受付の際、氏名、生年月日索引を実施して来たが、コンピューター上で検索されなければ記録は無いものとして処理して来たが、今回調査で相当数再裁定が出たと聞いている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定請求書により氏名索引を行い、該当するような記録（他手番）がある場合、通知、電話照会により確認後、裁定するよう指示してきた。
今回の記録問題は社会保険事務所ばかりに問題があるように報道されているが、オンライン導入の際の記録切替は社会保険庁が行ったものであり、社保の入力ミス等は当てはまらない。又、1,500万件の未入力件数等もあり、社保庁の記録の管理にも問題があった。
年金特別便では記録を確認する方法としては良かったと思うが、共済関係記録を通知したことで相当現場が混乱したと伺った。通知書も親切にお知らせしようとするのは理解するが一般人はわかりづらい。説明の字数も多い。結局社保が混乱する原因に。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 関係官庁の記録との突合を実施してみては。

社会保険庁の記録と雇用保険の記録は概ね同一の記録と思われるので事故と思われるものについて突合して比べるのも一案と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（直しの事ですが）誤達の届書を下請業者に発注し記録入力している事に、大丈部かなと思った事があります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・地方庁と中央庁の事なので。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(世に報じられている標準報酬額の改ざん等のことは全く信じられない。残念でなりません。犯罪といえる行為です)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未だに統合未処理のものは、その内容を精査し、それぞれ区分毎の件数を公表してはいかがでしょうか

年代別の件数　(例:昭和30年台の何件 昭和50年台の何件…)
性別毎の件数　(男、女別にどちらが多い 女性が多いなど)
年金毎の件数　(今何歳ぐらいの人の分が多いのか…)
加入年数毎の件数　(3年以上何件 1年未満何件 3月未満何件など)
地域毎の件数　(記番の発行事務所毎にいくつの地域に多いか)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は特に認識していなかった
基礎年金番号制定後にいろいろな問題が発生したと思う

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳からのとりかえ時の読み合せ照合が不十分であったのかなどの反省される。特にアルバイト取扱の管理が不十分であったかもしれない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」を平行して行っていく。
(現在行っている方法)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来誰もが受給する年金であり、正確・確実に記録するため忠実に取りくんだ。　杜撰な仕事・事務をした覚えはない。
又、私は国特職員として検認票から被保険者台帳への消込みの事務しか体験していない。

記録問題を知ったのは、新聞・テレビの報道からのみ。

(筆舌に尽し難い、忸怩たる思いである。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各種様式の特に氏名にフリガナ欄がなかったこと、も要因の一つではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

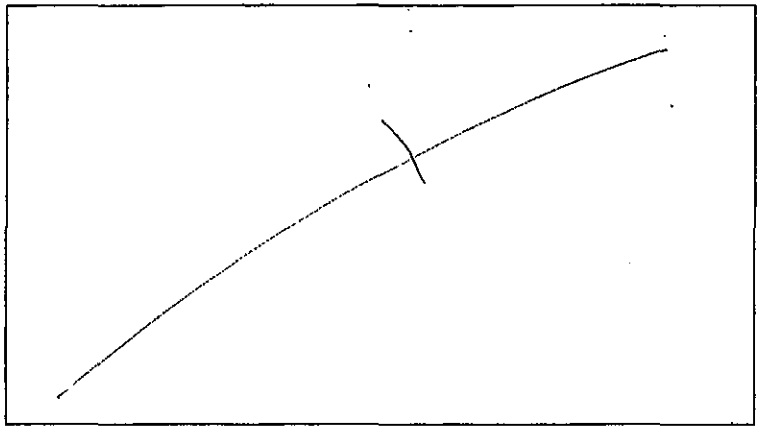

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

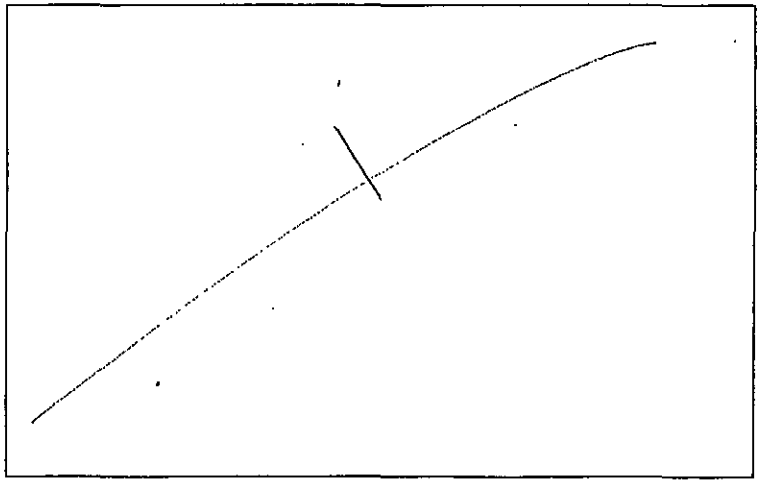

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録に脱漏があれば大変な事であり、正確に記録保存するべきと思っていました。
（若干過去の適用については、全て記録が発見確認出来た。）

・オンライ上の記録については、今般の報道により知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・職歴欄に無い記録は、本人及び勤務先に照会し（勿論該社会事務所へ確認し）適用の有無を再確認~~していた~~解決を図っていたこと。
なお、社会未加入事業所（但し雇用保険は加入）について本人が社会適用であったと主張するケースがあったが、詳しく本人に確認をすると雇用保険加入記号を厚生年金被保険者証と誤しているケースが多あったこと。

以上。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○民間企業の採用時、今人が年令、氏名をごまかしている
経験等の給料を有利にするため等と思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

生まれた時に不動の番号の付与
(総背番制)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個別訪問による徴収時に記録を質問され、本来の管理と回答せざるをえなかったこと。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・個人の記録は自分でも記帳管理するよう指導したこと。

・請求主義から通知主義への変更が遅すぎたと思う。

・保険料ではなく、国税として徴収は各市町村で行うこと
(個々の状況がハアクしやすい)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重要事項と認識していた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

徹底した再チェックしか方法がないと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の生活設計の基礎になる重要なものであると認識していた。
2007年春頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応できなかった。
紙台帳からコンピューターへの切り替え時の作業(年金額)が適正であったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法に従って真面目に仕事をしてきたと思っているので、この問題が出たこと事態、考えられないことであります。しかし結果的に国民の信頼を損ねたことと、現職員の苦悩を思うとき、私自身も苦痛を感じております。

問題が大きすぎて、どのような方策を採ればよいか考えられずまことに申し訳ございません。

最善の結果が出るよう祈るのみです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で世間一般に知られている問題以外には存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決の方策など、問題が大き過ぎて考えが及びません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職して数年後に報道で知りましたが、大きな驚きと共に大変残念です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今になって思うには、時代の経過とともに、事務処理方式の変更が行なわれており、その切替の都度、正確さに問題があったのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	(本庁)　　☒地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大事な年金記録とは承知しており、適正に処理しておりましたが、当時、このような様々な問題が発生するとは考えておりませんでした。退職して20年以上経過しており、特に申し述べることはありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識しておりませんでした。

新聞報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今のようにさわがれてはいませんでした。
記録を修正するために、ヒントとなることを思い出してもらうことに苦労しました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にナシ

ご協力　ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件ずつ解決するしか方法がないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- コンピューター管理時に被保険者記録が登録され、事故は事故リストにより各社会保険事務所に照会回答により整備され、それ以降は資格喪失時・中間報告と随時原票の進達により正常に記録が完備され問題がないと認識していた。
- マスコミ報道で知った内容について理解できなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 特に対応しない
- 基礎年金制度実施の際、国年期間と厚年期間を統合し、本人に確認し、事故部分について、事故リストにより整理。

  年金の新規裁定の際は、裁定後に記録を本人に通知し確認もれのあるときは訂正処理を行う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職)者
所属	本　庁　　地(方)庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

設問の年金記録問題とは、何を指すかわからないので、答えようがない。
未統合記録5千万件については、報導があってから知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早く電算化すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(現在 厚年記録調査に携っています。)

1. タイムリミットから逆算した作業スケジュールで「取敢えず番類を少なくする考え方」が全国的には見受けられないのが、事情は理解できる面もあるが、年金の信頼回復の面では一考要する面もあるのでは?
2. 未統合の記録は氏名・生年月日の相違が多数予想される記録と思われ、基番への統合は容易ではないと思われます。少なくとも1日姓が判明しないと効果の程は如何か?
3. 調査には現システムを最大限活用することとなるが、機能が十分とは思えない。時間がかかる案件が多数あるが、根気よく精査する必要があろうと思われる
4. 現システムによるマニュアルどおりの調査だけでは解決しない案件が発生する若い世代では気付かない事柄が大く存在する。実務経験のある社会保険庁OBの活用は有効な手段と考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚年記録の訂改リスト整理等で、ある程度整備されたものと思っていたが、旧名簿の整理状況については全く意識されていなかった。昭和61年年金給付担当となり、裁定請求書の進達を行うこととなり、申立のあった職歴と年金記録のあやふやさを感じたものである。
旧名簿は欠落や順不同の編綴、または焼失等が見受られ「一体年金記録はどうなっているのか」と疑問感じたものである。
業務センターのキーパンチャーの作業結果についてはチェックがなされていたのか?

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在のような氏名・生年月日別、事業所検索システムがない時期であったことから、年金記録の調査(自庁分)に限界を感じたもの。問題が大きくなる以前(少くとも基礎年金番号導入以前)から徐々に記録の整理統合に向けた計画があってしかるべき問題と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票　③

（質問　1）

厚生年金はこれまで幾度かの法律改正がなされ、受給資格についても改正されてきましたが、旧法（昭和２９年度以前の厚生年金記録保持者）特に資格喪失者の記録、各共済組合に移管できずに残ってしまった厚生年金記録、本人が厚生年金に加入していたことを認識していなかった方、会社名、事業所の適用住所さえ覚えていられない方、特に通称名で記録を持っていた外国人が相当数含まれていると考えられます、これらの方は当時隆盛を誇っていた炭鉱等の職場を数回渡り歩いていた可能性があります、同時に旧令共済期間のある方、職時加算のある方の請求漏れも相当の数に上るだろうと思われます、これらの方を今回の消えた年金としてどう処理しようとしているのか

（質問　2）

上記の方の大部分は、現状では時間も人も金をかけても解決できるとは到底思われません、年金請求してきた方に有る記録を詳細につき合わせて行くしかないと思います。

そのためにも、国民に上記のような記録を持っている可能性の方にたいし、国として、行政としてもっとわかり易い広報と、請求しなければ問題解決できないとの説明をしなければならないのではないかと思います。（個人的には、決して消えた年金ではないと思っております、時間と労力をかけすぎ消してしまった年金とならないようお願いします）。

回答票　④

（質問　3）

厚生年金記録問題については、昭和３０年、４０年代の旧紙台帳が社保から業務センターに送付されたと聞いているが、はたしてこれが正しく全件が送付となっていたのか、その当時だれがどうやってその結果を検証していたのか、また電算化するに当たり相当数の不突合事故リストが出ていると思われますがその補正処理がキチンと最後まで補正されたのか、昭和６１年以前の事務処理方法では再就職した方の取得届が提出された場合は事業所の担当者が旧厚生年金番号を記載していなければ新たな番号が附番となり、重複された番号となることはいたしかたないとの認識であったと思います。

昭和６１年基礎年金制度が始まり、制度上は重複附番となる可能性は解消される事務処理となりましたが、基礎年金番号の統合処理は国民年金、厚生年金、共済等それぞれの事務処理事情から一挙に統合は困難とされ、現場では年金請求時に統合し、裁定処理せざるを得ないとの情勢であったと思います。

３６年４月以降、階年金制度が確立され、裁定請求時に確実に職歴が確認され反映できれば可とする方針で裁定処理をしてきたと思います。

現在、問題とされている統合できずに不明とされている記録の処理については、国民年金を担当していた当時、住民基本台帳法が制定されその情報が社保とのオンラインとなり死亡済みの記録、年金受給済みの記録等、また住所把握ができるので統合の際の本人照会等が可能になり、ある程度の整理はできるとの思いでおりましたし、当時の社会保険庁の担当者とも個人的に話題にしたことがありましたが、政治的、社会的な反対もあり実現とはなりませんでした。

（質問　④）

一番の問題は、年金記録に対する重要性への認識不足、社保にあっては番号払出し簿をはじめとした個人記録の保存を電算処理に移行する際の意識決定が不足していたこと、

（少なくても、番号払出し簿に電算移行の有無、年金受給等の有無を記録しておける状態であればと思われます、当時の事務処理としては人員的に不可能と思われるが）

国民年金に関しては、市町村から移行するまでの市町村検認の記録の保存、社保での不在者台帳等の台帳保存と払出し簿の整理がされていなければならなかった、未検認者リスト、未納者納付書発行一覧表等の将来的に重要となるものへの永久保存も考えられたのではなかったのか、地方の社会保険現場では厚生年金、国民年金会計の人事交流が頻繁に実施され現状のこうした問題に関し問題意識を持った人間も、持ち始めた人間も元の会計に帰った時は立場も、現場の処理状況も大幅に変わってしまっているため改善も何もできなかった経験を悔やんでおります、今後日本年金機構という一つの目的、使命を持った組織となり、職員一同が同じ目的を持つことができることになりましたので、上記のような問題は解決されることを祈念しております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 Ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ等で騒がれだしたときから。
社会保険庁の職員は皆一生懸命仕事にも対処していたので、マスコミ等が騒いでも他人事とは思えなかった。(多少の誤りが有ったとしても、人が行うことには誤りが生ずるものと思っていることから)
また、国年については、未納者へ納付案内を送付していたことから、納付案内が届いた時点で問題が発生していたと思っている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職しましたので、申し訳なかったが陰で応援することしか出来なかった。
・年金記録の確認は、年金受給する段になって、初めて興味を持つ人達が多く、又、我々もそれでOKと思っていたことから、記録に誤りが有ったとしても、結果としてそのままにしてしまっていた。早目早目に知らせていたほうとは思うが、経過等のこと等有。また、昔は全部人が行わなければならず、そのようなことが可能だったかで疑問も有る。ほぼ全てが事業主からの申請に基づいて事務処理するシステムになっていることから、このような問題が生じた事由でもあると思っている。

(氏名、生年月日、得喪年月日、報酬)ご協力、ありがとうございました。
(全て正しい申請が行われていることを前提に決裁していた)

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未だに騒がれたようなことを社会保険事務所で行われたことが信じられない。

現役の職員の方々には申し訳ないと思うが徹底した努力を重ね、一つ一つ解決していけばよいと思うが、戦前戦中当時のものも相当あるのではないかと思われるので、全て解決するというのは難しいと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

十分対応していると思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があることはないと承知している。

問題点は報道等で聞いている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

指示に基い対応した

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません!

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の大別(ランク分け)
1. 生年月日で区切る.
2. 現役 ― 受給直前…優先
3. 受給者…申立受理機関を別枠で.
4. 新規加入者…指導調査.(外注など)
その他…公示(ネット上).

2年間ですべてなど、期限ありきのみは二次被害も、方針とスケジュール(短期・長期的)を示し理解を得る必要があると考えます。

※ 制度ある限り、修正は想定して対策が必要.
最後に、従事する職員(優良)を大事にする組織でないと!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 事業主からの届出内容に誤びゅうは有り得る
2. 業務担当者の処理誤りも有り得る。
しかし、対策・対応としては、
1.…指導・調査（調査官活動・委員研修等）
2.…事故リストの追跡調査。
年金受給するまでに整理（最も遅くても）の意識
庁（高井戸）の処理状況は良く分らない状況だった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これまでも、物理的に発生するだろう誤びゅう対応として、重複取消届、氏名・生年月日訂正届、が様式として整備されており、対応保険者への周知をしていけばいいと考えていた。

戦前、戦後の一部記録は手書き、旧字体などあり、オンライン化時に事前準備期間がとれなかったのではないか、…期限ありきの政策事後の検証に手をかけれなかった…人員削減45分タッチで15分休みなど　若手の現場ではなかった。

ご協力、ありがとうございました。

機器のとりあいで連続タッチの現況も、

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳記録をコンピューターに収録し、本人(遺族)の申立に基づき、氏名検索とする方法がないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時に私歴確認をするので、問題意識は
特にありませんでした。
また、マスコミ報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一連の問題のため、私歴確認調査には
かなり神経を使ったと記憶しております。
コンピューターによるシステム管理を、早から
すべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 社会保険指導室長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られていることやケースについては、私にも承知しておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録については、本人の自己管理が大事と考えておりますが、一生涯の間には、色々なことがあり、完全に記録することは、困難と思われます。従いまして、年金記録については、国の積極的な管理が必要と思います。本人が採用時に、通称の氏名や虚偽の届けをした場合も考えられますので、全部、完全に本人のものと特定することは、不可能と思われます。

年金制度上の問題が原因で、不明となった期間については、本人の申し立てどおり認めざるをえないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和30年、社会保険事務所（出張所）に採用され、被保険者資格届の処理をしていたとき、資格取得届に誤りがあった場合、将来この人の年金はどうなるのかという疑問をもちました。訂正の方法は有りましたが、訂正前に過ぎた分については誤ったままになっていると思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者資格取得届の記載内容については、事業主が確認しているので、そのまま正しいものとして処理するようにと当時の上司の回答でした。また誤りが判明した場合はいつでも訂正ができるとのことでした。

本人であることを確認するために、仮名、生年月日を事業主が何で確認したか、また、記載誤り防止のため、被保険者名簿転記後の複数による読み合せ確認が必要であったと思いますが、当時は、職員も少なく、書類が多く、毎日が残業でとても確認作業までは出来ませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上　年金調整官 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

◆再就職（被保険者）の際、厚年手帳新規払い出しにてため1人で20枚も所有している人がいる。この現状が1番の問題（未統合記録）この問題を解決せずに平成9年1月基礎番を導入した結果である。昭和46年当時年金リスト担当者として同当時から認識にいた。

◆被保険者・事業所担当者・社保・庁の認識の低下から発生したもの。日民総背番号制を早急に導入していれば、この様に大きな問題にはならなかったのではないでしょうか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◆庁よりの照会記録（年金リスト・期間照会）に対し適正かつ正確に処理を実施した。

◆庁サイド
・年金リストの適正処理を実施したか？
・データの正否のチェックを入力時に実施したか？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

現在ボランティア活動をしているが、OBとしても協力できることがあれば協力したいので具体的に早めて頂ければ幸いである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

実務上の経験は国民年金のみなのでそれを前提に回答します。資格記録、納付記録の正確を期すために社保の台帳と年金手帳の記録、市町村の名簿とは、記録照合を行なっていた。記録が正確でなければ受給权や年金額に重大な影響があることは常に認識していた。昭和41年頃、仙台南社保管内の死亡被保険者台帳で母子年金、遺児年金、死亡一時金の裁定請求されていないものを抽出し、管内全市町村に通知し裁定請求の促進を行い、併せて年金制度の周知に努めた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted] SBITのテープが進達していた。翌々月にエラーリストが送られてきたのを、作業に従事した職員ごとに分析し、エラーの原因を把握し、作業の進め方、健康状態、日常生活にいたるまで、アドバイスし、エラーの減少に努めた。労組からは勤務評定につながると指摘を受けないよう極秘で行なっていた。エラーの発生率は最少で1000分の1.5（の1.3）、最高で1000分の25位いと記憶している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

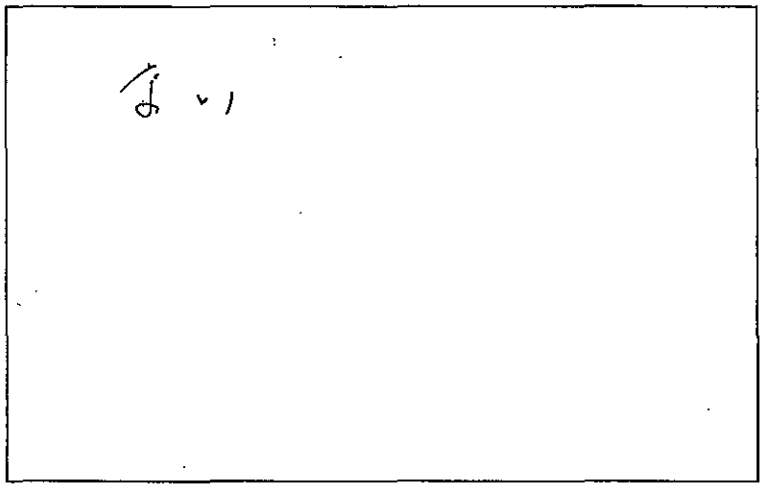

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

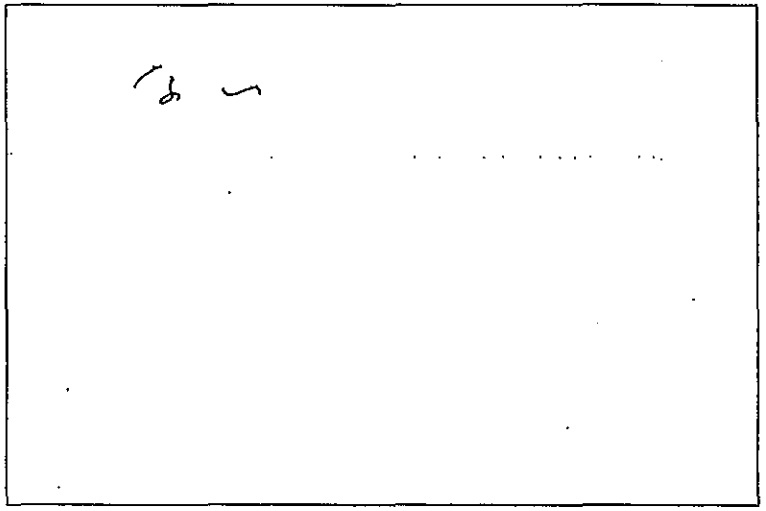

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が生じる
など全く認識してなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 通知・通達による行政の弊害
○ 膨大な事務を13,000人の
　　職員で担う過酷さ。
　　反省点

※ 以上を承知で現大臣は
省方を横断的に活用し 6ヶ月で
整理すると云った。その対応でよろしいのでないか
と思う

協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じてはおりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

非常にむずかしいのですが、すでに年金受給者になっている方については、政治判断しかないのではないかと思います。
ある一定の期限(例えば)2年に集中して記録の整備を行い、それ以降政治判断するとか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入は、その方の年金権を確保させるという点で処理してきたと思っています。しかし、年金相談等において年金記録は、来訪者の人生そのものを物語るものだと思ってました。1人で3つ位の年金番号を持っていた方がおりました。職を転々するたびにあらたな番号をとっています。まさしく、来訪者の過去を思い出していただく努力でした。記録の整備ができていないからと言われればそうかもしれません。
5,000万件が公表されてはじめて「なんで」と思いました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金歴は、その人の人生を物語るということから本人の忘れていた過去を思い出してつなげる努力をしました。
反省として基本になる記録の管理をシステムとしてきちっと確立されていなかったことだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 J. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

何もございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、年金記録について問題があるとは承知しておりませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長, *平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で公表された以外なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金委員会に付託された案件を多角的見地からよく精査し、証拠等で明らかになり確証のものは認めざるを得ない。
ただいたずらに申出されたものを認めないように。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁としては本庁からの年金記録照会に対し苦労していずれも的確に回答処理をしていたので今更なにも答えようがない。退職後で新聞，テレビで報道されて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題は永い期間を経過したのちに発生したもので，戦時中，戦後の混乱期の背景を考えると，年金への関心は皆無であったものと思われる。
その状況の執務で紙質，インクの材質では不明瞭も致し方がない（紙台帳等）
また，事業主も事業最優先とし，健康保険，厚生年金等への加入まで社会の認識はなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

5千万件もの未統合や、厚年旧台帳の未収録があることについては、地方のほとんどの職員は知らなかったのではないでしょうか。

その存在を知ったのは、平成19年（月は不明）だったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が報道されてからは、次々入る、官邸や本庁からの調査、報告と、押し寄せる、相談者への対応、連日のマスコミ取材対応で精一杯でした。

反省点としては、以前から、未統合記録や未収録記録の存在を現場に知らせておくべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

戦前、戦後の混乱期に生活が困難のため、生年月日を偽り年齢を早めて就職し厚生年金に加入したケースがあったと聞く。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

混乱期の就職ですから、戦後64年に就職年齢15歳とすると79歳前後で年金空白期間があれば、年齢対象者に照会する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の届に関しては、会社の担当者が手書きで氏名、生年月日、年金の記号番号、取得年月日等を記入し取得届を提出する。社保では届書に記入もれがないかチェックして受理をする。受理後社保職員は機械入力するが入力後最低２回は届書との確認、チェックを行っていたし職員にも指導した。
にもかかわらず消えた年金何百件と公表され、職員の怠慢であったと報道されると心外である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社の担当者や社保職員は万全ではないので多少の氏名相違、生年月日相違等あったことでしょうから、現在行っている ねんきん特別便のように定期的に本人に加入期間や報酬等をお知らせすべきであったと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一人でいくつもの年金番号を持っている人が多くまとめるのが大変であった。
一本化されない記録ばかり、これほどまるいとは思いもよらないことであった。
問題化したことを知ったのは退職後でマスコミで知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職時は、各事業所に対し、複数の年金手帳所持者がいないかなど、講習会等で周知を図り解決につとめていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁のH.P.の"年金記録問題について"の対応策でよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① あまり問題意識を持っていませんでした。

② "5,000万件"の報道があった時です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① [redacted]

その後"名のみ"はすでに開発されていることを知りますが社会保険庁と思いました。

"姓のみ"は名が難読文字の場合の実体験ですが、しぼりこみが進んだなら"生年月日のみ"（単純計算で 1億2000万人 / 人数8時×365日 = 4,110人/日 しかいない。もいる。）も有効ではないでしょうか。

② 国民の7割の最大関心事項が「社会保障なかでも「年金」」ということからすれば、もっと ヒト（人材）・カネ（予算）・モノ（最新鋭のIT化etc.）をつぎ込むべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職してから約4年程になり、これといった解決策は浮びません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金相談を担当する様になった時に相談者自身の厚生年金加入期間を覚えていない事や年金番号の重複など多くあった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○年金請求主義を取っているから、請求時に加入期間や年金番号の重複などを指導してきた。

○転職者に対する基礎年金番号の周知徹底を図ることではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で遡及調査して記録を訂正することは、100%不可能と思われます.
被保険者であった方からの申し出をそのまま認める以外解決の方法はないのではないかと思われます.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所業務一課に在籍（課員）していた頃（昭和40年代）に社会保険庁業務課からの「被保険者記録調査」（いわゆる申放リスト）の照会が多く、社会保険事務所からのそれに対する回答も完全でなく、「調査不能」で庁へ回答したものが数多くあったようです。
当時このことが将来年金問題になるのではないかと、私は懸念してありました。これが「約５千万件」に含まれているのではないかと思われます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

将来年金記録問題になることを懸念しておりましたので、自分の持分（上司より割当てられた分）については、調査不能を出さないよう心がけ、完全に回答したつもりです。例えば、年金番号払出簿から当該被保険者をさがし当てるのに、その被保険者の生年月日から、高卒・大卒の年度を予想し、約30,000人位調べて、やっと見つけたこともありました。要した時間は、相当なものでした。反省点として、当時から職員一人一人が、将来の年金記録に対しての認識を強くもっていれば、思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・生涯総背番号制導入による的確な処理を期待していた

・市区町村窓口との連携した業務進行

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申立てをおかた是とする方向での問題解決策に不満と不安が残るが、さりとて、今となっては、現在行われている方策以外の解決法は考えつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、今喧伝されているような内容とニュアンスでの問題意識を抱いたことはない。
知ったのは、この問題がメディア等により報道されたときである。
ただ、年金記録というものが、100%絶対的正確性を保つことの困難さは在職中に承知はしていた。
何故ならば、年金業務執行上次の諸事項が、どうしても避けられない事実として存在したからである。
①戦中、戦後の記録資材（紙、インク等）の劣悪さによる記録の劣化
②記録業務処理過程での人的ミスの存在、
③事業主等による届出事項、内容の不正確さ、非適正さの存在
④厚年、国年制度が（適用）の忌避

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

誤記録あるいは記録洩れ問題が具体的に指摘されるのは年金受給裁定請求時であろうし、その時に、出来した問題については精査、修正をすれば良しと考えていた。
しかし、今となってみれば、記録の正確性を保全するための対策を年金業務の最重要案件として、事前より可能なかぎり取り組み、業務執行態勢（体制）を整えるべきであったと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方策をねばり強く続けること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

存在を考えたこともありません。
新聞等の報道で初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応が遅かったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上　保険指導室長 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社保事務所職員の頃、年金記録の平成リストの処理（記録の補正）のため、東京事業の提出して対処した。親は人様の年金の仕事をする息子を自慢していたようで、自分も真剣だった。
職員中途から、現職OBが自主的に17時以降年金相談センターに集り、取り方した。
社保職員としての晩節がこうなろうとは、悔しくて、悲しくて、虚しくて、腹立たしくてならない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

10代、20代の人にはよく1度に等付のかたで通知させることなど言語道断である。
人材育成、コンプライアンスの欠如を放置してきた、歴代長官や幹部の責任を明確にすべきである。
最大広

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の納付記録について

1. 紙台帳時代、記録後の読み合せ(再チェック)は行われていない。予算上の問題があり、人的配置がされなかった。

2. 過年度未納者全員に対して、納付書を発行できなかった時代があった。(予算がない)

3. 検認票による記録の際、記号番号不明のものを市町村に照会しても回答なしのものがあった。その後、台紙によって確認するが、その台紙の提出率も100%ではない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

状況聴取をていねいに行い、受給者・加入者に有利な方向で解決していくしかないと思われます。

ただ、夫婦で一方が納入だから他方も納入という安易な判断は好ましくないと考えます。

過年度保険料の徴収にかなり歩きましたが、そのような事例はたくさんありました。

(丁度、持ち合せがなく、一方のみ納入したケースです)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような深刻な問題になろうとは、思いもよらぬことです。質問ノの回答に書いたように再チェックはなかったものの、各個人が氏名、記号番号、生年月日を確認しながら記録していたので・・・

マスコミによってこの問題を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の確認業務・相談業務に少しでもお手伝いできれば、と思いました。

(現在は在職中で多忙であり、無理ですが)

国民年金がスタートした昭和36年4月時点が問題です。人的にも予算的にも十分な対応をせずに、とにかく国民皆年金をスタートさせてしまった。

現在のこの混乱は予測できたはずです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は問題は認識しておりませんでした。
退職後に知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

通知・通達等により事業をしてきたことで反省点は特にありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない年金記録問題はございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に係る問題の認識については、国民年金の関係では、昭和60年以降のオンライン化による事務処理以前の、紙台帳による手作業による管理、国年記録のさんろしテープによる記録の進達等において、人為的ミスを完全に防止はできないと感じておりました。しかし、平成13年度頃までだったと思いますが、裁定請求の段階で、市町村が管理していた納付状況が添付されておりましたので、人為的ミスはある程度カバーされたと思います。しかしながら、極めてごく一部の、記録管理の誤まりについては、当時の紙台帳による手作業での時代での、事務処理体制、チェック体制が十分でなかった中でやむを得ないものと考えていました。

厚生年金においても同様で、紙台帳管理による記録、パンチカード管理による記録、磁気テープ管理による記録等の中で、極めてごく一部において消えたものもあったかと思われます。その以外の強制加入の対象でも負担の関係で未加入となっていたところ、加入はしたが脱退したところ、試用期間での未加入期間、事業所での手続き誤り等々については、記録管理の問題とは別であると考えております。

年金記録問題において、標準報酬の遡及訂正、遡及喪失等はあってはならないことはもちろんですが、基礎年金番号に未統合の記録5千万件、旧台帳への未収録1,1,30万件等についての誤った報導が多過ぎるので困惑しております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織も解退され、マスコミ等によって徹底的に非難される中で、職員は大変な状況の中で対応を行っております。1月以降組織は変わりますが、現職の皆様には、引続き記録問題の解決に向けて頑張って頂くよう願うばかりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の記憶しているところでは、これまで公開されているケース以外はないと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していたときは、厚生年金を多く担当していましたが、毎年資格や賃金台帳等の確認し、それに基づいて期間及び標準報酬を決定していましたので、これほど多くの問題があるという認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録数に比して、処理する体制が不充分であったと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の記憶しているところでは、これまで公開されているケース以外はないと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していたときは、厚生年金を多く担当していましたが、毎年資格や賃金台帳等の確認し、それに基づいて期間及び標準報酬を決定していましたので、これほど多くの問題があるという認識はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録数に比して、処理する体制が不充分であったと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していたときは、厚生年金を多く担当していましたが、毎年資格や賃金台帳等の確認し、それに基づいて期間及び標準報酬を決定していましたので、これほど多くの問題があるという認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録数に比して処理する体制が不充分であったと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○現政府(民主党他)が主張している方策(長妻厚労大臣方式)どおり実行すればいいのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 先私当時、その時々の担当部署で最善を尽したと思っている。
今回、問題となっている事については全く想定外である。
この問題を承知したのは、週間誌（週間現代他）が最初である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知ってありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

端末機等に入力する場合、2人体制として、ダブルチェックし確認する等して事故防止に努める.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人(被保険者等)の一生を左右するもの
(生活权)として、認識していた。
国会の予算委員会で質疑があった頃と記憶
している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員個々の自覚と"受益者保護"という観点
から、より強い認識と責任をもってその研さん
を推し進めることにあると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

②社保庁業務改革において、被保険者記録台帳(旧台帳)の一元管理の為トン全国の社保事務所等から進達されたが、その中には、被保険者生年月日、性別、被保険者期間、標準報酬月額等の欠落や被保険等の多数あり(データーとしての判読不能)コンピューターに収録不能のまま終了したこと

③脱退手当金等の支給記録中(例示)被保険者資格期間、支給金額、支給年月日等の脱落相当見られたこと(厚生年金保険裁定当時のマニュアルに基づき支給不支給を判定)

④1人1個と原則とする被保険者記号番号を複数取得(1人で7ノの件を超える者もいた)していて、1つの番号に統合(一)することが不可能(本人申立の職歴と不一致)なケースがあり、コンピューターに入力出来なかったものがあること。

⑤年金の詐欺(年金に少なく多く)、氏名の事業主等への偽りの申立(年齢に少なく多く)あるいは、「カナ」「漢字」「読み」「あて字」等で申出は故意に偽称であり、これがため本人のものであるか否かの確認不能をも多数見られたこと

⑥小・中企業の事業主の意向に沿いあるいは目の前の報酬にばかり気取られ故意あるいは過失的に被保険者資格の取得を故意としていること

⑦小・中企業の中には従業員より便宜・報酬から3乗系数収していることもあり出ずに全く納付していない長年に亘りケースが多数見受けられたこと。(本人が納付済みと申立ているものではないが)等からコンピューター入力(収録)不能ケースが続出しているものと考える。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・「正直者がバカ」と現在いわれることであるが、上記に示した様に何れにしても本人の申立のみを基にして年金支給の為と称して(迎合して)は、真面目に被保険者としての資格を取得し保険料を納付している正直者との不公平を生ずれないように厳密に調査等実施の上で確定されるべきと考える。

(小生は、社会保険行政の末端に位置していたとは言え、上記の考え方を念頭に業務遂行をして来たと自負しているが、心ない先輩・後輩等の不正、不当行為に係るマスコミ報道等に接する都度悔しい思いが募る。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1でも記したように、企業、経営者、従業員の問題、その背景に経済問題が年金問題を複雑にしていると思う。特に⑤～②で経営者の故意によるケース（社会保険関係の諸帳簿・票の陰匿や破棄、改ざん等。また、従業員の年金問題、特に若年時代から50歳代までの年金層（現時点ではかなり意識・関心が高まっていると思われるが）の関心の薄すさが非常に計になっていた。社会保険行政の一翼を担っていることの自負もあり、経営者はもとより従業員等にも年金問題への認識を高めるべく努力してきた積りであるが充分に浸透しなかったのではと感慨にたえない（経営者や従業員等の偽りの申立て、賃金台帳、被保険名簿等二重帳票・陰匿、破棄等に対する行政指導を放すもこれが是正に至らず将来的には大きな禍根を残すものと危惧していた…年金受給権の剥脱、あるいは従業員自らの放棄につながるものと認識していた。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記にも述べたが「正直者がバカ」を見ないように、また全ての従業員が将来必ず年金権に結びつくようにとの思いを強くもって調査に充分に時間を掛けながら業務遂行に当った。なお、社会保険行政において一番の問題点は庁幹部と地方のトップの現場を理解することなく全て命令的に指示することやコミュニケーション不足、保険料納付実績至上主義これが全ての元凶ではないかと思う。（各職場での縦の関係に於けるコミュニケーションの不足と部下に対する指導力の欠如等も挙げられるのではないか。…ファナッコ主義の蔓延…）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人手と時間を要するが、全数チェックする.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各社会保険事務所から被保険者記録を業務センターへ送達しており業務センターで適切に事務処理しているものと認識しており、
そのような問題は、マスコミの報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前記のように、問題として認識していなかったので特に対応していない。
また、この問題に拘らず、業務全般について職員組合の存在が大きく、業務の停滞及び職員の仕事に対する意識の低下が考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 J. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方策を推進すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中は年金記録問題についての認識はなかった。
・問題の存在を知ったのは、ニュース等の報道により知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・チェック体制の不備
・基礎年金番号の周知不徹底

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、このような問題が起るとは考えもしなかった。年金問題は新聞等の報道があり初めて知った。
昭和37年から61年頃まで国民年金業務に携わったが、検認記録作業は、ゴム印による消込み作業のため多少の記録誤りはあったものの、市町村名簿と毎年突合作業を行って修正されており、記録の管理は適正に行われていたと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の記録に相当数の記録違いがあるとの報道であるが、国民年金台帳はオンライン管理に至るまで、２度の更新作業が行われている。更新作業は臨時的な業務でもあり、臨時職員のお世話をなり、可成りの転記ミスがあったものと思われる。膨大な記録管理が少ない人員で長年行われた結果であり、再度、存在する紙台帳とオンライン記録の照合が急務かと思われる。（既に実施されているかも知れませんが。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は昭和46年から約20年間、国民年金の収納事務に携って来ましたが、すべて社保庁職員がルーズで怠慢な仕事をして来たかのような報道等に怒りを感じます。
当時、国民年金の過年度分保険料未納者宅へ戸別訪問をし、将来年金がもらえなくなる等の納付勧奨をした際、夫婦未納で持ち合せのお金がない場合、夫だけ納付又は妻だけ納付という方々をたくさん見て来ました。
しかし、第三者委員会において片方(夫)が納付していれば「妻も納付とする」と処理したと聞いております。納得いきません。
さらに、市町村が収納窓口となっていた時代は、翌年必ず市町村と社保事務所で個々人1人1人の納付状況の突合確認を行っており、世間一般で言われるような、ズサンだらけの仕事はしてないと自負しております。
(訴える場がないことから、質問と違う内容である事、ご理解下さい。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで、第三者委員会で数多く承認してきたと思いますので、今となっては、打つ手はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録が問題となるとは思っていませんでした。

・平成18年4月以降。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・問題意識がなかったので、対応は考えていませんでした。

・保険庁での記録管理がしっかりしていればこのような大問題にはならなかったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記のとおりですので特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には、年金記録の重要性を認識のうえ、常に適確な処理に努めて参りました。従って将来このような年金記録問題が生じるとは考えられませんでした。

この問題については退職後、平成19年頃テレビ、新聞報道等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍した元職員として年金記録問題が生じたことに対し、誠に残念であり、大変申し訳なく責任を痛感しているところです。

今、この問題が何故に生じたのかを、自分なりに考えてみても、納得できるものはありません。

やはり、長い年月の中で様々な問題が積み重なって、生じたものと思われます。

この問題を解決するには、大変困難な作業ではありますが、早い解決を心より望んでおります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

S.40-50年代であるが、事業によっては社保への加入率は全体のワーク割に留まることが調査等により判明したことがあり、これは永山の一角であると当時は推測された。又、採用1～2ヶ月後に取得させる事業が相当数みられた。未加入者の中で本人も了解(保険料要相なく手取増る)していた事例もあった。近年こういった不正をただす調査活動があるそかになってると聞く。将来への記録問題へと発展することを危惧する。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

S.30-40年代の女性が結婚すると殆んどが「脱退一時金」を請求受了していたことから、「宙に浮いた年金記録」の中には「脱手」支給清期間が相当数含まれているものと思われる。
すでに殆んどが整理されてると思いますが、これらを含め死亡者の記録を完全に整理する努力が必要であろう

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「5千万件の未統合」記録が明らかになる以前は資格取得時等に判明した年金番号重複取消することにより記録の一本化が図られていたものと、又最終的には年金裁定請求時の取り調査時に判明し、記録の一本化がなされ正しい決定が行われていたものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「消えた年金記録」がマスコミに取りとげられる前に退職していたことから特別な問題認識を踏まえての対応はなく、従来の社保庁指導に基づく重複取消や未取リストの整備、を方への連達を行っていた明らかの頃役であったが、こうした「整備された記録」を連達された方がそのつど処理していたものと思われるが、何故大量の不明記録があったのか理解に苦しむ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

"消えた年金５千万件の報道"は今だに信じ難い思いです。
年金記録については、二重複数や基礎年金番号の通知で一定の整理統合が進み、最終的には本人履歴の提示で、大きな混乱は生じないと理解していましたので、問題の大きさに驚いています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

転入、採用が年歴軽視で行われている限り、この問題は解決不可で、住民基本台帳等の積極的な活用が計られていれば悔やまれます。法的には届出主義を前提としており、それに頼り過ぎた施策上の問題があったのではと、退職後の年金、種々な事業所の採用時の問題点など（転職の度に新たな番号取得）でみるにつけ考えていた次第です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題はないと思っていた。但し 転職を数回重ねた被保険はあったのではないか。
記録問題が出た時から

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 重複取消をさせ(年令的にみて再取得ではないかと事業所の担当者に問合せ等をしていた。)処理。
2. 事業等の協力がないと難かしい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 生命保険会社に外交員として勤務者（主に女性）は歩合給がある一定の水準まで達しないと社会保険に加入させていないケースが調査で多くみられた。（当時 会社の給与表には記入あり）今回の記録漏れで申請し認められたケースがある。事業所の責任ではないか。
2. 試用期間（3ヶ月 もくは6ヶ月）加入させていないケースも（会社の規模）当時は多くみられた。事業所の責任である。
3. 女性の多い職場に勤務していた者は連職金替りに進めていた傾向（女性は2年以上）があった。それが現在受給していないと申立している人がいると聞いている。徹底的に調査すべきではないか？

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現存の生保を調査すべきと思う（非常に難かしいと思われるが）
2. 同上
3. 払出票と被保険者名簿に㊞を押印しており、また社会保険庁に連絡しているので受領していないとの申出者に対して再度調査すべきではないか。

調査は遅過ぎたのではないかと思う　当時（40～50年代の加倍時点）のOBも含めて意見等を聴取すべきではなかったのではないか

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録回復に時間がかかりすぎているので、新たな回復基準救済方策が必要ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務処理要領等に基づいて処理を行なっていたので、特に問題があるとは思っていなかった。
退職後に、一連の不祥事そして年金記録問題について、新聞等で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明　最近

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適用を正確にすべきだった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

承知していない

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金保険料は、納付組合等で収納したので、本人が納付するより、家族(特に両親)が納付する例が多かった。故に、2年前程度の未納は、全て納付と認める報道があったが、将来、年金の請求時点で認定することとし、それまでの間に未整備の記録を整備し確認されれば良いのではないか!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

疑重複の処理業務があったので、
これ程、残っているとは、知らなかった。
新聞報道で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

もっと早期に再確認（再調査）の指示があれば、市町村、事業所等に連絡し、整備が進んだのではないかと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて地道に地ならしがないのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題としての認識はありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の対応が悪かったのではないが

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成10年の窓口担当時、来訪した被保険者の厚生年金記録等を確認していたところ、こういうところに勤めたことはありませんかと問合せしたところ、友達に頼まれて名義を貸したという事案にあいました。記憶は明確ではありませんが、昭和年代の被保険者期間で1～2ヶ月の期間であったと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

出勤簿の確認が必要と思われますが、当時の従業員の証言が必要となってくると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金記録の事故リスト調査時、その記録が誰のものであるか、調査不能というケースあり、当に浮く記録がでてくるものと認識していました。
現在年金記録問題は平成17年9月以降、新聞報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リスト調査には、すべての被保険者原票を添えて調査すべきであったと思います。問題があった場合は原議をすべて突合するべきであったと思います。いずれにしましても人海戦術が必要であった。時間はかかると思いますが、人員を増員して事にあたるべきと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一件一件やるしかないと思う(処理)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が出るとは思って居なかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号時点で整理していれば良かったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ○f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、各人の年金額算出の根拠となる基礎データであり、また、年金は個々人の老後などの生活設計の主柱となるものであり間違いのない事務処理が求められる非常に重要な業務であると認識していた。
ですから「未統合の記録が約5千万件ある」等報道があったときは、「エー嘘でしょう！とても信じられない」などと職場（やよ）で話し合ったことを覚えている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中に現在指摘されているような年金記録問題の事象が発生するということは考えられなかった。
ただ今振り返り考えてみると、帳合機からサン孔による切替、コンピュータ収録等の業務処理において職員が共有しなければならない完全切替業務の重大性、重要性の意識に甘さがあった感はしている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

生年月日も偽っての就職，偽称の氏名での就職があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に対策が講じられていると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

時期は不明であるが、事故リストの補正の際、被保険者記録がマイクロフィルムに収録されたままの状態で、そのために
KWMに記録を反映する様に依頼し、書類した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とにかく、マイクロフィルムに収録されている記録をすべて
KWM記録に反映し、本人の記録かはさりとして、名寄せ
基礎年金番号で記録を整備していく必要があったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方現場の職員として、私共は、
・この年金は国が個度運営をしているので、何ら心配ありません。
・この年金は、あなたの老後の所得保障をします。
を強調して、年金への加入や、保険料の納入を進めてきた訳ですが、
しかるに、現在、行政側の瑕疵を含めて、年金の受給等に大きな問題が発生していることは、誠に恒恨たる思いです。
問題の解決に当っては、いろいろと障害があるかと思いますが、ここは国が責任を持って問題の解決を図っていただきたいものです。
同時に、解決に当っては、
・長く時間をかけない。
・対象者にとって、有利な形での救済を図る
この二点を基本にしていただきたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時における年金記録問題は、現在、国会やマスコミで大きく取上げられているものとは全く別の次元でしか考えられませんでした。
この問題を具体的に認識したのは、大きくマスコミで報道されるようになってからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識が稀薄だったこともあり、特別な対応はやらなかったが、日常の業務の中において、読み合せ等のダブルチェックを行い、問題発生の防止に努めた。

被保険者等の諸記録の確認がスムースにできるよう例えば基礎年金番号制の運用などが実現していれば問題発生の防止になり得たのか？と思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	(本　庁)　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長　(仙台社会保険事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の在官当時は、紙台帳方式の時代で、記録は正確であることが原則でした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

前記のとおりであり、特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、常に正確であることが原則であり。
と認識しておりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３の回答のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国会審議やマスコミ報道されている以外は、わかりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正確な年金記録及び年金記録管理にするためには、現在行っていると思いますが、各種調査を完全に行うことと思います。内容によっては時間がかかるケースもありますがそれは時間がかかってもしか[redacted]たないことと思います。
また、コンピューターのシステム開発が急務(チェック[redacted]制機能強化含め)であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○①制度発足以降の将来に対する認識誤り（手管理当時の6%ワリガナ、コンピュータ収録前のキーパンチャーへの指導誤等々一本方）②地方におけるチェック体制の不備（紙台帳管理及び紙での連達、オンラインに後の入力誤り等一人員不足が大きな原因のひとつと思います）③先輩、現職の国民の立場に立つという意識不足④中央と地方と連携等の不足
等々、長い歴史の中でのことが、大変な問題であると認識しました。

○国会審議、マスコミ報道により知りましたが、各種調査を行う中で、以前のことがわかりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○相談者への適切な応対、各種調査作業等実施し、正しい年金記録にするため、私自身の積極的に実行してきました。

○（質問３）に記載したものが主な原因、反省点と考えます。

・問題発生後の反省として
・性急な取組みが多く、またわかりにくい説明書等により、国民からの苦情も多く現場は大変混乱し、来訪者に迷惑をかけたこと。
・連日来訪者が多数であり、日中は対応、夜は平常業務と残務整理等、健康管理、休暇もとれず、責任者として体制をとれる状況もなく反省している。
また、年金記録調査が日々増加し、調査時間も確保できず滞留するばかりで、体制整えることが後手後手となってしまったこと等々です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金事務にて過去に経験の有る方々に
見ていただくこと.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 手作業の時代があったため、書き間違い等があったであろうと思われます。
- ５千万件が発生なってから

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- どの方の分かは不明であったため、相談の申し出時点でキケンと調査していく必要があると思いました。
- 手書き事務や紙ベースでの長期に渡っての管理をやっていくことの難しさがあったと思われます。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05－101

回答票 ③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示下さい。

特に思い当たることはありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1．マスコミが不安感を煽ることにより、国民の制度に対する不信感が加熱しているように感じるので、問題点の影響を受ける可能性のある人、ない人をはっきり説明するなど、マスコミ対策を充実して制度への不信感の軽減を図っていただきたいと思います。
2．記録の持ち主確認のため色々な「お知らせ」や「確認通知」を送付しても、回答率が思わしくないように報道されていますが、我々が現職の頃も、役所からの手紙は右から左(ゴミ箱)へという方も結構おられたように記憶しています。
　特別な対応策があるわけではありませんが、一方的な通知に変わる方策が必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が顕在化してきたのは退職後でした。
次々と問題点が出てきていることには大きな戸惑いを感じております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○対応
記録問題は退職後に顕在化してきたことから、特別な対応はしていません。
○反省点
長年続いた地方事務官制度、社会保険庁と地方の一方的な関係、業務の結果が出るのは４０年後等、いろいろな落し穴があったのかなと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 (h)その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在どのような方策をとっているか不明であるが、現在行っていることを一生懸命行うことしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に存在を知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一人一人の事案についてていねいに解決していくことが近道と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]、諸先輩から年金記録の重要性について指導を受け、旧名簿と台帳との記録事項の照合作業に行なった。従って、必然的に年金記録の重要性は認識しておりました。

滞納事業所の「全喪」事務処理について
昭和３６年徴収課に配属された当時の徴収課長が、○○滞納事業所の社長と話合って○年○月○日付けで全喪させた旨、係長と話合っているところを横で聞いたことがあった。(事業所名は不明)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

滞納事業所については滞納処分を行なうべきが至当であり、被保険者の年金受給権に不利益を与えるような事務処理は、職員として組織として行なうべきものではないと思った。
将来、自分が役付きになった時は、「全喪」事業所の事務処理は組織として適否をチェックするシステムを導入したい考えた。
[redacted]所長会議において「事業所から全喪届」が提出されたときは、社会保険調査官の調査で事実関係を明らかにしたうえで事務処理を行なうように提案し、各所長の同意をえて採択された。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) …　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便 名等等と実施され
定期便で再確認されているので
この事務処理を完全実施すれば
よい解決されるものと思っている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号以外の記録については
裁定請求時の厚生年金証、職下等を申立
されることにより記録が統合されると認識
していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号付番した時点で、複数の厚生年金
記録がある者を積極的に記録統合するよう
予算をかけて大々的にキャンペンを実施する必
要があったと思うとともに、被保険者等自身
も年金に対する感心を持ってもらいたかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　◎退職者
所属	本　庁　　◎地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)　年金室長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・制度発足当時からの古い記録のなかりては、亡くなられた方も多いと思われるが、当時は、収入を得る手段として年齢を多くするよう生年月日を偽って届出している者も少なくないと思う。

・勤務先変更の都度 新しい年金番号を受ける方が少なくなかったと思われる。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・古い記録で死亡されている方が多いのであれば、無意味になると考えられるが、方のコンピュータに入力されていない未収録の記録があるとしたら、基本項目・諸計出・疑義・復照会に対する回答等、全て入力すべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・厚生年金記録と国民年金記録が生年月日・氏名・得喪の年月日の相違で別人扱いか、記録の誤りとして年金額の計算ができないシステムになるとは考えていなかった。

・季節作業員の記録補正にかなりの時間を割いたことを思い出したが、年金記録が不完全なまま年金額を計算して支払いしていることは考えられない。

・数年前新聞・テレビ報道で記録を完全なものにしたいとする関係者の話しで知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・退職後のことで何の対応もできないし傍観するしかないのですが、大きな問題になったことは誠に残念としか言いようがない。

・短時間で問題を解決する委員会での対応はすべきでない。（記録訂正等）
庁が最終的な記録管理を行う責任を果していないことになるので、まず収録の記録を入力してほしい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題ないと認識（チェックが十分であった）

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 地方庁では、年金記録問題の具体的な情報が少なく、職員間になかなか問題意識の共有が図られていなかったと思う。

○ 年金記録の整備業務は最終的に本庁業務とされており、地方庁として早いすべき業務は遂行できていたと思う

○ 遡及訂正や遡及喪失の問題については、地方庁として従来から適応な面上、処理について関係者への周知が図られていたと思う

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 本庁と地方庁の業務範囲や各種等から判断すると、年金記録問題について地方庁が対応できる点はほとんどないのではないか。
一般的に

○ 年金記録の業務遂行上、様々な制約（人、もの、金）があったと推察するが、他の政策よりも優先して行うべき業務であったと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05-109

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方庁における主幹として、本庁における方策をとっていただき、地方庁に対し、方策を示してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人の1人々の問題ですので、解決には時間が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、現在の記録問題については、記憶がありません。
退職後新聞等で知った。（在籍中は台帳の照合業務がなかった）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍中は会議等で現在の問題が議題に挙ることは無かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

可能な限り調査して 正しい記録に訂正する。
(OBを活用する)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に知ったが、これ程、未処理の年金記録があるとは思わなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組合との対応がはずかったと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、年金記録のこれ等は、個々にその原因、内容が相違しているので、個別に対応し、その中でより良い結果を出していくことがよいと思います。

2、制度の仕組を変えることも一つの方法と思われる。
受給資格期間を引き下げ、納めた期間に見合った年金を支給し、無年金者を少なくする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金記録は、正確に本人の記録に反映されていると、確信を持って仕事をしていた。

2. 年金記録問題は、報道されるまで知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金記録に関しては、問題認識はありませんでした。
仮りに、個別の問題があったとしても、本人からの照会があれば、事実は証明できると思っておりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

遡及して標準報酬を訂正(事実に基づかず)した者については会社が被保険者から訂正前の保険料を給料から控除していると考えられるので訂正前の報酬として認めるべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の記録については38年以降原票方式になり、記録は原票の一部をなり進達する方法になりました。
これを社会保険庁でコンピューター入力し入力出来なかったものを事故リストとして社会保険事務所へ照会しており、この中に調査不能のものもあり、これについては調査不能として社会保険庁に返送されました。
これらについて、その後社会保険庁においてどのように処理するのかと思っておりました。
これは40年当時と思います

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

出来るだけ調査しました
進達済の記録の入力誤りにより調査不能のものについては、社会保険事務所においてはどうにもならない問題であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人記録については、本人にも確認させるべきであると思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

すべての年金記録が「紙台帳」から「コンピューター記録」へ移行されて、特に問題はないと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　・　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○をつけてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

人間のする仕事である以上（オンライン化前の手作業であれば特に）100%の仕事はないと思う。
故意にせれば別ですが。
・未統合記録
厚生年金は住民票等を確認するものでないので、
氏名（子をつける等）、生年月日（採用条件で年齢のごまかし）
・オンライン
業者承認（沖電気）である程度のリスクは発生する。
・保険料
市町村との突合、督促状の発行、未納者カード電信等で対応
・紙付記録は上記のように対応、故意としか考えられない。
・報酬月額等は話しにい聞いた事が有るが分らない

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題の内容（原因等）が分らないので答えようがない。
オンライン化前の手作業時代を今の常識でせめるのはチョットどうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05-116

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当時はプロセスを順守していれば、このような混乱が起るなどとは全く予知していないため、一部マスコミの報道で知り、事の重大さに驚きました。
私は、いわゆる国年畑で、厚特会計には4～5年在籍しましたが現業の経験が無く事務所長の経験から申し上げます。
・テレビデの国会討論とか一部マスコミによる報道で知りました。
・このことについて、マスコミでの報道以外の事は全く知っておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去記録の突き合せや掘り起では、今考えられるさまざまな手段が講じられているようですが、本人との結びつきが大変困難な作業と聞いております。
今行なわれている記録に関する証拠書一辺倒では早期解決は困難と思います。
なりすましは決して許されませんが、条件を少し緩めて、本人の申立てと職場の同僚等の証言に基づき、第三者的立場の者が整合性を判断するという方法はいかがなものかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金担当 当時のことですが、当然のこととして、国民一人ひとりの将来における財産を保障する大事なものと認識のもとに記録は処理していましたが、ややもすると保険料の取り扱いでの事故（不正・不整）防止にとらわれ、記録については手順にしたがってチェックを機械的にやっていたという思いもあります。
多くの不備が有ったのであれば、台帳の記録管理に意を注ぐべきであったと思っています。
このことは、2～3年前にテレビによる国会討論と新聞で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

知った時点では既に遅く、対応のしようがありませんし、これほどの混乱を招いた事は制度に携わった一人として深く反省しております。
ただ、この問題の元は、もっともっと以前から生じていたのではないでしょうか、なぜもっと早く私を含めて誰もが気づかなかったのか、また問題として取り上げられなかったのかただただ残念としか言うほかありません。
制度維持継続の財源確保のみの検討ありましたが、時代の変化に伴う国民生活様式の変化に合った「届け出様式」等の検討が遅れていたと思います。ご協力、ありがとうございました。
（工夫）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05-117

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の回答がない人に対するあつかいについて、考えを庁(機構)として公表してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時にしかるべき対応が必要だと思っていた。

平成16年公表以前（はっきりは忘れました）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン切替時の対応のしかたが反省点。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道機関で報道されたことだけ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 基礎年金番号のあらい直し
2. 旧台帳等との突合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社保庁事務センターで、記録管理していたものと思われる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の問題と思われる。
基礎年金番号のお知らせの際、確実に行うべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後24年を経過しております。
現職当時を思い出すと年金記録で問題が発生するとは全く認識しておりませんでした。また部下からも年金記録で問題が発生した旨の相談も受けた記憶もありません
したがって全て年金記録は適正に処理されていたものと認識していました。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問1)と同じ

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問１）と同じ

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（質問１）と同じ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金額計算の基礎となる大切なもので合格の[illegible]さい
旧健保名簿と再照合した。
本県は戦災に合わないので~~[illegible]~~昭和初期の名簿
が全部そろっていた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている作業を完ぺきに。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に知ったのだ

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

申請主義ということで問題を放置していた
本庁に責任があるが、今行なわれている
作業にスピードを加え早く解決すべき
年金業務に精通している人達の協力を
得てやる方がベター（外部の人間を増
やしても1日2日で勉強してもむずかしい）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05-122

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一件ごと再照合していくよりなっと思われます.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化によりすべて記録が統合されたと思ってました。

一昨年のニュースで未統合5千万件あることを知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン切り替えじの対応のまずさ

基礎年番 設置時の対応のまずさ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05-123

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在任中は、今問題となっている事例を始め
それ以外の問題については知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現役の方々の知恵で調査している方策以外
に考えがつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、その人の退職後の生活のもとになる大切な記録になるものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今問題となっている事例の新聞報道で始めて知ったので、社会保険庁業務に問題があったのではと考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中なんど国民年金制度の立場から
年金給付算定の基礎となるものであり、保険料納付記録
業務等正確を期したつもりである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にはし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点の解明の努力が必要と考える.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後にマスコミ報道等で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化当時アルバイト等で作業を実施したことも問題ではないか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の充実と年金裁定請求時に、請求者本人の職歴を時間をかけて徹底聴取して事が大事かと思う。その為には、記録の索引に秀たベテランの職員の配置が必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の資格記録は本庁への送達だったので問題が生じるとは認識していなかった。基礎年金番号に未統合の記録が約５千万件あるということですが、既に年金決定された中に記録が取り込まれ、台帳の番号が重複取消しされず残っているものが無いでしょうか。

また、問題が存在することを知ったのは、平成１７年頃かと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録管理に関しては地方では、厚年の場合は市役所、役場もきちんと管理していたので問題は生じない、と思っていたし、退職により対応はできませんでした。

反省点としては、年金業務は最重要な業務であるので、資格に関する記録の書類（例えば、台帳、未納者カード、取得喪失届、申業所訪問記録等）は保存年限を半永久にするべきではなかったかと思います。

その為には、保管場所の経費の問題があったでしょうか。今のこの問題に要した経費を考えれば、そうした方が良かったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05-127

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間はかかるが、事実に基づいて処理すべきと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁から年金業務センターへ進達された記録についてはすべて処理されていたもの（記録不備による返戻照会がないため）と思っており、未処理のものがあるとは全く考えていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の請求時点で記録を確認すればよいと安易に考え記録の補正処理を行わなかったことが、最大の原因（反省点）と思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)　－
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当たり前のことですが、１件ずつ丹念に調査すること。記録判明者の早期支払いに全力を挙げること。申立者には真摯に誠意をもって対応すること等地道な努力以外に方法はないと思います。

今後、臨時職員を募集して記録調査をさせるそうですが、単に人数を増やしても戦力になるまでは時間がかかるし、効率的に作業を進められるのか、果たして期待するほどの効果が得られるのか危惧します。

この問題解決にはある程度時間がかかることを率直に国民に説明して理解を得るべきではないでしょうか。

早期解決を図るためには一括救済が考えられますが、虚偽申請も予想されますので非常に難しいところだと思います。

ただし、高齢者については何らかの救済策を考えてもよいのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の退職後に国会、マスコミ等で問題提起され、はじめて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前段の質問は質問３に記したとおり退職後に問題提起されたので対応はありません。

この問題の反省点を挙げればきりがありませんが、社保庁の本業は何であるか職員一人一人の自覚が足りなかったことに尽きると思います。

また、社保庁は年金記録問題を早くから地方庁に詳細な情報提供をしたうえで、本庁、地方庁挙げて取り組んでおれば今日のような大きな問題に至らなかったのではないかと、非常に残念に思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題は、ありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

公務の重さを再認識してもらいたい。
負担と給付のバランスを欠かせない方策を希望します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に事務は庁の指示はありませんでした。法令にしたがって事務処理を指導しました。
年金記録問題の存在を近年になって初めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適正処理を日常に執務しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題の事象以外は無いと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の解決方策で頑張って下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の未統合の記録問題
旧台帳等との照合等本人確認が必要
時間のかかる問題である。
（厚生年金[redacted]制度にも問題があったと思う）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号重複払出等は
社保へ取得右時の事業所での確認にも問題あり
（社保だけの問題ではないと思う）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知る事項がありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記により該当しません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手書き時の旧台帳の記録の不鮮明や、破損による判読困難なものは、本人の記録に結びつかない可能性があること、また、オンラインに収録されていないものの多くが年金請求時まで統合されにくいことと認識していた。

（昭和６１年の年金相談コーナー担当時（１年間））

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応として、判読困難なものや、コンピュータに収録されていないものは、本人が、加入期間の確認、照会に来られた時や、年金請求時の経歴確認の際に、空白期間の勤務可否の念押しや、本人の申し出をもとに、コンピュータに記録のないものの台帳確認、社会保険庁への照会などにより多くが復活されていた。

それが、先頃の「ねんきん特別便」により、事前に確認作業が行なわれたことにより、早期に整備されたものもあったと思われ有効だったと思う。

膨大な記録が、オンラインの導入、基礎年金番号制によりカバーされたが、それ以前の紙台帳の手書きの不鮮明さ、氏名等の誤読、被保険者証の複数所持、事業所の事務担当者の誤記などの整備体制が追いつかないものも含め、不足な部分があったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方式で良いと考えております

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者各人が当然払込んでいるので
社保庁に記録されているものと思っていました
問題が起きるということは考えられませんでした
テレビ等のニュース等特番で知りました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

既職時代 誠心誠意 年人の為を思いありと
あらゆる手段をつかって調査いたしました
このような問題が起きるとは残念でなりません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については殆んど認識してありませんでした。
テレビ等で知るようになった次第です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 (d)その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成13年頃だったでしょうか。地方分権の推進により、国民年金保険料検認事務等から市町村が確実に離れると知ったとき、検認事もさることながら、国民年金納付記録確認事務、資料金の出張で記録等、対応が大変になる認識と利用がありました。
いま、転地方の不明記録の大半が、出張がによる資料金記録と思われますので、これが市町村が行なっておれば、国家資格確認つなどの関係から、事業所名、所在地、国民年金の未納記録などの推進に判明したのだろうと思われます。
会社名、所在地などあやふやな記憶の方が大半ですから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、市町村も職員の大幅に減らされ、対応が可と思われます。
地方分権と進められるにあたっては、もっと段取りと、将来を見据えた評価が必要であったと痛感します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05-137

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

難しい問題です。一般職員として毎日作業をしておりましたので、問題解決の方策を思いつかないです。

(事業主の保険料滞納者者多く収納に大変でした。判6時頃の電車(兵車)で、出発収納事務を8時頃～17時頃まで行ない大変でした。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙台帳で各法（各会社毎）によって
年金記録台帳を作成（正確を記して）
しておった。脱退手当金受給者が
多かった（一時金受給の女性）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

40年以上とまえの事業で特に反省点
は考えられない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金の個人記録は本人にとって将来重要なものと認識し、職員の間でも十分議論し、正確な事務処理と進達に努めました。

○秋田の場合は問題が存在しないと思っている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○歴代の庁の長官、業ムセンター記録管理の責任者で記録の重要性を認識し、早い段階から、身を呈して、この問題に立向ったという話は地方には聞こえてこない。…

○反省点
厚生省～社保事ム所まで、最初から年金の裁定は、個人が請求するもので、受付してから、照合、突検との考え方であった。役所は受身だけで、個人に対するサービス、精神が全くなかったこと。

（ヨーロッパの先進国では、かなり前から、特別便のような制度がすでに行なわれていたようだ）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	( ) ( )

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職してから、20余数年を経過している状態であり、問題解決の参考になるものはない。
行政サイドで実施している事項を継続して実施して貰いたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

直接年金業務に携わる期間が短かくかつ、専門的知識が十分でなくあまり関心がうすかった。
マスコミ等で採り上げられたことから、知ったものであります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方においては、庁の通知・指示、直接の長の指示により、誠実に業務を遂行していたことが、全力投球したと考えている。
記録問題を解決するには、すべて国に任せにするのではなく、「国民の側」にも問題解決に積極的に協力、努力する必要があると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の進達は正確を期すことは当然であり、このような大きな問題になるとは想定できなかった。
オンライン化は画期的なものであり、国民の老後生活の柱となる年金制度が万全になると期待していたのに、未統合等のまま放置されている等の諸問題が明らかになった時は、大きな憤りと失望感をおぼえた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は顕在化（表ざた）していなかったため、正直あまり認識していなかった。

報酬の訂正及び全表（ギソウ）については若い時にその存在を聞いていた（具体的にいつかははっきりとはわからない）　後年実際に行われたことを知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中は認識が不足であったため、何の対応もしようとしなかった。

加入者の年金権に対する重大性を強くは認識することができず、そのため、職員の教育・研修にも意を注がず、自分のおそまつさを後悔し、反省させられた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	本　庁　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、一般に知られていないような問題はありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策についての具体的方法は不明です

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍中は、そのような問題はなかったと認識しております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識はありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05-143

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(1) 原年・国年業務を通じ、直接納付記録業務に携わったことはありませんが、年金の加入得喪・納付記録の本庁への進達時は、関係記録を読み合せ(国年は年次毎、市町村台帳(市町村職員持参)と社保台帳を突き合せ)のうえ進達していたように思います。
したがって、読み間違い以外記録もれはないものと思っています。

(2) 未統合の中には、船保(昭和14年)、労働者年金(昭和16年～17年適用拡大、昭和19年厚生年金法と改称。昭和29年厚年新法発足。)
これら各制度の加入者が、戦前・戦後の混乱期の兵役・軍属従事やその他の理由で事業所を離れ、戦・病死やその他(下記の事情等)で以前の職場に復帰しない場合。
つまり、会社、工場等事業所の廃止・倒産・名称変更による加入者の確認不能が多いように思われる。

(3) 氏名変更未届、漢字からカナへの変換ミスなどがあるように思います。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各社会保険事務所の旧台帳との徹底突合する。ただし、古い台帳はインク記録が消滅している場合があるようです。
しかし、厚生年金加入者には厚生年金証書。国年は国民年金手帳を本人に交付しているので、これらの確認と、本人の申し立など情況判断のもとに受給の可否を決し、可能な限り受給を認定すべきです。
年金は生活権に係わる重要な制度であるからです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 年金記録は、加入者の長期にわたる記録が大切であるため、地方庁では各人の原票（紙台帳含む）を永年保存（本人の生存中）しているものと理解しております。

(2) かつての体験の中では、職員各位は、社会保障制度の中核を担う社会保険の充実発展を強い公務員としての自覚と責任のもとに誠心誠意取り組んでまいりました。特に、昭和34年4月、国民年金制度創設により「国民すべてに年金を」をモットーに、正に不眠不休の努力をし、現実に多くの人たちが年金を受けられるようになったにもかかわらず、今日の不信を招いたことは、かえすがえすも残念無念の極みです。
この不信問題を知ったのは、マスコミの放送によって始めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1) 現時点でみた場合の反省点としては、中央、地方とも、オンラインシステムの適正処理に努力すべきです。

(2) 国年の加入窓口は、市町村が行なっているものの、収納業務が社会保険事務所等単独では、いくら国税方式を実施しても、未加入、未納問題は解決できないことは明らかです。
したがって、国年発足時同様収納事務も含め市町村に委託し、国と連携のもとに業務を推進すべきです。
もちろん、市町村で加入者個人毎の納付記録台帳を永年（当人の生存中）保存することです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05-144

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合、未収録は、それぞれの作業をする。
上記外は、信憑性ある申立(本人など)により、早急に是正すべきと考える。
(未統合、未収録が解決されると殆んど問題ないと考える)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、先後に受給する年金額の多少に反映されるばかりが、年金受給権の有無を左右する極めて重要なものと考えていた。このため、検認票による記録、手帳台紙による確認、納付書の発行、毎年あるいは、隔年ごとの市町村名簿と台帳の読み合せ等二重三重にチェックしてきた。
万が一つも不都合があると思っていない。
新聞、テレビでいろんな問題があること を知り、ビックリしている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何が年金業務でも、これに従事する職員の職務に対する熱意、というか誠意というか忠誠心というか、そういうものが各界で若干異なる。これが業務の結果にあらわれる。
これを業務面から補強する手だてに自治監査、庁監査がありますが、この監査が円滑に機能しなかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後に報道で知りましたので
特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報道された内容のみしか承知してないので
特に案は、うかびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、そのような問題があるとは
全く思いもしませんでした。
全て、適正に処理されていると思って
ました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している照合を徹底する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 適正に処理されているものと思っていた。

○ 不明

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 個々の対応ではどうにとならないと思っていた

○ 本庁では実情を年金記録に限らず理解していなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時、問題とは認識しておりません
問題の存在はマスコミで知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については不備な点について社保事務センターから照会があり、その都度補正して報告しており、このような件数の未統合記録があるとは想像もしていなかった。

国年記録においても、社保の記録と市町村の記録を統合も照合（突合）しており問題はないと考えていた。

ただし県外等への出稼者は年金番号を５～６つ持っている者もおり、早急に統合する必要があると考えていたが基礎年金番号の導入により順次改善されるものと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国年保険料納付については毎年納付している者でも何らの事情で１年とか数ヶ月とか未納する者がいた。新聞等報道によると、そのような未納は本人の申立により全て納付に見なすということのようですが実際未納している者もおります。
（未納保険料徴収に訪問し確認している。未納者カードで判明）

当時は資格取得届に住民票、戸籍等を添付させていなかったので、出稼ぎ等では生年月日に誤りがあったと思う。しかしそのように当時の地方の行政は取扱っており、いたしかたのないところもあると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

統合及び収録作業等の迅速化を図って、早期に信頼の回復に努めることが重要であると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような年金問題が発生するとは想像もしておりませんでした。
マスコミ報道等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未収録及び未統合記録は年金請求時に解決できるものと放置しないで、その都度疑義照会を行って解決するべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知りませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考え着きません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は重要なことだと認識していました。
（庁からの記録照会など正確に進達しておりました。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点の問題については、あってはならないし、あり得ないものと信じていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

可能な限り調査することはもち論のこと、対象者の申立てに対して、真摯に対応すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

数十年後の年金裁定請求時に混乱が生じないよう記録の正確性については常に意識し強く持った。
マスコミ等の報道で初めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の旧台帳からマイクロフィルム・コンピュータへの切り換え時には作業にかかわる職員と作業の重要性と正確性についてたびたび話し合いをした。

旧台帳管理当時の記録の不備。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに実施の本人への照会等の確認作業を最善を尽して実施していくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金という大切な記録の不備ということで
大変な事態になったと思いました。
行政での発表により確認しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

行政の立場で最善を尽して対応していかなければ
ならないと思いました。
当然のことになるが、一つ一つの業務を正確に
実施すること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術により、一日も早く、正しい記録にもどすべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大切な年金額に影響することから、早急に完全な記録にすべきと認識しました。

報道されてはじめて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題を第一優先と考え、取組みしました。国民の皆さんに年金記録の大切さについての周知が足りなかったかもしれません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	(

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道により知ったが、これほど大きな問題になるとは想像していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

方の指示に対応するのが精一杯の状況であった。

長年にわたり積み上げられたと思われる不確定記録を短期間での完了は不可能と思う。

年齢毎（受給者から順に）に区分して長期間対応を重視しての確実な対応が必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

05-155

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当時のコンピュータ入力は被保険者の氏名にはフリガナはありませんでしたので、漢字を4桁の番号で入力していました。

例) 洋子 … ヨウコ 又はヒロコ であっても同一番号で入力されていました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昭和50年頃までの入力分については氏名索引は無理な部分も多くあるので本人の職人を重視することと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方は出稼ぎが多かったので入社のたびに新たに年金番号を取っている人が多い事に疑問を感じていました。

昭和49年に事務所の資格係に配属となった時。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前六と確認するようにしていたが、手続きは会社の事務担当者のために根本的な解決策ではなかった。
特に入社が4月に集中するために郵送が多かった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民及び加入者の方々に大変申し訳ない
ことと思いました

報道される１～２カ月前

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相手の話を十分に聞いて
これまで以上に誠意な対応をすべき
と考えました

社会保険庁の基礎年金番号付番後直ちに
統合業務を実施すべきであった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミで報じられている以上の問題について知っている事実は、ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員のモチベーションを高めて対応することが一番重要だと思います。
報復措置をとられ、損害賠償的な意味での年金記録を整備させられることは、仕事とは言え、職員、現場にとって非常に厳しいものだと思います。
管理者側も現場の気持ちを汲んで、取り組んでほしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の事例については、単なる事務処理ミスであり、
いずれ是正されるものと思っていました。
しかし、件数の多さからみて、基礎年金番号導入時の計画、対応が十分で無かったこともあり、更には職員の年金記録に対する重大さへの認識不足であると思いました。
年金記録問題の大半は、マスコミ、国会質問等で知りました。
平成１８年頃、国会、マスコミが騒々しくなった頃、問題として認識しました。
保険料の納付記録が台帳に記録されていないケースについては、
このようなことがあるものかという不可解な気持ちしかありません。
遡及して標準報酬が訂正されている等のケースについては、問題として認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

部署が異なることもあり、特段、個人的に、年金記録問題に他の職員より抜きん出て取り組んだということはありません。
本庁、管理者の指示のもと、自分の立場において一生懸命取り組んだと思っております。

入力結果における点検作業が疎かであったと思います。
保険料の納付が記録されていないこと、遡及して標準報酬が訂正されているについては、何が悪かったか解かりません。

ご協力、ありがとうございました。

06-101

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-101

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金については、国民年金を担当しておりましたが、当時は各市町村が担当しており、その下部には、納付組織があり、納税組合、婦人会等保険料収納の中心で、その取扱いは厳密に行われておりました。山形県ではその意味で正確な取扱いが行なわれていたと思います。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在保険料の納付は口座振替等で行なわれており、被保険者個人との関係が疎遠になって意識が低くなってきていることが原因と考えられます。国民年金の場合は対被保険者との親密関係が必要なのではないでせうか。

06-101

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

当時は現在のように年金に対する関心がなく個人年金に入っているから国民年金には加入しないという被保険者が多く見られました、現在期間を満せない被保険者がみうけるのもそのような方がいるのではないでしょうか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

当時年金の収納についていろいろ説明はしましたが納得をしてもうえず、大変でした。
現在のように年金に対する関心が高まって現在のような状況になっていると考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-103

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-103

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① このような問題が生じるとは思ってもいませんでした。

② テレビ等にて報道されるようになってから知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

山形県においては正しく処理されており
このような問題が生じるとは思いませんでした。

06-104

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-104

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-104

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

規程等に基づいて適正に事務処理を執行してきましたし、市町村等に対しても適正な指導を実施してきたところであります。

このことから、年金記録については、切替処理時における転記ミス(僅少)以外は、特にないと考えています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

06-105

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-105

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-105

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

1. 特に出稼ぎ等による厚年番号の多発を本人に特定するに大変な作業になると思った。

2. 平成9年の基礎年金番号に統合する際、未回答・不明者が多く、特に裁定請求時に未統合のままで委任解除生じた場合大変な作業になると思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

1. 基礎年金番号に統合するときに未回答者解消のため、統合委任解除者に徹底した問題意識で必ず回答するよう指導した。

2. 現時点では、未統合をあらゆる手段を講じて、個別的に50歳代40歳代と徹底した聞き取り調査（本人の来所・郵送・職場同僚等）又は地方に事実関係を調査を行う可であった。
10年計画で個別的に徹底した計画を行う可であった。
一般的には、裁定請求時に徹底した調査を行うで裁定するとしても、事前に年齢階層別に調査を確定すべきだった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-106

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

伝えられるような年金記録問題については承知しておりません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進められている社保庁等による対応を積み上げる他ないと考えます。

06-106

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

直接
年金に~~直接~~関する業務は、遺保、厚年の適用業務が1年と年金相談業務1年のみですが、特に年金相談にあたっては1人の被保険者であった者が、5つも6つもの番号を持っていた事実を探し出して感謝された事はありますが、記録問題については想像もしなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

自分としては適切に処理して来たと考えている。

ご協力　ありがとうございました

06-107

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-107

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

先に公表されております今後の通勤等に沿った取組の進捗状況を踏まえ、引き続き年金記録問題への対応を着実に進め、今後の具体的な対応の道筋に沿い職員、OBが一丸となり一歩を前進するのみと考えております.

06-107

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

原系時代、報酬記録欄ゆうまりますと中間記録として進達箱に入れて業務課に送付したものですが、これらの記録が将来年金支給に反映されるものと認識しておりました。又コンピュータになってからは入力後の突合せを実施し入力ミスのないようにしてまいりましたが、政治家の年金未納問題から始まり、さまざまな事象が出て非常に残念に思っております。
マスコミ等で報道されるまではこのような問題が存在する事を知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今といっては反省点を挙げるよりは、とにかく国民から信頼される年金を構築する事が最優先ではないかと考えております。

ご協力、ありがとうございました。

06-108

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-108

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的に知られていない問題はありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-108

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金記録は正確に収録済との認識でした。
年金記録問題となって、過去の収録課程時に生じたと
認識しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これまで国出交戦においての資格取得有等は氏名、生年月日
は、住民票との突合がなく、事業所においても本人履歴表のみの
確認であることから、年金記録の不一致に繋がっているのも
一因かと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

06-109

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-109

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当事内においては、旧名簿等時代が手書き台帳方式以来、全べてマニュアルに従い、正当に処理されておりました。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基本的に、届出に従い各段階で正当に処理されていたと確信しますが、本人の申立てによる救済(自己責任)方法しか考えられない。

06-109

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、窓口相談では極めて円滑に対応し、納得づくで相手方との了解を得ていたもので、事務処理件数の積算上の表現方法の手違いで、天文学的誤認が報道されたのではないか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

S17年から制度発足し、極めて初歩的な事ら作業が続き、加入者も制度への期待感も薄く健保の補完的存在との受止め方が広くあった。高度成長期に入り、転職も多く「保険証」の交付も同一人に繰り返されて、国年制度の誕生となったが、制度への反対も多く、受給額の低さもあり、事業主、加入者の認識度も低調であったと思う。

ご協力　ありがとうございました

06-110

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-110

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-110

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

年金記録問題が表面化され、未統合の記録が5千万件も保管されていることを始めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力　ありがとうございました

06-111

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-111

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

山形県に於ては職員一丸となって誠心誠意職務に専念していたと認識しており、年金記録の改ざんをするということは無かったと思います。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-111

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・国民年金被保険者管理で現住所地不在という所在不明な台帳記録が相当数存在していた。
・脱退手当金の受給認識が希薄(会社で代理請求、本人へ退職金の一部として渡していた加能性)

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金請求時、本人と面談できるケースでは単に職歴のみならず第1号被保険者加入と思われる期間の住民登録住所地を確認するなど徹底する。
(現在も実施しているものと思われるが…)

06-112

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙記録からコンピューター化へ時代とともに記録管理が進んでいる中で、切替業務の結末は最終的に確認できない(地方庁)、正当に切替えされたものと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時、本人と対面し記録確認を徹底できるものと考えていた。しかしながら、時間的な制約等で本人へ聞き取っていたかは分からない。
年金定期便、ターンアラウンド方式でフォローしている現状は評価できるが、最終的には本人との面談での確認に時間を割いて対応することが重要と考えている。

ご協力、ありがとうございました。

06-113

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-113

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

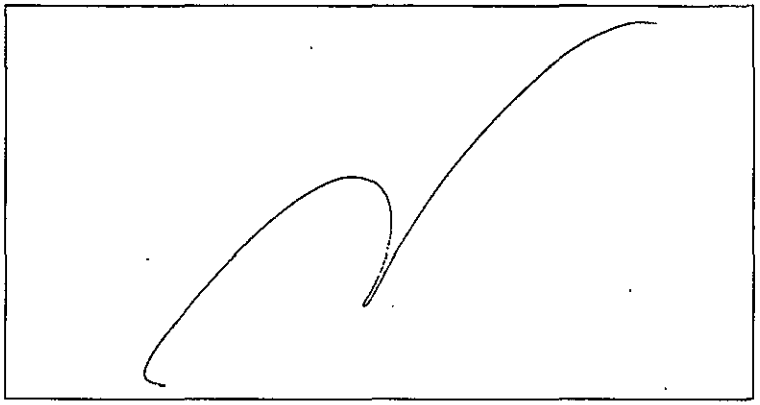

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

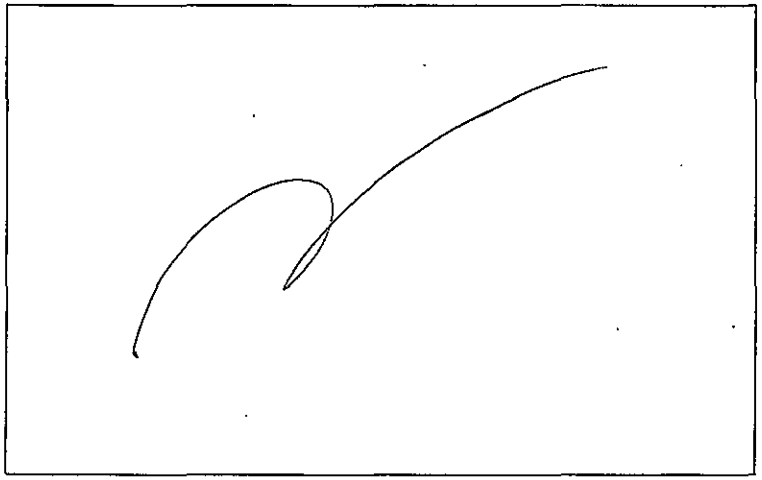

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. ねんきん定期便の拡充
2. (政府)広報等による積極的な周知

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○問題認識

1. 年金記録の未統合が5000万件も存在するとは、公にしたとき、初めて知りました。それまでは、統合処理を順次進めつつ、年金請求の際に確認・整理をすればよいと思っていた。
2. 社会保険庁にも反省すべき点(下記に記載)があったが、反面、一方的かつ過激で異常な社会保険庁批判が問題を大きくしたことも否めない。

○ 存在を知った時期
2年前、公にしたとき

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 対応
問題解決のため、OB職員の活用、関係団体への説明・協力、理解等

○ 反省点
お客様目線の行政執行に欠けていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-115

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

すべての記録が統合されているとは考えていなかったが
仕組所に未統合の分は本人からの年金請求時に解決されるものと考えており、正直あまり問題意識は感じていなかった。
未統合の数の多さ等退転後新聞報道等で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取得届等は事業主からの届出主義を取っており、
確認事項（氏名、生年月日、雇用年月日等）の確認できる書類の添付を義務づける方策をとるべきであったと考えます。

06-117

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-117

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1に関するものと思い回答なし

06-117

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題となる様なことは認識していない。
あることも思っていなかった、その様な仕事はしていない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識がないので対応しようがない。

06-118

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-118

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道された以外は、特にない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録については、現時点では、充分に努力されていると思う。早い機会に全面解決を祈っております。我々の出来るだけの協力をするつもりでおります。

06-118

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

年金記録の不突合等については、業務センターからの申出リスト照会票により、旧台帳を調査し、その都度、整備されていたと確信しておりました。

そのような問題の存在は、政府要人の国民年金未加入についての報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録については、過去未加入ではないか、二重に保険証をもっていないか等と機会あるごとに尸尺しておりました。しかし、末端の被保険者までに周知されていなかったのではないかと思っております。

06-119

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-119

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業に勤務しながら保険料控除を逃れるため加入しなかった者が特に女子にあったのではないかと思われます。(昭和30年頃)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が発生した際の総理、大臣が選挙のため国民に約束しているので期間を定めず調査し断片記録を調査すべきではないのかと思われます

06-119

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

将来の年金に係る事なので正確に記録すべきと思いながら日常業務を行なって来た。
種々問題が出されたが新聞、テレビ等で公表されるまで知らず。この様な問題が出たのか不思議です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

厚年、国民年金の記録を本来が集中管理する。才業に無理があったのではないか

ご協力　ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

我々の時代は、今のような問題となる話は全く聞いたことありませんでした。期間の記録もれの話。などや被保険者・受給権者からの問合せすらなかった。(脱手支給済の者は除く)

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

健保法・厚年法も同じであるが被保険者の規定・使用関係・事実上の使用関係・適用除外の取扱い・は、他法(例・雇用保険法の被保険者)と必ず一致するものでなく、届出をする事業主もなかなかむずかしいものがあり、ここから問題発生している。法律の一元化を徹底しないと根絶は不可能であると思料される。

06-120

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、そのような問題と話題はなかったように記憶しております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問２の解答のとおりです。

一元化困難な場合は、厚年保険法等の被保険者と健保法等の被保険者のおおもとをもっとわかりやすく、何度となく、広報・宣伝にこれ努めなければならない。(テレビをもっと使ってほしい)

06-122

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-122

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません。

06-122

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録問題が、どのような問題と認識していたかは、当時は、考えてもみませんでした。
このような問題を知ったのは、最近であり退職後です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であるので、反省点については、考えておりません。

06-124

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-124

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在、長期時効調査を担当している職員には、簡単なことではない特別な経験を積んできていることですので、今後においても効率的に進めてほしい。

・調査に必要な被保険者に関する資料をすべて確保し、資料の整備保存に努める。
なお、現在の文書過程を見直し記録の事故防止に対応する文書過程を整備する。

06-124

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・厚年の被保険者記録がコンピューターに入力されなかった「事故リスト」の処理について、庁業務センターから照会を受けた都度、即調査し、補正は指定期限までに回答していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金事業は被保険者に関する記録の管理が、将来の年金給付のために最重要な課題と受けとめ業務に当っていた。

・過去の「事故リスト」の未収録分を徹底的に洗い直し調査し入力処理に努力しなければ解決されないと思われる。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

06-125

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一つの年金番号に統合されていない年金記録があり、正しい年金額を受けられないので、正すべき問題と認識していた。

一人の人が複数の年金番号を持っている例は、事業所に採用時に年金手帳を提示しないため、多くあった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「ねんきん特別便」等の呼びかけにより、一人でも多くの人が正しい年金記録で年金を受けていただくよう対応した。

ご協力ありがとうございました

06-126

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　Q退職者
所属	本　庁　　(地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-126

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-126

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

特に認識はいなかった、

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力　ありがとうございました

06-127

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-127

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事務経験者、O.B等による人海戦で対応処理が、

06-127

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・退職までは、ほとんど問題意識がなかった。
・退職後に、マスコミ、国会等でクローズアップされた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力ありがとうございました

06-128

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	本　庁　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 ○g. 事務局課長補佐・係長級以上　社会保険管理官 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-128

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の人達には、大変でしょうが「コツコツ」してもらうしかないと思いますが、将来的には、政治判断しかないと思います。

06-128

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「そんなことがあるのか」と驚きでいっぱいでした。
平成17年頃、国会や紙や新聞報道で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

驚きばかりで考えもつきませんでした。
今もってわかりません。

06-129

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-129

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

06-129

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

わかりません.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません

ご協力、ありがとうございました。

06-130

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e) 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-130

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無、、

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-130

回答票④

・この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

特に無い。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力　ありがとうございました

06-131

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-131

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 特になし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○、社会保険庁だけが懸命に努力しても、この問題は解決するとは思えない。事業所や本人からの協力がなり~~と~~解決されないので、このようになった事情を詳しく説明し協力を要請する。

06-131

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○基礎年金番号に統合されない記録があることは認識していましたが、具体的な件数等はは握していませんでした。この問題については、マスコミ等は、一方的に社会保険庁の責任として報道されておりますが、社会保険庁の責任だけでなく適用事業所、本人の責任も多々あり、特に出稼者場合、氏名、生年月日の誤った届出等により、このような事態になったことと思われます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○年金相談時あるいは、年金請求時に本人からていねいに聞きとりをし、過去の就労状況により、年金記録の確認を行い、長期間に渡って基礎年金記録を整備する必要があると思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①新聞等で報じられている、報酬訂正や、遡及資格喪失など始めて聞いておどろいています。
花見当時そのようなことはしてないし話も聞いていません。

②昭和30年代あたりは、小さな工場で若い奥さんは社会保険に加入すると手取りが少なくなるので、入れないでくれと事業主にたのでいる人がいた。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記②のような方が今になって資格ありなどと申立たのを全て認めることは、公平にかける。
紙の資格台帳と電算とにない期間は認めるべきでないと考えます。

06-132

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁で所持する記録が唯一正確な記録と信じていた。

問題を知ったのが例の5,000万件……の報道からです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

06-133

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-133

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長妻厚生労働大臣も発言しているように、人員と経費を集中化して早期に解決すべきと思います

06-133

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

在籍していたときは特に問題はなかったと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

06-135

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-135

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- この問題は、なかったと思います。
- 平成16年か17年頃になって知ったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- この問題はなかったので、認識もありません。
- 反省点…正確なコンピューター入力と、そのチェック体制

ご協力、ありがとうございました。

06-138

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (庶務管理官) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-138

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

自分も若い時、厚生年金保険の記録照会、照会に対する回答(他社会保険事務所からの照会に対する)の業務を行っていた時があります。見つかる場合が多いのですが古い名簿をめくっての作業で、なかなか見つからなかったものもあった気がします。中には生年月日が2~3年違っていたり例えばみつ子がおみつのように氏名が違っている場合もにぶかったことも気がしております。
回答票には、そのことも付記して回答したような気がします。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

生年月日や氏名が違っていては、単なる名寄せではわからないのではないのでしょうか。
ねんきん特別便等でお知らせし、それでも本人から申し出がない場合は、なかなか解決はむずかしいと思います。

06-138

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が問題になる前は、公的年金は請求主義であり、当然年金記録についても本人からの期間確認請求があって、お知らせするものと思っておりました。
各社会保険事務所にある旧台帳の記録もそういうことで請求があった時に、当時勤務した箇所の社会保険事務所に確認請求して…ということなのだなあと、特に疑問は持ちませんでした。
このような年金記録問題を知ったのは平成16年頃、マスコミと行政の両方からです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分は地方庁の人間なので本庁の指示待ちの状況でした。
現時点で考えられるのは、現在もわからないのですが、「公的年金は請求主義である」ということがどうだったのかということです。
もちろん、判断等の材料に「特別便」等でお知らせする、記録の整備はきちんとしておくことは、たいへん大切なことだとは思いますが…。
反省点としては、コンピュータ化される中で残った旧台帳(名簿)等について、当時予算の関係で遅れておったと思っていたのですが早くコンピュータに収録するよう、地方庁の職員として本庁に要望をすべきだったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

06-139

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-139

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在 社会保険庁で進めている、手作業による
記録の統合が確実であろうと考えます。

06-139

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各人が、複数の記録をもち、未統合のまま経過し、年金請求時に申出る制度(仕組み)である以上、
紙台帳は、紛失することにより、統合されない記録があるのは、ある程度やむを得ないと考えていた。
入行後間もなく。
(個人が意図的に年金を隠すため偽名等で雇用されている方もいるため、氏名生年月日では、記録が見つけられないケースもあった。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

できるだけ早い時期に記録の統合のための周知が必要だったのではないかと考えている

ご協力、ありがとうございました。

06-140

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-140

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全ての問題を一挙に、かつ短期間に解決することは至難のことではないでしょうか。
優先順位を決めて(例えば高齢者では到達順とか)、順次対応により対処してはどうでしょうか。

06-140

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号を導入し、それが回線に整備されることにより、このたびのような問題はほぼ無いものと思っておりました。

そのような問題が存在することは、マスコミで報道されるようになってからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度の確立を速やかに行うことにより、対応が可能と思っていました。

被保険者や受給者の方々に対する説明を徹底すべきではなかったかと思います。(行政側から)

マスコミ報道が先行し、被保険者や受給者等の理解が得られなかったのではないでしょうか。

06-141

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-141

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・山形は、個人所得全国下から何番目といった冷和企業中心で農業主体の地域であります。戦後20歳から50歳頃までは「日先の生活第一主義」と称して「年金」や、「年金記録」といった話題が少なすぎたという報性があるものと思われる。60歳の退職近くになって自分の年金はいくらなのかと、意識が急に高まり社付窓口を訪れることが定版であった。期間照会された方々には、記録の説明を行ったものの加入員すべてに通知することはなかった。通知する方法は数年前からであり一部の対象者について行った。制度上、すべてが「謝主義」という考えが、根強く長年の積重ねがこのような結果を生じたとすれば問題であったのかも知れない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[未適用・未加入の防止]
・適用すべき事業所と被保険者となるべき労働者の適格な届出の励行
事業主の責任管理のもとに、確実に履行させる法制度の整備
[管理者の確認行為]
・基礎年金番号制からすべての加入・納税・給付等が一冊の手帳制にし、そこには、職歴から保険・年金・税等が明確にできる制度化に見直し。
[自己管理の義務]
・被保険者個人自らも、管理意識をもち「人まかせ」から脱皮しないといつまでも同じである
制度上、五年毎に年金記録を通知するシステム(行政の改善)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当該行政機関に従事以来、社会保険大学校の各種研修を受けて、厚生年金・国民年金の制度の必要性や被保険者の皆さんに対して年金記録の重要性を説明しながら手帳裏面に職歴を記入させる等、機会のたび励行を促してまいりました。したがって、年金記録に関する質問・照会については、前向きに対応してきましたし、誤り等があればその時点で補正してまいりました。それが2年前頃から未統合や未収録等不備が存在しているということが話題になったことにおどろいています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・在職時は厚生年金被保険者名簿(一枚もの)とオンラインシステムによる入力処理方式でした。異動時は、帳票上部に記録し、記帳済の票を事務センターに進達して記録の整備に努めた。進達時は、内容チェックして進達してきた後日、期間について不突合なものについては再確認し整備のうえ再進達してまいりました。オンラインシステム時代までは、入力項目のチェックを行う等、正確処理に努めてまいりました。
・現に未統合・未収録があることは、誠に残念であります。
・年金裁定時に職歴を確認しているものの未収録となれば、ことの重大さを痛感せざるを得ない。

06-142

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-142

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の「回答書」を 徹底的に調査する。

06-142

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 承知していませんでした。
- 退職後、新聞等により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識していませんでした。

06-143

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-143

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「質問１」に対してであれば、答えようありません

06-143

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後のことであり、答えようありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

答えようありませんが、私ごとですが国民年金業務が主であったので、納付記録等の照合確認等も市町村と行っていたことから、こういった事態が発生することが考えられません。

06-144

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-144

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「年金記録問題に関する調査について」に記載されている事象以外は、わかりません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・虚偽の申し立てなどの問題もあると思いますが、本人の保険料を納付した旨の申し立てを尊重し、認めることも重要ではないかと思います。

・このような問題がないよう、今後(反対意見が多いと聞いておりますが)年金・医療・個人番号制度等にとり入れることも必要ではないのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

・保険料を納付した期間であると思っていたのに、記録なしと回答された時の驚きは、大変おおきく、先後に対しての不安・年金不信となった大きな問題と思います。

・この問題が存在することを知ったのは、ニュースで大きくとりあげられた頃です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

・旧台帳等は、キチンと整理されておりますので、本人から勤務当時の状況を十分に聞き、確認しながら、記録を捜していけば見つけることができると思っていました。
（相談され、見つけた記録もありました。）
・記録問題の一因でもありました資格取得届等は、戸籍謄本などを添付することなどは、むずかしいこともあり、届書だけで、記録転記入力を行っていたこと。
・年金記録のお知らせもっと早期にすべきであったこと。等、いろいろあると思いますが、やはり、被保険者の立場にたった配慮をしなければならないのに欠けていたこと。当方が正しいんだとの上から目線で仕事を行っていたこともあったような気がします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

分かりません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分かりません。

06-145

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

社会保険業務センターからの基礎記録リスト入の補正を行った際に調査不能の事案が何件かあったことは記憶にありますが、将来的には個人が年金を請求する時に解決するものと認識しておりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]業務を行ってきましたので個人的には反省することはありません。

ご協力、ありがとうございました。

06-146

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-146

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

06-146

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点、
現在は、年金特別便が郵送されていますが、
毎年算定基礎届が提出された後は、各個人毎
に算定基礎届の結果を通知していれば、このような
ことには、ならなかったのではないかと思っています。
（数10年前から思っていました。）
又、賞罰も、今よりは、少なくて済んでいたので
はないかと思われます。

ご協力、ありがとうございました

06-147

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-147

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施しているものしか思いつかないです。

06-147

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去において、未納保険料を時効後納した場合、時効となっていない未納分に期間変更し、納付者にもその旨通知しておったと思います。
また夫婦であっても納付困難時には どちらかの分かうか納付して後で納付するかうという事例は数多くありました。そういうことがあったということを報道等で流れていればと思います。

ご協力、ありがとうございました。

06-148

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-148

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題そのものを承知していない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的方策を述べることは出来ないが、誠意を持って、徹底した対応を取るべきと考える。

06-148

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った　のはいつ頃でしたか。

在籍中、年金記録問題は特に認識をしていない。
問題を知ったのは、マスコミ等の報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反　省点として挙げられるとお考えですか。

職員はまじめに職務を全うしたものと信じている。
当時のコンピュータの事務処理能力等に問題は無かったのか。

ご協力、ありがとうございました。

06-149

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-149

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

業務センター保管の記録を整備した上で、再度本人確認する。

06-149

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業主からの届出が適正なものとして、処理をしてきたことから、特に最近のような年金記録問題が出るとは予想していなかった。

この問題を知ったのは、マスコミに取り上げられるようになってから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

想定していなかった。

ご協力、ありがとうございました。

06-150

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

06-150

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和36年4月に拠出制の国民年金制度がスタートし、国民皆年金時代となったが、通算年金制度が創設されたのは10年後である。
通算年金制度が施行される以前、女性の退職理由が結婚の場合、その内の相当数が脱退一時金の請求をしていた。
通算年金通則法施行後においても通算制度の知不足もあったと思われるが、脱退一時金の請求者は後をたたなかったことも事実である。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

脱退一時金の支給記録関係が不明の被保険者であった者のうち、現在はその年齢からして、すべての者が年金受給者であり、通算年金通則法施行以前の期間については、調査できる範囲内のものを除き、特に女性についてはすべての期間について脱退一時金との関係もあるので、その内容性が疑問をもっている。

06-150

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当被害は一般の会社員より被保険者証(年金手帳)の重複交付を受けている割合が高い
このような被保険者であった者が年金受給前(遺族年金受給権未発生者)に死亡した場合、その死亡に関する届出がなされないため、重複取消が行われないまま統合処理も行われないものと考えられる。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在の被保険者は基礎年金番号により管理されているが、導入前の被保険者であった者にかかる被保険者期間の管理はそれぞれの制度の記号番号での管理に死亡処理を行う届書がない(国民年金の死亡一時金該当者を除く。)
これを両制度の死亡処理ができるよう現在の届書で併用できるような様式に一部変更することにより解決できるものと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申請に基づく徹底した台帳等の突合せ以外思い当りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の様な問題が発生するとは想像も出来ずまで考えるのはかつて、
何が原因でこれ程までの膨大な件数が事故となったのか理解出来ない
公表により問題の存在を知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

原因が究明出来ず確実は見えてこない。

ご協力、ありがとうございました。

07-102

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 年金記録は、一般人には絶対に見せないこと。(私員に対しても他人には見せないように指導すること)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 担当係長は私員~~(担当)~~に対して、年金記録は他人に見せないようにすること。(指導すること)
2. 担当係長は、時々担当私員の行動を見ること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重複している可能性のある記録については、事故リストとして、
庁より送付された。繁忙期であろうとも、期限があり、
基準以上の残業を強いられながらも、処理し、進達を
していた。責任ともう、業務に携わってきたので、
「問題を認識していたか」など、とんでもないことで
あり、失礼きわまりない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度上、システム上の問題と考える。
オンライン化の時点で、入力方法として、漢字、フリガナ、
両方で入力すべきと、要望したにもかかわらず、
行政一般では、カナ入力が慣例ということから、
かりがなのみの入力となった、その結果ではないか。
国会…で決定されたことを、不本意ながらも、
指示どおりにまじめに、遂行してきたまでである。
職員に責任を転化し、公務員の資格まで、ハラダツする
权利は、誰にもないものと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

07-104

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚年の実務経験が少ないので、国年関係になりますが、本所はの被保険者名簿や社会保険事務所の被保険者台帳(マイクロフィルム)の保管が完全でない状況下で、特殊の方策は困難と思います。
年金制度の技本的改正で、対処すべきなのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような問題が存在することは、認識しておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点とはいえないかもしれませんが、第三者委員会の判断の中で「夫婦又は家族の記録に準ずる」という考え方は、合理的がどうか疑わしく感じております。

ご協力、ありがとうございました。

07-105

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

07-106

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に把握してない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入は通出制(事業主の)を取っており、事業主の責任という問題はある。しかし今後保険長状態はしなければならない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録漏れがあることは全く知らなかった。またそのようなことがあるとは考えもつかなかった。

・退職后に知った（マスコミ報道）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力　ありがとうございました

07-107

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題はなかった。近年になって知ることとなった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で社保現場での国年記録照合の対象となるものがない。かつて国年記録は、市町村被保険者名簿と社保被保険者名帳の記録照合を最底年、同時実施していたと記憶している。したがって被保険者記録は正確なものがあったと理解してきた。しかし国のコンピュータ化によって直接窓口を社保窓口とし、市町村を切り離してしまったことに問題はなかったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度的なものを含めて、制度以外のシステム更に制度間のシステムが、その時代の背景により発生した記録問題が一番も、多いと思います。
勿論、解決しなければならない問題です。
但し、早計な処理は更に事を複雑にし、整合性を欠くことも懸念されます、一朝一夕に事は進められないと考えます。
過去の経緯を踏まえて、或る程度時間も必要です。
※　記録は全べて保管、管理されていると考えるからです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、給付時に最も重要な根拠となる事項であることは認識しております。
但し、制度上潜在的に問題が発生することが予測された事項もありました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は、危険防止の上からも保管、管理は常に最善の注意が払われて居るものと承知しております。
不整合のものについても、経過的、処理過程の中で徹底的に調査し全とんど整理されて来ていました。
問題が顕著になったのは、オンライン化、基礎年金番号の設定等、システム変更、制度の変更等からと思います。
流動する客体に対して、固定的な枠を付す制度設定は、問題を更に増幅させる結果を招くと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

07-109

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国年について、社保及び市町村において台帳が全てある訳でないので方策として対応が出来ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題については存じていませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の保険料納入については、必ずしも夫婦同じとはかぎらず給付面（母子年金）において妻分を優先的に徴収する等指導して来ました。

第三者委員会においての納入（推測）について再考をおねがいしたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

積年に亘る記録の整理保管に関することであり、件数5千万件だけがひとり歩きしている感じです。
やはり時間をかけて原票と紙ベース化された記録の確認の作業を続ける必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の一括保管ということで社会保険庁業務課へ記録の進達方式を実施していましたが業務課から補正依頼等があり ~~相方~~ 地方、業務両方のやりとりが多くなりました。（昭和50年当時）。
この様な状態で記録が充分つながるのかなと云う思いはありました。
しかし職場では誠心誠意、全身全霊働きましたよ。
進達は週2回確実に実施、内容の点検も充分しました。
補正についても到達次第早期に処理しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の集中処理は中央庁の責任と能力で部屋されたものであり地方はそれに従って職務を遂行したので私としては何等反省すべき点はないと考えています。
（当時の社保の事務の進め方）
適用 ～ 新規説明会 新規事業所の事務能力、加入意思の確認
標準標報制の定時決定 ― 全事業所対象の届出書と賃金台帳等の照合確認
併せて未加入者の加入促進
金銭 廃失事業所の調査 必要に応じ調査官に指示し実施。
年金紙定請求書の窓口受付の実施により本人職歴の確認、各種年金制度加入の整合性などの点検。
以上当時できるものはやりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方行の問題には認識していなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力ありがとうございました。

07-113

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多量の作業件数であるが、下等に確りと解決の時期ばかりに拘ず、但し早急に解明してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

プライドを持ち真剣に業務に専念しており、現在の様なことは想像できない

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各業務においてチェック体制（複数による）の確立。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金の昭32.9.30前資格喪失者の旧台帳ﾌｧｲﾙで、カセットオープンされていない記録が多数あることは、世間一般に知られていないと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昭32.9.30前の脱退手当金支給記録は前記旧台帳でしか確認できない。
各事務所の名簿とWM記録を突合しても脱手の有無については旧台帳との突合以外になくなる。
旧台帳カセットオープンが最善と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未収録記録があることは、(記録担当時は)承知していたが、受給権発生時までには収録されるものと思っていた。(庁の責任で)

問題を知ったのは、国会論議等のマスコミ報道。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人で対応などできない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　◎ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-1

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録は、年金裁定のときに、請求者の職歴申出と管理している記録を照合して、記録もれがあった場合に補正して整備すればよいという考えがあったのと、保険料収納率の向上が、この問題の大きな要因になっているのではないでしょうか。
この問題の解決には、社会保険庁で、種々対策を講て実施しているようですが、システム入力誤り、派遣社員による作業ミスなどで誤った処理がなされ、かえって不信感を招くようなこともあったので、あせらず腰を落ち着けて、国民の信頼を回復していくことが、肝要ではないでしょうか。
記録整備には、主に地方の旧被保険者名簿との照合をしていますが、社会保険庁に進達している旧厚生年金被保険者台帳を活用するのも一つの方策ではないでしょうか。　この台帳には、進達するまでの期間に取得した全部の事業所の記録が登載されているからです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、社会保険庁で完全に整備されているものと信じていました。　社会保険庁総務課長通知に例示されている問題については、マスコミなどで取り上げられたときに知り驚きました。

厚生年金の記録は、当初、各社会保険事務所で被保険者名簿と厚生年金被保険者台帳によって管理されていましたが、記録の中央管理に伴い、厚生年金被保険者台帳を被保険者名簿と照合して完全なものにして、社会保険庁に進達しております。　その後の記録は、オンラインになるまで資格取得届、原票で定期的に進達しており記録が不突合の場合には、事故リストで照会され、その都度回答してきました。、この問題が存在していることについては、地方には社会保険庁からなんらの問題提起も無かったと思います。　記録の整備については、オンライン化し、順調に行なわれているものと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題がマスコミに取り上げられると、社会保険事務所の窓口は、混乱状態になったので、ＯＢの有志で、ボランティアの期間を含めて、年金記録の照会の調査事務などの手伝いをしました。

反省点としては

・年金記録は、裁定処理のとき、被保険者の職歴と合わせて、整備すればよいという甘い考えがあったのではないでしょうか。

・基礎年金番号導入は、国民総背番号制の反対もある中行なわれたもので、年金記録の統合などについて、将来の構想が良く検討されないまま実施されたことと実施後の記録照会の回答処理が十分でなかったこと。

・社会保険庁で、この問題について、庁内で温存して地方に対して説明もなく中央、地方一体となって処理しようという気風が無かったこと。

・マスコミに、この問題が一方的に取りあげられた傾向があると思われますので、マスコミなどに、これらの経緯、今後の対応などを十分説明して国民の不信感を和らげるような対応が出来なかったのでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

07-116

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職 保険指導室長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在何かと対応されており、この他特に方策は思い当たりませんが、社会保険事務所との連携を強化して整理に当たり、年金に対する不安・不信の回復に更なるご努力をお願いいたします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

膨大な件数の未統合未収録記録があるということは、ここ数年のテレビや新聞等の報道で知ったところです。
昭和40年の半ば頃、庁業務課に在職中事故リストの整理にかかわってありましたが、同一記号番号で別人記録という事例も散見され、記号番号のみでの収録の危険性と、記号番号の確認の重要さを改めて認識したところです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

庁業務課資格班として、正しい記録の整備を図るべく、社会保険事務所における「記録整備の事務手続き」の見直しや、記号番号の正否照会の迅速化等を図るため、「記号番号払出索引票保管課所一覧」の全国版の作成に取り組みました。
また、その後の地方庁の勤務時には、適用関係業務に当たっては、記号番号の確認には更に注意をおこうように努めてきました。
反省点としては、次のようなものがあります。
①・転職は悪という考えからか、勤務するごとに新たな番号を受けたいた女性には、現在年月日を偽って届出する者もかなり見られたことから、「生涯一人一番号」という考えがもっと徹底していればよかった。
②今回大問題となる前に、もっと早くこの問題に取り組むことができなかったのか。

ご協力、ありがとうございました。

07-117

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思い当たらない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村や事業主の協力を得て、出来る限り役所で把握し、時間を掛けても本人と面談し調査するのが最善と思われるが、不可能な部分が多いと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金については、市町村の紙台帳の廃止（廃棄）を市町村に通知したことで、年金の記録の不整合の整理に支障を生じさせている。
基礎年金番号を導入する際にもっときめ細かく、周知が必要だったと思われる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

庁の指示通り対応した。
現時点ではどうしようもないと思われる。
年金記録問題で無年金者となっている者を一人でも多く解決してほしいと願っている。

ご協力、ありがとうございました。

07-118

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職 指導室長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な方法はないので、一件一件調査して解決していくほかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の一連の報道で知った。
以前は、これほど重大な問題になっているとは認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後のことなので、特別な対応はしていないが、現在 O.B として記録調査のお手伝いをしている。
記録の管理については、本庁でやっていたもので地方庁としては、関知していなかった。(重版リスト等で補正したものを本庁に進達していた記憶はある。)
今回の記録の問題は、ほとんど本庁に起因するものと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 ⓓその他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本件について、全国(各都道府県)の被保者に亘り生じているのか、一部地域なのかによって対応が異なると思われますが、事業主及び被保険者には、厚生年金法による届出及び正確な報告義務を定めておりますので、両者の照合する以外の方策は、考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公務員法により、職務に専念する義務がありますので本件の事案が生じることは、認識しておりませんでした。そのような問題を知ったのは、前厚生労働大臣、現大臣の公開されてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、厚労相の方針（判断）が止むを得ないと思います。

公務員としての自覚を都度で再確認すべきと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

07-122

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%の解決は不可能と考えているが最大の努力はすべきと考える。

現在迄の事故事例(年金記録確認第三者委員会も含め)については一安方で都道府県年には揃いいる筈であるのでとりあえずこうを優先として行って欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

名簿（紙台帳）方式から原票方式に切り替わった時期まで勤務しており、退職後に厚年記録を全国統一すべく東方事務課を新設マイクロ化や名簿台帳等の移管等の処理が行われたのでその後の処理については承知していない。

当時（私の勤務期間内）の担当職員は事業所の届出どおりの事務処理を行っておった。

（質問４）~~質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、~~現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最大の原因は厚年記録の全国統一化のための作業（方事務課でのキーパンチャーの抽込み作業等）や地方からの進達（紙台帳、名簿簿やマイクロ化）ではないかと考える。

ご協力、ありがとうございました。

07-123

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	(本庁)　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

性急な事務処理が必要と考えるが、急ぐことにより不完全なものとなっても二重、三重の手間となるので一定の時間をかけて地道に解決する方法も

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の事務処理しか経験していないので、事務処理は市町村との連携により正確なものと認識し考えたこともなかった。
退職後、マスコミ報道で知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

補正事務を応援しようと考えた。
この問題は記録統合時、(台帳から切替時)膨大な事務処理を短時間で行うため、臨時職員全体に行ったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題は、短期の事務処理でなく、長期にわたって記録が正確でなければならないので、適用事業所の担当者及び年金事務処理を行う者が、自覚して的確な処理をしなければならないと思います。

この問題の解決については、過去の記録について遡及調査を繰返し行う以外に方策はないと思います。

また、これからの記録の問題は、届様式を検討して、加入者の確認を取れる様式にすべきではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の加入期間は、当該人が将来年金を受給する場合の大切なものであることを考えて、事務処理をすることを認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得の場合の被保険者の氏名、生年月日について、届出が適用事業所の事務担当者が資格取得届を記載して、社会保険事務所に提出するため、その者に対する事務指導のために研修会、講習会等を行っていました。

適正な届出を必要とするため、市町村に登録されている住民票の写等を添付させ確認が必要か。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金旧台帳の記録は、適用事業所から届出のあった資格取得届及び喪失届等により記録保管していたものと、昭和30年代に本庁に移管したと記憶している。

移管後については、地方庁では本庁でどのように処理されたかを知ることはなかった筈である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

07-126

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職時代、このような「消えた年金記録」5,000万件の存在すら一言も社保庁から知らされていなかった者が「新聞報道で初めて知った程度で「世間一般に知られていない問題」等知る由もない事である。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「消えた年金記録」を解決するには
① 当時の年金記録(過渡など)が地方庁に残っているか。
② 地方庁から本庁に進達した記録が残っているか。
先ずこれ等がしっかり残っていれば少しは解決するかも知れない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時、このような宙に浮いた年金とか消えた年金とかの年金記録問題が、それが5,000万件ルある事など全く知らなかった。
平成19年(2007年)頃新聞報道で初めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題点として、
第一に、事業所からの誤った届出(氏名、生年月日等)に基づいた記録。
第二に、昭和35年頃だったか、現社保庁で全国記録一元化のコンピュータ処理の際の入力誤りによる記録。
等によるルのであると思われる。
現時点での反省点としては、あまりにも遅すぎた感がいなめない。
紙も板などとの実合でどの位出来るか？

ご協力、ありがとうございました。

07-127

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに報道されている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・有効な方策は思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・制度上の問題と認識していた。（機関委任事務）
特に国年は市町村でやっており収納は納税組合が行っており、記録の差異を2～3年毎に点検していたが、それでも在った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・制度上の問題なので現場ではみえっしょうがない。

ご協力、ありがとうございました。

07-128

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いつきません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方策以外に特に思いつきませんが、現場の職員も国民の皆様の信頼回復のため年金記録問題解決に向け精一杯頑張っております.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金制度の根幹を揺がす重大な問題であると認識してました。
- 公表になってから。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 信頼回復のための各々個の方策による夜間・休日開庁による年金相談や統合処理をはじめあらゆる取組に職員一丸となって年金記録問題解決に努力しました。
- 索引票・台帳・帳票・マイクロフィルム・オンライン化等々保管・管理方法等の変化に対応が不充分であったと思う。

07-129

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思い当たりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1) 宙に浮いた年金記録を早急に解消する。
2) 第三者委員会での結論を早くおとせる体制づくり。
3) 今後は、安心できる管理体制となっている旨を国民に明確に示すこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・勿論、重大な問題と認識するとともに、自分が社会保険行政に関わってきた40年近くが、無になった気持ちでした。
・5,000万件の前に浮いた年金記録があると報道された時です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所の職員には、動揺することなく、現場で信頼回復のために自分ができることを遂行するよう指示。
対外的には、社会保険庁が今後総力をあげて、年金記録の整備にあたる旨を説明した。

何故、5,000万件もの記録が不明として発生してしまったのか、自分としても、理解しきれないが、国民年金の紙台帳による管理の頃、市町村からの検認報告による転記や、旧台帳から新台帳への転記等の際の誤りが、積み重ったのも一つの原因かと思い出しています。
手作業、手管理時代には、付き、二重チェック体制等が図れなかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

07-130

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 未統合の記録をオンライン記録に統合するには該当者からの申し出等が必要であり、本人等への通知又は広報等が重要であると考える。

○ しかし、年配者等にはすべてを理解いただくことは、困難であり、限界があると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 私は在籍中 国民年金関係の勤務期間が大半であり、これほどの問題が発生することは、在職中 認識していなかった。

○ ただし、オンライン前はすべてが手作業のため、若干の転記違い、転記もれ等がある場合もあるものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 国民年金の記録では、定期的に市町村の記録と社会保険事務所の記録を突合し、転記ミス等を防止することにより、正確な記録となるよう努めてきた。

○ 反省点としては、

① 厚生年金関係の切替の際、外注のパンチミス等が大きいと思われる。

② 基礎年金番号制度をもう少し早い時期から導入できなかったか。

③ 年金制度の法改正が数多く実施されたため、年金制度が複雑になりすぎている。

ご協力、ありがとうございました。

07-131

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

健康保険の記号を払出すに当り、当時(昭和30年代後半頃まで)日本の風潮として「屋号」が人事にされ、屋号で記号が払出されており名簿と符合しない記録がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者名簿と被保険者台帳(現在から引き上げ中央で管理している)そしてマイクロフィルムも一件一件確認すること。
突合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中（平成4年退職）は、一人で複数枚の厚生年金被保険者記を所持していた者の記録が懸念されたが、この問題を承知したのは、新聞、テレビ、そして平成19年に社保倶楽部の総会時に事務局長より年金記録問題について説明があり、その記録整理に協力要請で始めて承知した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

真に社会保険制度の名にふさわしい恒久的年金保険制度を確立することが本来の趣旨なので積極的に協力すべきと思い現在も続けている。
問題点として、
① 昭和40年代後半に中央で事故リストの記録補正を中止したことが最大の原因と思われる。
② 昭和~~60~~61年に基礎年金番号導入に当り、国民の照会回答率が10%未満なのに、そのまま導入したことも問題を大きくしたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

07-132

回答票②

必ずご記入。

この用紙ける場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁

最終官の中から該当するものを選んで○を付けてください。

庁)
本庁部長級以上
本庁課長・室長・企画官級以上
本庁課長補佐・係長・主査級以上
その他(本庁)

方社会保険事務局)
医療部 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課
事務局長　*平成11年度までは課長
事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹
事務局課長補佐・係長級以上
その他(事務局)

会保険事務所)
事務所長
事務所課長級以上
その他(事務所)

(注1)「区分」現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてく

(注3)「最終官は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してい。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題として取りあげられた以降 業々に従事していたのことや 種々の状況経過が 把握理解できていないので 申し訳ありませんが 正直方策まで考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○時期や業務によると思いますが私の在籍中特に情報もなく問題として認識する機会はありませんでした。

○退職後、平成18～19年頃マスコミにて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応については（3）に回答のとおり問題の認識が至らなかったので対応まではありません。

反省点 ○制度設計の際記録の管理依存について設計の検討が不足でなかったのか。

○業務全般について各県任せの傾向で本庁が充分把握できるシステムが不足していたのではないかと考えますが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-134

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不明

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳で保管されている分を、早急に整備し不明記録を1件々照合するしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時に記録が整備されると思っていた
マスコミの報道により知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインが開始された時点で計画的に調査・整備すべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

07-135

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決に向けての方策とその経過が具体的に示されていないので、一般の方々は、社会保険庁に対する信頼度が低い。
しかるに具体的にどの対応が現在どこまで進捗しているか、今後の対応策について、南部県マスメディアを通じて発表し、国民の信頼と協力を得ることが不可決と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金記録問題

長期の記録の正確性確保のため、通常事業所を通知(標準報酬 etc…)、調査官による事業所総合調査を励行していた。即年金記録も市町村名義と社保合性との照合は計画的に実施した。今回の問題はマスコミを通して知ったことで、現職時代にこのことを想定した対応策については何もなかった。

もっと早い時期に各年決策について協議(庁、社保市町村も含めて)すべきだったのではないか残念です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本来、通常年金制度が実施されてきた。重複番号の整理がつきまとったが、これ以上統合処理をしようとしても、本人あて住所が変更されているとか、死亡しているとか各種の理由が列挙されているので思うように照会回答が得られないと思う。

各年金制度発足当時から、年金番号を市区町村役場の戸籍に登記するなどの施策がなかったことがすたる理由である。

今後は戸籍附票(市町村の)に登記義務を課すなどして記録の変換方法を図ることも一考を要する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・期限を設けずに徹底解明する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成9年7月以降と記憶するが、5000万件の未統合記録があるとを報道で知り、正直何の事かすぐには理解できなかった。

事実関係を知るにつれ、大変な問題があることを認識するに至り、30年以上も勤務しつつこのような大事なことを知らずにいた自分が恥ずかしい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の指示により各種の検証作業を行い解決に努めた。

記録管理に関する本庁指導担当者の認識誤り(不足)と全職員の意識の欠如が反省点か。

ご協力、ありがとうございました。

07-137

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和34年(1959)3月、社会保険に採用され、平成6年4月(1994)退私の35年間の公務員生活で、年金関係(社保事務所業務二課、同業務三課、年金給付課、年金相談コーナー等)の業務に一度も従事したことがないため、何も存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問１)で回答したとおりですので特に認識しておりません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上

ご協力、ありがとうございました。

07-139

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決の根本は、コンピューター記録と紙台帳記録の照合にあります。この方法は費用対効果が低いことは容易に推測できますが、この作業の完遂抜きに国民の信頼は得られません。

しかし、膨大な作業量と莫大な経費を伴うことを考慮すれば短期間での解決は困難と言わざるを得ません。

したがって、段階的に作業を進める以外に道はないと思います。

ただし、国民に対するより丁寧な説明と、十分な理解を得る努力がより求められます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

我が国の年金制度が請求主義を続ける以上、被保険者本人の記憶にたよらざるを得ないところもあり、若干の請漏れはあり得ると認識していた。

この問題が表面化して、はじめて大量の記録問題が存在することを知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

請求主義の名の元に、行政のあるべき姿を追求せず全ての責任は国民にあると考えていたことに根本的誤りがあります。

未請求記録の状況について定期的に公表するなど国民に注意を促す必要はと政治や行政が感じ取れなかったことは反省点としてあげられなければならないと思います。

又、国民総番号制のようなものが早い時期に導入されていれば、このような問題はかなり軽減されていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

07-140

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識すべき問題は発生していなかったと思います。
マスコミで取り上げてから知りましたが、本県では正しい業務処理がなされておりましたので他県と比較しても事故ケースは少ないものと判断しております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①遡及しての資格喪失（全喪扱い）の扱いについては新聞とか業界紙によって喪失年月日を確認して処理していたことから問題は生じていない。
②遡及しての標準報酬等の訂正については社保私員等の介入したものは全くないものと信じておりますが一部の事業主の中には、負担を軽減する目的で計理士等の指導を受けて不正の届出したものが若干あったかもしれません。
このケースは書類受理時に実態調査していたら防止できたと考えられますが調べてなかったケースだと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-141

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり。

ご協力、ありがとうございました。

＜別紙＞

質問３について

社会保険業務の手作業時代は、１人の被保険者が複数の厚生年金保険被保険者証を所持していることはごく普通であり、私の経験では１人で12の厚生年金保険の記号番号を持っていた者もおりました。

社会保険業務がオンライン化された以降は、読み方はいろいろあるものの、年金の請求や厚生年金保険の期間照会の際に氏名検索ができることとなり、当該人の年金記録にたどり着くことができるようになったことは、被保険者にとっては業務処理上前進したものと受け止めておりました。

それでも、当時の費用対効果による判断だと思われますが、業務センターのカセットに納められた記録がオンライン記録とされずに別管理とされたことが、現在、世間一般から指摘されていることにつながっていると思います。

なお、手作業時代の厚生年金保険被保険者資格取得の際には、当該人の申し出た氏名及び生年月日で届出され、その届に基づいて処理されておりますので、未統合の年金記録に係る統合が進まない一因だと思います。採用条件の際の年齢制限をくぐり抜けるために正当でない生年月日を事業所に申し出たり、女性の方が正当なカタカナの氏名を漢字にしたり、正当な氏名の次に「子」をつけたりして申し出た結果、氏名や生年月日が一致せず、未統合の記録につながっていると思われます。それがいつの間にか行政の責任になってしまっているのは、社会保険行政に携わってきた者として一面的にすぎないのではないかと思います。まして、政治家の方の「一人残らず・・・」という発言は、現場の仕事を知らない方の発言だと思います。

おって、上記の問題が存在することを知ったのは、昭和41年５月に採用されて業務第一課に配属後、業務処理に慣れてきたころです。

質問４について

年金請求や厚生年金保険被保険者期間調査依頼の処理に際して、オンライン記録と厚生年金保険被保険者名簿（以下、「名簿」いう）を調べる際に、当該人のみならず名簿に記載されている他の被保険者についても調べ、オンライン記録と名簿の記録が一致しない者について記録補正などをしてきました。また、業務の隙間をみながら、名簿や厚生年金保険被保険者記号番号払出票（以下、「払出票」いう）とオンライン記録を照合しながら、一致しない記録や氏名が登載されていない記録等については、名簿及び払出票に基づいて年金記録を収録・登録の処理をしてきたものの、膨大な件数に比して焼け石に水の感を否めませんでした。

07-142

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ・ (退職者)
所属	本 庁 (地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

我台帳とテープとの突合をする以外思い付きません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録についてベテラン職員を育成する必要あったのではないかと考えられます。
又、退職後に問題発生していることを新聞ニュース等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

07-143

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

07-144

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくになし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 基礎年金番号の徹底した管理のしくみづくりと実行
- 入力誤りを生じさせないシステムの見直し(二重打ちなど)
- 不整合記録の早期処理
- 人員(職員)の適正配置.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 不完全の記録は多少なりとは考えられたが、年金記録は適正に管理されていると認識していた。
- 大量の不完全記録があるとは、新聞報道ではじめて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 三制度共通の年金番号（基礎年金番号）を導入した時期の問題もあるが、それまでの記録管理面に制度的な欠陥があったと思われる。
- 今後も基礎年金番号を安易に発行し続けると同様の問題につながる
- 新しい番号を徹底するしくみを新たに創設する必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県(保険課)・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方では詳細な問題わからない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方では特に問題なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

07-146

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の対応のほか、二以からの年金裁定には、受給者(請求者)の私産を重点的に調査する。(今までも対応していたと思うが)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

２、３年前．テレビ・新聞等ではじめて知りました、
我々在籍していたときは、
・標準報酬の適正化
・収納率の向上、　　ということで対応していたと思っております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、すべて社会保険庁、業務センターで、オンライン化していたが、センターよりの事故リストも、正確を期して対応していたと思うので、特に反省点は、ないと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-147

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員一丸となり取り組んでいくべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公表されて初めて認識ほぼ。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相談者の対応を優先し事務にあたりほぼ。

ご協力、ありがとうございました。

07-148

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今日まで行ってきた処理方法がベストと思われますので、それ以外の処理方法は思いつかない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何も考えつかない。

ご協力、ありがとうございました。

07-149

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

[redacted]

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今まで報道された記録が繋がらない問題でも実態はそれほど~~実態はそれほど~~空刻度はどうか著礎となる記録(資格取得届、再取得届)などで被保険者名の呼名の誤りで別人の誤記録となって繋がらいものの解決を事業主が行なう被保険者の呼名変更届として処理することで徹底する

全員届出の時期、年金裁定申請時など(長期に渉って呼名の確認を行なう)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業主の証明は之を認める

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題が出ることは大きく金銭が係ること その都度解決されてきたと理解されていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題（被保険者記録関係）年金給付関係）については日常的に住民に対して公報紙配付などを通じ社会保険事務所のアドバイスなどの対応もしております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

かつて､所謂「テマ・ヒマ・カネ」を掛けない（掛けられなかった？）結果であると考えるので、１件１件について丁寧な補正作業を行う他にないのでは
具体的には、事業所の所在地の事務所で、土地の事情・適用事業所の沿革等を知り、かつ記録事務に精通した者、或いはその者の指示により行わなければ、完全に近いものにはならないと思います
なお、「勤務期間＝被保険者期間」ではない（事業主が適正な届出をしなかった（このことは何某委員会の何某委員長の発言にもあったか？）ために）例が相当多数あること等も認識すべきではないかと考えます
これらを踏まえればそれには当然それなりのコストの負担や、総背番号制の実施のようにそのリスクを負はなければならないこと（社会保険事務の窓口は「占い」ではないので、黙って座ればピタリと当たる体制にはなっていなかったのであって、「忘れた忘れた」等のみでなく、自分の勤務（加入）歴をまじめに・より正確に申出るなどの努力をすべき）等々についても周知し理解を得なければならないものと考えます（で、請求主義とならざるを得なかった）

事務的には、現在の被保険者名簿・原票と同様に「旧台帳」の有効な活用の為に是非「各事務所の端末装置から、何時でも」閲覧できるようなシステムを検討しては如何でしょうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会・巷間等で「問題」といわれたときから
但し、厚生年金保険被保険者の記録の事故や諸事例があることは、事務を担当していたときから承知していた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「事故リスト」「追記報告」等々の事務処理について一所懸命につとめていた

ご協力、ありがとうございました。

07-151

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 特に問題意識は無かった。
2. この問題は、各報道等機関の報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に反省点はなし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h) その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-153

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人申出の期間と本庁学務センター及び社保に保存されている記録との突合しかないのではないか！

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

保険時代から記録の不整合について、随時本庁業務センターから就職へ照会があり、その都度回答して解消されていたものと思っていた。

年金記録問題は退職後知る。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年をとってからでは本人の記憶違いや忘れ等（なかには就職時に偽名、あだ名や年金を若くするため生年月日を偽って申告する者もいた）が発生することから年金手帳に基づき、勤務記録等を記載するように事務担当者へ本人へ話をしていた。

保険からオンラインへの移行時期及び基礎年金番号制時にしっかりと統合整理すべきだと思う。

ご協力、ありがとうございました。

07-154

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

観光地の旅館やホテルのある種の従業員は当初日を偽り ~~知らない~~ たりして就職していた(偽名もあったかもしれない)。考もいた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時の被保険者証(知識)を出してもらうのが一番よいが、紛失等して出してもらえない場合は、記憶をたどって思い出してもらうとか、当時の担当者(事務所)に聞くなどするしか方法がないような気がする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

算定基礎届の名ばかり等で社保は多忙を極めている最中でも、社会保険庁（業務センター）の指示で、事故リストの回答期限を厳しく求められていた。
従って、よもやこのような記録問題が発生するとは予想もしなかった。
マスコミで取上げるようになって知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リストの回答を期限迄守った。
地方の現場では、このようなことがあることすら知らなかった。
徹底的に補正をして、棚上げにすべきでなかった。
記録の担当部署では、人事面で優遇されていただろうか。
社会保険庁（本庁）－業務センター－地方 における人事上の格差があったように思う（人事権）。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-155

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

承知していない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

07-156

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

質問　1

1、年金加入記録は、事業所単位で管理され紙台帳で記録され保管されてきました。
被保険者の記録は、事業所が特定されれば記録はあります。
当時、事業所も厚生年金被保険者証を本人が持参しない時、「新規」として手続きをしていたことは否めません。
また、採用に当たり年齢制限があたりまえの時代には、職を得るために生年月日を偽ることはかなりあったと思われます。(1～2歳を超えて)

2、事業所の本店一括加入が制度化する前は、本・支店それぞれに適用されていました。
転勤年月日と、加入年月日が相違する場合がままあります。
これらは、事業所の人事記録があれば即、解明できると考えられます。(保険料の問題は残ります。)
第三者委員会における年金記録訂正の内容が公表されていませんので判りませんが多いのでは、

3、年金既裁定者の記録(社会保険事務所に応援に駆り出された時に始めて見ました)の事業所記号・被保険者番号等すべて 000 で表示されていました、本人申し立て内容との確認ができませんでした。

4、漢字変換ソフトが業務センターに何時導入されたか不明ですがそれ以前の漢字を数字化していた時代の番号から元の漢字を数字とともに表示されれば地方は記録を検索する際にかなり助けになると思います。特に氏名漢字が統一される前の戸籍の漢字は我々でも読めない漢字が使用されています。

質問　2

1～2に関して

事業所名簿索引の作成

1、　記録整理の第一歩は各人の勤務事業所特定が基本となります。窓口担当者の仕事は本人の記憶をどう思い出させるかがカギになります。
そのためにも、なるべく詳細な事業所索引が求められます。
東北は関東圏への出稼ぎ者も多く、市町村合併、町名変更等それ以前の地名で記憶しています。
他管内のそのような情報があれば相談窓口は助かると考えられます。
地域別、職種別、等なるべく詳細な索引を作成し事務所への来訪者が自由に閲覧できるシステムが望まれます。

2、　事業所の適用は法人名、被保険者は店の屋号で事業所を認識している場合があります。
例、ファストリテイリング→ユニクロ　のような場合
東北福島事務所管内にも「いとや」の屋号が、3町村にそれぞれ1事業所ずつありました。
それぞれ法人名は違います。各社会保険事務所は、このような場合の補助簿的なものがあるはずです。
今のうちに記録整理と合わせて整理しておく必要があるかと思われます。
また、戦中戦後の混乱期の事業統制時の事業所名や軍事産業・電力会社の記録等は、管轄を超えて記録が残っています。どこの事務所で保管されているか等今のうちに整理しなければ年寄りは先に死にます。それからでは遅いので記録整理と合わせて検討してほしいものです。

3～4　に関し

業務センターの記録は地方からみるとブラックボックスの中というのが事務所応援の時の感想です。

センターからの照会等を調査する際これが解ればというのが大分ありました、記録整理に必要な情報が適切に提供されることを期待しています。

質問3

質問の意味がいま一つ理解できません。

回答になるかどうかはわかりませんが。

社会保険事務所の仕事は被保険者の皆様に満額の年金を受け取っていただくことが仕事と考えていました。

07-157

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な方策はなし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題意識は持たない。
問題の存在については国会で議論になって
始めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応としては、国民の不安を早く解決することに、
反省点は特別にはありませんがかつて
「事故リスト」で記録の点検を実施していたことがあり、これらの時点で個別対応していればとの思いはあります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本…庁　(地方庁)
最終官職 総務課長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 入力されていないデータを早急に収録すること。
- 紙台帳と収録されている記録の照合を行うこと。
- 年金相談窓口には、年金制度に精通した職員を配置すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の厚生年金番号を持っている者がいることは承知していたが、紙台帳で管理していた時代では、これを把握することは困難であった。

かなりの件数が有ると予測はしていたが5000万件と知り驚かくし、大きな社会問題になろうと思うと同時に、転職の度に新しい番号を取得した者の責任もあるが、疑重複の調査を怠ってきた社会保険庁の責任は重いと思っている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳からコンピューター管理となった時点、再とは基礎年金番号が導入された時点で疑重複調査を実施すべきであった。

年金請求の際の聞き取りで加入期間が把握できると考えていたとも思っているが、年金制度に精通しない者も配置する等聞き取りも十分でなかった。

ご協力、ありがとうございました。

07-159

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

もう充分でないでしょうか
先に進んでいただきたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 今の指導の下、真面目に処理し、進達してきた者にとっては、5,000万件もの不明記録の存在は信じられない。
○ 長妻議員が質問してから知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の処理は、外部委託等にまかせてはならないと考えます。
やる場合は、（内部処理の場合でもですが）完全なチェック体制を備えることをぜひとも必要と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-160

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

それぞれの事象について検証し、その背景を正すものであると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録に問題があることを認識していませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

07-161

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、医療係を長く担当していた者ですから、年金記録の事については、詳しくは解りませんが、年金証の乱発で照合が無ずかしくなって来ている現状と思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1人の被保険者が数枚の保険証を持ち、多い人は6~7枚を交付されている人もいるようです。転職先に過去を知られたくない、心境から次々と新らしい保険証を受けるため、大混雑になっています。
手帳交付後は、そのような人は少なくなって来ました。
氏名、生年月日、性別を照合する以外の方法はないと思います
該当者は空会者が多いですから、少なからぬ死亡者がおられると思います。
困難な調査と思われますが、地道に照合するしかないと思われます。
全数解決することは不可能ですから、やるだけやって、あとは国民に公表してみんなの了解を得て終了するようにしたり如何ですか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は昭和28年11月に入り適用係に配置され、被保険の適用と喪失届の変現と話帳を2年程やりました。その時年配の人が会社に入社しますと、過去の仕事を知りたくないので多くの人が新しい保険証を交付されます。会社の担当者に聞くと、前の職場は保険に入っていないとの返事でそれ以上は聞き出せないとの返事。この分では今後何十年後には大変な事になると、考えておりました。それが今来て、どうにもはりはくなったと思います。早く手帳の交付をすれば相当防げたものと思料されます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適用係は2年で医療に移りましたので、医療に専念しましたのですっかり忘れて、今になって反省しています。ウインドマレンなど機械化で組合との交渉に没頭していました関係、前述の事位しか思いつきません。

申し訳ございません。

入院加療中で丸文乱筆をご容赦さい

ご協力、ありがとうございました。

07-162

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

短期間の保険料 未納期間(12年資格期間)も期待と
認める方策は虚偽の申立てを助長する。

・会社を追取し直ぐ厚年のある会社に勤務すると云いながら
期間が経過し、未納期間となる。

・厚年加入期間で、20年以上あれば、受給要件を満
たすから仕方ない。

年の現内による。

義務を果てない者は、権利を主張出来ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後の生活の糧となる大切な制度を念頭に、正しい記録管理をしてきたと思っている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

07-163

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金加入者については、氏名・生年月日を市区町村の公簿と突合をしておりませんでしたので、現時点での確認はむずかしいと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最終的には、年金請求時点で、確認するしか解決はむずかしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人ごとに、年金番号を付して、管理しなければ、将来問題が生じると思っていました。
昭和60年代です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の請求(裁定)時点に、確認すれば、問題はないと考えていました。
年金加入者について、氏名、生年月日を確認(市区町村)と突合できるルートを確立しなかったことが反省されます。

ご協力、ありがとうございました。

07-164

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和17年からの厚生年金記録であり、その時世を反映されており、資格の得喪、及び氏名、生年月日をいつわって届出されているものも多いと思っております。
膨大な記録に対する事故件数も多く記録整備に限界が生じていると思います

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・被保険者の年金記録を完全に整備をすること以外にないと思います
そのためには人員と時間に余裕を持って処理をすることだと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 私は、平成14年3月に退職いたしました。平成18～19年頃に社会保険事務所OB会、又、県社会保険倶楽部総会等において説明がありその時に知りました。
- 労働者年金として17年1月から厚生年金保険は19年10月から70年の膨大な年金記録は毎日業務課へ進達され記録統合が行なわれ不完合のものは事故リストとして照会され、その都度事務所で訂正し回答しており、現在まですべて統合されているものと思っておりましたが、統合処理がなされていなかったことが、現在の年金記録問題の発生の源と認識をしております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 基礎年金番号への未統合、厚生年金の旧台帳、船員保険の旧台帳記録が未収録の記録があることは、年金給付の裁定に重大な影響があるので早急に記録整理が必要であり20年3月より記録補正に関与をしていました。
- 現構築において、未統合、未収録の記録を、今後2年間で統合処理を行うとしておりますが、事業所名簿、被保険者名簿をオンライン化して照会のあった事務所で各県の記録を回答する仕組を考えているようであるが、事業所名、事業主の変更等により事業所の記号が変更となる。そのような場合、管轄事務所以外での判明は不可能と思われ、現在の状況では時期尚早ではないかと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-165

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが、頻発する年金記録に社会保険庁、労働省が、追い着かなかったと言うのが現実で、問題点は報じられているとおりです。
なお現場の職員としては、日頃の業務で真面目に取組んで来たつもりですし、個人的には他の解決策はなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録を一件一件、ていねいに突き合わせ集中的に取り組むしかないと思われる。なお、本人、会社の届出誤りや、中には意図的な届出違いもあることから考慮すると、相当数の不明記録が残ることは覚悟しなければならない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正直、マスコミ報道などを通じて、この問題の重大さを認識していた状態です。現場でも、加入操作の多い年金担当職員はそれなりの認識はあったかも知れないが、それでも、これほどの数字とは認識していなかったと思う。現場としては全く認識不足だった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場を預かる身としては、窓口に殺到するお客さんの相談体制をする確保や記録調査の実態把握に努めるなど、全て後追いの状態で、結果的に速やかな回答など一件一件真摯に対応することしか出来なかった。

反省点としては、年金記録が増大する時期に記録管理手法の全面的な見直しが必要だったか。施設の運営などしている金も、ヒトもなかったはずだ。

ご協力、ありがとうございました。

07-166

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本・庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h)その他(事務局)　指導室長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし
(退職後相当数の年月が経過していること)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退私後、新聞報道等により知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

07-167

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　(*)平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 常磐地区炭鉱の厚年加入者名簿は粗末な紙であり、紙片の端が擦り切れ、氏名等記載事項が読み取ることが出来ないものが多数あった。

② 炭鉱（会社）の一部には、会社全体でなく各班・各組互の加入者があり、複雑で照会があった場合該当者を見出すのに困難を極めた。

③ 平社保に勤務した50年代

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

戦中・戦後の混乱の時代であり、止むを得ないものがあったと思った。

（全部ではなく、一部書換えしたものはあったが、読み取り不可なものがあった。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職していたとき、これらの年金問題は、問題として認識していなかった。記録管理が、手作業から機械化のため被保険者名等が、コードに変換されていた時点で、事故内容は、リスト照会があり、すべて正当に処理されていたと思っていた。地方勤務していた私が退職してからそれ等の問題が存在することを知った。平成19年(2007年)当初で年金問題が取り上げられた頃と考えます。なお、昭和20～30年代地方において特に女性については、前歴を隠す(無くす)とともに、生年月日を若い年月にして、就職がうまく行くようにする傾向があったと思われます。又同時期は、特に女性の年表者は、再就職するに当り、名前の「子」を付けないで届出する傾向にあったと思われます。従って、年金被保険者記号番号重複取消届が、多く処理

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※ 理されなに至ったのではないかと思料する。

4. これらについて正確に届出するよう事業主に説明した。

反省点…両側かつ複雑でも各届書に「戸籍抄本」(写)を添付させる手法が、良かったのかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

07-169

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあながご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者記録を正確に記録することは、業務課の使命であり、かつ、被保険者の裁定に重大影響があるので、早急にこの事故記録を整理しなければならない。

昭和４１年９月３０日に進達された件数３，４００万件事故件数２４０万件事故率７％と高くこのようなぼう大な事故記録の発生に対処するには、厚生年金の制度的なものに起因することもあるが、電子計算組織で処理する前段階で防止するのが望ましいと報告されている。

記録整理に限界あり、記録整理は、年金を請求する段階で申しのあった事業所を調査し本人の記録を整理し年金の支給に支障ないように対処したのではないかと推測します。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まず、被保険者の年金記録を完全に整理し、正しい年金を支給する事につきると思います。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、平成２年１１月に退職しました。平成１９年社会保険ＯＢにたいして、事務局長より年金記録問題について説明があり、記録を整理するため協力をお願いしたい旨の要請があり、その時初めて知りました。

我々が過去どのような仕事をしてきたか振り返って見たいと思います。

被保険者台帳の移管

被保険者台帳は、年金業務室において記録事務が集中的に行われることになったため、被保険者台帳は、昭和３２年９月３０日までの記録で終了し、昭和３２年７月１日以降被保険者となった者については新方式による記録事に移行により台帳の作成されていない。

被保険者台帳は下記のように区分され、まず、昭和３４年１月に昭和３２年９月３０日現在被保険者である者の被保険者台帳（現存台帳）を移管し、続いて同日現在被保険者の資格喪失している者の被保険者台帳（喪失台帳）昭和３４年１２月に移管したと思います。

台帳の移管の手順は、職員２名で名簿と台帳を突合し名簿に所長の頭文字のゴム印を作成、（[redacted]を被保険者氏名の上部にグリーンのスタンプで確認の押印をし、台帳を完全に整理し移管しました。昭和３５年に名簿から原票方式に移行した以後の進達は、週１回と定められており、各届書は、事務所控、事業主確認、進達用、と３部複写これを進達カバンに入れ業務室に進達する。事故記録については、事故リストとして照会あった記録については、その都度回答しており、現在まですべて処理されていると思っておりましたが、昭和３２年の被保険者事故処理状況から見て事故記録の統合がされてなかったわけで、記録問題が生じる前に地方庁と連携を蜜にして、対策を講ずれば、社会保険の解体は避けられたと思うと非常に残念です。

（質問４）質問３問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題で事故リストとは、電子計算組織による被保険者記録の整理は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号順に配列してある被保険者の記録原簿テープに、その後の資格得喪、標準報酬り変動、緒訂正、諸変更の記録を前述の原簿テープの台帳記号番号、健康保険の事業所の整理記号及び番号、生年月日突合原簿テープを更新するものであるが、このとき不突合の記録が洗い出される。即ち、台帳記号番号は突合するが、健康保険記号が異なる、或いは生年月日が違う、これは他人記録の混入の疑いがあるので、記録を追加したり、訂正したり、変更したりすることができない。また、台帳記号記号番号が突合していて同一人と判定できるが、喪失もれ、取得もれがあって記録がつながらない。記録の統合処理のときと事故記録としとり出し、事故リストして印刷され社会保険事務所に送付され、記録補正し進達する。

昭和４１年９月３０日までに進達された記録の件数は、約三千四百万件事故件数は二百四十万件、事故率７％と高く、このようなぼう大な事故記録のの発生は、被保険者の給付の裁定に重大影響があるので、早急に事故記録を整理しなければならないと、業務課より報告されている。事故リストの照会は、昭和４６年迄で、その後、事故リスト照会が来た記憶がない。この状況から五千万件の記録事故は当然の事と思います。

私は、平成１９年４月からこの記録補正に関与して現在に至っておりますが、私なりに感じた事をお伝えいたします。

まず、昭和６１年に基礎年金番号導入際、被保険者直近の制度の番号を基礎年金番号とする。しかし、被保険者に照会し、回答率１０％にも満たないのに、再度照会もせず基礎年金番号を制定したのは、間違いです。

船員保険の記録照会については、オンラインの記録と被保険者名簿と突合の結果記号入力ミス（不突合）が３０％あり、届書入力後の確認の必要かをを新ためて認識させられました。

労働者年金は昭和１７年１月厚生年金は昭和１９年６月と７０年間の記録を今後２年間で統合処理すると言明しているが果たして可能でしょうか、疑問です。この記録の整理は、頭数を増やしても解決できない。その当時の業務に携った者しか、記録を見出だす事は困難です。

被保険者からの記録の照会についてどのような手順で検索するのか説明しましょう。基礎年金番号の判明している者については、年金払出簿より健保記号を調べ事業所を確認し名簿により検索し、事業所、被保険者、の名簿でのコピーをとり終了。しかし、記録の照会は、大半が基礎年金番号不明の者、事業所が判明している者ついては、名簿、原票、より検索し、名簿、原票に記載なき場合は、生年月日索引簿により検索、この場合被保険者２００名いた場合、全員のマイクロフィルムにより検索しなければならない。

[redacted]５６冊の名簿がありその中から、１名の被保険者の記録を検索することになります。

いかに記録検索がせ困難であるかご理解いただきたい。　一名で１日かかる

私は、記録事項の調査については、あらゆる方面から記録を検索し、被保険者に、少しでもお役に立てればと、思っております。

なお、現在、事業所名簿、被保険者名簿について、オンライン化して照会あった事務所で各県の記録を回答する仕組を考えているようであるが、現在の状況では、時期尚早ではないかと思います。

なぜならば、被保険者記録が完全に統合されておらず、事業主が変更し記号変わった場合　例　記号平や（有）山田組、が記号平ゆ勇山会山田組　管轄外の事務所に照会あった場合、平やの記録ない旨の回答になり、被保険者に不利になると思います。特に、船員保険の船舶所有者の照会は、屋号で被保険者記録の照会あった場合、その管轄事務所しか判明出来ません。

07-190

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

必要経費を捻出しながら、早急に取り組むこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道されてから。
コンピュータに入力されていなくても、事務所の台帳(原簿)に記録されており問題意識はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法律を無視した相手にする「過剰サービス」(標準報酬訂正等)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ㋖ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-171

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にこれようなことは存じ上げません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている「ねんきん特別便」の送付等により対応されておりますが最善の方法を考え頂きたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-172

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策は特に考えてありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識しておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点ではありませんが、今後の対応として

ｲ．年金制度の広報、説明を充分にする必要があると思います。
特に、「年金番号の重要性」、「各種通知書の重要性」「届出・申請書・保険料納付等の義務」・「父の年間納付した場合の年金額」等。

ﾛ．各種の報道について、報道の自由は承知しておりますが、法律、規則、施行令等、定められている内容をキチンと説明された上でのコメント等の報道が必要かと思います。

※一日でも早く、諸問題が解決されますことを願っております。
※お頑張り様です。

ご協力、ありがとうございました。

07-173

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

平成20年2明 経手伝いを致しましたが
〃 21年1明
人員が足りません。予算確保より上 対応すべきで
はないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一般研修において学んだ「法による行政の原理」
ということが印象に残り、法律に沿った行政を目かして取組んできた積りであり、現実とのギャップに矛盾を感じながら仕事を進めてきました。
オンラインに移行する前から知っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基本的には上記（質問3）に記載したとおりであり、実際的には手作業の場合で、転記、記など、正確に行うよう考えてきました。
長いこと、健保と年金を同時に行ってきており健保年金は別々に対応すべきであると考えていた。同僚等の間でそのような議論をしてきた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属：	本 庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人確認以外に方法はないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

例示されているような事態が存在するとは全く考えたこともなかった。
制度の主旨、法令、組織の規定・方針に沿って、誠実に職務を遂行した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

－

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○個人的所見として述べます。

私の在職当時(退職前の2年間)は基礎年金番号制度の実施に向けてその準備事務作業の真っ只中にありました。以前から年金記録の事故が多いことは承知しておりましたので記録整備が不十分なまま実施することに内心危惧の念を抱いておりました。会議の中でこんな思いを口にしたことがありましたが一笑に付されました。しかし自分が言ったことは決して的外れではなかったと今でも信じています。

基礎年金番号制度の実施には無理があったと思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○個人的所見として述べます。

庁の姿勢は取り敢えず基礎年金番号を付番して記録の整備は「その後に」というように自分には見えました。私の考えはあくまでも個人個人の記録の整備に時間を掛けてその後に付番を行うというものでした。

今となっては解決に向けた良い知恵は思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○体験に基づいて述べます

一つ一つの年金記録の積み重ねが加入者の将来の年金受給につながるとの認識を持っておりました。然るに現実の記録は事故が多いことが分かり驚きでした。厚生年金の※適用業務を担当している時にいわゆる事故リストの存在も知りました。これは定期的に庁と事務所を往復するもので、その量たるや相当なものです。退職するまでこのリストは続いていたように記憶しています。

こんな問題を引きずったまま制度を実施したように思えてなりません。

※適用業務を担当するようになった時期は昭45.4月から

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

どんなに手を尽くして調査しても個人を特定できなかった記録は数多くありました。時間が経てば経つ程解明は困難になります。根気と時間を要します。しかし現実には年金受給を待ち侘びる方のことを考えたときに、残念ながら今の私にはこれらを解決できる最善の方策は思い浮かびません。

ご協力、ありがとうございました。

07-177

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題とは認識していませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報道等で知らされているように
1つひとつ解決するしかないと思
われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・問題があるとは思いませんでした。
・新聞、テレビ等で報道されるようになってから知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・地方庁に勤務している者からも現状を知らせて、地方庁で出来る問題は対応させるべきだったのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

07-179

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ふ、和平式以前の頃は、年金に対する、事業主・従業員等の、認識が薄く、届出の際、手番の有無・氏名・生年月日等の正確な届出が行なわれなかったことに、記録未統合の要因があると考えます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施しているように、加入記録の照会・履歴照会を行う等して、処理を進めることと考えます。

また、裁定請求時における、履歴の聞き取りを正確に行い、未統合部分の有無を確認して行くことと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に問題は発生していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ○f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-180

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所に現在する名簿、マイクロフィルムとの突合(昔の記憶を思い出して)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金受給申請窓口においては、申請者より取得等を確認(詳しく)してたので、特に問題は無かったと思います。
- 退職後、新聞報道により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わからない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-181

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に新しいものはありませんが、被保険者・事業主からの誤届出および社保関係者の誤記入等が数十年にわたり重なったもので、当時の事務処理では誰が行っても発生したと思っております。
法律違反は問題外です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

数十年にわたり重なった誤りを、すぐに解決できる方法は考えつきません。
今後の年金裁定には、事前に当該者に記録を送付し、事務所の窓口で本人と面接、調査する方法しかないと思われます。
ただし、記録洩れ者には、十分対応できる者をあてる必要があると思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者記録を台帳管理とし、退職を始めたころから、不突合が発生しており、調査をすると、事業主の誤届出、社保事務所での誤記入等であった。
当時の社会保険庁の回答は、年金裁定時に、本人と面接するので、その時に調査確認をするとのことであった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

総合調査等で事業主に正しい届出をするよう、事務所では必ず確認をするよう指導し、自身も十分に注意してきました。
しかし、人はさまざまです。
そんな中で、これだけ長期間管理する事務はあるでしょうか。私は良くやってきたと思っております。
これをなくすには、生まれた時に、それぞれに番号を与へ(国民総背番号制)、その番号で、一生、社会保険、納税等を処理する方法しかないと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

07-182

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い。以下同じ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

07-183

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えられる事は、やられていると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍中　多少の入力ミスがあるのかぐらいです。
・知ったのは　退職後(こんなことになっているとは)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点.
・法律や取扱いが何度も変り過ぎた。
・記録の管理・統合に一貫性が無かった。
・社会保険業務センターと現場(事務所)が往復便のみで、意志疎通に欠けていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 国民年金調整官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方法で少しでも早く解決に向けて前々と対応して頂きたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・市町村台帳と事務所台帳を定期的（3年位サイクル）に納付状況を照合しており、完全とは言いがたいが、これ程の問題になるとは認識しておりませんでした。（照合年度については、いつまで実施いたか定かでない）
また、マスメディア等の報道により知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施している解決方法以外特に良い方法は考え付かない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録漏れがあることは認識していた。ただ、これは被保険者が、職場を変えた時に年金手帳を新たに交付受け、重複していたことであって、今報新聞等で報道されていることは思いもしなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

慎重に調査し、重複取消届、又、氏名訂正届、総月日訂正届等にの提出を求め処理してきた。

異論はあるが、国民総背番号制を実施していれば、このような問題は起らなかったと考えている。

なお、我々は厚生年金法及び社会保険庁の指導の下職務にあたってきたので、反省する点はない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

過去、強制適用事業所であっても将来の年金受給に疑問や不安を持っている者が未加入者として数多く存在しているということもあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者であれば全く記録が存在しないとは考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金記録問題に限っては取得時に氏名生年月日の誤りおよび記号番号の重複等は考えられたが、過去の記録問題は過去に認識になかったと理解できない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録と正確に行う場合は従前の申立（本人）とは別に公的証明書（住民票他）を添付させるンとも必要と考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識していませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	

(本庁)
a. 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上
d. その他(本庁)

(地方社会保険事務局)
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課
e. 事務局長 *平成11年度までは課長
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹
g. 事務局課長補佐・係長級以上
h. その他(事務局)

(社会保険事務所)
i. 事務所長
j. 事務所課長級以上
k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社保庁からの指示に基づき、市町村行政の社会保険事務所で仕事を先送り実施していたことから現在このような問題が発生するとは到底考えられないことである

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いわゆる消えた年金として被害を受けたとされる人々の申立てをそのまま認めることは、まじめに保険料等を納付してきた者が馬鹿をみることとなる。当時の状況を理解している現場サイドの意見をもっと尊重して作業を行うべきである

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社保庁の指示で作業しており特に問題として認識していない。
（各事業所からの届出を正確に個人記録として処理をしていた）

昨今のマスコミ等の報道で知るようになった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の氏名、年令等が正しいとの前提で届書の処理を行っていたが、現実には[illegible]届出に虚偽等があり、戸籍等の確認を各事業所に義務づける必要があったかと思料される。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに当局において方策を講じ実施しているようで、私としては他の方策についての考えは及びません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は年金支給要件の最重要課題として適正に記録管理されなければならないものと認識していた。

問題の存在については、国会やマスコミ等で年金記録問題がとり上げられた時点で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職して20年迄経過、その後の年金記録の管理方法は承知しておりませんが、過去の事務処理の流れの中で、昭和30年代以降紙台帳移管後の資格取得面の氏名について、現在のように(?)フリガナを附すことにしていれば、宙に浮いたと云われている何万件のうちの、どの位になるかわ判らないが、記録の分散不統合が防げたのではないかと思います。

又どのように対応しようとしたかの問について、在職中には、このような問題が存在していたとは全く知らず、地方の立場としては、本庁からの通達等に基づき業務を適正円滑に遂行することに専念してきたので、疑問、反省等が浮上する環境にはなかった。

以上個人見解で質問の的を得ていない点もあるかと思いますが、御了承下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	○本　庁　　○○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申し立てによる確認が最大の解決策ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に年金記録が問題となった事がなく大変おどろいている現状です。年金記録の事故リスト等については、補正し適正に処理しておりましたので、このような年金記録問題になるとはまったく思ってもおりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化にともない機械操作を全面的にアルバイト対応で処理された事が問題ではなかったか。又事務処理後の確認行為が職員により対応されたのかが疑問である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長　土浦社会保険事務所 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員がすべき、(当時職員組合は労働過程と反対)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金帳記載とアルバイトにさせた

初期算

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長文がすべき(当時長文組合は労働道害と反対)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

経験者の活用
検索システムの改善

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピュータに未収の記録、不備記録の調査等の進捗管理が充分でなかったのではないか。(反省点)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和50年代、国民年金手帳と国民年金払出簿で被保険者に交付した
相違していた事例があった。(平成18年に判明)
なお、この案件については、払出管轄社会保険事務所に調査依頼した。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

調査依頼したが、その後結果については把握していないのでどうなったか確認する必要があると思われる。
その結果では、被保険者に照会(職歴等)し、記録の訂正を行なえばよいと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

二重チェックが充分にされていなかったと思う。
質問1の場合。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録業務は担当した経験がないのでよく理解できません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 茨城県下館社会保険事務所

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職するまで、年金記録は適正に記録されているものと思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

コンピューター上の記録と過去の紙台帳との照合以外にはないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時（ここ４年）は正しいものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正しいものと認識していたのでわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長　日立社会保険事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般以外には存じてありません
です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決には個々に調査確認してゆく
以外にないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していて当時は問題はなかったと認識していました。
問題を知ったのは新聞やテレビのニュース等でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すでに退職後でしたのでどうする術もありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録が紙台帳が滋気テープその後電算に移行へと迅速と適確性から云っても私達にとって至極当然と自負していただけに誠に残念としか思っています切替え作業は8回ぐらい往復して読み合せをやってますので記録洩れが報じられた内容になっていたとは信じられない思いです

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策は地道な努力(職員による)以外にないと思います
時間を掛けてでもそれには記録の専門の職員を配置した方が良いでしょう

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金、共済年金、国民年金の番号が
基礎年金番号に統一された時期に本
庁より通知が送付された折りそれまで各
年金別の番号を何んの目的で統一するの
か本人はもとより各事業所あてに周知して
おけなかったか悔やまれてなりません

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の請求時に掲げる過去の記録に
ついて本人の記載された内容には十分本人
と確認を行ない受付に留意していたと思
います 当時はすでにオンラインも確立し
ていましたし事務所からの加入記録を請
求者と照合し十分納得した上で受理して
いたので問題となった記録が報道さ
れたようなことが心外でした

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当なし

ご協力、ありがとうございました。

公表は絶対にしないで下さい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

以前のように裁定時に精査すればよい

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長妻氏が1～2年前にテレビで話題にした時点。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題については、テレビ・新聞で見・聞きしているだけであり、解決に向けてどのような方策をとれば"と言われても、答えようがない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

方・保険・年金両課からの指導・指示により事務処理を行なっていた、この様な問題があるとは思ってもいなかった。ススコミ等の報道で知ったが、この様な問題があることは方等は公表される前に知りえたと思うが、その時点ではなぜ対処しなかったのか……

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わからない。

本文でご回答いただけない方は氏名を公表させていただく場合があるとのことですが、なぜそのようなことをするのか、又どのようなところに公表するのか一方的な考えではないか……

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職 社会保険課長補佐	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長　ルート上部 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　〜退職者
所属	本　庁　〜地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○　未統合の記録５千万件＝５千万人ではないことを具体的に公表すべきと考えます。
理由　転職を繰り返し就労していた者の中には、採用年齢に合わせるため、氏名・生年月日を偽って就労していた者がいると思われる。
氏名訂正・生年月日訂正・重複取消届の未提出者が相当数いると思われる。(死亡者も含む)
対策　政府広報にて具体的に公表し協力を求める

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○　住民票（除票も含む)、雇用被保険者証との確認作業が可能になれば特定し易くなると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○　広報に出演したタレントの未納問題、議員の未納問題等あり得ないことが現実と報道された時、社会保険庁の一職員として大きなショックを受けました。（平成１５年度）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○　年金制度に対する理解と教育が足りないことを実感しました。
学校教育の一環として、年金制度を教科書に取り入れるべきと考えます。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. ここらで整理統合するしかないと思う。
2. 全記録の統合は無理であると思うので期限を決め終了すべき。
3. 年金機構へ採用の職員の一層の意識改革が必要。また、それが担保される。
4. 国民受けする方策に偏り過ぎないよう取組むべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

税は一大変大事なものであるので、しっかり整理解決しなければならないと感じていた。
ただ、行政側が、全ての元凶であるとの一方的なやり方は偏重している。
この問題点を知ったのは、この問題点が起きてからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、具体的な対応はしていない。
2、年金問題は解決しなければならないが、あまりにもこの問題点を最優先しすぎて社会問に影響がでてしまった。
(例)徴収関係、
ここ半年で500億の滞納が増えている。
たしかに年金の影響もあると思うが、収納対策に力が入らなかった面があると思われる。
※質問に対する回答になっていない場合、ご了承下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間と金をかけてマンパワーでこなしていく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

信頼をそこねる組織の一員として、反省しています。長い間、自分達のことだけを考え、国民の側に立って仕事をしていなかったこと。
国会や新聞等で報道された時。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全てのことを批判される考えてきたが、国民の目線で信頼回復しようとしてきた。
自分達のことだけを考え、国民の側に立った行政をしていなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金事務のみの経験ですが、共通においては昭和50年代頃は、市町村台帳との突合を行なっており、問題はその都度整理してきた。したがって国民年金にこれだけの問題があるとすれば、全国的には市町村との突合を行なっていたかどうか疑問である。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昔から話として聞いていたのは、年金記録に間違があっても、年金裁定請求時に本人の申請により記録の整理、訂正を行なえば良いと聞いていたが、これも解決策の方法と思える。

たとえば、~~昔は~~厚年事業主からの届出であり、記載の間違いや、本人が生年は月日を詐称(直接、厚年事務の経験はないので真偽のほどはわからない)した届出があるものは調べようがないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問１で答えたとおり国事事務においては市町村台帳との宗合を行なって整理をしてきているので、これだけあるとは思ってみなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点として考えてみますと、仕事の手抜き職員は論外として、事業が20歳以上の全国民的な被保険者数を、全国18,000人の社保職員でしかも手作業で管理することに無理があったのではないかとも思える。

今后については、早急に出生時に何らかの総背番号を完全に実施し、年金、医療とはじめあらゆる行政の事業に反映させるべきと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の記録は社会保険と市町村が二年に1回程度総台帳を突合し、加入者には有利な記録に修正する方法を昭50年代前半位まで行っていた。よって手作業によるもれはそれで訂正されていると思っていたはず。現金で納めた特例納付はもれが発生しやすい制度である。
昭40年代前半位までは保険料を納めるのも大変な時代であったため妻の方(母子年金受給のため)を優先して納めた。よって夫が納めない人も多数いたはずだが
この問題発覚以来妻が納めているのだから納めたと主張する人が多く発生した。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間と費用(人的な面も含め)を相当かけなければ解決までの道筋は見えないが対費用効果から見れば全国民に何回か通知は行っており1年程度で終止符を打った方が良い。全面解決は無理と考える。
~~今後は~~すべて国が悪いというような報道のやり方は問題。自己責任(転職が多い人や手帳を紛失等)を植え付けなければ
モラル等
良い人だけバカを見る世の中になってしまう。
~~[illegible]~~。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重大な問題、国の信頼がゆらぐ事態と認識した。年金受給する際、社保で加入記録を本人に確認しており、これほどもれが多いとは思っていなかった。
報道になるまで存在を知らなかった。
（自分は厚生年金関係を扱ったことがなかったため国民年金と違いもれは少ないものと思っていた。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

~~自分は~~
全所員総出で対応する体制を整え、自らも相談に対応してきた。
死亡者の記録まで通知するのは無理があったのではないか？古い記録が多いため遺族が特定することはほとんど不可能。
国が全面解決する方針であれば、一定の規定を設け、職権で統合する以外に方法はないと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当者の申立てによって確認していくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

主に これまでの制度から発生している問題であり、就業時から問題があると思っていた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

毎年度 前年度までの年金加入を被保険者あてに通知し、確認してもらうしか解決はないと思うが、これまではそのような体制も予算もなかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いつ頃とか、何件とか具体的なことは言えないが、統合できない記録があることは認識していた。また、以前は手作業であったため、単純なミスもないとは言えず、完全に事務処理されるか等の危惧意識もあったことを記憶している。特に昭和６１年当時給付を担当していたとき、番号を数本もっている、あるいは採用時生年月日を故意に違えて申告した等のケースもあった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求する際は、いつ頃(そのときの特徴的な出来事、暑かったのか、寒かったのか等)か思い出せる限りのことをメモにして相談してください、等話した記憶がある。
昭和６１年度以降コンピューターによる管理となったが、制度発足以来申告に基づく年金給付が基本にあったことから、事務処理上安易な面があったことは否めないと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険料を滞納している事業所は他の税も滞納しているケースがあり、事業所名は記憶にないが、税務署職員から「一端社会保険をやめ、滞納を整理してから再度加入したら」等の話があったことを事業主から聞いた記憶がある。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すべてを社会保険庁のずさん事務にしたり、記録の改ざん等センセーショナルに問題提起した議員がいたが、このような認識では１００％解決は無理である。

また、判断を緩やかにして給付に結びつける等の方策も示されているが、真面目にやってきた人達が馬鹿を見ることがないようにすべきと思う。

国民年金保険料の未納者宅へ戸別訪問したとき、２人分は無理なので１人だけ納めるというケースもあった。

過去の、時代時代の事務の流れ、実態等を説明し、被保険者（被保険者であった方）の協力を得て持ち主を特定し、それでも判明しない最悪の場合は年金に結びつけることが困難である等理解を求める以外ないと思う。

（マスコミによっては、会社が変わる毎に番号が変わっていた等の報道もあったが、一人一つの番号は制度発足以来変わっていない）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多位な人々から「親方日の丸で生活が保障され、対応は後手、後手で決して自己責任は認めない公務員の体質を変えない限り、問題解決は出来ないと厳しい指摘を受けることがあります。
本件にかかわる期間在職していた者として責任は大であることは痛感しております。
現職の皆様には国民の批判に堪え、信頼回復のために懸命なご努力をかけへつなり深謝する次第であります。
事後の処理事件を検証することは重要ですが、数十年も経過した今当時の状況を明確に報告することできません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職してから20年以上も経過してしまい現行の事務内容が分らないので、具体的方策が思い浮びません。
ある程度の期間はかかっても地道に実検することの以外にないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和46～7年頃に社会保険事務所で業務課（適用及び給付事務）を担当していましたが、当時社会保険庁業務課（高井戸庁舎）から「厚生年金被保険者記録事故リスト」（正確な名称は覚えていない）により記録照会があり、社会保険事務所の被保険者原票及び旧被保険者名簿等と突合して社会保険庁業務課へ回答していました。全国的なことは分りませんが、この回答により被保険者記録の誤り等は一応当時時点のものは解決していたと認識していました。
今日5,000万件という厖大な記録不備があったとは全く予想もしていませんでした。従って在職中は現在のような社会的問題に発展するとは思ってもいませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職している現在では、対応のしようもありません。
厚生年金被保険者記録事故リストは、継続して照会があったと思いますが、調査の上確実に回答していたとすれば、これ程多くはなかったのではないでしょうか。
当県ばかりでなく全国的な問題としてです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

次々と問題点が引き起こされ、私自身の知り得たもの以上のものが多く、更なるものはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に事実を積み重ねる以外ないものと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

台帳方式から原票方式への切換えの前後、事故リストの処理に苦労した記憶がある。昭和40年台前半と思うが、当時の業務二課は課長以下課員全員で時間外に対応したところであり、年間を通して業務センターから送付されたリストの処理に追われていたものである。
側聞するところ、いまだに業務センターでは地方庁から報告された事故リストが放置されていたという。
残念ながら、これを一掃していないと記録が安に浮いたままとなる。早急の処理が待たれる。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1) 中央と地方の一体感の醸成
2) 研修の徹底
3) 社保調査官の総合調査の徹底
現在、この点は如何か、心配である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

気づかなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、被保険者の年金給付に最も重要な事項です。

問題は、平成○年に新聞報道等で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金については、市町村納付組織の活用による収納体制の整備指導、適用、検認促進の市町村指導や個別訪問等を実施し、年金確保に対応した。

保険料納付記録等のコンピューター入力の確認、事業所に対する指導。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(特になし)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いわゆる「年金記録問題は、社会保険職員の怠慢により生じたもの」と考えている者が多い。このため、社保事務所での窓口相談、電話相談の際、感情的な態度で臨む人が多く、相談~~時~~に多くの時間がとられているのではないかと思われる。

①戦時中、戦後の混乱期、②国年制度、通算年金制度の創設期、③高度経済成長期、④現在　等に区分けして、年金記録の管理方法、国民の年金への関心度、事業所の適用状況、その時期の時代背景等を広報し国民の理解を得ることが先決である。これによって国民が冷静に判断できる環境が作られ、この問題の解決に協力的になるものと考えている。いわゆる政治的な対応では解決できる問題ではない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録の適正管理ということで、記録の統合作業を計画的に進めていたが、早期に整理すべきことであるという認識を持っていました。

年金記録は、本人、事業主、市町村職員等が、年金に強い関心を持たない限り、社会保険職員だけでは記録の適正管理はできないと考えています。

年金記録の管理を「…問題」として意識したのは、この一連のことを「…問題」として報導されてからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の整備は、社会保険庁の計画に、指示に従って対応していく、という姿勢でありました。

(反省点)

1. 旧台帳記録の統合は、オンライン化又は基礎年金番号制度創設前までには整備しておくべきであったこと。(昭和40年代初頭には、社会保険番号を提起していたにもかかわらず、国民総背番号制の導入、プライバシーの保護ということで受け入れられなかったことが、今回の一連の「…問題」の大きな一因になっていると考えています。)
2. 社会保険庁(現 業務センター)の資格担当及び地方庁の事故リスト担当~~は~~が、当時から、現在のような緊迫した対応をすべきであったこと。
(社会保険行政の現場は、昭和年代は健康保険中心で動いていたという実態があった。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特くにありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

。人員を増し対応する。ただ厚特金 国民年金 経験者でないと困難と思う。

。庁で管理している マイクロを予定に解除し、全国規模での「あいまい」検索を可能にすると良いと思う。

。この問題が解決するまでは、~~他の~~ 特別便以外は通知を出さないこと。

~~照会が~~

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な問題が発生するとは、想像もしなかった。

我16.7年頃と思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録調査の手伝をしましたが、もっとの方の協力を得べきと思いました。

名寄せの初始まる時期が遅かったと思う。

オンライン終了時から早（我元年頃）行っていれば、もっと早く問題は、解決していたのでわないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題についての解決に向けて出来る限りの対応は行っていると思われるが、記録該当者本人の協力が得られず未解決となっているものもあると思われる
(ねんきん特別便を出しているにもかかわらず)
本人の協力が必要と思われるが、マスコミが過剰な悪影響をおよぼしていると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中はなし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

調査についての通知文中
大字での また書きについての主旨が
判らない
「おどし」とも思われない？
協力しようとする気えも無くなってしまう。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和20年代後半において、脱退当金の給付請求が多量に申請された。
その際の事務処理は
①厚生年金保険年金払出簿の申請者様は脱の印
②　〃　被保険者台帳(B5位の大きさ)に脱の印をした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者自身は会社(事業主)から一括申請されので被保険者期間が(無)になったことは、知らないケースがあると考えられる。
もし脱の表示が有する期間について異議があったと仮定した場合、解決に向けた方策は、現在では困難と思われる、が、
脱の表示は不動のものとして取扱いすべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和30年代以降、厚年の被保険者数が、全国で3千万人、年金受給者数2～3百万人の時、全国での被保険者年金番号払出数が1億人になろうとしていた。
これは明らかに被保険者が2以上の厚年番号被保険者証を取得したことになる。
転職、再就職の時、前職を言明しないか、若しくは厚年番号証を紛失したかでないか。
また、これ程大事なものと考えていなかったものでないか。
（社会保険委員通、広報に勤めていた）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の制度があればと思っていた。
事業所から取得届の提出があった時、厚年番号の有、無の疑問で書類返還の措置により処理の遅れは適当でなかった。（昭和40年代）
昭和60年代に20万以上の者に基礎年金番号制度が始まったが、それでも強制的な基礎年金番号の付与はされなかったと記憶しているが、
私は健康保険厚年基金に勤務、基金所在の事業所は少数、その場合厚年番号の有、無については厳正に取扱い、また20万以上の者については基礎年金番号の確認作業をしていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和25年頃会計係にいたが、脱退手当金の支払通知書を送っても受け取りに来ない人がいた。今もらっていないという人はそういう人もいるのではないか

特に[redacted]レッドパージとして首切りが多数されたので、そういう人も多いのではないか

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍期間については意識していない
事故リストの処理について　昭和40年頃 第二課長のとき
きちんとやってほしいと言われた。私のときは1人を専門
としてやらせていた。その事故リストの処理が不適格で
あったのではないか

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に思いつくことがありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 在籍中、特に認識していませんでした

2. 上記問題の存在を知ったのは、長妻議員が国会で取り上げるようになってからです

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. この問題は「国民総背番号制度」を取り
将来的には
入れる必要があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・氏名、住所等、市町村の協力を得る。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いくらお金と人員をかけても完全に記録問題を解決することは出来ないと思います。
そのことより何故この様に大量の誤りが放置されて来たかを検証することが今後にとって最も重要な事と思っています。
地方庁の職員数を減らしにいいだけ減し、残業をしても満足に半当も出す。その「ツケ」が出たのかとも思われます。
あれだけ厳しい本庁の監査を行っていながらこんな問題をチェック出来なかったとは驚きの外ありません。
今後不度と起さないためには、充分な職員を揃え完全にチェック出来る体制をつくることだと思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は夢にも考えていませんでした。
マスコミ等の報道により知りました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（問２）でも申し上げたが、平常業務において、事務処理をいかに
チェックするかだと思います。
このところの一連の報道でもわかるように、社会保険庁の全国の
地方職員に対する謝罪なり、労わりといった言葉は一切なかった。
そのような事が考えられないような問題を起す職場になってし
まうのではないでしょうか。
今度の機構改革でも問題が起らなければと心配して
おります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 Ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金だけしか担当しなかったが、その場その場で確実に事務処理を行っていたので、退職後にこの様な問題が生じるとは想像できなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

徴収課長も経験しているが、収納率向上のために標準報酬を改定したり、会衰させたり考えもしなかった。すべて法律どおりに行っていた。

当時においては

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特に認識はありませんでした。

・平成17年度のテレビおよび新聞等です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・特に対応しませんでした。

・基礎年金番号が導入されたときから事業所および市町村に協力依頼し被保険者台帳の加入記録を整理すべきでありました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・今までの業務経過(内容)の判る元職員と活用すべきと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金については、手書の旧国民年金台帳との突合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の記録については、正確に記録されていると思っていました。

テレビ 新聞 報導で

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

手書の旧台帳
国民年金未納者カード } 処分

手書台帳からオンライン化するときの確実な突合
方法~~の不足~~に今考えれば問題があったのか？
当時最~~善~~者の努力を全職員でしたつもりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　（退職者）
所属	本　庁　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 （本庁） a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他（本庁） （地方社会保険事務局） *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他（事務局） （社会保険事務所） i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他（事務所）

（注1）「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

（注2）「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

（注3）「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭61年4月 全国民共通の現行法が施行されたが、国年の事業実績は年々低下していったように記憶している。したがって無年金者も増えることとなり、この無年金者問題が将来おこらなければ良いと思っておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

只々、黙々と未加入者の解消、未納保険料の督励があるのみでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている本人照会に基づいて行う記録の照合でよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求の時点で過去の被保険者記録が続く判明すると理解していました。
なお、年金記録の事象については、マスコミ報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

~~○取得~~
○資格取得時の氏名、生年月日、再取得の有無等について更なる適正化を計る。
○結婚時における氏名変更届の徹底（PR）。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・(国民年金課) e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

庶務事務及び中間監督者の時期が長かったため、実務を担当する機会がありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同　上の理由で、特に申し上げることはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（~~している~~）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 自分自身の共済年金制度と同じものと考え、加入を以て、保険料の完納問題を特に重視した。

② マスコミ報導があってから。

註 当県では；市町村にある「被保険者名簿」と
社保 〃 〃 台帳」との
つき合せを実施、記録事務の適正化につとめた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 上記 註 を続けるべきと考える。

② 〃 市町村に義務づけては？。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○　退職者
所属	本　庁　　○　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 　　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしてら、具体的にご教示ください。

切替え業務を業者委託した結果、業者はノルマ優先、フリガナ相違など数多し、結果を照合もせずと聞いた。事実とすればそれを許した社会保険庁の責任は重大。
なお、社会保険庁の命令を忠実に守って業務を遂行してきた当県としては、このような問題が生ずるとは思わなかった。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 業務に精通した窓口相談員の配置
マスコミでは、誰のものか判らない記録が5000万件と言っているが、氏名のない記録は、数少ないはず。
現況で解決できる記録をがあれば早急に復元し、問い合わせや相談に当たっては、これに関わる職員の研鑽に努め、併せて過去の経過に精通した職員を相談窓口に配置して対応。

② 第三者委員会の即時解散と未納記録の補正
社会保険について経験のない者を第三者委員会の委員に配置し、被保険者台帳や市町村の被保険者名簿が明らかに未納になっている記録を納付済にしてしまうようなことや脱退手当金の支払済記録を無視する修正、また、今後は社会保険の窓口に申出るだけで納付済とする(厚生大臣)ようなことは、正直者の気持ちを阻害するものであり、更に社会保険職員に対する不信感を一般にますます増長させる何ものでもない。
直ちにやめさせるべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在最善の方法で解決に向けて努力されておられるものと考えており、特に思いつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 事務作業が手作業時において資格取得等に記載されている字句が極めて判読しにくい届書等があり、事務担当者の判断にゆだねたこともあったかと思う。
旬帳記載も担当者の筆跡も~~特に~~個人差があった。

② 昭和~~[illegible]~~年代（~~[illegible]~~）以降の記録内容も旬帳の紙質が粗悪でもあり、被保険者からの資格記録照会申出を受けた際に苦慮したことを思えば、今回の様な事故につながったものと思う（その当時そう思いつつも手作業が膨大な量であったため、目前の処理に忙殺されていた~~[illegible]~~ため、詳細にわたっての確認にかなりの時間がかかり、充分な対応がされなかったこと反省している）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

③ 年金記録の本庁への進達后、庁の処理がどこまで細部にわたって処理されていたかは、良く承知しないが、記録の管理上、字句の判読等大変な量があったものと思料します。

④ 年金制度が現在のように重要な事としての認識が本人~~[illegible]~~又は届書提出者において当時は低かったことと思う。
個人が年金証を複数枚所持していた方が相当数いたことからも~~その~~今回の事故がすじていることはの大きな要因と思っている。

⑤ ふすを取りまく方々には、死職当時から、年金記録は早めに確認し、重複してもっている年金証は一本にするよう言い続けている。

⑥ どの時代の記録~~[illegible]~~に不備又は欠落が~~[illegible]~~多くみられたかは承知しないが、紙の記録が機械への記録~~[illegible]~~ありがとうございました。
入力となった際の~~[illegible]~~いろいろな問題があったものと思われ、当時国として適切な対応がされていなかったのではないかと悔やまれる（いろいろな比利はあるかも知れないが地方庁としてはその一員として頑張ってきたつもりである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道な確認作業

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務課担当時は紙台帳、大変な業務量及び煩雑さを記憶。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年々増加する業務量に対応するため、賃金職員を採用。
オンライン切替時の対応を臨時業務としてしてとらえ業務量的に賃金職員を採用したが、その確認作業は充分であったか疑問。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人特別便をくりかえし送付して本人の回答を得ることを実施するほか方法がないと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が存在することは全ったく考えられなかった
全て正しく処理していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。
事業所の事務担当者、あるいは本人が正しく自分の
生年月日、氏名をもって就職していればよかった
1人で厚年の記番を何枚ももっている者がいたように思う。
再就職するたび新しい厚年の記番を受けてしまう。
年金をごまかして再就職すると、厚年の記番も別人
となってしまう。
事業所の担当者、従業員も年金なんてどうせもらえない、
どうなってしまうかわからない等、年金に対する知識の
不足があったのではないか。厚生年金に加入させられるのだから、退職するという者も
当時は多かった。
(40年前)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金については2～3年に1度市町村台帳と社会保険台帳との突合は実施しておりましたので誤りはないと信じております。
また保険料が値上がりした時には納付者の戸別徴収の際に夫の分は納付するが自分(妻)は納めないと言う被保険者が多かったことは事実であり夫・妻の相違はそういうことであると思います。
納付状況の

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が存在することは知りませんでした
また 補求時に本人に確認していたので 実統合の記録がこれまで多いとは思いませんでした
女性の場合に多かったのは就職時の年令制限のため生年月日の繰下げ等あったのでこういう問題が生じたと思う

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金を受給するまでの期期間は長期（20年以上）になるため慎重に事務処理をし、被保険者が不利益にならない様努力してきた。~~ので~~ また、被保険者自身も備名を使ったり、生年月日を誤まかしあるいは貼付を為り、会社へ採用してもらうなどがあった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 大会社については毎年行われる算定基礎届において、得喪関係を慎重に処理をする。

② 為名等については受給権が発生したときに、無年金となることから、会社に対し、住民票等での確認を強くもとめた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の事務レベルによる記録整備は限界に達しておると思われ
この問題の早期解決は、政策的な新基準の策定が必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録相違が発生した主な原因は、加入者自身が転職時に年金手帳を提出せず、氏名・生年月日を正確に届出しなかったために生じたことが、大部分を占めていると思われます。

このため、手番重複者が多数存在していることは、認識しておりましたが、最終的には、年金請求時における窓口での職歴確認の徹底により、解決が図れるものと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時における相談窓口での職歴確認の徹底、出張年金相談の充実等による解消を図った。

現時点での反省点としては、庁・業務センターからの「調査リスト」(正式名称は不詳)について、関係帳簿による調査報告を適正に対応してはおりましたが、不明者の報告も一部発生しており、更に徹底した調査による解消を図る必要があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は国民年金特別会計の職員でしたので、厚生年金保険船員保険関係の仕事は経験していないのでわからない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報道の範囲の中ですが、業務センターの倉庫にある紙台帳の処理を進めるべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は責任を持って業務を進めていたので、なしない。
問題が存在することが知ったのは、報道（新聞、テレビ）等から。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、天下り人事がすべてであると考える
事務局長（保険、国民年金課長）が、保険者から来県し、地方の職員組合とトラブルを起こさないよう、本来の責務果した人物はいなかった。
局長等はほんの腰かけで地方へ出向しただけだった。管理能力はほぼゼロに近い人物ばかりの人だった。
組合の言い分のみを聞いて、職員の本当の声に耳を傾けずに業務を進めた当然の結果と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題は退職後数年してから知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題における加入期間等については当時のことは覚えていませんが、厚生年金の脱退・加入期間（資格取得・喪失）等は、すべて事業主からの届出に基づき処理されることから、その届出が事実と相違すれば加入期間に影響する。このようなケースは極く極く稀かとは思いますが、今の期間問題に関係があるかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方策を今後も継続する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の様々問題があるとは認識していなかった。
問題が世間にとわれてから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に思いつきません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(~~し~~ている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は重要なものと認識していたので、業務処理等についても、本庁通達などの指示どおりの仕事として来ており、このような誤った問題が生じることは認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原点に立ち帰り 市町村で保管しているであろう台帳・事務所で保管しているであろう台帳 等との突合!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金事務は記録は始まり記録は終了と我々地方有れ員は仕事をしてきた。その直ぐを図ってもあれ様の台帳との記録の突合までその整合性を心がけてきた。この一言につきます。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録が、不一致と申し出ている人については、職歴を提出して貰い調査するしかないのではないか。
特に複数の被保険者証・年金手帳を払い出している人や生年月日等を偽って加入している場合は特に注意して調べるしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、年金支給の申請時点で整理出来ると考えていた。
年金記録の問題は、５千万件の問題が出た時。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金支給申請時点で年金記録の整理は対応出来ると考えていた。
反省点は、基礎年金番号導入の際に事前準備やＰＲ不足、重複加入の整理が徹底的に行われなかったこと。
国民年金については、住民を一番良く知っている市町村の事務を外したこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている問題以外に特に認識していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 国民経済番号に対応する社会保険番号 1D化の制定
2. 民営化反対
　資金分析 TVに早くでる資産の書き方では、見もの！
　政府管掌健康保険は「協会けんぽ」と書くのが、
　それともなくなるが、影響は大きい。
　　強制適用の問題、未定結後師の産業資は8～9割
　　が不公務員とみなかに手をうつのも80万ともいわれる。
　　未適用問題、医療機関に対応した、医療費過知は
　　行う意味があるのが、(事務師問題)
　　8億5千万の記録問題よりも大きいと思いますが
　　民営化 [illegible] ではないでしょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和42年最低限就職、2年ほどして給与袋の名前が自動印刷に。
勤続、以来、年金アップの流れ来の我慢が始まり。政治問題、先作、付与。
生涯の我慢才能が政治問題。常にNo.1の年金額でした。
当時、国難は成立ながら、政治家には、記録確認は可能でした。
記録問題は、そんな事務屋（官）主体で個人軽視から、年に数万円預貯金残額ほどの領収書。
以来、年功序列、能力給反、労働市、派遣、等々
最近の首相交代時には、年金の話になる。得る保険料も国庫負担と五分、国会対策は北海道サミット時代でした。
誰もが死ぬまで払うのです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁バッシングにより、現役、一日として厚労のせきい思いをしてきたかを報道する政治家は、年金が壊れている大きな原因や、日本の年金の優れた点は一切無視し政府やこれまでの経緯を無視した一方的な政治家が少なくない結果として、国民の年金に対する不信感助長にとどまれば、その罪は大きい。

記録問題のさらに年金破綻問題にすり替わり、経済諮問が消費増税をかざしたり、民主党が税と社会保険の一元化など、誰が何を間違えたのか評価する余裕がなくなってしまう。

ご協力、ありがとうございました。

民主党　年金改革案とマニュフェストの課題　　20．7．23

民主党の年金改革案については、「年金一元化について」その課題について先に述べましたが、今回は、絞って基礎年金の全額税方式について述べたい。

税方式を主張するグループ

1，自民党議員１００人が参加する議員連「年金制度を抜本的に考える会」
　　会長　野田　毅元自治相
2，麻生太郎　元幹事長、塩川正十郎 元財務相らもそれぞれ独自の税方式を提案している。
3，日本経団連
4，民主党
5，連合

５つの団体があるが、考えていることは同床異夢である。
いわく、国民年金は破綻しており、未納問題も税方式で解決できる。　という主張が主である。

審議機関　　経済財政諮問会議
　　社会保障国民会議

これら会議の経済界や経済界寄りの学者、メディアの主張

日本の年金は世界的に高い、公的年金は基礎年金に限り、二階部分の報酬比例部分は民間保険に任すべきだ。（別紙　新聞記事参照）
医療は混合診療も全面解禁し、人々の生活を市場にさらした「小さな政府」を実現したいと夢みている。

民主党、連合の主張

問題の本質を判っていない。

1，税方式は３つの案があるが、、最低１１兆円　、消費税にして５％を要する。
基礎年金の保険料を払う必要は無くなるが、消費税による家計負担が増え、ほぼ、すべての家庭で負担増となることが厚生労働省の試算で判った。（10年（5月19日社会保障国民会議で発表）
2，一方、企業は基礎年金部分で約４兆円の事業主負担を免れる。
１０年で４０兆円が財界から、庶民の方へ移し変えられる。国税収入の１年分が生活苦の一般消費者にのしかかる。
3，現に年金を受給していて、保険料を何十年も払い終わった人に、また、保険料（消費税に名かえて）を死ぬまで払わせる。
以上３点の理解が欠落している。

年金改革は白地に絵を書くことではありません。北欧を２，３人で調査して、スエーデンをみて、これが良いと持ち帰り全く、そのままの案を発表したもので、木に竹を接ごうとしたことが混乱の始まりである。

読売新聞 、朝日新聞
いずれも、税でなく社会保険方式を堅持した改革案を提言している

日本経済新聞
消費税による税方式を主張

世論調査
１７年１１月読売新聞全国世論調査では、社会保険方式を維持すべきが６８％、税方式を支持するものは２６％であった。

厚生労働省
平成２０年５月１９日社会保障国民会議に税方式を導入した場合の、消費税率などを計算し財政試算を発表した。
基礎年金の財源を全額税方式を実行するには、３案あるが、最低でも１１兆円、最大で３５兆円必要で消費税換算で４，５％～１３％になる。
しかし、基礎年金の保険料を払う必要がなくなるが、消費税による家計負担が増え、ほぼ、すべての家庭で負担増となることが判った。
更に、６５歳以上の年金受給者についてみると、消費税による負担が他の世代に比べてより重くなってくる。　これは、現役世代が負担している保険料が無くなるに比し、高齢者はその見返りがないためである。
一方、企業は基礎年金の事業主負担が無くなり、約４兆円の負担減となる。
イギリス、フランス、イタリア、スエーデンは被用者より事業主負担を高くして、労働者の負担を軽くしているのに、事業主負担を消費税に肩代わりさせようという魂胆はアメリカ式の経営者側の企みである。

[redacted]　社会保障国民会議メンバー
[redacted]　社会保障論

両教授の意見
全額税方式のどこがいけないのか？　一つは税方式にすれば、今後予定される医療、介護に消費税を回せなくなり、崩壊がすすむ医療や介護を捨てることになる。
経済界などは、公的医療、介護を崩壊させ、市場開放させること自体が目的なのだろう。
医療、介護関係者は彼らがリードする年金論議に真正面から戦いを挑むべきだ。

朝日、読売新聞の社説はいずれも、税の投入は年金より、医療、介護を優先させるべきという意見である。

厚生労働省、財務省いずれも同意見である。

未納無年金問題に対する両教授の意見
年金破綻論のウソを国民に知らせることが重要だ。
税方式派は年金が破綻しているかのように言うがそんな事はない。

未納者３４％で3人に１人が滞納しているというが、全体の加入者７４９０万人の中の１号被保険者（自営業の方）２１９０万人の中の一部の未納者の未納率であり、全体の収納率は９５％、で未納者は５％であり、年金は払った人にのみに支払うもので財政破綻の指摘は当たらない。

今回の試算は、税方式の様々な困難を滲ませる結果となった。

このため、６月３日の社会保障国民会議では、「未納問題の解決は税方式のメリットとして挙げない。」と明記。その理由として「未納問題は少なくとも公的年金の財政的持続可能性に殆ど影響を与えない」と説明した。
さらに、「未納問題が原因で現行制度が破綻するという議論は正しくないし、現行制度が財政的に破綻することを前提に年金制度の改革を議論することも正しい態度とはいえない。」と強調した。
従って、未納問題と年金破綻を論拠とする５団体の税方式の主張は、[redacted]教授により論破された。
[redacted]

厚生労働省の社会保障国民会議に示された資料は、検討に資するための年金に関する定量的シュミレーションで
１，年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模の試算
２，現行制度と税方式案がそれぞれ家計、企業にあたえる影響を示した試算
３，基礎年金を取り巻く様々な提案等に関連する試算（３案が提案された）
Ａ４　７６ページ　でインターネットで見られる。
自民党議員は　厚生官僚がつくったものだからダメだとか、言うならば、財政的試算の数字、グラフでのシュミレーションなのだから理論（数字）で反論したらいかがですか？

まとめ
１、３４７０万人の年金受給者や、これから、年金を待ち望んでいる、現役の方々にとって、３０年、４０年と保険料を積んできたのに、政権が変わって新しい制度を作ったからと、再び新制度に参加して保険料に相当する消費税を死ぬまで支払うのは、保険料の二重払いで容易に納得できないと思われます。
基礎年金に所得制限を設けるのも（民主党案　６００～１０００万円）現役時代に高額の保険料を払いつずけたのに、引退後に所得制限によって、年額２４万円～８０万円

の減額をうけるのは、受給者にとっては、既得権の侵害であり、これから受給者となられる方々にとっては期待権の侵害となりませんか？

民間でも、企業再編、M&Aの際、退職金制度の統合の時不利益を受ける側の既得権と期待権の侵害となり提訴もあります。

この際、提訴に至らずとも、

（1）ある年齢以上の従業員（たとえば，５５歳以上）には旧制度をそのまま適用する。

（2）変更時点で既得権見合いの給付を保証する。

以上ののような方法を採用する企業が多いそうです。

年金制度改革は、白地に絵を描くものではない。現に年金を受給している人にその継続を保障しつつ、これまでの納付実績と整合性のとれる制度に導く必要がある。

2，基礎年金は現行の三分に一に国庫負担がありますが、これを二分の一に引き上げることに決まっています。

二分に一は国民が所得制限なしに、納得できるギリギリの線ではないでしょうか。

三分の一が適当と思いますが。

先の衆院～ 次に期待を込めた民主党議員に投書した文面

初秋の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

民主党の雪崩のごとき大勝まことにおめでとうございました。

私は社会保険庁の地方組織の県保険に奉職し３５年間、健保、年金業務に従事したＯＢです。

昨今の社会保険庁のバッシングにより、現役、ＯＢともに肩身の狭い思いをいたしております。

私は、若い時は社会党支持でしたが、長じて、豊かとは言えないが国民の８割が中堅層と自覚している社会に納得し、心情的に自民党を支持していました。

しかし、小泉、竹中改革以後、新自由主義の旗のもと、終身雇用を悪玉扱い、雇用を民営化し人を荷物扱いし、中堅層が砂時計状に音を立てて崩れています。

自殺は自動車事故の６倍で３０代の若者が多く、殺人は親族間が半数近くで警察庁も驚いている。

このような社会にしたのは自民党で当然の帰結と存じます。

このため、矢内さんに誘われ水島先生の時から、民主党に改宗したものです。

私は民主党を信頼していますが、先の参議院の選挙の勝利は年金が大きな要因と思いますが、実は、これからの来夏の参議院選挙、４年後の衆議院選挙で 民主党の年金改革が大きな争点となり、長妻議員は元記者で攻めには強いが守りはどうでしょうか？
年金改革案を集中攻撃されると、攻守所を変え立ち往生されるような気がいたします

今から４年前、民主党が初めて年金改革案を出した時。、早速インターネットで検索し纏めてみたのが「年金一元化について」資料Ａでした。以下資料Ｂ，Ｃ、、、です。

今、国民の政治に対するアンケートの一番は政権交代でしたがそれまでは、つねに年金でした、公的年金の加入者は７０５０万人、受給者は３７４０万人、高齢者世帯の収入のうち７９パーセントが年金で占められ、年金のみの世帯が半数ののぼっているのをみれば当然と存じます。

２１年５月フジＴＶ報道ステーションで、消費税方式による基礎年金は、年金受給者に見返りのない２重負担を強いるが？の質問に、岡田幹事長は、今の高齢者の皆さんは将来受ける若者の年金より、高い年金を受けているので我慢してもらう。　　自民党の１００人も賛成している。　と言われました。

９月３日大勝利後のＴＶで長妻議員は、公明党の事業主負担４兆円の消費税による庶民への肩代わりについての追及に、苦し紛れに事業主負担はないと言ったが

このような回答で国会を乗り切れるでしょうか？

私は、民主党を非難していますが、なぜ民主党を支持すのでしょうか、もとの職場をバッシングされた怒りも当初ありましたが、それでも自民党による惨状より民主党のほうがよいと思うからです。

私は、公務員の共済年金と厚生年金１０年の年金を受給しており、社団法人　全国年金受給者団体連合会　に加入しています。

会は、会員の福祉活動の外、年金制度への提言もしております。

会では、基礎年金の全額税方式が年金受給者に消費税による２重払いが死亡するまで

続く不合理、及び所得制限の既得権、期待権への侵害を察知しており、会員保護の観点からも問題であり時期をみて、新聞１面広告も視野に入れていると思われます。

私は楽観しています。それは民主党衆は実現に多大な危惧を持つからです。
民主党衆は衆で、固執せず審議機関にまかせて纏めさせることです。
過ちを正すに憚ることなかれです。
失礼なことを長々と書きましたが、民主党に期待するからであります。
時節柄、ご自愛専一にご活躍をお願い申しあげます。

平成２１年９月

[redacted]

及ビ党 国会議員

[redacted]

基礎年金の全額税方式について、皆さんどう思われますか？

平成21年3月6日

財界、自民党の一部、民主党、連合が主張する年金は実現すると、次ぎのような実生活上の変化がおきます。

1，　3760万といわれる保険料を完納した高齢受給者は、法改正の日から、再び新たな制度に加入することになり、消費税の負担がのしかかる。
これは、明らかな保険料（消費税に名を変えた）の二重取りであります。
これは、年金受給者のみではありません。
現在、厚生年金、共済年金にに加入し、これから年金に期待している10年、20年30年と保険料を納めている皆さんも年金受給に達すると、再び新しい年金制度に加入して見返りのない保険料（消費税）を死ぬまで負担しなければなりません。

3，　サラリーマンの負担は確実に増えます。　保険料が減額される分を消費税が大幅にうわまわるためで、厚生労働省のシュミレーションでも明らかで、その額は月数千円から2万円を越す。
年金受給者は保険料が無くなる見返りがないため最も被害が大きい。

4，　経営者は保険料の事業主負担が消費税に肩代わりされるため、約4兆円の負担を免れる。

5、　Aさんは、67歳、厚生年金の老齢年金の平均年金額216万円を受給していました。
隣に住むBさんは、夫婦とも65歳を超えていますが、暮らしの困っていませんが、国民年金を払ったことはありませんでした。
年金改革と称する法改正が国会で成立し、Bさん夫婦はひとり月額66，000円、ふたり併せ132，000円、年額にして1，584，000円の年金が受けられることになりました。
これは、Aさんの年金の73％となります。　Aさんは34年も厚生年金保険料を払っているのです。
これをAさんは納得するでしょうか？
Bさんには払う必要がない、とするとBさんは1円も年金を受けられないが消費税が課税される、
皆さん、どう考えますか？

民主党の考えはこうです。（鳩山幹事長TV談）　40年かけて公平を保つ考えです。

A，Bさん間の不公平を解消しようと考えているのは、40年をかけて段々に慣らしていこうということです。
最初Bさんに月額1，650円の年金（年額19，800円）40年後に月額66，000円（年額 792,000 円）を支払う構想です。

つまり、1，650円×40年＝66，000円です。

Bさんは1年ごとに1，650円の年金はふえていきますが、12年後の平均余命の79歳で月19800円の年金です。

財界は無年金者の解消を目的というが、消費税を払うばかりで無年金者の解消にはならない。

まとめ

なぜ、年金を改訂する必要があるのでしょうか？

財界の巧妙な戦略なのです。

日本の年金は世界的に高い。公的年金は基礎年金に限り、2階部分の報酬比例部分は民間保険401Kに任せるべきだ。

年金破綻をあおり、この機会に基礎年金を消費税の肩代わりさせて事業主負担を免れようという財界の戦略です。

医療も混合診療を解禁し人々の生活を市場に晒し、小さな政府を実現。

郵貯の民営化も同様です。

年金は破綻していません、　「国民年金は3人に1人が納めていない」という間違った宣伝がされていますが、国民年金全加入者7590万人のの中の1号被保険者（自営業、農業等）2，190万人の中の収入が低く保険料を免除されている人を更に除いた1，690万人　の3人に一人で滞納者は　4，6％である。　つまり、3人に1人ではなく、百人のうち、せいぜい5人が未納なのです。　残る95％の厚生年金、共済年金は基礎年金部分を100％払っているのです。

保険料を払っていないひとには支給されませんので財政上は影響を受けません。

この年金破綻論を喧伝して、基礎年金の消費税移行を画策する財界の企みに乗る、民主党、さらに労働者の権利を推奨すべき連合までがこれに迎合することは、容易に納得できるものではありません。

このように、虚構を作り出し政策を曲げようという動きは、派遣法の改悪の時と似ていると思います。

働く人の多様化などという財界の意見に惑わされ共産党を除く政党が賛成したのです。

年金も医療も郵貯も全部に [redacted] 小泉規制改革を自分の利権にした男の存在が浮かんできたのが最近です。

派遣社員の問題も、経済界の要求を受け入れ、今日の惨状を生み、OECD中アメリカとならんで格差の最も酷い国にされた。

労働基準法第6条　中間搾取の排除　何人も業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。　（企業が派遣会社に支払う金額と労働者に支払う賃金との間の利益となり、低賃金の原因となっている。）

労働基準法の立派な法の趣旨に立ち返り政治家は判りやすく説明すべきである。

平成21年3月7日

[redacted]

[redacted]

年金一元化について　　平成１７年６月

国民が国会に期待したのは安心できる年金制度の議論だったはずでした。生活に密着した重要法案が対決と混乱に終始したことは誠に失望しました。

１日も早く３党合意に従って政策論争に転じていただきたい。

民主党の年金一元化案（以下案という）について、インターネットでコピーして調べてみました。

世情、年金一元化はすべて　解決するような期待がありますが、これだけの問題があります。

自営業者に対する所得比例年金の問題点

保険料について

先ず、案では第五条「公的年金制度は、すべての国民が加入する単一の制度とする」。とあります。当然、保険料率も単一 です。

自営業は年間所得５００万円を例に取りますと、税率１３，５８％（厚生年金の民主党案）で月額にして税額５６，５００円となります。

実に現行の１３，３００円の４．２倍であり、所得７００万円の方は月額７９，２００円で現行の５，９倍になります。最高は８倍になります。果たしてこのような大増税が受け入れられるのでしょうか？

なぜ、このような事になるのでしょうか。サラリーマンのように事業主負担（労使折半）という仕組みがなく全額負担となるためです。

なお、案によれば　「被保険者は日本国に住所を有する２０歳以上のすべての者」とあり年金支給開始を過ぎても死ぬまで保険料を払い続けるのです。

更に保険料を免除されている１０００万人といわれる専業主婦に保険料を納めてもらえるのか？という大問題もあります。

年金目的消費税について

一元化では、低所得者には最低保障年金を支給することになっています。

この財源は、３％程度の消費税をもってあてるとあります。　保険料を払ってなくとも年金を貰えるのです。

現在、年金未加入者、未納者のなかには、滞納整理員にたいして、いざとなったら生活保護でと言うそうです。

現在、年金受給している３４００万人の方々は３０年、４０年と掛け金をし営々と自助努力をしてきたのです。

年金額は厚生年金で平均月１８万円です。これから固定資産税、国保税、住民税等を引かれるギリギリの生活です。

保険料を払わなくてもかまわないという自助努力をしない人に月７０、０００円（岡田代表談）の年金を支払おうとしています。

月７万円の年金は年８４万円で夫婦ですと１６８万円になり、厚生年金受給者平均２１６万円の７割を超える数字ですが、これに消費税を当てることは容易に納得できるで

しょうか？
これでは、国民年金の未納者は際限なく増加していくでしょう。

もう一つの消費税

民主党は国民年金部分の基礎年金部分をすべて消費税にすることにしています。　この基礎年金部分の半分は現在、国の財源で負担することになっています。
残りの半分を消費税にしようとしています。

現行の消費税		低所得者分の消費税		基礎年金部分の消費税		合計
５％	＋	３％	＋	５、５％	＝	１３、５％

少なくとも、現行の５％を除いた８．５％は３４００万人年金受給者や、まもなく年金受給者になる方々にとっては、営々と３０年、４０年と保険料を積んできたのに、政権が変って新しい制度になったからと、再び新制度に参加して支払わなければならないのは、保険料負担の二重払いで容易に納得できないと思われます。

現在、３４００万人の年金受給者が存在し、年四十七兆円が支払われていますが、この額は国債を除く平成十七年度の国家予算に相当します。

今まで、年金制度の無い国で、白地に絵を描くのは簡単ですが、我が国のように６０年以上の旧制度を切り倒して、他国の制度を参考に取り入れ木に竹をつなぐようなことを行うと無理が出てきます。

年金積立金について、

一元化案では厚生年金保険等の保険料水準は、現行の１３，　５８％で固定して、給付水準は現役時代の５０％を確保するとありますが、これは誰が考えても絵空事になります。
このため、案では第１１条４で年金積立金１４７兆円を２０５０年までに使い切り保険料の不足分にあて５０％以上の給付を賄おうとしています。
２０５０年時点では１人のお年寄りを若者１，４人で支える時代で、一人っ子同士が４人の親を支える形が珍しくない時代です。
２０５０年といえば今の２０歳以下の人が年金受給世代に入りますが、将来若い人たちに大きな負担を強いることは明らかです。
民主党はよく「世代間の公平を」を叫びますが、一時の人気とりのため保険料をあげず貴重な将来の財源を使いきる姿勢は政権交代を目指す公党とは思えません。

事務組織について

いつぞや、サラリーマンにも源泉徴収をやめて、確定申告をという機運のでた時期があり新聞等で報じられました。その際ガラス張りのサラリーマンでも１０万人の税務職員が必要という記事を見ました。
零細な商店、主婦（国民年金３号被保険者約１，０００万人も含まれる）、学生まで含めた自営者に対して、一体何人の税務職員が必要でしょうか？
なお、納税者番号制度を実施すれば所得の把握が万能のように言われますが、金融、利子等の把握には有効ですが万能ではありません。
もう一つあります、一元化案では、最低保障年金（低所得者の生活保護）と高額所得者には年金を減額するか、又は支給しないとしています。
これも、裁定にあたってミーンズテスト（資産調査）が必要となります。
次に、社会保険庁から徴収部門を切り離し、税務署に移管する見直しをすると言います。
事業所に所属し一括し適用しているサラリーマンなら知らず、自営業、主婦、学生まで含めた何千万の人々の所得を税務署は１人１人調べなければなりません。
おそらくあと最低１０万人程度の職員が必要になるでしょう。
厚生省は、国民年金創設時の１９６１年に将来の姿としては「所得に応じて保険料を負担するのが望ましい」と国会答弁で繰り返し答弁しています。
しかし、その場合、自営業等の所得の正確な把握が条件となり、当時クロヨンといわれ「会社員９割、自営業６割、農家４割」といわれた捕捉率が解消できるめどがたたなかったため「国税庁をもう一つ作る程度の、非常に大きい構えで臨まないと成り立ちにくい」（[redacted]）としてやむ得ず定額保険料を採用したものです。
これら所得の捕捉問題について、昨年、前枝野政調会長は TV 討論会で所得を低くとどければ年金もひくくなるのだからと発言しましたがこれは問題です。　制度をつくる前から不正な届けを容認するとはひどい話です。
これでは、他の厚生年金、共済年金等と一元化して公正な事業ができるのでしょうか

さらに、年金受給申請にあたってはすべての書類を税務署に回して所得を調査し、更に市町村にて固定資産等の審査して社会保険事務所に戻して年金を裁定するのでしょうか？
高額所得者には年金を支給しないとする民主党案は厚生年金にも適用するのでしょうか？　もし、支給しないとすれば年間百万円を超えるような保険料を死亡するまで払わせるのは、ただ取りになり、保険制度と言えるでしょうか？
民主党は、厚生年金制度をどうしようとしているのか今一つ見えません。
制度はそのままに保険料の事業主に折半負担を期待して、残そうとみえますが、高額所得者になると思われる人達は将来支給されないのに３０年、４０年とと毎月保険料を払い続けられますでしょうか？
ここが公的扶助と社会保険の根本的な違いで、一元化はできないのです。
民主党は高額所得の線引きを１０００万円にするか、７００万円に抑えるか、政調会で検討しているといわれるが、もっとできるかできないか根本的なことを検討すべきではないでしょうか。
厚生年金は別で減額または不支給とすることはしないとすれば、一元化はできません。

民主党の一元化案はスエーデン方式を基にしたものですが、北欧３国は九州の面積に

埼玉県程度の人口です。スエーデンは８００万人、首都ストックホルムは６０万人です。
ノールウエーは４００万人、首都オスロは４０万人で宇都宮市より少ない。
スエーデンは８００万人のうち自営業が少なく公務員が多いそうです。

日本の年金受給者は３４００万人 、社会保障費は７８兆円、スエーデンは５８００億円で日本の７％の予算規模です。大型タンカーと釣り船ほどの差があります。

参考にされるのは良いとしても国情も参考にすべきです。
これほどの小国でも与野党協議に８年を要しているのです。
ちなみに、北欧３国の消費税はいずれも２５％でした。

年金一元化の民主党案を見て驚きました。本則１７条のＡ４版４ページの簡単な法案で明確な数字は２つのみ、改革の時期の「平成２０年度末まで」と被保険者を定義する「２０歳」という記述のみのみで具体的数字が一切ありません。ですから「給付水準をどうするのか」「負担水準はどうか」さらには障害年金、遺族年金の取扱など重要な事項も一切書いてない。
更に「支給要件が書いてない、何年かけたら満たすのか、それとも死ぬまで負担するのか？」、、これでは法案の素案とも言えない驚くべきものです。
国会の質疑を聞いていましたが、提案者は「平成２０年度までに国会でよく議論して結論を得る。」としか答えられない。これでは今後５年間何もしないで年金財政はさらに悪化し後代にツケをまわすことになります。
これでは選挙目当てのごまかし法案と言わざる得ません。
昨年自民、民主、公明、三党合意では２００７年３月までに社会保障の一体的見直しを行うとありますが、その後超党派ですすめるべき作業は１年１か月放棄されたままでした。
５年以内に成案を得ると言うならば１年１月も放置する時間がないのです。
今回、ようやく三党合意に従って年金改革合同会議に参加したが、６月６日早くも会議から離脱を示唆する発言が出ました。
同党の川端幹事長は６月５日全国幹事長、選挙責任者会議で会議からの離脱を発言、小沢副代表も合同会議の早期打ち切りを主張していると言われます。

スエーデンを参考にするならば与野党で政争を離れて途中政権交代をはさんで８年も要して作ったスエーデンの努力を参考にすべきです。
民主党は、目先の駆け引きを優先して議論にすら手をつけようとはしない。

年金は政争の具にすべきではありません。
注、民主党年金一元化法案、社会保障費はインターネットから

平成１８年６月３０日 [redacted]

年金照合はＯＢの奉仕で

元職員 [redacted]

２３日朝刊を読みました。休日も出勤して山のような仕事に取り組いるでいる現職を見かねて手伝うＯＢもおります。
今回の八億五千万枚は、昭和一七年～昭和六一年の四四年間の紙台帳です。ハガキの厚さ０．２３㎜としますと１９５キロｋｍ、富士山の５１倍の厚さ横倒しますと東京～静岡を２０キロ超えます。
１カ所に所蔵されＯＢが処理できる数ではありませんので申し訳ありません。
今、社会保険事務所では、宙に浮いた年金の問い合わせ、五千万件、受給者、現役併せて１億三千万件の発送の回答の処理がハガキでなく封書のため 厚さ九十㎝の回答書を受けています。
これに加えて連日の相談の殺到です。
更に、十月一日から、全国健康保険協会に全国の社会保険事務所から約二千人が各県都の建物の一部に移転します。
相談業務も年金職員と協力して行っていたのが別組織に引き抜かれると戦力の低下が心配されます。

（年金記　．退検社会保険庁あての文章．）

　　元社会保険庁　あて

初夏の候、皆様には地に落ちた年金制度の信頼回復のためのご尽力ご苦労様です。

私は、社会保険庁の地方組織、県保険課、一時は社会保険事務所長を経て地元NO，２主幹として庁から着任する保険課長を支え激越な組合運動に対処して３６年間の社会保険の職務を終わりました。

この度、旧職員を含めて意見を求めることを見ましたので、参考になればと申し上げる次第です。　思いつくままに箇条書きとしました。

1，事業主は、従業員を雇った場合、その日をもって、健康保険、厚生年金保険の資格取得届を提出しなければなりません。

この場合、役所としては届けの真否を確認せず、事業主を信じて。、健保証、年金手帳の交付を致します。

この場合、事業主として次ぎのような事態が見られます。(一部)

2、試用期間（違法）としてとどけを遅らせる。または悪質な場合は病気になってから届けをだす。(健康保険と厚生年金は同時適用)　または、報酬月額を低く届ける。

届を調査してから処理することは膨大な量で対処できないのと、健保証はその日から必要なものであるからです。

このため、事業主からの届けは正しいものとして処理致します。

後日、社会保険調査官が事後調査を行います。また、会計検査院が一部調査を行いますが一部です。

期間が短いものは期間を認めるという認定基準は世論に迎合し事業主責任（不正）を放棄し大きな問題であると存じます。　事業主と被用者の私法上の問題ではないでしょうか

3 、本来、年金手帳は最初に交付された番号で、転職した場合も１枚ですませるべきところ何枚も所有しているのは、転職を隠す意図がある者が多い。

一人で１４枚も年金手帳を交付を受けている例がある。

また、離婚歴、前の会社でトラブルで転職した等前歴を隠すため新たに年金手帳を受けてしまう。

4，結婚して姓が変わったが届けていない・

5，照会したが、転居先不明で戻り照合できない。(８５万件)

6，犯罪を犯し他県で偽名で資格を得ている

7，企業が節税対策で架空の人物をとどけていた。

8、生年月日についても、若い方が採用されやすい。　また、採用条件としての年齢制限を逃れるため若く届ける。

氏名、生年月日等の誤りをすべて社保庁のミスと報道されるのは怒りのやり場がありません。

9，脱退手当金について

今はありませんが、当時は支給を受けることは、みんなが受けるから私もと。

細切れの期間でも将来のためにと長期の計画を考える人が多かったでしょうが。

二年後には、社会保険事務所は日本年金機構となり、民間組織となります。

職員は、２７８６９人（アルバイトを含む）から一万四千四百七十人（〃　３７００人を含む）に削減され多くの業務は民間委託されます。

職場の解体が始まります。

現在、国民年金の保険料の督促を派遣会社が落札し、電話督促のため、オレオレ詐欺と間違われることもあるそうです。

問題は、政府が年金相談業務も民間委託するとしている事です。

年金相談は、現行法のみでは対応できません

六十年もの期間の改正の経過の理解が必要です。

十年、二十年という経験が必要です。年金法のみではありません。

たとえば、叔父と姪の内縁関係の遺族年金の請求があったとします。

この場合、民法の近親婚の制限にまで、深い洞察力が必要になります。

相談には端末機が必要で、北欧を参考にプライバシーを守るため相談者一人ごとに遮蔽されています。

派遣会社が低額で落札し公務員のように守秘義務が守られるでしょうか心配です。

諸外国はすべて国営でした。

退職時に事業主が退職金と併せて支給するかたも珍しいことではなかったようです。

厚生年金保険だけではありません。
私の近くですが。　以前、[redacted]があり２千数百人の従業員の内大半が女性でした。
夫婦共稼ぎも多く、女性は結婚すると１９年１１月で退職するのが大半でした。
何故か、[redacted]で２０年になると年金となるため、一月前に退職し一時金を受給して住宅をたてるための資金の一部にしたのです。
今になって、後悔しています。　殆ど老朽化し建て替えてあります。
私も若い時、窓口で脱退手当金の受給を求めてきた女性で期間が１７年ありました。
勿体ないので年金に繋げるように説得しましたが。
私に意志で決めたことといわれ支給手続きをとりましたが。７０萬円余と記憶しています。
ある有名企業の社会保険委員（二〇名以上の企業に知事が任命）が「女子社員の退職時、受領委任状をとり脱退手当金を退職金に上乗せして支給、さすがよい企業と喜んでいる」と聞いたことがある。そんなことはしてはいけない。
「必ず、将来恨まれます」と警告したものでした。
１０、　夫が国民年金に加入し妻は加入しない例は珍しくありません。
かって、国民年金は、夫が亡くなった時、妻が年金に加入してないと母子年金が出な　かった、未納世帯の徴収にあったて、せめて奥さんも加入しほうがよいと説得したも　のでした。
いちがいに、夫が納付しているからと、妻も払ったはずと位置ずけるのは正しくないと存じます。
１１，オンラインシステムへの入力ミス
以前資格を取る時届けに氏名のフリガナ欄がなかったため後日、電子化に際し担当者が考えられるフリガナで入力した。　しかし、これは、年金申請時に本人に経緯を聴きながら統合することが可能ですが、システムの不備であった事はまぬがれません。

世情、記録問題が発生したとき、年金申請主義が問題で、国がすべてを行い、申請を行わなくとも支給をすべきというメデアの意見がありましたが、その人の動静を例えば結婚をしているか何処に住んでいるか、追跡しなければならず、警察官が犯人が犯罪を犯さないか、付いて歩くに等しく実現不可能で、諸外国で申請主義を採用している国はありません

平成１９年７月１７日

[redacted]、
[redacted]

記録問題について、友人から質問を受けたが、それは回答した内容です。

年金記録問題について

平成　２１年７月１５日

厚生年金保険の前身、労働者年金保険（ブルーカラー対象）の誕生は、昭和１７年１月１日ですが、昭和１９年６月１日に厚生年金保険（全労働者対象）となり飛躍的に拡大されました。
法整備の理由は、当時台頭した労働運動に対処した施策と言われましたが、昭和１７年１月１日は太平洋戦争の開戦からわずか２３日目でした。
ここには、戦費調達の大きな理由があったのです。
年金給付の始まるのは４０年も先の話でその時はその時である。　事実、ヒットラーは年金でアウトバーン網を作ったのでした。　ドイツの作戦を取り入れたのです。

日本でも、当時占領軍に道路でなく道路予定地といわれた道を世界最高水準の高速道路網を年金財源で完成させました。
このように、年金財源は溜まる一方でしたが、各界から、政治家、労働界か要望がだされ、グリンピア１１カ所は厚生大臣ＯＢの地、労働界からの要望には住宅融資などがもうけられました。
グリンピアは論外ですが、各種保養施設、厚生年金病院（労災患者の義肢の草分け、高い技術、整形外科の権威）文化施設、厚生年金会館等は庶民に喜ばれたと思います。
東京厚生年金会館の音響環境は世界の芸術家から絶賛されました。
札幌厚生年金会館は札幌オリンピックの中心施設として、各国要人も迎え、この施設がなかったら、オリンピックは開けなかったとも言われました。
しかし、これらはすべて売却の予定です。札幌市民、芸術家等の１５万人の売却を止めてという嘆願書もむなしく。

前置きがながくなりましたが、年金制度もそのうち、発足か十数年経過し、抗内夫は１５年で年金が支給されるためポツポツ申請が出てくるようになりました。
私は昭和２３年に県の保険課（社会保険庁）のアルバイトではいりました。
着るものもなく、進駐軍の服で勤務しました。仕事は年金加入者のカードを生年月日順に並べ替える仕事で、台帳は戦災による消失を避けるため各県に疎開していたものです。
この当時、既に勤めをかえる度に被保険者証を重複して支給を受けていた人の加入記録を統合する必要があったからです。

年金記録の問題の原因
１，前段の経過説明のように、実際の支給は先のことで、給付申請があった時に良く調べて支給すれば良いことでとかまえていた。
欧米はすでに、この時期、成熟期を迎えて、国民総背番号、社会保障番号を導入し生涯１番号で通し記録問題のみでなく所得も同時に把握していた。

国によっては、年金加入しなければ、選挙権や、運転免許証も交付しない。(北欧)
ドイツでは、健保、年金に加入させない事業主にたいして、防弾チョッキに拳銃で武装した職員が数名で のりこんで従業員から聞き取りを行っている。
厚生省でも、手をこまねいていた訳でなく総背番号、社会保障番号を提案していたがプライバシー問題から一顧だにされなかった。
社会保障番号と住民基本台帳とを統合したシステムをつくれば解決される。
民主党のマニヘストにのっていますが、実現は中々大変と思いなす。
ドイツは、総背番号を実施したが最近とりやめた。

2，我が国でも遅ればせながら平成９年４月１日基礎年金番号制度を導入し、年金番号の重複の統合をはじめた。
全加入者に及ぼしたが、５０００万件が宙に浮いた。 民主党、をはじめマスコミも消えた年金とと喧伝しておるが 、回答がない、未着８３万件、結婚して改名、生年月日を虚偽記載、、採用条件に合わせた等、たとえば 吉川さんのお名前はよくある名ですと、検索すると恐らく何百人と同姓同名が出るでしょう、生年月日１日違っても統合出来ません。
前記のように、総背番号、または
社会保障番号と住民基本台帳をあわせたシステムを作らないと、記録問題の解決は無理です。 (大前研一氏談参照)

3，記録問題で職員が被保険者の報酬を下げ改ざんしたとされる問題
この問題の調査委員の元検事 郷原信郎氏の「日本社会を覆う閉塞感の正体」参照
職員が改ざんしたとされる正体は調査の結果、小規模事業所（2，3人）の事業主による届書によるものであった。

4，消えた年金といわれる記録の審査機関
総務省第三者委員会 会長の考え
「年金被害者を見殺す 小沢民主 」参照 Will 2009.5月号

5，手書き台帳を電算化する際、多くのアルバイト を雇い入力する際、漢字の名前をカタカナで入力させましたが、読みがわからずアルバイトの判断で入力させましたが、これも混乱に一つですが、今、社会保険事務所の窓口では、本人も交えあらゆる、読みで検索しますので心配要りません。

平成２１年７月１６日

[redacted]

未だ、いろいろ書きたいのですが、コピーも参照ください。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくになし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

とくになし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[ない]

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[ない]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、多く知っていないこと。
退職後 新聞等報道で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

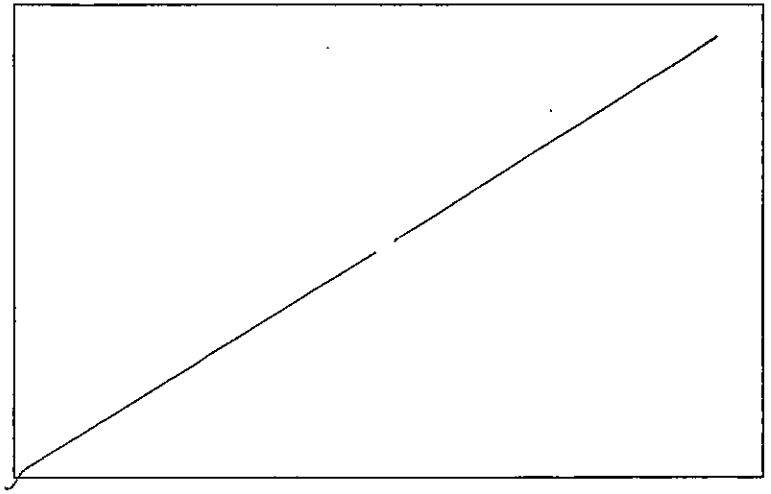

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

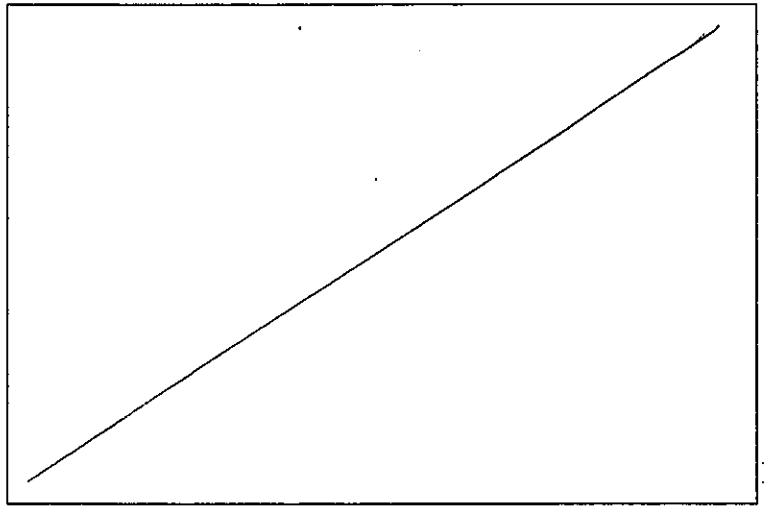

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後20年余を経過している現在、当該問題については、テレビ、新聞報道のみで、私個人の新方策をとることはできません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は主として老後の所得保障である「年金額」の算出基礎でそのうえ長期的に管理を要するため、その記録は終始的確に処理されることを絶体条件として、今日の「当該問題」が生じないよう、これが勉行に努めてまいりました。

また、在職中におきましては、当該問題の存在は承知しませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録はすべて的確に処理することが絶体条件ですが、特に標準報酬等の紙台帳記入は、補助職員（賃金職員）に委ねることが多々あったので、その都度業務内容の重要性を説き的確な台帳処理を行うことに努めました。
次いで同一被保険者の数次に亘る得喪についての記号、番号の一本化の整理等について努めてまいりました。

※ 年金記録をコンピュータに収録のため、短期間に大量の紙台帳の記録を「一覧表」に転記させ進達させたことは物理的に無理はなかったか？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多量の記録を長期間にわたって保存するので電算方式に事務処理が変った頃で非常に良いと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これから日本年金機構で働く職員の方は、事象解消のため、職員1人1人が1にも、2にも、各自の役割と責任を十分踏まえて、全力で仕事をしていただくことと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金受給請求や年金相談で、社会保険事務所窓口に来られる方々や届書から、私が働いた期間と事務所からの説明の期間記録とが違うあり。このため、社会保険期間等は、年金額に影響を及ぼすことにもなりかねないとの認識で、常に、業務の正確・迅速で取組んでいたところです。

問題の存在は、マスコミ等の報道からで、平成15年頃と記憶しております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

窓口での親切な対応。業務処理のダブルチェックともれなくで行っていました。

反省点として、記録問題は1つの事務所では改善されない。各所間のコンピューターのシステムの点と、期間照会（照会回答）（文書化）対応取員の増員を希望したい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(○)退職者
所属	本　庁　　(○)地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に意見はありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている問題は特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかるかもしれないが、全市町村の被保険者台帳や事業所の従業員記録に業務センター記録に照会のうえ、再度、本人又は事業所あて照会する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人年金記録は、行政が責任を持って正確な情報を管理すべきものであり、このような事態を招いた事に重大な責任であると認識している。

年金記録問題が発生した18年頃までは、若干の未統合記録があることは認識していたが、これほど多数の未統合、未入力記録があったことに驚いている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、本人あての年金番号照会の回答促進を図ることしか以外考えられなかった。

しかし、紙台帳記録からコンピュータ記録への切替の際に、切替後の記録への突合で徹底することや基礎年金番号付番後の未統合記録の解消にもっと積極的な取組みが必要であったと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で実施している方法で良いと思料します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個々の被保険者の年金記録は非常に大切なものと認識していました。

各種報道等により知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

誠実に職務を遂行しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今取り組んでおられる「ねんきん特別便」等の照会・調査を引き続き徹底して行うほか無いのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中はこのような問題があることはしりませんでした。
問題の存在は退職後、マスコミ発表で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金は市町村、政管、組合、厚年基金(共済)等々管掌組織も分立していたうえに年金制度自体が複雑すぎる。(制度自体をシンプルにすることで事務を掌る部門もシンプルになっていくのではないでしょうか。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人に当時の事情と期間を照会し、回答により時間をかけて整合性を図る以外にないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正式な届出にもとづく処理で会社も本人も了解のうえとの考えであまり問題があるとは思わなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一定の制度への説明はしていたと考えられる。
しかし、本人・会社の担当者への制度の理解が十分でなく思われる。時間をかけての説明や個別のきめ細やかな取組みの不足があったかと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今は基礎年金番号により管が行われるが、それ以前は、勤務先が変わるたびに新たに年金番号を受けていた方がいる。その当時は、将来年金を受給する時に、今までの記録を整理統合すれば良いと思っていた。

企業においても、その当時は従業員の年金番号について確認もせず、新たに年金番号を受けていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○国民年金　各市町村の紙台帳記録(特に紙台帳)と社保庁のオンライン記録及び被保険者台帳との突合

○厚生年金保険　紙台帳(マイクロフィルム)とオンライン記録との突合

○標準報酬の引下げ……一般従業員であれば、無条件で元の報酬額に戻す。
役員、特に大株主取締役については、モラルハザードの観点から認めない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・地方庁にいた職員にとっては、業務センターに記録を確認するだけであり、その後の処理がどのように行われているかは、知らない部分であったので、現在の状態になるとは思っていなかった。

・問題が存在することを知ったのは、報道されてからであり、報道当初においても、それだけの件数があること事態、理解することができなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金保険については、事務手続上における制度の不備があったことが大きいと、とらえている。

例）（厚生年金保険の加入届において加入者が生年月日及び氏名を偽って届出ている。また、勤務先を変えるたび新しい年金番号を受けている。こういった場合本人がこういった届を覚えていない限り年金~~を受け~~受給に結びつかない。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

該当なし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務所における事務処理体験から

1、資格取得届受理段階で、氏名、生年月日の適正確認が出来ないまゝ記録を登録し届出通りの被保険者証を発行してしまったまゝ、その後の訂正処理が出来ていない。

2、資格再取得者の既発行厚生年金保険被保険者証が提示されず、新規資格取得者扱いとなったまゝで重複整理手続きのされないまゝ同一者である者が別人扱いとなっている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

喚気をしていただける呼び掛けを根気強く実施して行く。
事例を示して、注意を促す広報をして行く。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の人々の適正な記録管理は、将来の年金給付における重要な基礎資料に資するものであり、業務と任務の重要性は良く認識をしておりました。

被保険者資格期間照会の業務を担当し（昭和○○年頃）あたりから年金に対する関心が高まり、期間照会結果回答に対する疑問が寄せられる様になって、再回答のための調査に忙殺されるに至りました。

再照会にあたっては、ご本人側に確たる記憶及び手掛りに足る証拠書類の手持ちを示していただけず、未解決のまゝとなったケースが相当数ありました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は全てが手作業であり、旧事業所台帳，保管原票の確認を経た後、業務センターへの照会上申となり、一度の回答でご本人が期間に納得していただけなかった場合は、その後の調査活動は、ヒントとなる記憶の聴取等に苦難が伴ないました。

現時点での反省面としましては、

イ、広報活動の強化と適正化を促進させたかった。

（事業主、人事担当者、被保険者本人別々の的を得た周知対応に即した広報を繰り返し理解を求めるべきであった。）

ロ、オンライン機械化の歩みをもう少し早めていただきたかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

氏名、生年月日の不一致による所在不明記録については、観光地等の旅館に勤務した者に多数有ること。
これは、諸事情により年令を偽り、氏名を偽り、就職したこと、他人には知られないための保身の必要なことから発生したもの。この記録については統合は難しいと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

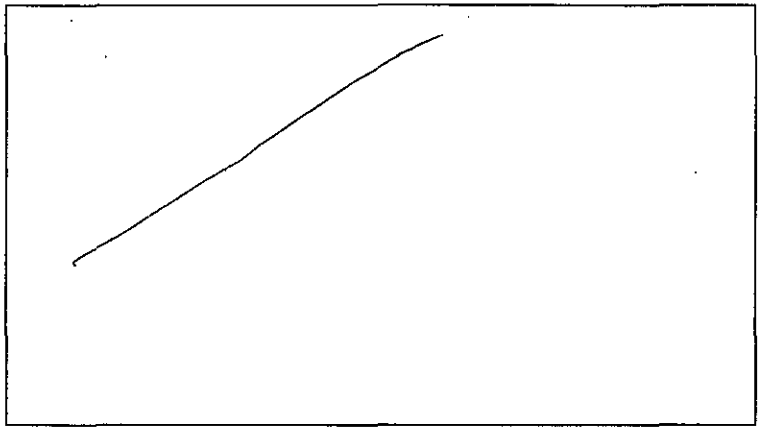

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

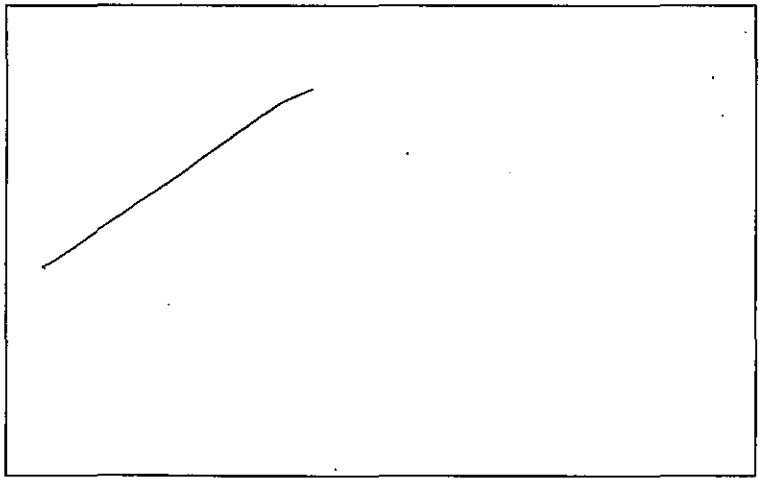

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和36年度国民年金保険料紙はが始まり手作業により紙台帳に金額で(アルバイトも多数)記録した。
正確性については自信をもって行ったが個人差もあり極めて一部ではあるが誤記録が発生する可能性は心配していた。
コンピューター化する時点でも入力ミスがあったかもしれないが、最大の集中力で実施してきたので職員がいい加減にやっていたわけではない。(マスコミに対しては不満をもつ)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人の年金記録については、何度も疑重複者の整理で統一された記録は多数あった。
しかし、被保険者が別の名前や生年月日で申請している例も度々見受けられたので十分の成果は上っていないかもしれない
現時点での対応策は、名案はありませんが事務所側の怠慢でのミスは極めずかと思うので現在やっている方法で本人の記録を時間をかけて完全していくことと思う
原年については事業所の未加入など過去にあったので、国民年金の記録より精度は高いと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国年の発足当初は記録係があって、毎日~~[illegible]~~
検認票の記録をしていたので人間のやることで
極少数ではあるが記録もれには心配していた
被保険者（事業所を通じ）には国年手帳は
永年保管するよう指導していたが……
記録のコンピューター化する折は機械そのものの
不調・不馴れもあり時間の制約もあったが
おおむね のり越えられたと思う

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の発足間もなくでもあり、国会議員等
をはじめとして広報にも力を入れたが、不充分な
点はあったとしても その時点では最善をつ
くしたつもりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　◯退職者
所属	本　庁　　◯地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ◯f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

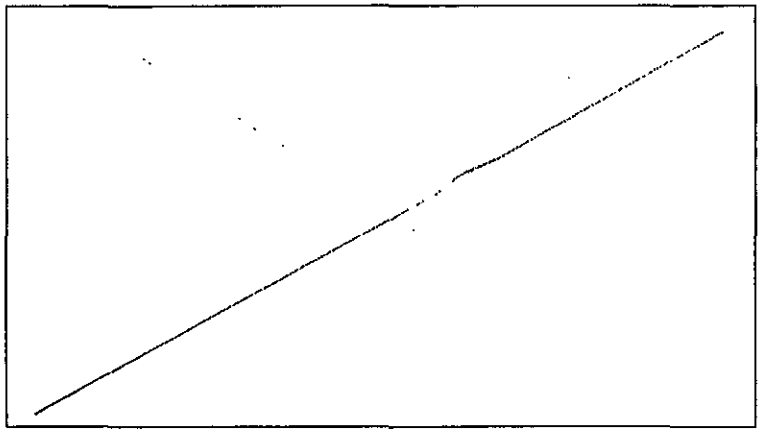

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

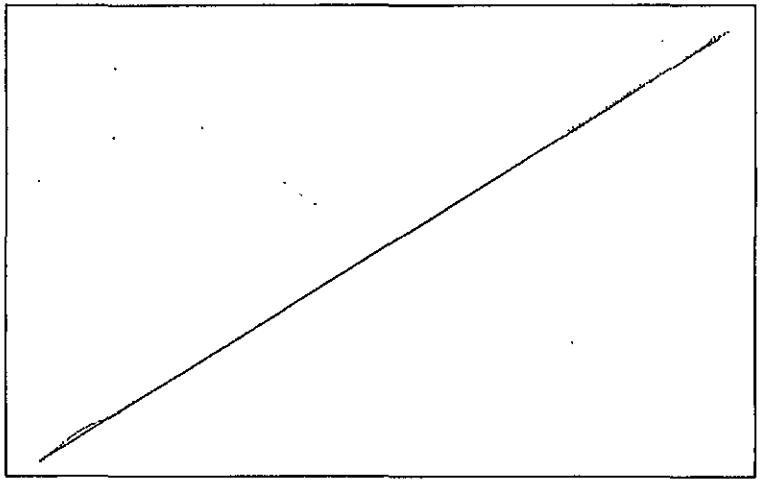

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生労働大臣の指示どおりにする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金請求時に記録の最終確認をしていなかため認識はなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　(g)平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 事業主の届出誤り　従業員の希望による届出、採用しても試み期間をもうけ即加入させない等により加入期間の相違がある。
- 加入者の責任　転職等により勤務期間と加入期間の相違がある
- 国民年金の納付記録　市町村(本所・支所・出張所)から社会庁へ報告記録の中で誤記録・点検もれがあったかと思われる。
- 一般に知られていない問題は承知していません
  現職時、職員等から相談をうけたことはありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 厚生年金の加入期間・国民年金の納付記録期間の相違は、加入者・納付者の申出相談の真偽を確め判断し、申出を認めたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○現職時、事業主・市町村職員等に正確な記録の大切さと、適正な事務処理を行うよう、指導（個別相談・会議・調査等）を実施しました。（当然、限度はありましたが）。
問題の認識はしていませんでした。

○問題が発生することを知ったのは、最近の新聞・テレビの報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○問題点
・紙台帳から電算化への切替事務処理体制の不備と思います。
・本庁での事務処理の状況・実態は、地方庁では判りませんでした。
・基礎年金時の切替事務は、遡及（平成９年３月末）後でしたので判りません。
・社会保険制度の関心は健保（医療）が主で、年金の関心は60才前後から持たれているのが現実です。
・若い時期・初度加入時期からの周知・徹底が必要と思います。
・年金手帳・健保証も一本化することも今後考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、「地方庁・社会保険事務所」と「オンライン業務室」との間で記録照会が行なわれていたので全て整理がされていると思っていました。

オンライン業務室において未処理だったとは、地方での努力が何にもならなかったことが残念です。このようなことがあったことが民主党の追求で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方では十分に対応してきたと思っていますので全ての責任は「オンライン業務室」にあります。

地方に迷惑がかかって現在の職員が気の毒です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない。
やはあと一緒になって調べる支持で対応した。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に発生した問題です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビ、新聞等で報道されて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分かりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題などが、おこることなど
予想だにできなかった。
最近の報道関係で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題が起きたことは、
中央と地方の事務処理の一体化
が弱かったことではないかと考
える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	○本庁　○地方庁
最終官職	以下の中からお該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長期にわたり放置された結果
このような事故が発生したものであり
これは、一部の事業主と、一部の職
員がこのようなことを引きおこした
ものと考えられますが特に方策
はないものと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このようなことにならないよう注意していたつもりですが事故に合った方々には申し訳ないと考えております

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような問題が存在したことは認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 保険課長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①厚生年金番号払出簿以前は単票で管理されていました。この単票をマイクロ化したと思いますが、ある部分の番号(単票)が見当らないものが存在しました。

②2人の被保険者に対し、同一の番号を新たに判例があり、その被保険者記録はコピーにて別保管されていました。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①については、その番号は存在しなかったものと判断せざるを得ないと思っています。

②については、当該番号を有する者が請求した時点で、私庁等の確認をするなかで、記録を正しいものに変更せざるを得ないと考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

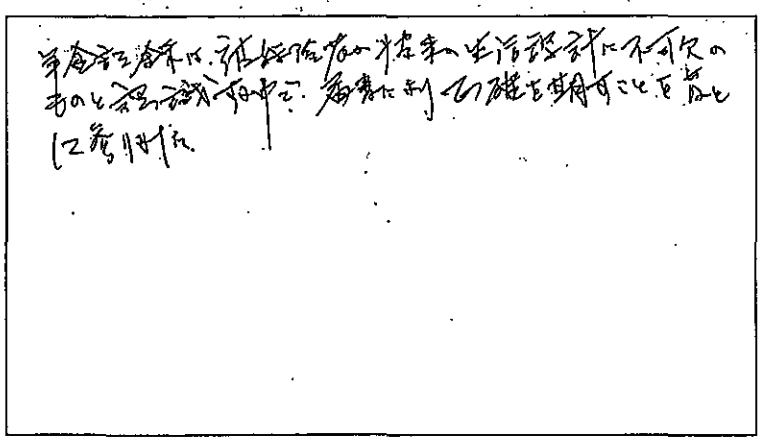

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

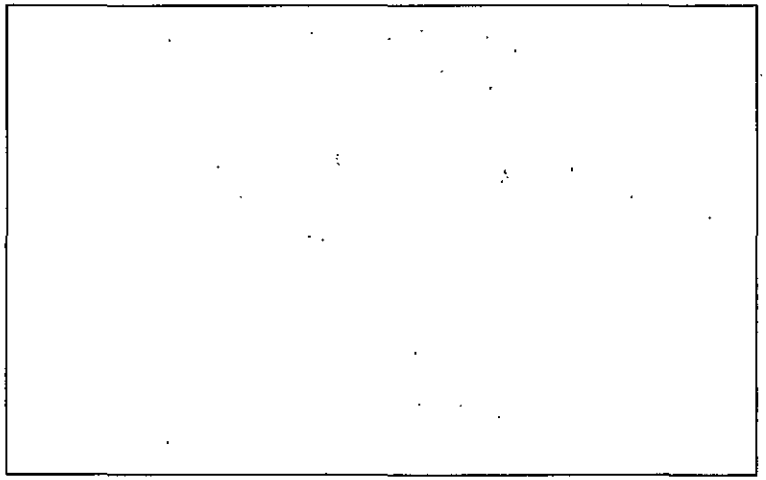

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

● 「さん孔タイプライター」処理した国民年金の資格・納付記録を「紙テープ」で社会保険庁業務センターに進達していた頃の「事故分」(穴の不良による読み取り不能等)で、社会保険事務所に返戻されてこなかった分が多数あったのではないか・・・と、思われる。
(オンラインに移行した際に紙台帳と不一致になった多数記録がある?)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

● 自分の年金加入期間について不審に思っている人を社会保険事務所に呼び出しするか、職員が自宅・市町村役場に出向いて「個人面接」により、過去の加入期間を再確認すれば良いと思われる。

● 現在、実施中だと思いますが、なかなか出向いてくれないのが現状であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 国民年金の保険料督励納付実施の際には、無年金になると思われる被保険者の他の年金加入期間を確認して（聞き取り調査）、不足する月分の保険料納付を指導し、年金受給に結びつけるよう市町村と協議して実施してきた。

- 市町村の国民年金事務の電算処理への移行の際には、市町村の被保険者名簿との資格・納付記録突合等により資格・納付記録の確認・整備を実施するなど行っていたが、加入期間等の改ざんについて、考えたことがなかった。

- 報道されて、はじめて知った。
  報道の内容を見て、こんな手法があったのかーーと、思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 保険料未納者を解消して検認率を向上させ、併せて「年金受給権の確保」を図るため、「都市対策の実施」など市町村を指導し、広報の実施、集合徴収・年金相談等を行ってきた。

- 年金不審になってしまったが、年金に感謝している住民は多い。
- 記録の不備などは改めれば良いのですから、それを悪い面ばかりに取り上げすぎているように思われます。
- 年金制度が今後も「積立方式」で行くのなら、「保険料の納付」の重要性をもっと周知してほしいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれている方策でよいと思います。
最終的には、裁定請求時における対応により解決されるものと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が報じられ5,000万件もあるということに信じられない思いでした。在職中は年金記録は正しいものと信じており窓口においてもそのような対応をしておりました。
新聞報道があるまで知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

従来厚生記録の整備は中間進達で処理されており事故リストにより補正されていましたが、オンライン完成後全件進達し社保庁でベンチ入力された訳ですがこの時に脱洩があったのではないかと思っております。
地方において脱洩があったとは考えられません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶に乏しくお答えするに至りません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局)　昭和61年3月退職時保険課主幹 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、本人からの被保険者記録等の事故リストの補正作業が行われていたが、これは、将来年金を受ける場合は、本人が裁定請求する立て前になっており、その際職歴書を添付することにより、被保険者期間等がおおむね確認できるものと認識していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・社会保険庁(国)として、この事案発生の経過をキチンと説明のうえ謝罪するべき(NHKテレビ等で)。
・一昨年以来のねんきん特別便等の対応にてほぼ解決したと思われます。(最後の1件までは絶対無理)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題が存在することを知らなかった。

○テレビ、ニュース等で２年位前。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○出来る範囲での第一線現場(事務所窓口対応等)対応

○世界に誇る「社保庁のオンラインシステム」というふれこみで切替が始まった訳ですが、各個人の記録を全て数字に置き換えての業務だったと思います。
＝不突合、未統合記録をその時にやらなかったこと＝

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし
ただ、地方で働く職員、市町村の職員が永年に渡りまじめに築き上げてきたことを忘れてはならないと思う。
これらが全て否定されているようで誠に残念でならない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ひとつひとつ丁寧に対応していくことが一番と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

疑重記録のリストの処理が十分ではなかったと思う。将来の年金受給への大切な記録であることへの認識に欠けていた。
昭和49年頃である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は一般職員であったので業務命令に従っていた。だがこの問題が大きく取りとりあげられた平成19年頃は、疑重複記録等は徹底した対応を考えた。

市町村が行っていた国民年金業務を社保庁が国に吸い上げ職員の身分の地方移管を阻止したこと、又その社保庁と地方の隔りがこのような問題となって表面に出てきたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どのような問題があったのか承知しておりません。
「問題」の内容が不明です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金記録問題の存在を認識していませんでした。
退職後マスコミで知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題意識がありませんでしたので対応せず

（記録が整合しないのは、女性の退職金の割となる脱退手当金とか、強制労働者の朝鮮人が労働者年金制度時代の産物と思慮していましたので）

善後策として、記録の整合処理のお手伝いが可能であれば、従事したいと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 医療、管理管 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人の記録は、本人に確認を得なければ解決できないと思いますので、いかに面談できるかと思います。
したがって、現在の早朝時間外、土日開催日を実施している状況を個々に周知すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国年保険料の記録管理は、市町村、社保とでの台帳を管理し、毎年1回全ての台帳を市町村と社保とで照合していたのでこのような問題が生じるとは思ってませんでした。
また、台帳切替時でも転記したものを旧台帳と読合せを行っていましたので完全と思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未納者に対しての納入督励指導状況記録（未納者カード）を永久保存すべきであると思います。
未納者には、台帳の他に未納者カードを毎年作成されそのカードに納入督励状況（納付書発行、個別指導、集団指導、面談内容等）の記録があり経過がはっきり判ります。
~~ので~~ 本人の申立ての食いちがいなどには参考になると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳とオンライン記録の突合しても氏名・生年月日・取得年月日の届けが事実と相違している記録が相当数あると思われるので、ねんきん特別便の送付を行ない回答をもって解決に向う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

古い記録は転職の都度、年金手帳を取得し、氏名、生年月日がその度相違している事例が多数見うけられた。
年金手帳重複取消し処理の時や年金裁定時

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主に対し、正しい届けをするよう指導がたりなかった。
又、オンライン等入後、入力事項のチック体制に問題があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あらゆる可能性を考慮しながら1件1件照合していくしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複雑な就職・勤務状況と社会保険の事務システムが追い付かなかった結果だと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場の声を中央が直接聞けるようになっていれば良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

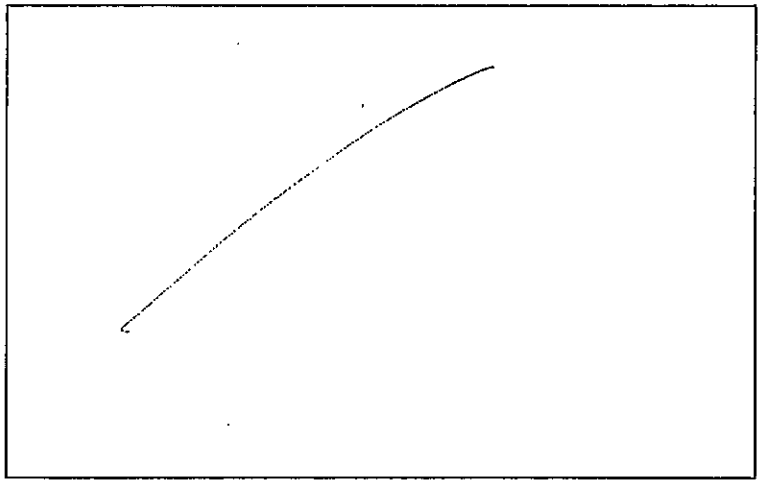

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・制度発足後長年に渡る法律改正、記録管理方法の変更に伴う切替え業務~~は~~時の徹底不足から発生したのではないか!

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・未統合記録!!台帳記録の早期の統合による整理実施

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

消えた記録と言われていく過去の年金記録は、消えたのではなく別番号で管理されていることをきちんと報道してもらうこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金手帳の大切さを認識していない(20代は当然かも…)為は以前から認識していた。実際、年金相談の際の記録調査依頼件数、年金手帳の再交付は、担当課に大きな負担となっていた。

・基礎年金番号導入時の過去記録の統合のお知らせに対する反応が少なかったことから、前社の業務は記録問題発生以前から相談コーナーの1件あたりの処理時間が掛かる案国と思っている項が強く感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録が消えたなどと相談にこられた方には、制度の厚生年金記録の管理方法などを説明し、記録が消されているのではなく別の番号で管理されていることを説明した。

・この問題は"消えた年金記録5000万件"として ネガティブキャンペーンも打たれる様な説明をした事。

年金はいつの時代も"政争の具"。

以上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

周知してあるので現状で良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録もれ(未統合)の方には気の毒であるが、年金請求の時に自分の記録を思いだせなかったことは自業自得である。
宙に浮いた5000万件の報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

統合するように努力して。
社会保険庁(行政センター)の記録が杜撰であったことは弁解のしようがない。今後はこのようなことが二度と起きないようにすること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・予算をつけてもらい、人海戦術で早期に解決する以外にないと思います。

・社保以外の市町村、労働関係、健保組合等の記録との突合も有効と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・場合によっては被保険者の老後を左右する重要な問題と認識していました。
・一昨年、特別便の頃と思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・他の業務と比べて、優先的に対応し処理するよう、心掛けていました。
・もっと早期にこの問題に気付いていれば、現在の状況は変っていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的対応策は見当つかず。現在行なっている作業を積み重ねていくしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号が基礎年金番号に統一された時に、相当数の記録が統一されずに残ってしまった事と記憶している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご本人様等からの問い合せに、1件々丁寧に対応していく。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確な処理をしてきたつもりです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３と同様です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業所によっては試用期間の資格取得年月日の不突合、喪失年月日の「翌日退職日の翌日」等の感違いと等の事務担当者によって結果が出ている。帳簿の改ざんで各年の調査時でも発見できないことが多かった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今は何もそえない雰囲気です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号の管理については、当時から不安に思っていました。事あるごとに事務担当者、事業主の方には年金番号は一本ですと説明しましたが、被保険者まで行き届かなかったのが残念です。当時から、この結果の記録もれが出るのはいに恥していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、年金を受給することが相当先のことであり、従業員の被保険者も関心がうすく、行政としては一生懸命、広報につとめていたのですが、どこかもう一歩ふみこんだ方法があったのかなと思っている次第です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

~~特にありません~~

現在実施している対策の徹底だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

裁定請求時に最終的事実確認
第三者機関による判定　　(正確性と公平性確保に主眼)

報道されているような１年未満の未納について、他に未納期間がないことなどから「納付」とするなどは公平性(１年１ヶ月の未納はどうするか、年金基本権の発生要件に関係する場合など)に問題があり納付しなくともいずれ救済されるのではとの期待感を生み年金制度への信頼感を失わすことが懸念される。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

どのような問題と認識していたか について
地方行勤務で国民年金の担当期間が長く、また20年近く前に退職しているので記憶にないが 年金制度に対する信頼をゆるがすような重大な問題が将来起るとは当時予測できなかった。

問題の所在を知った時期について
近年の新聞・テレビ報道から

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録が約5000万件について
1970年代頃までは手作業による帯務処理（一部は紙孔タイプ）が中心で戦後の混乱期を含め膨大な年金記録が100%完璧に処理できなかったのもやむをえないと考える。（現在のコンピュータ処理など想像できない時代）
未統合記録については、公表の時期、公表内容について慎重な検討が必要であった。この問題がポリティカルマターとなり事実を隠蔽し計画的断脳と思はれることがマスコミ報道され政党間の政争の具に供されるような状況となったのは国民にとっても年金制度の健全な発展のうえからも残念であった。わが国の年金制度は国際的に比較しても遜色ないもので、その充実した内容を広報し積年の埃を一身に浴びじっと堪える現職の職員が誇りをもてるようにしてもらいたい。
標準報酬の適正化について
事業主が商令に定める適正な報告をすることが基本で、高令社会の急速な進展とそれに伴う社会保険料負担の資格について十分自覚してもらう必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金については制度発足時から市町村を異にする異動のさい被保険者本人から申し出がないため新規取得としてしまう事例があったが基礎年金番号導入のさいに調査して整理されたと思っていた。

厚生年金については基礎年金番号導入以前は年金相談で10数件も記号番号を持っていた人にも接し、膨大な量の重複があると認識していた。前歴をかくすために職歴之の欄に生年月日を若がえらせている。採用する側も住民票などで求めず本人のいい分だけだから、名前も生年月日が適当なものが多かった。本人が全ての被保険者証を持っていないかぎり、完全復活は困難だと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民総背番号制がとられないかぎり、適正な年金加入記録の確保は絶対に不可能だと思っていたし、今もそう思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・認識がありません。問題にするとは思いもかなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大きな問題なので、国(厚労省)が中心となって実施していくしか解決策はないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 正確に記録されていると思っていました。
- 退職後に知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 特段の対応は考えていませんでした。
- 反省点としては、日常業務が多忙であったが、過去記録の見直しを実施すべきだったように思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記する事項はありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に思い当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金を受ける為の大事な記録なので、正しい届出にもとづき正しく処理することが必要と常々思い仕事をしてきましたが、結果的に、このような問題になったのは、非常に残念に思っております。
存在の時期については、この問題が表面化して知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私自身も、職員も、一生懸命忠実に仕事をしていたと確信しておりましたので残念でなりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

申し上げることは、ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

申し上げることは、ございません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○知らない
退職して30年以上過ぎ、当時の終戦後間もない日茶無茶の世相のなかで与えられた業務を一生懸命やった----としか記憶がない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○わからない。
○戦後の混乱期の状況を国がどのように認識し、取り組まうとしていているか。----
一面、報道では、いろいろ云われているが当時の職員は一生懸命やってた。
(我々職員で当時の)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

30年以上前のことで記憶がほとんどない。

反省点も特に思い当たらない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後に年金記録問題について知りました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録については、手作業で進達し、その後、事故リストにより処理していたが、当時から事故があったので、やむを得ないと考えます。記録のない申し立てについては、個々に面接し確認をしたら良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に知ったので、問題意識はなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

手作業のため、年金番号の誤記入により、記録の不一致があったのではないかと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し出をすき、可能なかぎり調べるべきと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

受給権にかかわる大切な記録であると思った。
新聞等の報道により。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・年金加入歴等々年金に関する一般国民の認識がまだまだ定着していなかった。
又、行政的にも個人特定等の方法として住基との連動に時間を要した、そして、個人情報の確認も年金法令においては、事業者等に一部委せるなど責任が甘かったのではないか。

・行政の重点事項として、トップは保険料収納対策があげられた(トップ対策として間違いなかったが)そのため、記録管理対策は後手になった(重複記録処理等々もあるがもっと大きな法律的な仕組み等)

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・住基情報等、あらゆる行政との横並びで国民の個人情報(氏名、生年月日、性別、本籍住所等々)を共有できる法律の確立。
(障害となり得る「個人情報保護法」は国民の今後の福利及び充実のため突破しなければならない。)

・年金記録確認(周)知の充実を図る(現時点での方法も良いが、更に有効的な方策をみんなで知恵を出し合い考える)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重複記録、多く、年金記録を正常管理事務処理において
これらの適正処理を行い、記録管理に間違いが
ないよう努めたが、ある程度の記録誤りが発生
していると認識していた。昭和50年以降では
なかか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問２の回答と同じ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

これ程までの多量な基礎年金番号に未統合の記録が存在するとは、認識してなかった。
退職後に知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録の確認作業にもっと早い時期から着手出来なかったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には、年金記録について問題とは認識しておりませんでした。
また、問題の存在を知ったのは退職後です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の可能な範囲で、最終勤務事務所にて、ボランティアとして働かいたしました。
また、反省点としましては、個々の年金記録は最終的に各々の年金請求時に整理されるものと認識しておりました。もっと事前の整備が必要であったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、問題が存在するとは思っていなかった。
なぜなら、年金記録について、問題となるとは思っていなかった。
本問については存じていない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について、問題になるとは思っていなかった。
すなわち、年金記録について、問題が存在するとは思っていなかった
（在籍していたときは、社会保険庁からの通達及び通知により
適正に処理したと思っている。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たることはない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。
(年金記録は正しく処理されていたと思われ。)
(氏名、生年月日の相違及び生存者・死亡者の確認等が必要か。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

わかりません。
(適用事業所から提出される各種届書等により処理しているもので正しく事業を推進してきたと思っていた。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度ごとに別管理とされていた年金記録の一括管理への移行途中であったため、現在報道されているような認識ではなかった。

ただし、行方不明者、連絡が取れない者が居る事実については承知していた。

その他の問題については分りません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

調査等の努力を重ねるしかないと考えていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

脱退手当金について、終戦直後(昭和20年)の脱退手当金騒動は、日本の敗戦と異常なインフレからくる国民の不安は、厚生年金にも波及し、県保険課に請求の群れで、ごった返したと伝えられている。
終戦後、軍需工場が一斉に閉鎖され転を離れた人達で全国からの徴用工員を含めて、20数万人の被保険者が脱退手当金の請求手続きをすませ郷里に帰った後に手当金が支払っている。支給をうけた期間は当然、年金記録から削除される。

女子の被保険者は、2年以上の被保険者期間があれば、脱退手当金が支給された。昭和30年代は当時約90%以上が請求し支払をうけている。
請求にあたって、一部事業主と授受契約をし、脱退手当金の請求者が事業主から、一括して請求され支払している。但し、授受については、年1回授受芸能を行ない、手当金が本人に支払されているか確認している。
一部の被保険者は、脱退手当金を事業所の退職金の一部と勘違いしている人がいたようである。当然支払をうけた期間は年金記録から削除される。

※脱退手当金を受けた者には、支給済の表示(公印)がされている。台帳確認は慎重に行う必要がある。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記の問題については、旧台帳等と支給の有無を確認する方法しかないと思う。(喪失原票はマイクロ化している。)
※マイクロ化の対象
喪失原票、旧被保険者名簿、旧々被保険者名簿、生年月日索引票

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍（昭和30年～）しているときは、被保険者の記録は、正確に記録しなければ、将来の年金給付等に重大な問題が発生すると認識している。

特に、年金記録については、年1回の算定基礎届の調査（賃金台帳、出勤簿、源泉徴収簿等）のも実施し、確認した届書の一部を事業主に通知（松和7年）しており、記録減れ等があるとは思っていない。特に報酬月額の改ざんは考えられない。
（低報酬者、5等級以上降給した者については、厳しい調査を行っている。）

・年金記録問題を知ったのは、平成7年以降で基礎年金番号導入等で業務量増大により、事務が複雑化してきた事による、ミスが発生する可能性があると思った

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応については、健康保険と厚生年金保険は、強制保険であり、共通事項も多く、戦前、戦後を通して、多くの法律改正が行なわれている。事業主として、その都度説明会、通信、又個別指導も行ない、正しい届書を提出するよう指導してきた。

反省点については、
1. 基礎年金番号導入の際の業務量増大に伴う事務処理の不備
2. オンライン化（機械化）による入力ミス（民間業者委託による確認ミス）
3. 労働組合に対する指導不足（県によってかなりの差がある。）
4. 組織の解体により、年金（厚年、国年、健保）保険料の収納率が低下している

※ 当事の健保、厚年保険の保険料収納率は、昭和43年以降、99.9%以上の収納率を上げている。（全職員の協力を得ての成績である。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金相談時、複数の記号番号(4冊から5冊)の手帳を持っている者の多さと、しかも、生年が同じ者で大正であったり、昭和であったり、また、氏名には戸籍上「子」がついていないのに○○子としたりなどの誤りの多さに驚いた。

(注)生年の誤記は入社時、年齢制限をくぐるための意識的な誤記。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

このような問題は、これまでの方策で解決されたと思われるが、複数の手帳を持っていたが、長い歳月の間に何冊かは紛失し、その事業所が厚生年金保険適用があったかどうかも忘れてしまっている者がいる。どうするか。

これまでとられてきた方策を反復して行う。私には他の方策は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度の仕組のなかで、年金記録は最重要事項である。その者の年金受給資格・年金の額は、年金記録のみによって決定されるからであり、適切で正確な年金記録の維持は年金制度運営の基本であるという認識をもつ。

また、このような問題が存在することは、昭和36年4月拠出制国民年金発足時に強く認識するようになった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金では、保険料の納付記録の正確を期する対応として、社会保険事務所の被保険者台帳と市町村の被保険者名簿の突合を定期的に行った一時期があった。

反省点として、「自分の年金記録は、自分でも管理する」という、自己責任意識の高揚をはかる必要があったと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・(国民年金課) e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そのような問題につきましては、存じあげておりません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の記録に関し通知されたような問題が膨大な数存在していたことにつきましては、ただただ驚くばかりであります。社会保険庁が、この問題の解決に向けて被保険者であった者や被保険者に対して「ねんきん特別便(後発性特別便)」や「ねんきん特別便(全員特別便)」を時をおいて送付し、その回答により記録の確認を行って修復作業を進めておられることにつきましては、報道等によって広く知しております。しかし、これらの措置等によっても、解決不能なケースにつきましては、被害者が高齢化している実態等を考慮しますと、公平性を基本におきつつ救済措置を講じて行く必要があるのではないかと思われます。そして、国民の年金に対する信頼を一刻も早く回復させてほしいものと思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金の記録は、将来の年金受給資格や年金額に直結するものであり、その業務は、当然のことながら極めて重要なものであると常に認識しておりました。

2. このたびの年金問題が存在することを知ったのは、確か３年ほど前、衆議院厚生労働委員会で、この問題が議論され、それがマスコミで報道されたことによってであります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金記録問題の内容をみますと年金記録管理方法の変遷~~制度~~過程で生じたものが多いようであります。
年金制度は長期にわたるものであり、その間、時の経過とともにより時代にマッチした管理方法に変更して行くことは、当然のことでありましょう。

2. 在職中、直接、この処理業務を担当したことはありませんが、変遷の都度、より徹底したチェック態勢のもと、正確かつ円滑な移行を図って行くことが必要なのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 勤務事業所がかわると原年の記番号が新たに交付される事例が多かったので（事業主、被保険者の不知・不注意などのため）、後日「資格取得」の処理をしても統合もれが完全には防げないと懸念していた。
…当該業務の担当時から

② 被保険者名簿や被保険者原票は材質が「紙」であること、その記録はインクやボールペンによる手書きであることなどから、遠い将来破損又は判読不能になるという懸念はもっていた。
しかし、これらによる記録は、原年記録として地方から社保庁業務課へ送達されたので、原年台帳の補完的なもの（原年の記録とはいえない）と認識していた。
…当該業務の担当時から

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 生まれたら即付与される一人一人固有の番号を使う以外、完全な解決策はないと思っていた。しかし現実的には不可能なことなので、資格取得届の処理にあたり最大限の注意を払い又広報、指導を心がけるのが限度であった。

② 組織の一員としてであるが、被保険者名簿の破損防止対策としての補強や、被保険者名簿と被保険者原票のマイクロフィルム化による恒久的保存、マイクロフィルム索引のための原年記番号順、生年月日順、氏名別の索引簿の作成などに関与した。しかし原年記録の本質の問題ではなく補完的な対応である。この作業は

＊ 当時の事務処理レベルでは（やむを得なかった）前近代的な事務処理の結果がこのような問題につながったことは否定できないが抽象的には国民一人一人の大事な記録を扱っているという認識に100％以上がなかったといわれるかという反省はある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 思い当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

詳細は記憶に無いが昭和50年頃マイクロフィルムを導入する際であったと思う

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不明

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特記事項なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中においては、特に問題意識はなかった。
社会保険庁、社保事務所内の連達で全て記録されているものと思っていた。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者(国民)が自ら記録出来る制度を作る(年金記録帳)

又は、基礎年金(国民年金)の無条件全員支給制度の創設。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題に対する認識はほぼなかったと言っていい。
窓口に来た受給者が、本人が忘れていた記録が見つかったと言う事を[redacted]言っていたとの報告を受けた事もある。
記録問題を意識したのは退職後の平成14～15年頃である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基本では制度発足後の[redacted]手作業による記録で判読不明のものが多い。
又、本人の記おくと、役所の記録との不整合があり、単なる救済もむずかしいと思う。
現在、手で持った記録を正確に[redacted]いくことが必要ではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方庁に保管してある旧台帳や原票と現在の記録社会保険庁管理の場合をして、紛らわしい記録を地方庁に照会し、事業所、市町村等に照会して再度突合を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、知らなかった。
退職後 テレビや新聞等の報道で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合、地方と社会保険庁（業務センター）との連携が取るべかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票　③

(質問１)

平成７年に退職するまで地方庁勤務として、現業事務に直接かかわる立場にありました。

年金業務では年金専門官も経験し、窓口業務で来訪する年金請求者や年金受給者等の方々に接した業務を経験しています。

加入者の年金記録に脱落が生じ、その発見が困難を極めてしまう最大の要因は、転職する度に事業所から提出される加入届が、本人の申し立てで新規加入扱いとして提出されたため、別々の年金番号が付与されてしまったことが主因です。

同一人が番号を５件や６件持ってしまったため年金番号の重複取消に来訪するケースもめずらしくなく、併せて生年月日訂正を要するものも多々ありました。

特に３ヵ月や半年位で職場を転々とするような場合には、事業所に提出する履歴書には、その状況を敢えて記入しない傾向があったかと思います。

また、女子については採用条件に合致させるため等の事情から、生年月日を偽るケースも適当にありました。

更に困難を極めるケースとして経験したものでは、同棲している男性から逃れるため職場を転々と変え、氏名も生年月日も全く架空のものとして届出て、各地の温泉旅館に勤務した女子従業員もいました。

事業所から正確な届出があるものとする性善説で構成される運用の基本から、やむを得なかったことと思いますが、後からの反省とすれば「新規加入者」の届出だけは住民票を添付させることにしていたら、その後の究明も容易で、脱落はかなり圧縮できたと考えます。

(質問２)

住民基本台帳等を活用した「名寄せ」等あらゆるケースを想定し究明に努めていると聞き及んでおります。

永い期間の経過がある中で事業の廃止や倒産などがあり、本人の申出を待つ以外に究明が難しいものもあると思います。

意識としては１件残らず解決する意気込みも必要ですが、前記（質問１）したように究明不能のものも生ずると考えます。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人からの申告が正しく行なわれ、正確に事業所からの届出が確保されれば、事後に多少の修正を要するものが生じたとしても、問題が生ずるとは想定していませんでした。
問題が存在する事実を知ったのは、この数年間で、マスコミや国会審議等による指摘が始めです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前記質問１に記載したような実態等もあるなかで、全てについて確認し直すことは、必要性の失われたものにも注力するムダを生じます。
年々急増する年金請求の提出がある状況で、少しでも迅速かつ正確な処理が求められる状態にあるかと思います。
その点をふまえた総合的な事務の推進にご尽力ください。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者・退職者
所属	本　庁・地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題に関して、現状以外の事は知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記に対策など特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後20年も経過している。在職当時は年金制度が改悪する将来に向けて、社保職員の一員として使命感と責任感をもって対応していたつもりです。したがって全国で理解されているような、記録問題がある事に大変おどろいている。

当時としては年金制度は将来の問題で、事業主並びに事務担当者等の認識も低く、例えば中小企業など短期間で転職する被保険者の多くは、複数の年金手帳と所持(なかになれる、生年月日も不一致)しており重複処理に苦労したため、改悪した将来は膨大な年金記録の管理・記録統合、保管等で大変な事務作業になると認識していた。

その問題は最近の報道等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の立場にたって、意欲と使命感をもち業務に携わっていたので、特段の問題点は考えられません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

誠意を持って 正しい情報を伝えていくことしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和６２年ごろから国民年金や厚生年金の業務を担当していましたが、

① 国民年金の記録については、市町村からの届出や報告に基づき法律に沿って整備してきたので、記録の誤りや改ざんはほとんど皆無と言ってもいいと思っていました。また、記録の疑義等については、社会保険業務センターからの照会に基づきほぼ100%調査し進達していたので自信もありました。

② 厚生年金の記録については、事業所の届出に基づき、被保険者原票を作成しそのほとを進達していましたが、その後、年金相談を担当した時に、会社に採用してもらうために生年月日を偽って履歴書を提出し採用された者、前歴を隠して採用された者等年金手帳を紛失・持っていなかった者の話を良く聞きました。

現在発生している年金記録問題が存在することを知ったのは、平成９年に退職した後のことでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長年蓄積されてきた膨大な量の年金記録を全て調査することはとても不可能だと思いました。

これから年金を請求される方から順次、十分調査し説明してあげるべきだと思う。

全件調査を期限を定めて発表すべきではなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません(存じあげておりません)

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、解決に向けてご努力なされておるようですが、新たな方策は難しいのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入される以前は、各制度毎に年金手帳が交付され、重複交付もあったと思います。
古い記録には、氏名や生年月日等が正確でないものも見受けられました。(調査依頼等で判明。届出が正確でない事例多い)
~~事業主の~~

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主や被保険者の負担が増加しますが、例えば資格取得届に住民票等を添付していただいておけば不明のまま残る記録を減少させることができたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会一般に知られていない問題とおもいますが、
思い出すことが出来ません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時の新聞記事を見たときに年金問題が
こんな大きな問題になるとは夢にも思って
おりませんでした

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時には、こんな問題が起きるとは夢にも想いませんでした
又知ったも新聞記事がでてからで、いつころかも年、月、日も忘れてしまいました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題に対して、どのようにしようかと云われても考えは出ません　反省はしております
回答にならない返事で誠に申し訳ございません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) 事務所長 事務所課長級以上 その他(事務所)	

(注1)「区分」　現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」　人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別になし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和31年４月に奉職当時、厚生年金の記録は、地方庁で、健康保険の事業所単位の連名簿とは別に、個人別の紙台帳で管理していました。それを一括して社会保険庁に移管し、その後は厚生年金と健康保険の記録を上下に連記し、厚生年金の記録は切り離して進達する原票方式になりました。その後現在の方式になったわけですが、その間、社会保険庁で地方庁から送られた膨大な記録がどのように統合管理されたのかは知りませんが、大変なことだったと推察しています。

現在のように当年金が徹底する前は被保険者の認識が薄く、転職するごとに新番号を取得する者もあり、このような状況では、社会保険庁でどのような管理をしていても、年金の裁定請求時に職歴を書かせて、統合処理しなければならない者が大勢いると認識していました。

被保険者の意識も変わり、すべての業務を電算処理している現状を前提に、年金記録問題に対応するには限界があると思っています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一定期間の調査を終えた時点で、多少問題があっても、性善説の立場にたって、一括救済をし問題を終結させる必要があると思う.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・当初から国民年金業務が市町村毎任事務であったこと、それに伴い、保険料が自納納付、検認という複雑な納付方法であったこと。
・基礎年金番号導入時の記録統合がおろそかであったこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・保険料の徴収率、検認率至上主義が事業実績を支配していたこと。
・行政姿勢が、すべて受身であり「申出があれば調査する」姿勢であり積極的に行政サービスに徹する気概がなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未突合の記録の氏名、生年月日、事業所記号、期間を出力して現場の中にある同性同名者の記録の中に上記の記録があてはまるかどうか検証する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時
問題と考えていませんでした

問題の存在は報道で

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

(質問1)

○　特にありません。

(質問2)

○　報道から伝わってくるのは、職員が悪いとのことである。社会保険事務所の仕組や体制事務処理に問題があっても、其の事が全てではない。正しい年金記録は、事業所からの正確な届出がなければ成り立たない。

(以前、一般的に、まだ年金に対する意識や関心が薄かった頃、次のような事例も多く見受けられた。)

1、事業所の届出が事実と異なる

・当事者本人が偽名を使っていた事もあった。また、氏名・生年月日を軽い気持ちで変えていた。(カタカナの名前にしたり、二歳位若くしたり等)

・手取り額が減少するため本人の希望で取得届の提出がなかった。特にパート等勤務者に多い。

・事業所が二重帳簿で対応していたところもあった。

・事業所の事務担当者(小規模事業所など)の年金制度の理解不足から生じる誤った届出

2、本人が転職を繰り返す中で、年金番号を複数取得して、年金手帳を紛失した場合。

・紛失した年金番号の時に勤務した事業所が思い出せないため、記録が判明しないケースあり。

・紛失した年金番号の時に勤務した事業所名称や所在地を覚えていても、社会保険に登録してある「事業所名称・所在地」が分からなければ、記録が判明しないケースあり。

回答票④

(質問3)

○　年金記録問題は退職後に報道などで知りました。現職のときは認識していません。

(質問4)

○　幾多の改正を経て、現在の制度が成り立っている。報道からは年金制度に対する不信、不安だけが強調され伝わってきた。制度上の問題点などを検証して、改善策等を発信することも必要。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	・　本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h.)その他(事務局) 医療管理官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、仕事量が多く、基礎年金導入時の作業や名寄せの作業等を夜遅くまで行った記憶があります。
年金数理上では、色々の事を想定している訳ですから認識はしていましたが、これ程とは……
この問題が存在することを知ったのは、国会や世の中が、騒いだ頃と記憶しています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

花社会保険に対する風当たりは強いものがありましたが、せめて、一所懸命であった事を説明し対応しました。
現時点では、現職員の方々と、多くの皆さん方が考えた方法で続けて一人でも多くの方々を年金に結び付けていただければと考えます。(もし誤りがあれば)
年金は長い間の仕事ですから、これからは、この様な問題が起らない様、方策を講じて下さい。
(法律的に)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (※)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段承知していない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

掛金を納入した者が（受給者を含め）不利益にならない対応が必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大切な記録と思い、適切にお扱いしていました。
マスコミで報道されて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

公務員はサービス業であると言う認識をもて、被保険者（※被保険者であった者）にとって老後（障害等を含む）の所得をする重要な記録であると言う認識が欠けていたのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録照合がベストと思量する。
本人の申立ては信用性は乏しい

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に大きな問題とは考えていなかった。

平成17～18年頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所から社会保険庁へ送付した記録の進達

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

非パートタイマーで会社に勤務していたにもかかわらず(半)以上勤務社保未加入。
脱退手当金受給者にもかかわらず昔のため記憶喪失にしてしまった。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決に向けての方法ですが長期間昔の問題ですので全面解決は非常にむずかしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度にすいて社会的理解と認識が甚く希薄であったと思われます。
マスコミ等で報道されるようになってから知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

老後の生活に欠かせない制度なので国民に周知の理解を図り国民の期待に応えていかねばならないと思いました。
反省点として年金記録が統合されて基礎年金導入時に３～４年かけて解明できなかったのが残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保存されている旧台帳等を確認する方法と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金給付を確認する重要な台帳であり、的確に管理しなければならないと認識で対応した。
消えた年金記録など考えられない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

誤りは許されないと慎重に対応した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 各種の届書は、事業主が届出義務者であること。
2. 保険加入事業所としての適用事件(強制・任意)が一般的に承知されているか。
3. 基礎年金番号が被保険者の職歴(加入履歴)に基づいた(経過重複処理等)整理が完全にされたものであるか。
4. 脱退手当金受給事実を承知しているか。又、支給された期間の効果を一般的認識としているか。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不統合記録に加え、自後、当該記録の該当する事(地方)へ送付し、速度に調査を進めること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

人為的ミスに依る若干の問題が発生するだろうとの推測はあった。
オンライン化に伴う事務処理過程，帳票（手票）等の切替え過程等に於いて

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

確立された基礎年金番号に依る記録の徹底管理と年金財政の確保に厳に努め、国民の年金制度に対する十分な理解と認識を得たうえで、国民が安心出来る年金にしなければならないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（厚生年金）年金権は請求主義であり、年金を請求するにあたって本人自身職歴をすべて把握できるという前提があった。しかし、私が窓口を担当した昭56～59年当時、年金手帳を複数持っている者、正しい氏名、生年月日で届出していなかった者、勤務事業所を忘れている者など、特に職を転々とした者に多かった。また、事業所、本人はもちろん社労士においても、手帳がなければ新たに番号を取得するという話をよく聞いた。特にコンピュータ化される前の切替記録、それ以前の記録については、確認の事務量がぼう大化し、混乱が予想された。

（国民年金）平14.3月までは事務所と市町村の記録管理をしていたので、そう問題はないと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記理由から、年金記録は、事務所窓口で個々の被保険者から聞き取りで記録を整備し積上げていく以外対応は困難と考え取組んできた。コンピュータ化については方で全国統一的に段階的な年次計画に基づいて大事業として実施された。以前の記録を切替えたことにより、容易に検索可能となったことで、事務処理が飛躍的に進んだ。

（反省点）

戦中から発足した厚生年金、制度発足時から一生を通じて記録管理しなければならないという認識に欠けていたのではないか。

反面、コンピュータ化しなければ、基礎年金番号導入や個人に年金記録を見せることはできない。制度が社会の変化に対応できなかった。

国民年金については、自主納付であることから、制度に全く感心を示さない層がある。免除に該当していても申請しないなど、制度の抜本的見直し（税方式など）必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方策を徹底してゆく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決に向け、今後予定されている施策を実施すればよろしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録をオンラインに載せず紙台帳やマイクロフィルムで管理していたのは承知していたが、これらの記録は、年金の裁定請求時にご本人の職歴と突合の上、漏れていればオンライン記録に追加して年金を支給していた（ご本人が忘れている職歴もあることから、本人と思われる記録については、請求時に会社名のヒントを与えるなど、記憶を呼び戻してもらうなどの対応を行っていた）ので、あまり問題視はしていなかった。

平成１７年頃知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別な対応はしなかった。

基礎年金番号導入時の記録整備について、国家的事業と位置づけ、予算や人的措置を十分確保して確実に整備しておく必要があった。

オンラインに収録されていない旧台帳記録についても、オンライン切り替え時に予算や人的措置を確保して整備しておく必要があった。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(現職者)　退職者
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全件調査をし整備を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合はあると思っていたが、5千万件あるとは思わなかった。
早急整備すべきと思った。

マスコミ等で報道されるようになった時。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全事務所、事務局、年金相談、記録回答。

研修等、教育の必要性。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合記録の存在は知っていたが、問題とは認識していなかった。請求時に統合できると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を導入した時に徹底して統合を進めるべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別段ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合等の年金記録整備を順次実施していると認識していたが、記録媒体の範囲や具体的数値については、公表時点まで認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙とペンによる手作業時代および磁気媒体化に伴う入力作業等において、膨大な記録量に比しての定量的制限等の中で、チェック、再チェック、再々チェックが十分であったか。また、基礎年金番号等入時における記録整備の徹底を十分に図るべきであった点は、最大の反省すべきことであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記事項なし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題とは全く知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1、年金記録については問題が全かったと思う。(在職中)

2、数年前に国会で審議されて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分らない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号が一本化されていないことにより手続が複雑化していた。
（被保険者が職を会社を変えたときの手続）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早く一本化すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞、テレビで見聞きしたこと以外の情報は持っておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金関係については市町村の協力は頂いていないのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金については記録の正確を期するため、台帳が見当らないときは仮台帳を作成して記録したうえで保管、本台帳が保管場所に戻ったときに転記するということをしたり、又管内の全~~強制~~被保険者について市町村保管の名簿の記録との突合を行ったりして、工夫を重ねながら、記録漏れや誤りの防止に努めていました。(紙台帳使用当時)。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の台帳は40年以上保管しなければならず、又年金の受給権の有無と年金額は保険料の納付月数で決まるということから、台帳の取扱いは丁寧かつ慎重に、記録は正確をモットーに処理を進めていました。(紙台帳使用時)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、面接調査を的確に実行して、記録データーを調査する。

2 今後の対策として 適用届に年金手帳の添付のない者については 住民票等添付させ審査する。

3 年金制度の充実は保険料の徴収を強化することにあり、すみやかに国民皆年構想を実現させる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後20年以上経過しておりますので分りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中はトラブルもなく経過しましたので問題点については知りませんでした。
問題点を知ったのは何年前か不明ですが新聞報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題点については新聞報道で知りましたが退職後20年以上経過しておりますので分りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金手帳番号の重複取得者について、当時は、転職を繰り返すごとに、氏名(ふりがなの後記)、年令、職歴、住所変更等を故意に偽って、資格取得値を提出し、複数以上の年金手帳番号を不正に取得するケースが横行していた時代です。
こうした問題をその生っ放置することは「オンライン業務のスタート」「本格的な年金時代の到来等」重要な時期を目前に控え、将来の年金業務に支障を来たすものと認識していました。
このような、加入者(受給者)のウラの実態は葬り去られ「ずさんな業務」「ほいた年金」等々対保庁に対する一方的な興味本意の報道に直面し、無念で憤りをおぼえます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一人一年金手帳に整理統一する臨時業務はすでに全職員が全力投球して取組んだ経緯があります。
この業務は、コンピュータにまるマッチングのほか、本人の申出に依存する面が多く、チェック方法には限界があり、困難を極めました。このことが結果的には「未統合」の要因の一つになったものと考えます。
今後は、計画どおり各家庭に「年金通知」を送りつけ、①その回答内容を軸にして、事後処理を徹底すること、②納税者番号を制度化し、基礎年金番号は、このネットワークを活用すること。
以上のとおり事務処理体制を確立することにより、この問題は解消するものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

回年保険料の短期間未納者（途中の期間が、例えば、3カ月、6カ月、1年等）の記録問題について、マスコミは「社保庁の人的ミス」「不正行為」が原因とした報道を繰り返えしてきました。

当時、社保庁では、これらの短期未納者に対しても、長期未納者同様に、次のとおり、人海戦術、媒体を駆使した納付勧奨を実施してきました。

記「徳先生収、電話催告、イベント会場での集合生収、チラシの配布、市町村、年金額への協力依頼」等に。

このような実績をふまえ、社保庁はマスコミを通じて「反滞すべき」と認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社保庁の納付勧奨に対し、加入者（受給者）側の反応は、風潮として「年金は老のこと」との安易な考えで滞納していた者も相当数にのぼっていたと記憶しています。

こうした過去の状況を考慮し、第三者委員会の審査は、現状どおり厳正審査を継続し特に、証拠者（領収者）高持たない者に対しては、慎重に対応してほしいと考えます。

反省点としては、納付状況の台帳への記録（市区町）事務が切り組で単純すぎて、人的ミスを引き起こす危険性は感じていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別の問題は承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

既に21年以前のこと、当時は宙に浮いた年金記録などいわゆる不備な記録は事故リストにより補正処理してきたので、時間の経過から在る記録は総て適切に処理され年金記録問題を生ずるとは思っていなかった。また、この問題の存在を認知したのは テレビや新聞で報じられるようになってから（近年になってのこと）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は、入力後のチェックを確実に行うことはもとより、入力担当者以外の職員がチェックすること。さらに、記録の入力の誤りは事務器が自ら発見告知するような「システムの統力アップ」を図ること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に認識している事項はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録
誰れのものか分らぬと云われている資格期間については、地方庁が被保険者名簿を現在も保管管理しているのであれば、事故内容を照会し、手作業による追跡調査が考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、地方庁からの記録進達により、正確に処理されているものと認識しておりました。そのため、現在のような問題が発生するとは考えておりませんでした。

問題発生を知ったのは、新聞、テレビの報道からです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問前段については、認識していなかったので、対応について考えた事はありません。

後段について、思い出すのは地方庁より進達（年金記録）された古い記録（旧台帳分・名簿管理分）の統合処理を先送りした（在職中聞いたような気がする）結果と考えます。

地方庁は、社保庁（業務課）の指示に従い正確に対応してきたと自負していた事が、反省点となります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに実施しているようですが事故となっているリストを名簿、台帳等と照合して訂正を続ける以外思いあたりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来、年金受給権、年金額などを決める大事な記録なので担当していた時は、正確な処理、適正な管理を心掛けていた。

この問題存在することを知ったのは、テレビ、新聞等で報道されてです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後、20年近くが経過している対応は、

切替作業の際に発生したものに思われますが担当外でしたので詳しくは解りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1、昭和32年頃年金業務室スタートに際し年金記録台帳を転記して各事務所から送達する作業があった。
この作業は短期間に大量の事務処理で、台帳を全転員に配分し(家に持ち帰り)徹夜で仕上げたことがあった。(予算措置もなく、平常業務は手いっぱいで他方法がなかった。)もちろん読み合わせ等時間的予裕もなく処理され転記ミス等過酷な条件の中では当然考えられる。

2、生年月日や氏名の相違について
年金相談のときに厚生年金被保険者証(現在は手帳)を何枚も持っている人が多くそれぞれ生年月日が相違していたケースがありまた氏名についても旧姓のものや通称名のものなどのケースもあった。
生年月日については求人条件内に年令をごまかしたケースもあり訂正すると解雇されると指示に応じないこともあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、については50年以上も経過して現在では該当被保者生存率も低下し所在もつきとめられないのケースも多く対応できないと思います。

2、については、本人の申し出になったよろしか方法はないと思う

その他 手作業処理の時代に作業量が年々増加し公務員削減問題と重なり過酷な勤務条件のなかで細かい点まで目がとどかず今になってくやまれてもどうにもならないと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の受給権を確保するための非常に重要なものであると認識していました。
最近になってテレビや新聞で知り非常に残念と思っています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

もう少し若くて元気であれば、問題の記録を点検に社会保険事務所へ行き役に立てればと思いますが今は一日も早く解決を願っています。
各事業所の人事担当の方や被保険者の方々が制度の重要性を認識していただき社会保険庁職員と一丸となって対応すればいろいろな問題は最小限度にできたのではないかと思います。
いずれにしても、社会保険事務所窓口で1時間以上待たせるような人員不足の状況では、何も出来ないと思います。国会議員が口先できれい言を言っても根本的な問題を解決しなければ何もなりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後20年以上この問空白なので分りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、トラブルもなく経過しましたので分りません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題点は、新聞報道で知るのみで分りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険業務に従事したものとして大変恐縮に存じますが、解決に向けてのよき対策案は、浮かんで参りません、申し訳ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職期間中においては、このような問題の存在は知らされてはおりませんで知り得たのは、マスコミの報道によるものでありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

頂いた別紙、「※年金記録問題事象」を拝見して反省すべき点は、処理した書類の正否突合審査（事後点検作業）が疎かにされていたことによる結果であろうと考えられます。

また、消えた年金（被保険者期間）問題については、徴収成績競合の狭間で生み出された現象であり、成績優先主義で後々に生じてくるであろう異常事態に、関心が向けられなかったことによる結果と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

（質問１）

１．被保険者資格取得届を提出する際、被保険者が事業主に申しでた氏名・生年月日が戸籍どおりでなく、通称を使用したことがあると思われる。

（年齢制限のある職場に生年月日を偽って入社した。戸籍の名前はカナ文字なのにひらがなにしたなど。）

氏名・生年月日など戸籍に基づき提出することが義務付けていなかったことがあると思われます。

２．前歴のある従業員の採用を避けたい事業主がいて軍歴・職歴を隠すことで以前勤務していた時に交付された厚生年金被保険者証があるのに勤務したことがないとして、被保険者になったケースがあり、転職するたび新しい厚生年金被保険者証の交付を受け、一人で複数枚の厚生年金被保険者証を所持し番号が重複するだけでなく、被保険者記録も同じ枚数が作成され重複管理されたことになる。

３．採用後の被保険者資格取得について（試用期間）

被保険者とするには試用期間が３か月乃至６カ月ぐらい経過しないと本採用されない時期があって記憶している昭和２７年以降も相当期間存在していた。

４．昭和30年前後、脱退手当金の支給要件は、結婚または分娩によって資格喪失した場合に厚生年金保険の資格期間２年以上あれば受給できたため、事業所の担当者が委任を受けて請求書を提出していたことがありました。

（質問２）啓蒙推進が第一と思います。

回答票④

（質問 3）一部年金記録問題が存在すると思っていましたが、厚生年金記録の事故リスト(突き合わせできないままの疑重複と思われる記録)で補正されたものと認識していた。

（質問４）また、以降の反省点として。
１．厚生年金保険の厚生年金記録の事故リスト（突き合わせできないままの疑重複と思われる記録）が該当する事業所の社会保険事務所あて、照会文書として送付され管理してある被保険者名簿等により照合・補正できるものは補正し回答した。
被保険者が在籍する限り５年位の標準報酬の記録をして、記録用紙（原票）が満杯で記入できなくなると切り離して「中間記録」とゴム印の表示をして業務センターへ送付。退職者はその都度資格喪失年月日を記録し送付した。
　被保険者５年位のまとめた記録でなく、２年間隔ぐらいでその都度原票を送付するのがよかったかなと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い。
あまり遠すぎる将来のため年金がもらえるかどうかわからないので今晩の晩酌代にした方がいいと聞いたことはある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新規取得には、年金記録は何十年か後に必要となってくるものなので、正確に記録することが重要であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大量の取得喪失報酬額の訂正等の処理のため忙殺されて将来のことは考えていなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に何もしなかった。

職員としての自覚が足りなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険名簿や台帳等の記録を担当していた時は、当然将来の年金受給権のみならず、健保の給付や年金額を決定する上での一番大切な基となるものであると自覚し、通常にもとづき適正な事務処理に心掛けていた。又、上司からもそのように指導されていたものである。
したがって、現在の様々な年金記録問題が発生するとは思ってもみなかったことである。
（なお、平成18年頃の新聞報導等で問題があることを知りました。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

提示された年金記録問題の事象では、オンライン移行時のカナ文字変換が正確に行われ、その確認が十分であったか、又事故リストなどが全件に亘り徹底した調査がなされたかなどが考えられます。
なお、オンライン移行時の事務処理を担当した経験がないので判然としないところであります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

テレビなどで報道され初めて知った次第で当時問題となった事項など記憶にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

文書で照会、回答を相当数重ねて行っているようですが記録専門だけ対応する係など設置し、あとは人海方式で少しでも解決がされてはないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・被保険者個人から加入期間の照会はあったが問題として提起されたことはなかった。

・テレビ、その他の報道で初めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・OBとして特に団体として対応行事はしていないが、地方事務局の要請により間接的に事務処理（内部）の応援に協力した。

・現職当事は問題にも上っていないので反省点としては意識しないが、昭和50年代前半まで高中戸（業務課）からコンピューター化された事故リスト照会の訂正などに専任の係があったなら記録の細部まで補正できた。

また、事業所に対し、新規採用者が再就職の場合、既存金被保険者証の提出を徹底させれば新規払出しがおさえられ一生一番号で年金記録も複雑にならずに済んだと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既存の会議とは別に、もっと幅広い分野の人材を集めた専門の会議を立ち上げて検討されたらと思います。
また、日本と同様の方式で年金制度を運営している諸外国の記録管理の仕方等も、すでに検討されたのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一年程の事務所長在任を除き、昭和36年の制度創設以来、国民年金一筋に勤務してきました。
文書勧奨や戸別訪問等により、多くの被保険者に接してきましたが、常に未加入者や未納者の解消が業務の中心にあり、現在のような状況を推測することができませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件・1件 処理する以外ないと思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、年金記録問題等について
特に認識等はなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳からコンピューターへの入力時に
問題があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退転して相当の年数が過ぎているため
どのようにしたら解決するか施策が考えられません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は 地方庁からの記録 進達により
正確に処理されているものと 認識しておりましたから
このような問題が 発生すとは 想像もつきませんでした

問題発生を知ったのは、新聞、テレビ等の報道からです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前段の質問については 認識していなかったので
考えたことは ありません

後段については 地方庁は 社保庁の指示に忠実に
従がって 業務を行ってきたことが 反省です

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金の手帳を重複して持ち、それぞれに納付している場合、過年度納付で、時効により一部期間について還付している場合などの違い。その他住所地の変更により納入方法の違いによる未納などを。
対処方法など特になく、①本人の記憶をたどる、②住んでいた当時の市町村に照会する等

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1で述べたとおり旧紙台帳から新紙台帳への切替え時における、記録洩れ、誤りは認識せざるを得ないが、これらはその後の市町村との台帳との突合（市町村が台帳を持参し、事務所の台帳と突合する）を数回行っており、間違いは補正されていると思われます。オンラインで裁定事務が行われる時には、補正もでき、今このように問題が発生するとは考えてもみませんでした。
このような問題が存在することは、マスメディアに取り上げられまでは知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧紙台帳から新紙台帳への切替え時の記録の洩れ等については、後の市町村との記録の突合等で補正が出来ているものと考えます。
その他の問題として、埼玉県は被保険者の伸びに職員定数の増が追いつかず、さん孔タイプライターによる納付記録の進達など、女性アルバイトに頼らざるを得なかった、又機械の台数も少なく、余り増やしてもらえず、多少なり支障を来していたのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

【質問１】

［国民年金関係］

（現在の年金記録を問題視するには、紙台帳の管理システム及び、旧紙台帳から新紙台帳への切り替え、そしてオンラインシステムへの過程は無視できない。）

（１）　旧紙台帳時の納付記録は、市町村から進達された検認票（納付済書）の納付年月日で台帳に記録、その後新紙台帳時には単に納のゴム印に変わる。
その年度が終わると、印紙を貼った台紙（年金手帳から切離した）が進達され紙台帳との納付記録との突合が行われた。

（２）　被保険者の異動時（管内の市町村異動、管外に係る市町村異動）には紙台帳の移動及び要求、送付が行われた。

（３）　台帳の移動等事務処理中には、本台帳が所定の保管場所にはなく、仮台帳による事務処理となる、転出している時は管轄する社保へ納付記録等の通知書を送付。

（４）　オンラインシステムへの切替えの最初の作業が、旧紙台帳から切替票の作成、作成された切替票から庁業務課においてキーパンチャーにより紙テープ作成された、事務所ではその紙テープにより住所を入れた新紙台帳が作成され、旧紙台帳との突合、納付記録の転記、そして新紙台帳による納付記録の進達等が行われた。そしてその間に移動した被保険者の新台帳の送付等も行われた。

（５）　その後オンラインシステムになる前に、被保険者の住所の切替、検認記録の磁気テープによる進達が始まる。（何れも市町村からの磁気テープにより進達）

（以上前記より）

（１）　検認（納付）記録の旧紙台帳、新紙台帳へのゴム印による記録作業（職員→女性ルバイト）の非効率的な作業（当時としては仕方がない）と、記入誤りは否めない。

（２）　仮台帳による処理は相当な数となっており、最終的にはその全てが処理済となっかは疑問が残る。

（３）　台帳移動時（被保険者の転出入による紙台帳の送付或いは交換会）の紛失等。
（一例　台風により郵便受けから、台帳や領収済通知書が飛ばされ川に流された。）

（４）　オンラインシステムになってからの記録の漏れはゼロでしょうが、紙台帳時及びさん孔タイプライターによる切替作業過程（新紙台帳の作成、住所の打ち込み、納付記録の転記及び進達、事故記録の処理）でのミス、ロスは否めない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

紙台帳に記録処理を行っていた時代、被保険者や市町村による納付記録等の消込に際し、一部仮台帳により処理を行っていたことで、この記録が全て本台帳に転記されたかどうかに疑問を感じている。
(多少の未処理、処理漏れがあったのでは)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年度内の短期間(1~3ヶ月)に未納がある場合で、未納となっている期間の前後が納付済で満たされているときは、保険料の納付があったものと考えて良いのではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の手帳（被保険者証）や加入期間（納付記録等）の整理・確認は、年金請求手続の時点で本人との対話により詳細な記録が得られることで、現在、問題視されている案件は考えられなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定請求や年金相談で来庁した被保険者等に、相談コーナーや窓口での対応で本人が納得できるような回答（記録の確認）を与えられるよう「大量処理や繁忙」を理由に遅滞なく迅速な処理を心掛けることである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行どおり、人力による照会と照合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、現役(勤務)にいた時は全て解決にいたって問題認識はなかった。
問題の存在を知ったのは退職後報道にからと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁：地方の組織の問題と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、全て正しく処理されているものとばかり思っておりました。
この様な問題があることについては、近年の報道等により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

その当時は，仕事をこなすのが精一杯でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題点を検討する場を設けて、職員、管理職一対となって、住民のニーズに答えていけたらば良かったと考える。
職場の中で"改善委員会"を常に設置していたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[illegible]

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長期にわたる年金制度の歴史の中の記録問題であり、その時々の国の施策によるものした制度改正を行い、事務処理の変更で対応して現在に至っていることから、ケースごとに1つ1つ解決する以外に良い方策はないのではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金手帳番号の重複交付や、記録事項チェック体制の不備など、正確な事務処理システムが確立されていないと認められることから、将来的には問題になると思った。
特に、オンライン移行で手処理からコンピューター処理に変更したときに、年金記録事務の改善を計ることが出来たのではないかと思う。
年金記録問題の存在については、一昨年の新聞報道等で5000万件未統合記録等があることを知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度の速度と共に年金記録の事務処理の改善や、基礎年金番号への統一が計られているので、制度発足時から完全な事務システムが確立されていないことが記録問題の大きな要因である。また、国会議員の未納問題があったように、年金制度に対する国民の認識のうすいことが、未加入や不正確な届出事項の原因を生じ、記録問題に影響していると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に検討済かと存知ますが、年金記録のうち、一定年度以上のものについては、裁定請求時に、不明な記録について個人毎に面談のうえ徹底的調査して本人の理解を得る方法もあるかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 厚年給付の裁定を担当していた時に、年金記録の確認に当って、次の点に注意しましたので、その重要性については、十分に認識していました。
① 被保険者名簿については、戦時における紙、インクの材質不良のため、紙の劣化による破損、インクの不鮮明により、判読困難なものなどが少なくなかった。
② 喪失原票については、事業所毎に、輪ゴムでとめて、ロッカーに並べて保管していたので、柔軟に不便で、情報方法にも問題があると感じていた。
2. 年金記録については、庁業務センター(業務課)の業務であり、円滑に管理、保全されているものと思っていました。
今回の問題については、退職後、マスコミ報道等により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 被保険者名簿、喪失原票の保全のために、マイクロフィルムの実施、指導に当りました。
2. 反省点としては、次の事項が考えられます。
① 厚年給付の裁定が、事務所から業務課へ移管後は、事務所における年金記録の重要性が薄れたと思われるので、業務センターと事務所が一体感を促進する、情報交換、人事交流等の対策が必要と思われます。
② 厚年被保険者資格取得時における年金記録の重複払出チェックが不可能(オンライン前)であり、年金記録訂正の一因とも考えられますので、国民総背番号制の導入が必要と考えます。
③ 厚年被保険者資格取得、喪失等の確認通知書が、事業主から被保険者へ十分に伝達されていないと思われますので、何らかの対策が必要と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便で被保険者には記録の通知をしているので、もう十分に浸透して来ていると思う。
これからは年金の請求があった時点(裁定)で、期間が空いている請求者については、もう一度照会する等、精査すればよいのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、届に基づく処理をしていたので特に問題認識はなかったが、[redacted]
年度末等に調定の取消をして収納率を上げている社会保険事務所（埼玉県外）があるという噂は聞いたことはあるが、そのような問題が実際に存在することを知ったのは、最近の新聞等の報道による。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の徴収課は、広範囲な地域をお担当し、職員は毎日のように滞納処分に出掛け大変だったと思う。毎日復命書を検討、分析して次の対応を指示していたが調定取消等は一度もなかった、また、そういう意識もなかった。
当時、収納率上位の社会保険事務所は社会保険庁長官から表彰されていた。このため各都道の保険課長、各社会保険事務所長は、この表彰をうけんがため、職員に収納率向上に「ハッパ」をかけていたが、どうして毎年度収納率がよいのか、また、向上したのか、その分析を怠たり、収納率にだけ目を向けたと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題が起こった原因や理由は、ニュースや新聞で詳しく報じられました。私はこれ以外に問題が発生した原因等は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最近、民主党からの問題の解決策を発表しましたが、ある程度のところで一線を引いて早期に解決するしか方法はないと思います。
無責任な意見と思われますが、一件一件正確に処理するのは無理と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には、基礎年金番号に結びつかない記録が5,000万件あるとは知らなかった。従って、未統合の問題は認識がありませんでした。

5,000万件の未統合があり、大きな問題であると知ったのは、退転後の平成19年6月です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 在籍の当時、社会保険庁業務課より「事故リスト」という未統合の年金記録が全国の社会保険事務所に送られてきました。私は当然、そのリストを処理しました。又、厚生年金の新規取得者には新しい「厚生年金の記号番号」（基番以前のもの）を、正しく通知し、払出簿もきちんと整理しておかなければならないと感じ、正確な事務処理に努めました。
2. 年金記録問題が公表された平成19年6月当時、私には対応のしようがありませんでした。ただ、知人約50%には、私は文書をつくり、送付し、状況を説明しました。2回説明の文書を送りました。

反省点

1. オンライン化するのが遅かった。
2. 社会保険庁業務課は「事故リスト」を最後の記録が一致するまで地方庁に送るべきであった。
3. 基礎年金番号導入（平成9年）後に、未統合の記録が相当数あることを早い時点で公表すべきであった。
4. 社会保険庁業務課の認識が甘かったと思います。（未統合は年金の裁定時に解決され、いずれば殆んどの未統合は基番に結びつくと考えていたのではないか）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今後の問題点も含め
事業主・被保険者の協力なくして この問題は解決できない。
(特に保険料納付など。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○当時 事務所職員としては、精一杯やったと思っている。

○この様な大きな問題が生じていると知ったのは 退職後

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○退職後何日かの事務所への応援のみ

○研修不足

元会保険組織全体の問題

個人は責められない。仕事量に対しての職員数又

2～3年での異動等による職種の変更 それに対して

の指導不足

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

滞納(保険料)事業所の事業主の標準報酬を引き下げ、保険料を減額する。
徴収課長時代に経験している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主の標準報酬の引き下げについては、滞納事業所では、実際に規定どおり支払われていない場合が多くであり、やむを得ないと考えていた。
保険料徴収納等の向上が要請されすぎたのではないのか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている以外、思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁より知らされていなかった事が問題です。
最近になって知ったものでもっと早めに問題提起がなされていればこんな大きな問題となっていなかったと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題を庁がひたすら隠していた事が問題を大きくしてしまったと考えます。早めの問題提起と解決策を検討すべきだったと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職 国民年金推進室長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未回答者の処理

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故リスト処理
カナ変換処理

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

カナ　本人確認(読み方)

事故リスト　当時から数が多く、処理は所内のみ。ほとんどは係の者の判断で処理されていた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にございません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は大事なことである。
問題を知ったのは退職後10年を経過してからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にございません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	本　庁　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

将にはし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今行なっている方策で良いのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

膨大な記録の管理に少々の誤りは止むを得ないと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在のまま進めれば良いと思います.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は特に無かったかと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

みなさん。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

丁寧に時間を掛けて対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後知らない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録処理をもっとしっかりしたものにすべきであった
と考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について、全国から送られた記録を社会保険庁が集約した結果、判明しない記録が多数出たことから、照会リストとして全国に配布され、担当する職員が突合して調査し、記録を確認して社会保険庁に報告していたことは承知していたが、現在出ているような問題はわからなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁が、年金記録をオンライン化した当時漢字をカナ変換したことが問題となったものと考えられる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

公平公正な解決を望みますが、特段なる方策は思い浮びません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題そのものの存在を知らなかったので特に認識はしておりませんでした。

また、この問題の存在は、新聞、テレビ等の報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方庁においては、問題の存在を知るすべもなく、特に対応策を考えた事はありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明の申し立てられた職歴により旧台帳、マイクロフィルムにより個々に調査する方法が現在もやっていると思われますが時間がかかっても行うのがよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときはこのような問題が発生するとは全く考えられませんでした。

数年前マスコミ等による報道で始めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の加入経歴を一本化して、どの制度に属しても必ず加入を把握できるような仕組みがよかったと思う（61年より基礎年金番号により整理されているが）　又一定年令に達したら（たとえば老後の生活設計を考える50才とか）加入記録の連絡をすれば事前に申請する自分の記録を確認が出来たと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金制度
現年度分保険料は市区町村役場が徴収、社会保険事務所が手作業により個人の台帳に記録、作業は主にパート職員、転記の正確性について不安。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録不一致申出者には本人申出期間分を1/2国庫負担としその期間納付済者の半分の年金を支給

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁が年金記録を一括管理、住所変更、氏名変更などの諸届の処理が正確に行われていた記録については特に問題は無いと思われますが、現在問題になっている記録不一致者などに対しきめ細かな対応が不十分と思われました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地域、職域など管理を分散させてはと思っておりまう

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民が年金制度をもっと理解し易くし、職員の相談対応業務等の効率化を図りその余力をもって記録整備や信頼回復を構築する体制を作ることだと思います。そのためには、過去の法改正の度に複雑化してきた年金制度をシンプルに改正する（特に過去の附則事項を整理する）ことにより、どの職員でも相談に対応可能な体制を整え、かつ、相談業務の研修期間の短縮や相談時間の短縮を図るなど、業務の改革を図り「きめ細かい業務」ができる体制を構築すべきと思います。現行の年金制度は複雑化し過ぎ、現職の職員や社会保険OBでも容易に理解できない制度となってしまっているのが業務の効率化を阻害しているのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識していない。
退職後 2年ほどしてから。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年休から切替時の移行方法、(時間が短かすぎた)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決に努力(調査)する以外ないと思う。
(方策として人海戦術)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

5000万件もの年金記録が宙に浮いている事実は、今回の問題が提起されるまで、まったく知りませんでした。(多くの現場職員や社会保険OBも同様ではなかったでしょうか。)年金の記録が紙台帳からオンライン化される当時は相当量の「事故リスト」がたびたび大量に社保事務所に送付され、その調査や整理に職員が総動員して旧台帳（連名式記録や個別原票）などとの突合調査で、たいへんな思いをして処理していましたので、その調査でも判明しないものが小量残っていた程度の認識でした。オンライン後は入力時での機械によるチェックがかかり入力事故等は、ほとんど無いという認識であり、今回の件はまったく思いもよらないことでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今回の問題が起きてからの社会保険庁の対応についてはあれでよかったのでしょうか。社保事務所等においては、年金記録の処理の方法等はすべて通達や事務処理要領等に基づいて行われ、事務所の裁量権など無いに等しい状況でした。ところが「報道ではすべて社保の責任のように報道されました」が、当初から原因や実態を正確に伝えなかったために、どれだけ社保への信頼を失ったか知れません。大きく毀損された信頼はその後の電話照会や各種相談等においても「国民が不信感という先入観を持っているために職員に対する対応も変化」し、対応する職員もさらに厳しい状況に追い込まれたのではないかと思っています。

当問題の今後の対応については、第一線にある社保事務所の信頼回復や今後の年金業務の推進のためにも、今回の年金記録問題が起きた原因を(事業主や加入者にも一部原因があったケースを含めて)改めて伝えるべきと思います。

埼玉県では人口や被保険者数に対して圧倒的に職員数が少ない中で、仕事自体は通達や事務処理要領等に従い誠実に処理していたと自負しています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている以外に、特別な問題を教示できるものはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳は手書きのため、経年によりインク等が薄れ判読困難の台帳があると思われる。こうした、十分な作業要員を確保して、統合確認作業を進めていくことではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、年金記録問題の事象については、大きい問題とまでは思われませんが、事業所からの届出が必ずしも、適正であったとは思われない傾向があった。
(例)生年月日、氏名(トミーつとみ子)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

届出適正化の周知徹底。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問4に同じ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村と社保の台帳突合が最良と思うが双方の保存がむずかしい状態となっているようである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金給付にかかわる極めて重要な記録と認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金記録に関しては、住所変更等の記録も含め給付の記録の確認は市町村窓口であり担当課であった。市町村で検認された記録が社保に送られ、社保記録が整備された。紙台帳管理当時市町村の年金記録台帳と社保の台帳の突合を毎年行う必要があったのではないか。

他市町村へ住所変更した際、転入した市町村が安易に新規番号で台帳を作成してしまったこと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

他に思い当たることはなし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術で一件づつ確認し解決していく方法しか無いと思われる。(時間はかかるが)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定請求時に本人の職歴申立等により記録を整備・確認出来るものと考えていたが、当時から旧台帳の記録がすべてコンピューターに収録されてないことは認識していた（平成２年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人申立による被保険者期間の徹底確認
年金裁定請求時まで記録の確認が行なわれなかったことが主な要因であると考えられるので、年金手帳の有効活用と30.40.50才等の年齢の区切りに年金特別便として、被保険者期間の確認が行なわれば今後このようなことは減少していくのではないか。
問題解決の先送りと職員の規範意識の薄さも反省点である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年度の記録等なので民間を採用は無理なので
社会保険の退職者を採用して進めていく以外に
方策は無いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化を早急に進めていかなければならないことは、誰でも承知していたが、当時の組合があり不可能であった。それを通すなら退職するしかなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の点が解決しないかぎり、前へ進むことはできなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミに取り上げられている問題以外は
ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国が実施している方法以外は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の場合
転職の多い方は、その都度、年金手帳番号を取り
過去記録が不明の方が多い。

国民年金の場合
転出入の多い方は、納付記録がされないまま、
新住所へ移動し、又は転出先へ記録が送
られない（間に合わない）ものがあった。
S60頃より。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

転職の多い方に年金手帳番号をその都度、
付番しない様、必ず資格取得届には、
年金手帳を添付させるよう指導した。

国民年金の場合は、市町村の協力を密に
業務を進こうした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今の対策を積み重ねる以外方法はないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は年金記録は適正に処理していると認識していた。
今のような問題を知ったのは、一連の報道でありました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点と言われても回答を持ち合せておりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)　埼玉社会保険事務局 年金課長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。
制度を良くする議論が無かったのではないでしょうか
残念です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号の未統合については、完全統合はあり得ません。
地道に根気強く完全に近づける努力をして行くことしか無いと考えます。
現在の届出方式の元での精年の未統合の結果ですから
個々人が届出ることが無い限り不可能(完全統合は)です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

番号の複数所持の問題の解決のために基礎年金が
出来ると思っています。従前の紙台帳による手管理の
限界から電算化に進んだ経緯を考えると、個々人が
窓口に出向かないと処理が始まらない方式の下で遅々と
して番号の「つるし」が進まなかったこと、根気強くやるしか無い
と思ったこと、この頃だったと思います。
それ以前も疑重復処理が遅々として進まなかった
ことも思い出されます。
事務処理は仕事により始まるのですから番号のダブリは
発生します。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎番実施によって、原年の住所管理の居所方式と回年
の住基方式での相違、住所当頁局の原年の小さに制度
がうまく動かないと危惧しました。このことから住所管理
がより適切データで行われないと、照会業務のスタートがなか
ませんので、迅速な事業所の対応を求めることをおいました。
ただ事業所にとって、こういった事務は負担がかかることも
あり、不能に終り出した。
住基についても空洞化の問題があり、未完全の照会へ
の反応は個人任せのある、非効率の作業だと思いました。
現在の環境下では、完全統合は幻想だと思います。
我国主義にはそれなりの理がありますこう思います。
不完全はけしからんとしての一連の動きによって決った。信
頼の回復は何年もかかると心配しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん定期便を送付しての把握と年金記録確認第三者委員会の有効活用が大切と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

少子高齢化の問題もあり、基礎年金番号の付番後の対応がもう少し早ければこれだけ混乱せずに乗り切れたかも知れません。(周りの少子高齢化対策、年金制度対策が遅れていました。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

研修や会議の際は発言していました。

周の少子高齢化対策、年金制度に対する事務処理対策等が選挙との関連もあり、先送りにされていたことも原因と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○新規取得から全期間記録がある場合を除き氏名検索を行う(旧台帳を整理後)

○全期間、国民年金の場合 年金請求は 市町村の受付であるが全て社会保険事務所で行う。又は市町村に WMを貸し出し、氏名検索を行う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

とくに認識していない

何年頃か記憶にないがテレビ番組の「クローズアップ現代」を見て。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
年金再取得時の新規払いおし
制度上では適用範囲

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

遡及して標準報酬月額訂正及び資格喪失している場合は、満紋事業所であれば可能性が大きいので、処分書、執行停止書類の存在確認が参考になる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所は、昭和60年頃まで、国民年金加入者の納付記録等を紙台帳で管理していた。その後、オンラインシステム管理に移行した時、特殊な記録台帳はマイクロフィルム化し廃棄されたが、他の台帳はそのまま廃棄された。全部マイクロフィルム化を行うべきと思っていた。

また、各市町村で収納及び記録管理を行っていたが、平成14年4月以降、国が収納及び記録管理を行うことになり、市町村での記録管理は廃止になった。今となっては記録等確認することはできない。

社会保険事務所及び市町村の国民年金関係者は、市町村から国への収納及び記録管理変更については疑問に思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳の廃棄については、当時の国民年金職員は疑問に思っていた。しかし、事務所職員が対応できる問題ではなく、労使間で問題解決を行っていたと思う。

社会保険庁（国）は、現場の意見を聞くべきであった。予算、合理化等だけを考えていたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

やはり人海戦術で人を雇用し1個々に突合する方法しかないのではないでしょうか。
「台帳を再度点検し、それとの突合作業しかないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍中には年金記録問題は起っていませんでしたので、認識していない。
又、このような問題が存在する事を知ったのは退職後1～2年後位だったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識ないので対応はしません。
又、反省点は基礎年番制度移行へ余り準備期間を置かず暴走的な制度移行かと思った事も有りました。
国民年金の保険料収納についても従来通り市町村役場で収納する方法が最善であると思う。政府の構造改革のお陰か？全て収納は国をというが、住民票は市町村が管理しているわけだから、住所を移転した場合でも追跡調査が簡単に出来るので不在者も減少すると思う。この問題一つでも市町村を国民年金の収納とすれば収納率も上昇してくると思います。
何んでも国という考え方でなく、温故知新で以前の方法を取り入れる事を検討されたらどうでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一連の報道により。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録について定期的に本人へのお提示確認ができていなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに公表されている事象以外思い当りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全体を把握していませんので、解決策について見出すことは出来ません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

台帳からオンラインへの切替えで若干の誤切替えは、出たと想定はしてりましたが、具体的な事象・件数について認識したのは公表されてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

切替え誤りは、年金請求時等に時効の本人申し立てにより対応が出来ると考えた。

この問題の発生は、台帳・名簿等からオンラインに切替えるときの無理なスケジュール（人員の配置・作業時間等）が、このような記録の不一致を生じさせた原因だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策

本庁指導で対応策をきめ(マスコミ情報に左右されない)、公表して期限をきめて誠実に対応して、早く収拾すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような量の記録の未統合、未収録の記録があるとは認識していませんでした。
マスコミ等でよわくようになってから（退職後）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後なので対応はしていない。~~[illegible]~~
問題等に関して情報を流し（勤務所等）、早い時期に
記録の整備をおこなうべき~~[illegible]~~。で、時間が
経過しすぎだと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業所より提出される「取得届」は申出制の為、氏名や生年月日を誤まって届出される場合もあります。
(カズ → カズヨ)
また、採用年齢の制限等により、本来の生年月日を意図的に変えて提出される事例もあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳、領収済通知書、マイクロフィルム等の適正な安全を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金記録については、住所を移動している被保険者の特例納付期間(附則条項による)に記録相違の事象がありました。

記録相違を認識したのは昭和61年頃に「事故リスト」作業を行う過程でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

関係機関の協力を得て確実な記録整備を行う事。

反省点としまして「旧台帳」や「領収済通知書」を永久に保管する事。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にかし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方ホームページで公開されている方策で良いと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

職員の怠慢によるものとは思わない。
慢性的な定員不足により、十分な確認作業が出来なかった事が大きな原因の一つではないかと考えている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現行の定員及び予算の中で効率的な事務処理ができるよう努力するのは当然なことである。
不安合等の情報を職員に、もっと早く公開すべきだったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年記録問題は職員が一方的に「カイザン」しているような表現であるが、「カイザン」はないと信じている。
遡及の問題では、社労士など事業主からの届出であり、それなりの証拠(議事録等の添付)を添付されての提出であると思う。
また、数字の誤入力もあったかと思う
例えば、P80千円 ⇒ P8千円とか…。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年記録が本人(被保険者等)の申立が信じられるものなのかな。
○厚年と建保は同時加入(社保)である。厚年に加入されていない時期に本人が国保に加入しているケースが多数くあると思う。この場合は、厚年記録がなくて当然。(国年は未加入か未納)。上記理由から、各市町村の調査もあわせて実施すべきと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

誤入力？（現職時には特に問題にはなっていなかった。）
・それよりも、適用推進が先決の時代であった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

強制適用の拡大

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大臣が自らの指揮の元解決すると言っているので、見守るだけ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 在職中は認識していなかった。
- 存在を知ったのは、一連の報道等で。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

役省長としてよりも、私が一般職員の頃、厚生会計に所属する業務課職員は、厚生記録を進達しており、疑義のあるものは、「事故リスト」として社会保険庁より突合の命令があり、残業をして苦労のうえ再進達していた。それを本庁が未収録、誤入力とは。何の為に現場は仕事をしていたのか、理解に苦しむ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の持ち主を特定するためには、一人ひとりに特別便の年金記録をチェックしてもらって、記録もれを申し出てもらうしかないと思う。
また、年金は生涯に渡り記録が管理されるべきものであるため、住民基本台帳ネットワークと連携して、「住所が変わった時」「結婚して姓が変わった時」「死亡した時」などの場合に、年金記録に自動的に反映されるような仕組みにできないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昔は、被保険者の記録を別々の番号で管理しても被保険者等が年金給付の手続きで社会保険事務所に来た際、記録を統合すればよいといった認識であったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金手帳は、転職などで加入する年金が変わっても、新たに交付しないで、最初に発行した番号の年金手帳を共通して使うことを徹底すべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、①年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、②そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①行政・事業所・被保険者が年金に関心のない時代の記録であり、又紙で管理され、偽名・年令のいわり、前歴なし、手帳(被保険者証)提示なしなど、様々な要因から起った結果であった。②マスコミ等の報道による。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人で対応できる問題ではない。このような質問そのものが愚問である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹(総務課長) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

庁が発足して、年金は本人請求が原則で時が流れてきた。
数年前から「記録を教えてあげる」に変わってきたが職員の数等
追いつかない状況でした。
あまりにも怠惰な対応すぎると思う。
例えば「今年は何歳までの者」を徹底して記録整備を行う。
など的を絞って実施した方が効果的ではないでしょうか？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識については、これほどとまな問題になると想像できませんでした。

江角さき子さんの国際金PR求める一から発生した、未納問題から発したと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

前に述べたように年金記録は、請求時に整理していくという後向きの姿勢が全体にあったと思う。

職員であった一人として、記録の管理に対して認識の甘さがあったと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○事業所で採用時に氏名や生年月日が本人申立てによるものであった。
○採用から短期間で退職した者の届出がされていないケースもある。
○新規加入としての届出が安易に行なわれていた。
○退職時、年金手帳等が本人に確実に渡っていない。
○転勤や退職日が届出した事業所と本人の理解に相違がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度に対する意識の低さや、就職時の雇用条件、福利厚生など、求人・求職相方の思惑が複雑に絡むことで、これらの問題も発生するものと考えます。
雇用や退職に伴う事業所の届出情報は、関係官庁が共有し、一元的な処理となるような方策が必要と考えます。
又、本人に対し、事業所は届出内容をその都度通知し、確認のフィードバックが必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

採用時、すみやかな届出がされなかったり、年金番号の新規払出しが多く、手番が重複する可能性の有る届も多く、年金裁定の困難性を認識していた。

昭和50年代。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・事業所に対し本人への確認を依頼するも、届出どおりの回答であれば処理するしかなかった。
・本人からの記録照会や、年金裁定時では、類似性の高い記録、記録に注目し本人確認を行い、記録の統合をすべく対応していた。

現時点では、・資格取得届などでは氏名、生年月日が確認しうる公的書類の添付・労働の記録との逐次照合、がされていればよかったと思っています。

住民基本台帳、労働記録、税務記録など、関係記録のリアルタイムな一元化が望まれます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題は70年近い歴史的背景とさまざまな問題が積み重なって生じており、件数も膨大なので一件一件を確実に処理する以外に方法はないと思います。
なお、このような問題を二度と繰り返さないためには、国民総背番号制(社会保障番号)等の導入以外に方策はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の厚生年金等の記号番号を持っている被保険者の存在は年金相談等で承知していた。しかしそれ以外の問題は認識していなかった。

今日のような年金記録問題の存在を知ったのは国会等で問題になった一昨年の平成19年である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３で述べたとおり、今日のような年金記録問題は認識していなかった。

なお、年金記録問題は保険者等の問題認識の欠如があったと思われます。特に管理に切り替わる前の年金記録管理について思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国年の統合帳(特殊台帳を除く)をマイクロフィルム化しないで廃棄したことを記録問題が発生した後に知った。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

日本年金機構に採用された優秀な職員が総力を挙げて、1件1件対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の管理の重要性を組織として認識していなかった。この問題があることを知っていたなら、もっと早く対応すべきであった。

記録問題がマスコミに取り上げられ知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

振替休日を返上して、年休も取得しないで対応した。

短期間で解決しようとした事が、混乱を招いた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金の未加入事業所が散見された。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険料の滞納する事業所(可能性のある)を加入させる場合の罰則の強化。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

裁定請求時の履歴の申立てにより、記録の確認を行えば特に大きな問題は生じないと認識していました。
マスコミの報道等により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長期間大量のデータを管理するため、早くオンライン化を押し進めなければならないところ、大幅に導入が遅れたのとその後の日進月歩に性能が良くなっていたのに拘わらず、その導入が進んでいなかったこと。
特に職員組合の合理化反対による影響も大きな問題だったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基本に記録の確認をしてもらう整理にいくほかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年頃の厚生年金担当時 昭和30年代頃、女性が生年月日を偽って勤務していたケースが多く、早い時期に訂正しておかないと受給時、記録の確認が難しくなると思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相談や記録の確認申請が出された時点で年金番号の統合と生年月日訂正を行った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故りえの範囲内の問題と考えていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

調査、整備の徹底。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の記録については時間を要するが各事務所を保管している磁気テープを活用した記録確認の方法が考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金受給権の発生は、20年以の長期間の加入により60才（受給資格年令）以上に達して裁定されるため、被保険者の加入期間等の記録の管理及び保管や迅速かつ適正な裁定事務処理については、行政の最重要事項であると考えていたので、早い時期のコンピューター（オンラインシステム）による全国事務所での完全管理が必要と認識していました。

オンラインシステムによる裁定事務処理が開始された当初は、記録の不整合が発生することは予測していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金の加入記録は、紙台帳（原票）なので、火災等による台帳の喪失等が課題であったので、紙台帳の全て（現存者及び喪失者台帳）の原票を磁気テープによる記録の管理、保管（各事務所間で複製テープを保管）をオンラインシステム前には実施しました。

各事務所から業務センター（中央）へのコンピューターによる記録移管時の当初はコンピューターシステムでは、被保険者氏名が漢字による入力処理についての対応が遅くれたのが一因と考えます。

又、被保険者の氏名変更、職業の変更による加入員番号の重複等の諸変更届が予想以上に多く、全国ベースでの事務処理が煩雑であったことも要因と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題で一般に知られていること以外に問題となるようなことは知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の全体の状況や、また、具体的な事例など報道を通じての知識しかありませんので解決方法はわかりません。

ただ、記録と被保険者などの申立ての不一致については、その申立てに基づき調べる以外にないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は私の在籍中には知りませんでした。
年金記録の状況、問題点につきまして本庁説明などはなかったと思います。また、社会保険事務所（業務課）在籍中に裁定請求書記載の履歴と記録の相違に関する調査依頼と受けたことはなかったと思います。
この問題につきましては報道を通じて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職してから10年ほど、厚生年金保険の実務をしていたときから30年以上経過しており記憶、年金制度の知識もおやくなっております。また、この問題について報道されていることしか知りませんので残念ながら私にはわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未統合問題については、年金手帳は生涯1通しか持てないものとしての徹底不足（認識不足）があり、更には古い時代には氏名・生年月日を故意に偽って届出されたものも数多くあったと思います。こうした事案が統合への1つの生涯となっているものと思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在も健康保険・厚生年金に未加入の例が多くあり、これらを指導する行政側も人員不足を感じます。

ルールを守らない事業主、加入対象者があるということは制度設計への工夫が必要かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１係員として業務を行っていた頃から記録の管理に問題が起きるかも知れないという感はありました。年金手帳は生涯を通して１通持つという指導をしていたにもかかわらず、年金手帳の新規払い出しの多いことに疑問は感じていました。結果、当時の重複取消届の多かったように記憶しています。

社保庁の責任が問われていますが、高度経済成長等に合わせて被保険者の移動（異動）の多かった事に加え、遠い将来の事ととらえて被保険者自身にも年金に対する認識が不足していた点もあると思われます。

現在のようにコンピューター管理の時代と違い、膨大な記録の管理を行うのは当時の方法としては他にはなかったものと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金制度にかかる広報の不足

・年金手帳の重要性の徹底不足（認識不足）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題と認識した事はなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

自分は、国民年金の業務については、経験が乏しくあまり携わったことがないので容易に申し上げることが出来ませんが、厚生年金の記録については、加入している事実があれば必ず記録は~~分かける~~見付けることが出来ると思っています。

たゞ昔から機械化されていたわけではないので書替時に正しく入力出来なかったものが少なからずあると思われる。

〈~~例~~〉記録もれの場合
従業員の勤務先が必ずしも被保険者としての記録があると限らず1つの会社が場所をかえて複数(工場又支店)ある場合は、その従業員がどこの場所で在籍していたか本人に聴きとり調査する場合の難しさがある。

(注)又 各事務所の事業所名法も過去何度か書替えているのでその時点で会社名が変更している場合もあるので要注意。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基本的には、現在実施している「ねんきん特別便」で処理する以外にはないように思います。

(例)記録もの場合(質問1)に記入のとおり加入の事実があれば、ほとんど見付け出せると信じています。

対応として年金記録に精通した経験のあるベテラン職員を、各事務所に配置する必要があると思います。

ご苦労様です

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は正確にすることに勤めていたと思われるが.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去のことをさぐるにしてもなかなか難しいことではないか.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よく知っていない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題としてではなく、年金未加入者の将来（無年金者）の問題として未加入事業所対策をどうすればよいかを考えていた。
また、滞納による年金財政への悪影響についても考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

高額な厚生年金保険料を考えると、強制的に加入させても滞納額が増えること等を考えると、手の打ちようがなく、また滞納事業所の加入促進については善良なる加入者と同様将来年金を受給出来ることの矛盾に気持の滅入ることがあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録に問題があるとは承知していなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全面解決は難しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙台帳（厚票）による事務処理が長かったので、多少の事故はあっても、"事故リスト"を補正することにより解決していたものと認識していた。
昨今の報道により知らされた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機械化の遅れ、定員不足により仕事に追われる日々が続いたこと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未婚で申告だけ未納していることはおかしいというような話を聞きますが、実際現場では納付が困難の場合は、女性は専業主婦に該当することから、集まんだけ納付して未は未納というようなケースはある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納付した証拠がなくとも、申し立てにより一律納付の取扱をするという話も聞いていますが、不正直ものがばかをみることのないような慎重な取扱をお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は長期間に渡ることから、正確、迅速に処理を行うことが必要であることを認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

作業班では、年金記録を正確、迅速に処理するため、昭和61年4月から手作業方式から県下の全市町村が統一した電算処理と採用し、社会保険庁の記録と整合性を図るための処理を行ってきた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○基礎年金番号の未統合については
① 住民基本台帳の活用
② 裁定請求時、社会保険事務所窓口対応

○国民年金記録については
社会保険庁データと紙台帳との突合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○オンライン記録と被保険者記録(紙台帳)の不一致が生じることは年金額に影響するため、記録の整合性を図ることは重要である

○この問題の存在は、公に公表された時点

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[illegible]社会保険事務所在中において、時例納付という一時的に大量の連達記録が発生した。記録の正確を期するためサンプル調査を実施した結果、記録の連達もれがあったため、社会保険庁データと被保険者記録(紙台帳)との照合を全件実施し整合を図った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国年行政の基本となるものだと考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

定期的に点検を実施するよう指導していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来にわたって大変に重要であると思っていましたが、また、問題が存在することは知りませんでした。(現在)

(質問４) 質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は正確なものと信じております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和47年度以前、市町村から進達されます。
横線分紙について、被保険者分中表が不明なため相当数の分紙の来店が出来ない。ダンボールに保存していた記憶がある。
原因は被保険者の転出にある。
国民年金に於いて記録もれが生じたのが始めていこれに当ります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に対策は無し思います。
ただ、国年の申請この始めとんが、領収書の添付が無し、認定が難しい状況です。
正直者が馬鹿を見ない様な対策を考えて下さい。
最近大臣の発言で、夫婦記録の一致や一年以内の短期未納の救済については、判例と何を事から十分に注意が必要かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

従来から年金記録については、年金の裁定時に
本人からの申出により記録を整備する事とし
ておりましたので当時はそれほど問題になると
は思っておりませんでした。
平成9年に基礎年金番号が導入されまして
初めて記録の問題が大きい事を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答の年金制度が取得になり異った事と
年金制度全般に周知が図られていなかった事
等の図の従業に問題があった。
社会保障取場の体制の整備が図られて
来なかった。
年金制度が充実されて来たにもかかわらず
取過数が絶対的に少なすぎた事
ではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術で記録の整備を図っていただきたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題として認識していませんでした。
新聞報道等で、問題の存在を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務センター設立以来、地方は、庁の処理手順に基づき年金記録を進達しており、不一致の場合は、事故リストで修正報告を適正に実施。
新聞報道で問題の存在を知ったが、業務センターでの記録保存処理等がどの様になされたか判らないので、反省点を申し上げられません。
一刻も早く、問題解決される事を望んでいます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今のように記録の突合はもちろんですが、裁定請求時に履歴及び納付記録のチェックも強化するしかないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

届出主義のため、まじめに届出していない者が記録の不一致が多く複雑になっていると思われる。

また、加入や納付をしていないのに勘違いで記録等のもれがあると申立ている者が多いと思われ、行政側が悪いとされているが、本人の責任も十分あると思われる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録もれ等を防止するため、定期便など出されているのはよいと思うが、発送時期が早いため収納が確認されないうちが通知されるので、納めているとの申立が多いので一考を。

基礎年金番号みたいに、1人1番号を早くから導入していれば違っていたと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者・(退職者)
所属	本　庁・(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.(事務所長) j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

申し述べることは、ありません

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまでに明らかになったこと以外で認識している問題はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点でどのような方策があるか、今行われている手法以外に考えられるものはありません。
ただ、今後の課題として届出書を提出していただく事業主との協力関係が絶対に必要であるため、記録管理も含めて様々な内容のPRを常時実施し、理解を深めていく取組みが必要であると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の年金手帳所持、氏名・生年月日の相違による記録の不完全は職種を確認しながら整理してきたことから、統合できてない年金記録が多数あることは自分も含め担当した職員ならば誰しも認識していたと思う。
その原因は様々で、処理する個々の社会保険事務所のミスもあると思うが、多くは資格取得届書等の記載事項の正確性の問題であると認識していた。退職後、5,000万件もの宙に浮いた年金記録があると報道されて、そのあまりの多さに大変驚いたしだいです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の方の年金受給に直接かかわる大きな問題であることから、手間と時間をかけても調査、確認し整理してきた。
しかしながら この件の最大の問題点は記録管理システムにあると思う。現在のようなコンピューターシステムがなかった当時、記録はすべて手管理で、増大する被保険者記録、これに比例して生じる移動記録に対し、限られた人数での処理。年金手帳が1人生涯一冊という重要性を強調しても何冊も発行される現実、氏名のフリガナにだく点があるかないかで別人扱いとなる現実。採用募集年令から生年月日のさばよみ等々。おかしいと思っても確認できる手だてのなかった時代があった。その後コンピュータシステムに順次切替えが進み現在のレベルになった。過去を振返って無いものねだりし、行政の責任を棚上げするつもりはないが、住基の連動とか縄張り意識を捨て、年金手帳の同一人に対する複数発行を最少限にとどめる手だてが導入されていればと思うしだいである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

このような問題が生じたのは、何が原因でどのような経過をたどったのか判りませんので解決策も思い当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は本庁からの指示どうりに処理していましたので順調に記録されているものと信じていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、職分を全うすべく励んでいましたので現在のような問題があることを知ったときは、空しい気持で一杯になりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 将来において非常に大切な問題と思った。

(質問４) 質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・事務処理後の確認が必要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 終戦後の混乱期には健康保険、厚生年金保険の適用を逃れている事業所が数多くあり県でも適用を促進したが事業主から「被保険者資格取得届」の届出が無い事業所がありこれらの事業所に使用されていた従業員には被保険者となっていなかったのであるから年金の受給権が無いものと思われる。

2. 適用事業所に被保険者となっていた者の中に自退職の際「脱退手当金」としての一時金を受給した者には年金の受給~~資格~~権が消滅している者もある

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

県保険課又は社会保険事務所に保存されている被保険者名簿に登記され、事業主から納付された保険料の納付にかかる台帳及び東京都杉並区上高井戸にある「年金業務センター」に保存されている「テープ」等によって加入していた状況が確認されない限り支給出来ないものとして処理すべきと思う。

社会保険事業務所が一方的に標準報酬月額を訂正したり、被保険者資格を喪失させたケースは無いと思う。あくまでも事業主の届出によるものである。

本人個人から保険料の納付した旨の申出をしても本人から保険料を徴収したケースは無い

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

保険料の納付記録管理は40年以上の長期にわたり保存することになるので、業務の遂行にあたっては間違いのないように心掛けるよう指導してきた。
当時、問題発生を知ったのは、記録不明問題が新聞・テレビで報道されて始めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1、事務上の突合ミス

2、社保事務所側で保険料収納率維持・向上のため
やむを得ず行った行為(そ及月変、そ及喪失、そ及全喪)

3、平成9年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、本来の方法ではないと認識しつつも黙認した。

2、反省点
① 本来の処理方法を貫くべきであった。
② 内部での協議が不足していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術のみ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、マスコミ報道等で知りましたが、在職中特に問題視していません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は多く知っていない
厚生年金の関係では事務担当者の故意の事故は考え
にくい

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

調査期間を延々と伸ばしても年金制度に対する
心感はますます高まるばかりで、特に国民年金関
係の保険料の滞納者が増えるばかりになる
早い時期に事故処理の終決宣言が必要と思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録は非常に重要事項であるので事務担当者の故意の事故のないようマニアル等に従え処理していたと思う
いつ頃かとそうと思取 4～5年前の頃かと思う

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接入力等は持っていないのでよくわからないが、事故が事務担当者の故意によるものも相当あるを聞き残念に思っている。
私は事故の際をんどが事務処理システムの関係のものと思っている
今れは法の適用等法秩序をどう守るか事務担当者はもとより国民全体に責任を喚起していく必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正しい記録と思ってます。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ありません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) ○i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特筆事項なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

発生事案が時間の経過と関連データの皆無という状態であることから、聴取状況と考慮し、政治判断により特例措置として(特別加算)処理する以外にないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 適正に処理されていたと認識しています。
2. 新聞報道および国会で質問等があったのに驚いた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 現時点では、データもなく、事務的には処理不可能と考えます。
2. 各制度間における年金額の格差に気付き、自分の将来について不安を感じ照会件数が増加した。その結果、年金記録の問題が浮上した。
   (1) 膨大な事務処理量に対して、職員数が不足
   国家公務員の定数削減に伴い、増員もなく、現場は賃金職員を雇って懸命に努力をしていた。
   (2) 機械化処理への切替が遅かった。
   紙台帳への記録も、被保険者の増加に伴って遅延状態の中さらに機械化への切替作業、職員だけでは処理不可能のため、賃金職員を雇い入れて実施。入力時のエラーもあったであろうし、完全に処理されたかどうか。
3. 1および2のことから、結果のでることの遅いものは、どちらかというと後まわしにされると言うこと。最初から、予算措置を講ずることが大切だと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

県[redacted]にあっては精一杯の対応をしてきたと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞報道により認識しました。

(質問４) 質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決に向けての方策については、想像ながら考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、当時はほぼ正当な処理がなされているものと認識しておりましたし、このような大きな問題が存在することを知ったのは、ご最近のマスコミ報道によるもので、大変驚いているという状況でございます。
不明をおわびいたします。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

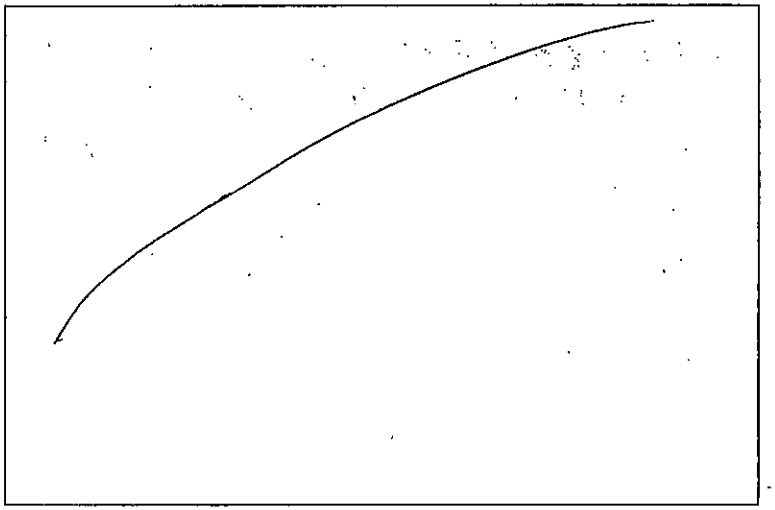

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の納付を記録するための台帳が、転出入等により、未移管等の問題があり、記録出来ないものがあり、仮台帳により管理していた。昭和38.9年頃と思う

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

番号違い（基礎年金の記入誤り）という問題もあり、市町村に照会して解決を図ってみたが、すべて回答が得られないということもあり、未解決の仮台帳が多く残った。

全国民を対象に紙台帳で記録を管理するということ自体無理があったと思う。

自分としては、その時、誠実に対応したと思っているが、結果として、問題の先送りという反省はあります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当事項　なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録(台帳)の書き換えについて慎重を期し
旧台帳の保存は相当年数保管する必要があります。
時効の関係!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(なし)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(なし)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金事務所として相談窓口を担当した時に、基礎年金番号の重複取得、就職時の生年月日（時には性）の誤り、結婚による姓の変更等で記録確認に長い時間をかけたことがかなり発生した。請求者が増えた時は大変になるなと感じた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定請求時に職歴を確認し、記録のもれのない様にすることが重要と感じた。この様なことは、各制度毎の管轄となっていたこと、就職の際に本人が作成した履歴に基づいて届出になっているため。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の対応でよいと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は保管されていっているものと考えておりました。
(正しく)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のとおりで問題ないものと考えていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (j)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録事務誤りの主な発生原因は
1. 市町村における徴収過程(納付組織による徴収及び窓口担当課所等)での誤り。
2. 社会保険事務所における記録事務では手作業時代での誤り、又記録の切替え時の誤り。
以上が誤りの大半を占めていると推測されます。
最終的な解決策としては、被保険者個人個人からの申告以外に方策はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４) 質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	—　本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ○f. 事務局課長級以上　○*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録が完全でないことは承知していた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村の記録との事もあるので考え及ばない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

完全にすべきと認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人員不足のため、市町村での戸別徴収、そして納付記録となかなか手不足であったので、電算導入で記録はなんとか完全なものと考えて電算処理に力を入れた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞等の報道以外、今行われている対策について、ご努力されているところで御座いますが、特別な対策について存じ上げておりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が国会で取り上げられ新聞等の報道により知り、これほどの社会問題になるとは想像もしていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

、限年金・保険料の徴収方式のはん雑等による収納ミス、年俸による記録ミス、標準報酬の面に対する調査確認ミス等、ミスは全く発生しないとは思ってはいなかったが、それに対する点検、客合等の態勢が十分ではなかったのではないかと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号がスタートした時の番号統一案内に対する回答率おそろですが、今回の年金特別便に対する回答がない人たちが相当数いる状況では完全な解決は不可能ではないでしょうか。
解決策としては現在考えられているような、本人申立ての内容が記録と照合して、誰が見ても本人と特定でき、納付しているだろうと判断できる場合は認めることで解決するしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

転職のつど会社に年金手帳を提示せずに新しい年金番号を取得する人たちがいたので、将来年金請求する時に一本に統合できるか不安に思っていた。

このようなことは基礎年金番号がスタートしてからも相当数あったはずである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

毎月の事務講習会、広報紙の送付等で制度、事務手続きの周知について役所としては十分に実施していると考えていた。

年金手帳が身分証明書として使える仕組みになっていたなら大事に扱われ、このような件数は発生しなかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成 ○○年頃 新聞で 知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４) 質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問１）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・　この問題は、短期間で集中的に取り組まなければ、これまで以上に国民の不信感を助長しかねないし、制度の根幹に関わるため、社会保険事務所の職員は、土日を返上し整理に当たっておりますが、協会けんぽの設立などにより現場の職員体制は非常に厳しくなっておりますので、引き続き、年金記録に携わった社保ＯＢや臨時職員等もつぎ込んで早急に整理することとどうしても確認ができない記録については、一定の基準を設けて救済する処置が必要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在職していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、将来の年金（遺族、障害も含む）受給に向けた大切な記録と認識し業務にあたった。

在職当時は、現場事務所より年金記録を社会保険庁に対し、進達し、庁では進達記録を確認し、不突号等があれば、社保に事故リストとして戻し、社保において再確認をし再度進達する等の処理を行っておりましたので、現在の記録問題がおきるとは考えられないことでした。

ただ、平成８年度に実施しました基礎年金番号の通知時に、記録等に疑問を生じた方々へ、就労記録や手帳番号の再確認のご案内をしましたが、多くの未回答がありました。その時に大々的に、このままでは将来の年金受給に支障がでるとして徹底した対応をとる必要があったのではと思っております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しょうとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・　この問題が起きてからは、現職の職員は、電話、相談窓口で罵声を飛ばされたり、お叱りを受ける他、土日も返上し記録の確認作業に当たっておられ社保ＯＢとして大変申し訳ないと思っております。このため年金事務を経験された、ＯＢを各社保に応援させるなどの対応をとりましたが、引き続き要請があればこの応援体制の窓口となり記録確認に側面から協力をしたいと思っております。

質問３で回答しておりますが、事故リストの確認作業を各社保や保険庁で徹底的に確認する必要があったのでは、また、基礎年番の振番時の不突号者等に対しても、全ての方々から回答をとり整理する必要があったと反省をしております。ただ、弁解じみた言い訳となりますが、当時は色々な事業が課せられていて徹底した対応がとれなかったことを悔やんでおります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1 記録照会申立書の早期処理

2 年金記録問題が、このようにセンセーショナルに取り上げられた背景には年金保険料を原資とした福祉施設の建設、運営が社保庁の恣意によって行われていたような曲解されたことも一因と思われます。また、本来一般会計で負担すべき経費について保険料が充てられていること等を含め、これらの事柄を丁寧に説明し、不信感を拭いさることが必要であり、これなくしては、新たなれスタートする年金機構は不正を行っていた社保庁の単なる衣替えした国体として捉えられ、将来に至るまで、この問題の解決はないものと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、市町村、事業所、社保、本庁の各々の組織が一体となって完成するものですが、各々に制度に対する知識や心構えにも温度差がありました。しばしば住所異動する被保険者に従って移管される紙台帳に毎月の納付記録等を記録する困難さを考えれば、記録漏れが生じないとは言い切れないと思っていました。
但し、裁定請求時には、補正できるものと思っていましたが、

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

急増する事務量に応じた人員増を要求していました。
総定員の増は困難だとは理解していましたが、地域間のアンバランス解消のための定員の再配分にも応じていただけなかったのは残念でした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　(g) 平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にはし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合 未収録記録は、統合、収録すべきである。
しかし、現有人員では到底不可能なため、年金裁定請求時には
職歴の確実を聴き取りになり、当刻調査の確認になり、結果
的には正確な加入記録を復元することができたと考えている。
事務室の誤った報告（禁害など）の結果生じたものも相当数復元した。
時期としては正確ではないが、本成以降。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全国でも相当事件数にのぼるが、年金請求時に確実に
対応すればよいと考えた。
全国的に倍以上の職員がそれぞれに当たらなくては不可能
と考え、裁定請求に全力を挙げるべきと考えた。
事務室と人員について考慮が不足がしていた。
制度実施時に

現場の実態、業のを確実に把握し、人員を配置すべ
きである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務取扱要領に基づき事務処理を行って来ましたが
今回の様な結果が発生するとは考えても居ませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、世間一般に知られていない問題は、ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決については、総点調査を実施して解決すべきかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中、年金記録は適正に処理されているものと信じていましたし、したがって当時はこのような問題が発生するとは思いもよりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題については、多々、事故が発生した。
現況を踏まえ、大いに反省し原因をそれぞれ究明し今後適正の推進を図るべきと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代後半から50年代前半にかけて、何度か重複の調査があったことを記憶しておりますか。それはその都度整理してきた。
その他のことは報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに、新聞、テレビ等で報じられている以外は承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

通常、本人の職歴申立書と年金台帳記録が一致しない場合は、欠落した部分の所管庁へ照会し、そこで、旧被保険者名簿や被保険者原票により記録を探し確認を行なっているので、これ以外の方法は思い当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は昭和60年に退職いたしましたが、その時点までは、今日のような年金記録問題に関するトラブルは経験もなく、報告も受けていません。当時、新聞やテレビで報じられたことはありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特記するものはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和57年頃に社会保険庁内で国民年金関係の事務処理が社会保険オンライン化がされ、市町村から送付される基礎年金番号の中に厚生年金と船員保険の記号番号を記載する項目があった。
しかし、現時点では方の記録入力は任意事項として処理し、平成9年の基礎年金番号が導入されるまでの間については、他制度の番号が判明しても管理をしていなかった。(年金を請求する時に確認するとの考えが強かった。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

市町村の窓口で確認できた記号番号を必ず入力処理するように徹底できていれば5千万件の件数が少なくなっていたものと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけてしっかり調査していく以外に解決の方策は無いと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在報道されている案件以外は、特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便の送付を継続し、年金相談体制の充実を図り、地道に業務を実施していくことが重要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金相談専門官を担当したとき、年金手帳を複数お持ちの方が多く見受けられ、生年月日や氏名の相違の方が存在していることを知り、ひとりでも多くの方の記録を正しく収録していくことの重要性を認識した。

また、算定基礎届の審査事務において、遡及して報酬訂正（事業所の月額変更届の報告漏れ等）をする方が多くいることを知り、適格な審査事務の重要性を認識した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私自身は、質問３に記載のとおり、正しい記録の管理の重要性を認識しておりましたので、年金相談にお見えの方には、できるだけ時間をかけて職歴等の聞き取りを実施し、ひとりでも多くの方が年金に結び付けていただくため、頑張ってまいりましたが、千葉県は、マンパワーが不足しているため、お客様に対して、十分な相談ができなかったことが悔やまれます。

今後は、年金相談担当者を増やすことが重要と考えられます。

また、算定基礎届の審査事務についても、より重要と考えられますので、十分な職員の手当をお願いいたします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・納付勧奨に出付いた時、母子年金の納付要件等を考慮し、夫婦二人分は納付困難とされて、片方要でも納付するよう指導した経過があり、第三者委員会の判定において、片方が納納で片方が未納はおかしいとの話も聞くが、ありうることと考えます。

・旧台帳からの磁時に、全ての台帳を磁気ていただきたいと職員の要望があったが予算の関係でいい削られたとの記憶がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録は、当所、個人で管理として扱われたもので、全てが社会保険の責任としているのは、いかがなものなのか、正直に納付している人への配慮も必要かと考えます。

それには、再度、責任の範囲を確認し、期日を設定すべきではないかと考えます。

回答票④

、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・長期に管理しなければならない記録の重要性が徹底できなかった反省が残ります
又、これに対応する処理方法にも、メスを入れなければならなかったと思います。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記と同じ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録漏れの者は、性善説にたち、すべて制限することを考えているようですが、就労事実はあっても、事業主の未届けはかなりあったものと思われる(期間照会の発見率は2~3割では?)ので、用念に根気強く、人海戦術で調べるしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（~~している~~）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録が不正確であることは、記録問題がクローズアップされた頃知りました。そもそも未統合や不正確な記録の存在が、現場では知りえる状況ではなかったわけです。
こ程式であるとは
別及び正仕事の記録管理のあり様が問われてるものと考えます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

性善説に立ち、記録の検索に最大限の力を傾注しました。
事業主に責任を負荷している法体系が間違っていたのではないでしょうか。又被保険者も国の仕事は安心であるとの意識がこのような問題を大きくしてしまったのではと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

第三者委員会の事案を早急に判断し、回答することである。この二年間で記録の本人確認はできたものと判断します。全部を認めることができないものと思う。ケースによって違うため、ある程度の基準を設け、判別するしかない。時間をかけて毎、納得がいかないものであり、国として判断すべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一部記録の収録漏れが生じていることは認識をしていた。特に住所を転々とした被保険者又は勤務先を短期間で変えられた方など、本人若しくは事業所の届出の漏れにより、正しく把握しきれないもの等があり得ること。

受給到達年齢時に本人申立により調査を行うという方法しかないのではと考えていましたが、過去の年金記録の収録作業がすさんなものとは、考えられませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・本人の記憶に頼る他にないが、厚年の場合は、事業主に届出の義務が発生する。事実は本人の責にあらず届出が出されていない場合もある。判断はむずかしい。

・国民個々が年金制度への関心をもつこと、行政として分かりやすい制度として、広報周知を行うべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e)事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-001

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時まで年金記録はきちんと管理されているものと思っていました。
（年金業務には従事していませんでした。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-002

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多くの時間が必要と思われるが、解決方法は思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　D退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-003

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いあたらない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いあたらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

裁定請求がなされた際に解消されると考えていた。
知った時期については、はっきりした記憶がない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

入力誤り、入力漏れ等がないよう、注意深く入力処理を行なうこと、
又、そのように部下職員に対して注意喚起すること、

反省点については、人間が入力する以上、ミスを皆無にすることは不可能であるから、それをカバーするため、全ての入力をダブルで行なうべきであったこと。このための予算が確保されなかったこと、と考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-004

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現行対策の実施
・解明を必要とする記録については、一人一人一件一件記録の統合を着実に進めていくこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・5000万件記録の未統合等について認識していない。

・報道等によるもので平成18、19年頃。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・対応なし。

・問題意識の不足
問題が生じる認識がなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-005

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の理解と協力を得て、地道に積み上げるしか策はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁としては、本人等からの届出にもとづき、記録の入力、進達を適正に実施していたと認識しており、まさか５０００万件もの未統合記録等があろうなど、相像もつかないことでありました。

国会で議論され始めた、平成１９年２月頃と記憶しております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の指示にもとづき、国民からの照会等、窓体制の強化と街頭宣伝等による名寄の充実に努めたつもり。

裁定時には必ず記録は確認されるものとの認識があり、国民への周知を怠ったことが反省点、と考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-007

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

テレビ、新聞等の話題になって
始めて知ったので記録問題は分りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いつく方策は浮かびません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は年金計算の算出基礎ですから
重用な記録として認識していた。
このことは民主党の我妻議員の国会質問等で
知りました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

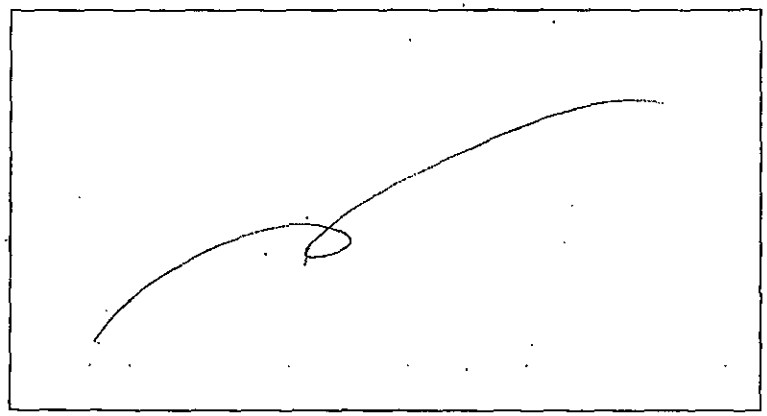

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-008

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

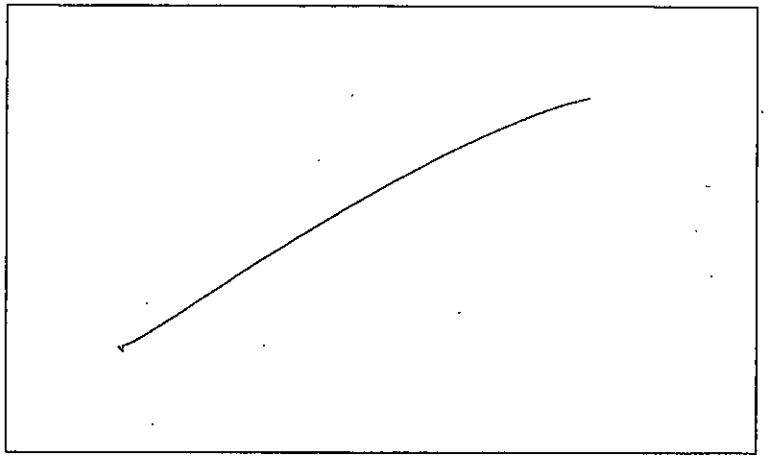

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

懲戒処分者を早急に正職員として復職させることが解決への最初の一歩である。

・仕事に対して前向きに取り組んだ職員が結果的に処分を受けているケースが多い。
このような職員こそ今後の真の解決に向けてリーダーシップをとりえる。
残った職員の志気も上がってくるに違いない。
また、いくら外から人間を集めてもミスが多くなるだけである。業務委託も同じ

・処分内容が他省庁と比較してあまりにも重すぎる。
(今日の事態を踏まえての処分ではないはずだ。また、処分を受けた以上その後については、他の職員と同じスタートラインに着かすべきだ。(2重処分はおかしい、ぜひ司法の場で争うべきだ。)

・来訪者に名刺を渡すことは辞めるべき!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一人の人が複数の番号を持っていると行くことは知っていたが、年金請求の段階において統合されるという認識であった。問題の存在はいつ頃からははっきりしません。

時代背

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者、受給者の立場に立って、不明な記録を判明させ迅速な処理を行うよう対応してきたつもりであるがその量の多さに事務が停滞し、お客様にご迷惑をかけてしまった。

現時点でみた場合、オンライン化の導入等について本省幹部が毅然とした態度をとっていれば事態が変わったのではないか。今回の年金記録での対応、処分等も含め末端の職員にすべて責任を押しつけている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-009

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかる問題であるため、専門の組織をつくり、いち早く解決するのが一番と思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長年の組織（特に本庁）の持ち事の進め方の結果と国民との年金にまつわる認識の低さと思っていました。
しかし、起きてしまった事は、組織のもろい絶いが現様として ジンジにとらえ、対応をしたと思っています

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一人一人の申出者の意見をよく聞き、少しでも信頼を回復できるように努めたつもりです

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

1～4について別紙により回答

回答票③

整理番号　13-010

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

NO1

[redacted]

質問　1

特になし

質問　2

今、国が 5 千万件の宙に浮いた記録を被保険者記録と突合する事と認識しているが、この作業で全て解決出来るとは思えない。

特に対象となる原簿の記録は昭和 20 年代から 30・40 年代の記録であり、事業主からの提出書類を台帳に書き写して管理保管、記録を転記の上進達し電算管理に移行する為の入力作業（年金番号・カナ氏名・報酬記録等）時点の誤りも重なり、その後に現在のオンライン即時変換漢字氏名等記録になってきているが、オンライン移行前までの電算記録管理については、原則的に職員の手作業による記録管理の積み上げであり、多くの部所或いは職員の引継ぎによって現在の記録の基となっている。残念ながらその課程で台帳に記載されている基本項目或いは加入記録・報酬記録が絶対正しい記録としての認識は誤りであり、人（職員）から人への紙台帳管理を前提に記録を積み上げた過去のオンライン導入以前の記録には、多くの転記誤り・ミスがある事を認識して作業を進めるべきと思います。社会保険事務所には過去の事業主からの届出書類が殆ど無いと思われるので第三者委員会を活用するほかに方法は無いと思います。

現在、厚生年金基金が代行する基金記録と被保険者記録の突合作業が各基金で始まろうとしております。当基金は昭和 41 年 6 月設立で加入事業所からの届出書類に付いては、得喪関係から算定・月変関係書類が全て保存されており、当時の届出書類から基金･国の記録相違事項について現段階での調査では、国（社会保険事務所）の転記誤り、提出書類消失により結果未処理となった事による不一致原因と思われる事例が約 8 割ぐらいあるのではないかと心配しております。

国の被保険者記録の正しい記録への調査において基金と国の記録突合による不一致記録の判定には、基金側か保管している届出書類（健康保険組合・厚生年金基金・社会保険事務所用として 6 部複写を設立以来使用）の活用もすべきであり、第三者委員会における判定の証拠書類として認められている実態も考慮すべきであります。

又多くの単独厚生年金基金が代行返上した際の不突合記録の調査において、殆んどの不突合記録を十分な調査もせずに国の被保険者記録に合わせて最低責任準備金を国に返納した事についても正確な記録への訂正処理としては、問題があると思います。

質問　3

年金裁定時に請求者本人の申立てによる職歴調査を十分にやり決定する事で問題は無いと考えていた。

マスコミの報道、新聞等により知った。

質問　4

現在の情報化時代と全く違う昭和10年代の制度発足からの加入記録管理は基本的には紙台帳を基本とした管理システムであった。然るに現在の情報化システムを前提とした記録管理と同等の管理記録が、制度発足時点に遡及して正しい管理記録が出来ない事（人が介在する事務作業に様々の誤りミスの事例がある）を厚生大臣にキチット説明すべきであり、裁定時点に本人の申し出履歴を十分調査する方法しか解決の方法は無い事を改めて認識すべき。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-011

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30年～34年に全国社会保険事務所に保管されていた被保険者台帳を社会保険庁業務課に一括管理され、氏名はかなでパンチされ管理されていたと聴いています。
当時の被保険者名簿の氏名にふりがなは符されていなかった。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の記録が信用出来ないならば、中立原理に基づいて期間計算すべきと思われる。ただし、法律上強制適用で満足のについて。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和47年頃、年金問題を知ったが、当時医療保険担当であり、ノルマ達成に四苦八苦しており、年金問題まで意識が回らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、私については担当外の事案であり対応のしようがなかった。

現時点でみた場合、社会保険庁の被保険者記録一括管理のシステムとその執行事務に主眼を置いた統一性がなかったことがよくと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i.(事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-012

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金制度が始まって以来長い年月にわたって積み重なって生じた様々の問題の解決に対処しておられる現職の皆さんのご苦労、ご苦ちゅうの程お察しております。

設問でお求めておられるような問題は特に思いあたりません。

年金記録の変せんとしては、紙台帳の労働者年金保険被保険者台帳から始まり、厚生年金保険被保険者台帳へ書き替え、そして、パンチカード、さん孔紙テープ等を経て、コンピュータの記憶に推移してあり、そのようなプロセスは一般に知られていないことでしょう。

なお、各社会保険出張所(事務所)で保管・管理されていた被保険者台帳(年金記録)は各事務所で払い出した記号番号にかかるものであり、後に社会保険庁へ引揚げられたものです。(割り振られて)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が特に思いあたらないところから、解決の方策も考え及びません。

自分の認識ではありませんが[redacted]誌に寄稿されていたような制度上の問題もあったことは同氏の指摘のとおりと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]配置された時の仕事は、来る日も来る日も、労働者年金保険被保険者台帳(大阪の紙台帳)を、中版7の厚生年金被保険者台帳への手作業での書き換えでありました。単なる書き写しという小学生でもやれる?ような仕事にうんざり意欲を失ないかけました。当時のご婦人方の手し借りました。しかし任官試験の勉強を通じ、また折しも昭和29年に厚年法の大改正があり、それらを通じ制度の重要性、そして被保険者1人1人の、将来の年金に結びつく台帳の重要性が理解出来るようになったものです。紙台帳の整備については、当時の保険局厚生年金保険課でも力を入れ、整備状況を直接督励に来られたことを今もってはっきり記憶しています。記録の重要性の認識はありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険者側もさることながら、事業主、被保険者側でも、厚生年金保険の年金給付、とりわけ老後の所得保障である老齢年金への関心が高まり、重要性が認識されたのは、1万円年金の実現と、在職老齢年金制度が創設された頃からだったと思います。制度をお預かりする社会保険職員側でも、制度の基盤である各被保険者の年金記録の重要性の認識は、あまねく職員に徹底していたかどうかというと、その啓発、教育は万全とはいえなかったのではないかと反省されます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-013

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実行している方策の遂行だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１、適正に処理されていたと認識していました。

１、マスコミ等によって知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

１、適正に処理されていた認識しておりましたのでその対応方法は、特にありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-014

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判断が難しい記録に対しては、機械的な振り分けの基準が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・制度が発足してから、少しずつ積もって生じた結果と考えます。

・2007年と思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・相談、内部処理及び外部との調整を正確、迅速に行い、職員全員で問題の解決を図ろうとしていました。

・主な事項は、次のとおり考えます
　データ管理に対する意識が低かった。
　データ管理の方法(制度上の仕組み、機械システム)が不十分だった。
　加入者に対する周知が不徹底だった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-015

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、昭和27年6月より昭和54年3月まで在職いたしました。
就職した当時、年金の記録は手書きで、紛失の恐れ、そして保管する場所も室の隅や文庫~~書庫~~本を置く棚度の物でした。
今考えると到底長期に保管し使用に耐えられるものでなかった。
年金に対しても国民の意識は低く、行政も同様であったと思う。
したがって、就職する毎に新らしい年金番号を受けたり届出を怠るケース、未適用の事業所、意識の低い故に不正確な届出もあっただろうと推定される。
これらに対して、適正化するための決定的手段がなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この当時の体制は、順次改善されていったが、改善以前の記録を適正化することは非常に困難であると思います。
よって、本人の申し立てがないと解決が不可能と思います。
過去において、基礎年金番号の統合のとき、また、今回ねんきん特急便にて本人の申出を促してきたわけですから、この様な方法で解決することは、労力多く効率的でないと思います。
「解決方法」としては、年金の裁定請求を受けるとき、本人の履歴を明確に書いていただき、それにそってご調査するのが効率的と思います。
尚、届出にある被保険者名義は、本人が届出ることで記録は確認される筈です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙質の悪るい手書きの台帳で、しかも、膨大な記録が各事務所で保管しており、転々と変わる記録をどの様に統合されるのか。また、その後記録は機械化されたわけですが、この膨大な記録が果して適格に移こうできるだろうか不安感をもっていました。

今回未統合記録５千万件の発表があって、問題の存在を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は昭和43年に記録がかかる課に配属されましたとき、不安に思い、古い被保険者名簿の整備と保存しやすい様にアルバイトを使って製本いたしました。　反省点は今考えると色々ありますが、基本的には記録管理のシステムに問題があったと思います。一時期保存とその使用に耐えられない手書きの紙台帳。機械化が遅れ記録の統合が遅れて、余りも膨大な記録の移こうがされたこと。

私達現場の職員についてとかくの批判が云われていますが、多くの職員は、自分のおかれた環境の中で一ぱけんめい勤めてきたと自負しております。しかし、結果として国民は勿論のこと、現在働いている後輩に大変ご苦労をかけていることに大変申し訳なく思っていると同時に残念に思っております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-016

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 被保険記録は「社会保険の財産（宝）」であるという認識のもと、日頃より記録管理の適正化には面との注意を図るよう心掛けていた。
- 問題を知ったのは退職後

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 以前は「被保険者が、面就労する度に「被保険証」を取得する者が多く、かつ、その度「生年月日」が異なる者も多かったことから、一日も早く「ゆりかごから墓場」まで生涯を通して一記番とする「社会保障番号制」の導入が必要。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-017

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金定期便を始め、現在実施されている方法を継続することが良いと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いわゆる消えた年金記録について、複数の年金番号、厚年番号を持つ人がいることは早くから承知していたが、再出は本人の申立に基づくものであり、当時の制度上完全に一本化できないものであると認識していた。一般的な考え方としては、裁定時に本人の申立により解決されるものと理解されていたと思う。
事業所の全喪、勝負変更等については、東京の併管後（年特所属のため）承知したが、恣意的な処理が行われたかどうかは承知していない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号を制度上一本化できなかったことに由来する消えた記録問題では、基礎年金番号の導入が遅れたことに問題の根幹があると考えられる。今後は、国民総背番号制等の議論がなされると思うが、制度の早期成立を期待したい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-018

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事象毎に対応するしかないのではないか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人の申し出により問題を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

難確認により対応とは指示

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-019

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号と関係方面に照会して確認すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

確認事項について、適切な処理すべきと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不明な事項は照会等するようにした。
大量のデータ処理のため機械的な処理にしたが、データ入力とその後の処理が確実に行われるかが不明であった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-020

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

データーの徹底した整理。
システムの整合性の確立。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（昭和２０年代）、健保適用、年金不適用の記録例があった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

たまたま、来訪した人がいたが（該当者）事情を説明し年金資格期間が無いことを伝えた。本人も思い出し納得した。

※管理者の資質の向上が必要。
（その場凌ぎの廃除）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-022

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

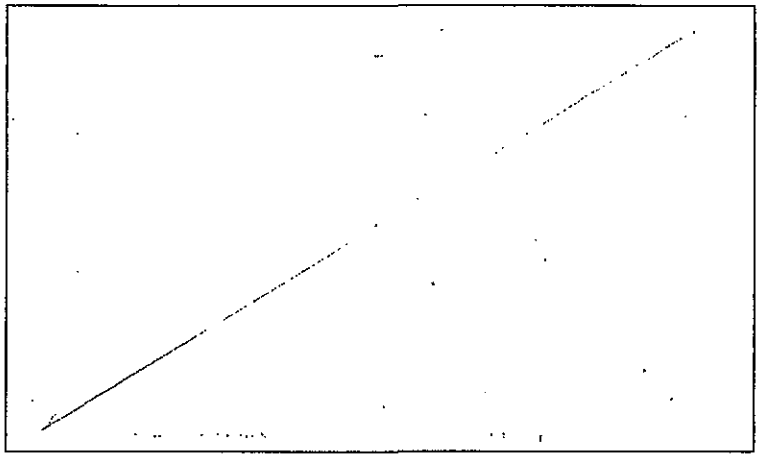

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

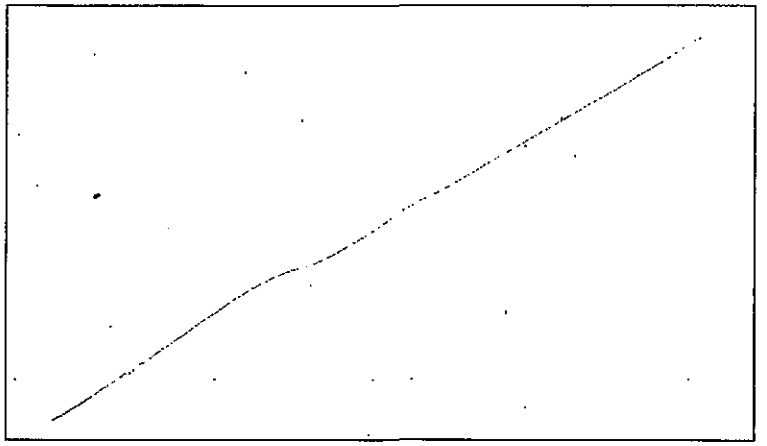

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

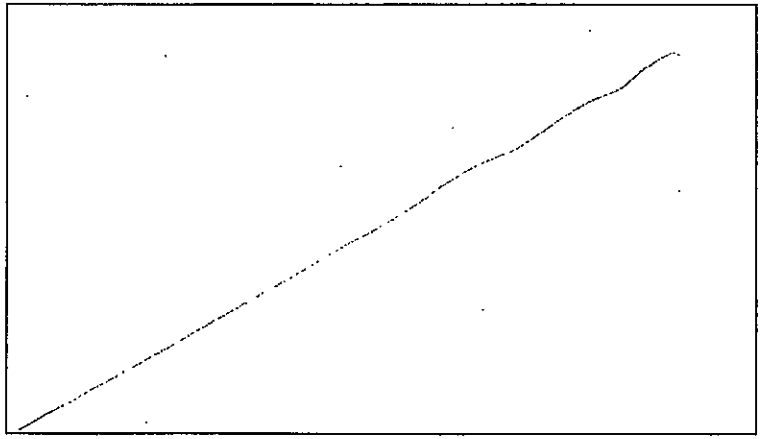

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

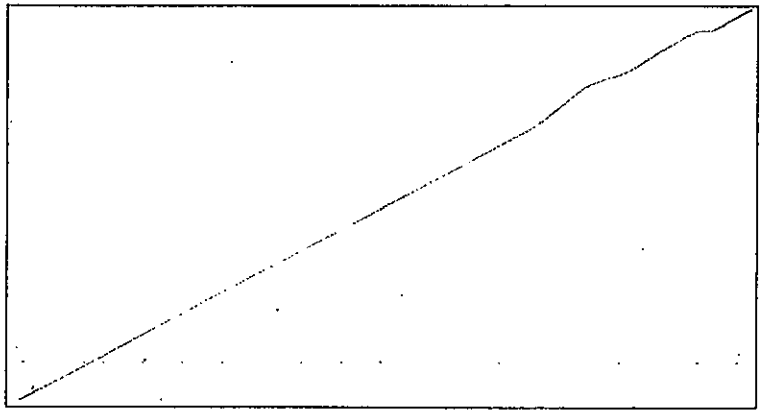

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　整理番号　13-023

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

5千万件の未統合の記録や遡及して標準報酬等の訂正・遡及して資格喪失させた事実など、一般的に知られている問題以外は記憶にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時に効率がありませんが徹底的に調査することしかないと考えます。
とはいえ、何をつかむようなことかも分りませんが、社会保険事務所等のOB等含め実務経験のある者を集め人海戦術で徹底調査する策しかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務を遂行するうえで、真面目に一生懸命やっても若干のミスや事故が出ることは、考えられますが、基礎年金番号に5千万件の未統合記録がある件や、オンライン上記録で会帳や被保険者名等等から正確に入力されていない問題は数年前からのマスコミ報道で知りました。
厚生年金の旧台帳、船員保険の旧台帳の記録がコンピュータに収録されていないことの件や、保険料の納付の申立にもかかわらず、納付記録がないことの件は、全く知りませんでした。
逆反して標準報酬を訂正したり、逆反して資格喪失させる件については、保険料を減、減させることができ、理論上は昔から考えられたことですが、実際に行ったということは、聞いたことも見たこともありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務上で多少のミスも考えられることから、事務処理後に再点検を行うことを重視しました。
更なるチック体制の強化を図るべきと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長　葛飾北社会保険事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-027

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題は、制度の問題であり、法制定の経過も含めて、正確な情報を広く周知させること。
行政は、政治と正しく向き合って問題解決の主導権をとること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は、記録問題が起こっていませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

請求主義は否定されてないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-028

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年ごろ、ドイツの公的年金制度について話を聞く機会がありました。
ドイツでは、毎年、各州の年金金庫ごとに加入者に対して年金記録を通知しているとのことでしたので、記録管理に努力をおいていることに驚きました。わが国でもこのような仕組みを採り入れるべきだと思いました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、厚生省、保険庁では、年金記録に疑問があれば、裁定請求時に調査、確認すれば良いという考え方だったと思います。
その頃からでも正確な記録管理が必要という考え方に立って、ドイツと同様の方式を採用していれば年金件数ももっと少なくて済んだのではないかと思いますが、請求主義が支配していた状況の下では、改善を提言しても無駄だと考えていました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-029

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未知の件については存じません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合が5000万件とのこと、凡庸な者にとり余りにも重い命題です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録業務に従事したことはないが、昭和40年台の時調査官が各事務所へ動員され（グループ編成）事故リストの解決処理にあたった。この時事故リスト発生の事実を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在の機器や処理システムは知らぬが、所詮人間の手によるものである。上述の「処理」の時は、該当原議に戻り、それを元に事業所名簿、記番号払出簿、算定基礎届などを調べ、なおかつ、当該事業所にTel.にて確認……などをくり返し、ほとんどの事故リスト（フォーマットリスト）を処理出来た記憶がある。
この様に事故発生時にすぐタッチする姿勢があれば、数千万件のアンマッチなどは考えられぬ。このため、職員にはパンチ終了時に原議との読みあわせの厳行を強く求めた記憶がある。
しかし、これがいつ迄続いたか……が反省点である。
一つの大きな障碍となったのは残念ながら尖鋭化した組合（自治労への盲従）を盲信した者の発生である。しかし、正常化に努力した者も多数居たのである。（追！民側の制度についての理解力は現在の雲泥の差である……官側のPR不足であろうか？）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-030

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和38年 適用課名簿担当
〃 40年 給付課 年金担当
〃 49年 社会保険調査官
簡単な経歴

当時の経験から次の事例が多く見受けられた。このことが年金記録不明の大きな要になっていると思われる。
① 資格取得届の内容に、氏名、生年月日に虚偽の申告。② 過去に年金手帳を受けたにもかかわらず新らたに受ける。③ 事業主は、社員の希望により年金、健保に加入させない。(本人は高い手取り収入を望む)
④ 退職時における脱退手当金の請求が多い。(女子社員に多い)
⑤ 被保険者資格喪失届について、作為的に月末喪失とする。
⑥ 当時は一般国民は年金に対する関心が著しく低い。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の年金記録について、完全な照合は不可能であると思われる。
従って、次の二点が考えられる。
① 現存の年金記録が正しいものとして整理処理する(あらゆる方法で調査するもなお判明しないもの)
② 年金記録不明者に対しすべて年金を支給する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍していた当時（平成元年4月過転）は現在のような年金記録問題は存在していない。
また、当時の社会保険事務としては、法令、各種規定の遵守、上部（社会保険庁、東京都本課）の指導のもと的確な事務が現に努めていたと記憶している。
なお、この年金記録問題については、新聞、テレビ等の報道で知りました。
たぶん4～5年前と思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の在籍中は、年金記録問題が存在していないので対応のしようがない。
また、この年金記録問題については、大変由々しき問題であると認識している。一日も早い解決を望む。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-032

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

件数が多いため、迅速処理といっても結局時間がかかってしまう。

受給年令が近い順とか…段階的に、ていねいに対応するとかがよいと思う。(よく公報したうえで。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職時には全く知りませんでした。
新聞報道があって知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインへの切替に短期間で急いでやろうとして
無理があったのではないか。
事業主に相当程度は責任がある。
（保険料の納付義務者は事業主である）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h.)その他(事務局)(部付) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-033

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の統合に諸々の原因が存在すると推察されますが、統合が不可能となるケースも残ると考えられます。簡単には解決策は出ないと思いますが、最終的には何らかの目安のもとに全部得、険者を救済することが方策が考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

◎昭和42年前後、年金記録の事故リストの処理を行っていて、被保険者一人一人の生涯記録を管理するのは大変であり困難であると認識すると同時に将来大きな問題になると思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の管理の重要性を考え、職員の制度を良く理解するよう一層の研修の機会を通し資質の向上を計ること。

反省点としては、国も国民も現在のような超高齢化社会となって、やっと制度に対する感心理解が生れたが戦前、戦後の日本の経済社会の移り変りに制度も改正を重ねて来たが、旧代に対する制度の理解を求める努力不足

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-034

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題については、社会保険事務所にいた者としては、事業所からの届出の間違い、被保険者本人の申出の違い(事業所に採用してもらうために年齢・氏名等を偽る)、また社会保険事務所の入力相違等が考えられ、一方的に誰が悪いと決めつけるのには問題があると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決に良い知恵はありませんが、ある程度参考にできる資料等があれば、被保険者記録を認めざるを得ないと思います。但し、公平性を考え不正には十分注意すべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の裁定業務を行っていたこともあり、将来の年金につながる重要な記録であると認識していたので、間違いのないよう注意していたつもりです。
問題が存在することを知ったのは、はっきり覚えていませんが、新聞等で取り上げられてから認識しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所だけに勤務していた者として、年金記録整備には一生懸命やっていたと自負していますが、今考えると業務センターの処理能力は十分だったろうか？、地方と業務センターの連絡はうまくいっていたのだろうかと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-035

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている定期便等により、本人確認を徹底する以外方法はないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金被保険者記録のコンピュータへの切替については、氏名のカタカナ入力で読み違いによる誤りが出ることは予測できた。
しかしこのような大問題になるという認識はなく、新聞等で大きくとりあげられ初めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

氏名の記載誤りについては、国民年金の場合区市町村での本人確認が可能なため、修正できるとの認識があった。
反省点としては、被保険者記録の統合の際に、もう少し予算をかければ、違った方法が採れたのではないかと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-036

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

~~なし~~ ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記(質問1)について「無」のため特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いわゆる旧台記録については
オンライン実施時に コンピュータに収録するべきであるという意見を東京都からの意見として社会保険庁へ要望していた。
（事由）相談時に被保険者記録をたい
難に回答できない等、窓口が混乱する恐とが考えられたため。
→ ~~当時~~ オンライン計画実施前後から都の担当課に属していた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のとおり 相当強力に要望したが
スタート時期、該当記録（旧台分）の
照会件数の予想が少なく見込まれる
予算 等の理由から、記録統合が見送
られてしまった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　整理番号　13-037

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一連の「宙にういた年金記録」、「年金改ざん」というバッシングの報道により、年金記録問題として、とらえるようになりました。年金記録の確認は、国民年金の未納については、オンラインの記録が優先しておりましたが、本人より納付しているんではないかという申立ては、まずマイクロフィルムを確認し、次に区市町村に（台帳が残っていれば）台帳を調査し、それでも未納の場合は、本人が証明していくしか方法はなかったと思います。又、厚生年金記録は随時、資格照会の申請という方法で調査をすることになっておりまして、最終的には、年金の裁定請求書を提出する年金相談時に、過去の履歴を洗い出し、本人の申立を聞き、もれがなくチェックできる体制だった訳です。しかし現実に記録がもれてしまうという事は、この問題は、転職をくり返し、いくつもの記号番号をもっているところにあったと思いますが、基礎年金番号を導入した当時から、本人には、二つ以上の番号を持っている人は申出するよう照会文書をだしていたと思いますが、本人の関心が薄く、その回答率は低かったと記憶しております。当時からいまのように徹底して、確認などシステムを構築し、定期的に本人に通知するなどして処理を繰り返すべきだったのかなと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

又、標準報酬の訂正は大半が長期に保険料を滞納した事業主に限定された事象だと思います。徴収職員はこの長期に滞納している事業主に対して粘り強く説得して保険料を払ってもらうよう努力をしております。しかし経営不振で滞納している事業主から保険料を徴収する事は容易でなく、差押えをすれば倒産してしまうおそれのある中で事業主も自分の報酬を、まともに受けとっていない場合が多く、そのような事業主の標準報酬月額を実態に近づけ訂正してきたものであったと思います。保険料を払わなくても将来高い年金をもらうという事になれば、保険料を真面目に払っている加入者との不公平が生じる事にもなるわけです。この事実だけでも広く国民に説明しておけば、このような大問題にエスカレートする事はなかったのではないかと思っております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-038

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録整備等が必要とされる事例が具体的にわかりませんので、対応等についてお答えできません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

実在する人数以上（数倍）の記録が存在するか、基礎年金番号導入前は本人の住所が登録（収録）されていなかったこともあって、資格喪失後の記録等の確認・整備ができなかった状況にあった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に複数の年金手帳を持参し、記録の統合を申し出る方が多く、履歴の確認にかなりに苦労していた。
年金制度は度重なる法改正等で複雑になっているので、制度の周知を広報等でわかりやすく行うべきである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-039

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原簿等に当たるとともに、本人確認を行うなど一件ずつ処理する以外に方法はないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題として認識していたことは二つある。
1. 紙台帳で管理をしていた年金記録を、コンピータの出現により、手段番号（年金番号）と生年月日の二つのキーを使用し手作業で切り替え収録した。その後、コンピータの能力の向上にあわせ、カナ氏名・漢字・住所を手作業によって収録したことにより、ある程度の確率でミスが出るのは避けられないと思う。
　切り替え及び氏名等の収録のつど本人等へ確認が必要だったが、これを怠ったのは、予算を付けなかった大蔵省（財務省）・厚生省（厚生労働省）・社会保険庁・各都道府県保険・国年課のすべての認識不足であったと思う。
2. 基礎年金番号（基礎番）と住民基本台帳番号（住基番）が相次いで設定されたが、この二つの番号をそれぞれ別に設定することは、大変な無駄であると思った。
　また、厚生省と労働省も厚生労働省に合併となった時期でもあるから、少なくとも基礎番と雇用保険番号は早い時期に統合をし、それに住基番も統一をすることが、効率の良い管理をするのに最適と思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1については、事故が判明したつど個別に原簿等に当たって調査する以外になかった。また、原簿は、マイクロフィルムに撮影しても保存をすることが必要と思った。
2については、地方の立場からは、対処のしようがなかった。今後については、省庁間の問題を越え住基番・基礎番・雇用保険番号と税務の番号を統一し横断的に情報を管理照会できるようにすべきであろう。
年金の記録も標準報酬にこだわることなく、年収で管理すれば税務の番号との統一は行いやすくなると思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-040

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 報酬月額改定のさいなどが、それを保険料の徴収事務ミスであるということの報告がされていますが、事業主が負担する分を国が払い届出をしている場合が多い。(届出氏名違いが多数あることを認識すべき。

○ 加入記録が無い人の場合は、社保庁職員の手続きミスよりも事業主の届出もれ(意図的)、加入者の勘違い(被保険者による手帳多数交付による不明分、入社の際の生年月日不正申請等、事業主が加入者も含めて義務をはたす、責任を取ろうとしないことが原因の多くであることを理解すべきと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 40～50年間の記録管理を適正になく行うことは、現在の機械的な方法であるかぎり、可能と思われるが、記録の初期の段階での記録を正しく手帳するための現実的に無理があると思う。又、入っていたとしても、法人名等、本人の認識との相違、会社の倒産、社名変更等による不一致が多数あることを考えると、申請にもとずく解決方法にすることがいいものと思う。がしかし、前記のとおり、社保庁のミスによるものと、認めることになるケースが多くなり、さらに混乱を来たす面もある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-041

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治判断。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道による。それ以前は不知。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

徹底・適正の内容。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-043

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　整理番号　13-044

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にてなし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%の回復は無理であることから、国民にその旨説明をし理解をもめる。その後、(?)90%程度の回復をめざして作業スケジュールを作り、一応の結着をつけるべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・未統合記録 …基礎番号にした時最低でも国年、厚年の2つはあることを認識。
・厚年記録 … 報道で知りました。
・正確に入力 …オンライン化した時にカナ文字しか入力出来なかったと聞いた時。(S.57年頃?)
・保険料納付記録 … 検認票に基づき手作業で消し込みしていた時代分について多少の誤りはあることを認識していた。
・事実に基づかず …事実に基づき事業主の報酬訂正していたと認識している。従業員等分については報道で知りました。
◎本人が年金相談にお見えになった時、大部分が解決出来ると確信していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金相談について懇切丁寧な対応を心掛けていたし職員にも指導していた。

・オンライン化を早急に進めた結果、当時としてはベストではないがベターな方法で行った結果であり、ここまで大きな話になったのは残念である。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-045

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進行中の第3者委員会に委ねるのがよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は知りませんでした。
存在するのを知ったのはマスコミ等で報道されてからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の場合、紙台帳を電算化する時点で読み合せが充分なされなかったのではないかと思われる点が反省点として挙げられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-046

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

適正かつ迅速に解決しなければならないと存じますが、厚年業務の経験が極めて少なく、又国年業務については実務経験が皆無の状態であり、更には本件の実態も把握しておりませんので、想像ながら答を見出だせません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代に庁・業務課から地方庁（社保事務所）に厚年記録に係るいわゆる「事故リスト」が送付され、これを処理した経験があり、その際多種多様な事故があることを知ったところです。
この「事故リスト」の処理すなわち事故の解明の積み重ねにより厚年制度へのカロ入者記録は着実に整備・統合されているものと考えていたところです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後まもなく20年を迎えようとしておりますが、在職中は医療関係業務が主で、40年前の上記「事故リスト」問題以外、年金記録問題に直面したことはなかったものと承知しております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退)職者
所属	本　庁	(地)方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-047

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

難かしい問題と思います。
それ認定の方法として、例えば厚生年金の日台帳上の記録を認めるなどを考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金給付に係わることで、大事な業務と考えていました。
私、そのような問題は、あまり認識していませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。
また、違憲な問題であり、これからもあってはならないことと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-048

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的に知られている以外の問題点について、思い当る事例はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1の関連ではありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年7月の退職時まで、年金記録について表立ったトラブルはありませんでした。
また、このような年金記録問題の存在を知ったのは、マスコミによる報道がされてからです。
在職中、年金事故リストの処理に苦労したことが思い出されます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題の反省点として
1、保険料の徴収成績に走る余り、法令規則に基づく処理をしなかったこと。
2、年金記録の基になるデータの入力は、全て人の手によるものであり、入力時のチェックが万全であったか。
があげられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-052

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・名寄せ等コンピュータ・システムを活用し、該当者と思われる者へのアプローチ及び裁定請求時における聞き取り等現在実施されている方策以外ないと思います。
なお、アプローチの際に必要な住所、電話番号等の個人情報については、市町村の協力が得られるような環境整備も必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・ 氏名の読み方の相違や生年月日を誤って採用となった等同一人としての判定が困難で未統合の記録があることは承知していましたが、名寄せ等統合のためのシステム開発経費・郵送費等の予算確保はできないと思っていました。
　従って、裁定請求時の対応以外ないと考えておりました。
・ 未統合の記録が５千万件もあると知ったのは、マスコミ報道によります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・ 基礎年金番号の付番を契機に、未統合の記録についても、本人確認するための対応策（名寄せ等により）を図るべきであったと考えております。

・ 今後は住基ネットの活用といった、一人一番号であることの確認を常時閲覧性ある等な体制作りも必要かと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-054

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的に全く分らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１、在籍中、年金記録が適性に処理されていないと認識していた。
２、従って、この度の諸問題はマスメディアによって知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

具体的には良く分らない

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　整理番号　13-055

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

単期間の記録については、容認する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の不突合と認識していた。機械化が進む中で不突合が多くあった。
昭和５６年頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録整備が必要であった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-056

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識じでいましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]在職当時、[redacted]「喪関期になると毎年、八王子の会社へ半年位働きに行っていた夫が死亡したので遺族年金を請求している」との申し出があったとの連絡を受けた。該当事業所には資格取得記録がないため、事業所担当者を呼出して事情聴取したところ、資格取得届提出それと判明し保険料請求時効の2年間遡って取得届を提出せしめ、遺族年金に結び付けることができた。
なお、同様に届出それが8名あったので、同時に提出させた。この事業所は被保険者数40名程度で社会保険事務を専属していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料の時効に拘らず"事実にそとず"き取得届を提出させるべきではなかったのか。

制度の周知方が不足していると思いながら二の事業所限りの扱いで終了させた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-058

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給権発生者から順次整理すべきである
全被保険者一前に整理することは時間を
要する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙台帳から電算システムによる管理へ切り替え管理、
切り替え作業による事故は若干発生するため、受給取発生年金時点で最終記録確認を行うこととしていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※当時の電算システムの用量等に限界があった
※システム改善等記録管理に係る予算が不足か
※行政当局のトップの指導力不足と意志の弱さ…国会議員サイドにハッキリ現状を話す必要があるのではないか

実態
当時の

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h)その他(事務局) 上席医療事務指導官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-059

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間を掛けても検証をしていく.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来、この様な問題が起こりうることは認識していた。
年金は申請主義ということであるため、申請時に誤りがあれば訂正されるということで片付けられていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

処理誤りがないよう、チェック体制の強化。
・業務の機械化が遅れたこと。
・

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-060

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の本人確認のくり返し。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な事が起こるとは考えられなかった。
又、レアケースであり得るかなと思ったのは、
視的に公表された時、
人間が行うことで億単位の記録が全て誤正しいとはむずかしい。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

略裁定時の転歴等の完全なる本人確認
現時点での反省する様な事はなかったと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上　保健施設課長 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-062

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳との照合しかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題に拘らず、全ての業務について、地方庁(社会保険事務所)は法令、通達ならびに社会保険庁の指導にもとづき業務処理をしてきました、しかも資格関係の不整合については事故リストとして定期的にそれぞれ事務所に戻され、補正処理をしていたので、このように膨大な事故件数があったとは信じられません。
この問題について承知したのは退官後です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員個体への対応が弱腰しだったのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-063

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者となるべき者(強制加入被保険者)が
保険料納入を免がれるため事業主承認のうえ
未加入としていた。
事業主の意向により、強制被保険者であるに
もかかわらず加入(未加入)者を取捨選択
していた。
会計検査院検査により判明した未加入者は
時効により年間までの資格を及にとどめていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

資格の得喪等の届出は事業主に義務があり、これに
より、事務処理を行っていることを広く周知すること、
保険者に召還があるとのトップのプロパガンダ
は、事実を歪め、はじめに従事している職員を悪者
扱いにし、国の責任は全くないかのような振る舞いは
許しがたい。
今後も近記録者は多数出現すると思われる。
もしいと記録の無い者と資格のあった者との区別はつり難
い。勿論から記録(資格)のない者は記録はもか
すべきではないと考える。ある一定以前の時期について
は(5.もの)内容を整理し生かすことも考慮せざるを得ない
と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の欠落等により欠給の可否が生じたことは在籍中存在しなかった。
この時点で、近い将来、現在のような問題が生じることは、ほとんどの職員が発現していた。

年金記録欠落により不支給が多発したのは退職後（平成に入ってから）

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の不備を放り返ったとどめるための努力をしなかった。不備を是正するため本人に照会する意思がなかった。（注意すべきのお願い）
今書きがうつうどうつうへの移行が強く行われた。
（チェック項目が少なかった）（入力者は別の者であれば別が残りてきた
今書き換合性の処分により、大量に記録を消した。
本人記録を調査するためもとの名簿等に戻る入策が完成されていなかった。
昭和30年代に使用した被保険者名簿、あるいこれにかかる書類名簿等が整備されていれば、不備が相当量救済されたと思われる。（PCB付名簿）

年金記録が入力されている身分証明書を兼ねたICカードを作成すべきである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-066

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○手作業による台帳処理においては、手作業であるが故の誤記録が存在することは認識していた。したがって裁定請求時には、正確な記録の記載を求め、年金記録の過誤を補正して裁定を行っていた。
○コンピューター導入後、古い台帳記録から順次コンピューター記録に統合処理され、古い統合帳から順次その役目を終えるものと理解していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○コンピューター導入後に新規加入した者の記録は、手作業処理による台帳よりも格段に高い精度が維持され、それ以前の記録で裁定を行う被保険者は順次減少してゆくこととなるので多少時間はかかるが、記録の不備の問題は、解消するものと認識していた。
○被保険者、および被保険者であった者が、全員同時に裁定請求がなされ、それにただちに対応しなければならないのに等しいような事態の発生は想定していなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-068

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大臣は 2年かけて完全に解決すると言っているようですが、これだけ、時間と人数を費いやして努力してきているのですから、ある程度のところで着地すべきだと思います。費用の無駄だと思います　むしろ、過去の分は、定期便を実施している訳ですから本人の申し出を待ち、それより、今後この様な問題の起こらないような方策(例えば、社会保障カードなど)を一日も早く実現するよう それに費用をかけるべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

40年代から50年代にかけて6事務所に在籍していましたが、適用関係に属したことは一度もありませんでした。ただ、年金に関しては、年金給付に属したことがあり、本人の申出に従って記録を調べることが多くありました。その時感じたことは、手帳や印鑑も持っている人は、ざらでしたし、生年月日をいつわって入社したり、戸籍と違う通称名で届出をしている人も居ました。こういう状況でしたから、当時は、全般的に年金は先の話だから、給付の際に記録をきちんと確認して処理すれば良いと言った程度の認識で、まして、このような社会問題になろうとは思いもしませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主を通じて届出が出され、それが正しいと信じて処理しているので、その時点で戸籍謄本等確認しない限り、届出まで誰にも分からない間違いはあるべきことで、給付の際に記録をきちんと確認するのが、私の考えでした。

届出は、適格に処理することが大切ですが、住民基本台帳である住民票を把握している地方公共団体を通じて届出がされるか、届出があった時点で住基台帳等を確認したうえで処理するか、現行制度を変更しない限り、この問題は多かれ少なかれ今後も起こりうる問題と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-070

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている事項以外に知っている問題はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点における問題解決の方策を聞かれても、突然の事であり、その上、二年前、脳梗塞を患い、良い思案が浮びません、悪しからず。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和30年10月から35年1月迄 3分付課年金(年)を担当しましたが、当時でも労管関係（駐留軍関係に勤務する被保険者）の記録を探すのは大変でした。（本人が所属する労管名を知らない、~~従って~~被保険者と重複取得する等）

年金は長期間に亘る報酬と期間を管理する必要があり、重要な職務と認識してありました。

記録の不完全や期間の脱落等の問題を知ったのは、マスコミの発表による最近です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

① 管理、監督の地位につく者は、確固たるポリシーを持ち、強力に業務を遂行できる人を地方庁に推薦することを願います。

② 機械化移行時 労組はオンライン化反対を標榜してあり、移行事務が粗雑に扱われた疑念もあり、職員研修を徹底することが大切と思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-071

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に取り組んでいくことが重要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

統合されていない記録は、裁定請求時に調査のうえ、つなげていくと認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去にもっと予算をつけて、統合に取り組んでおけば良かったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-072

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年台前半のことですが、生命保険会社では、採用時に年齢制限を避けるため、生年月日を偽って入社、資格取得したと思われるものがありました。氏名も通称名を使っていたようで、再交付業務時、本人を特定するため、事業所担当者に問い合わせたことがあります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応の方策は考えられませんでした。
当時の業務は、手作業、紙台帳の管理が主であり、年金裁定時に記録の突合照合するとしたことが、問題の発生要因と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-073

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていることのほかには、知っていることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金に対する不信感をあおるような報道が多過ぎるように感じます。年金の大切さのPRが必要と感じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は国民の老後の支えとして極めて重要なものと認識し、全力を挙げて保険料の滞納整理に邁進してきたつもりです。不適切な処理をしていた例があったことは、報道によって初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中には、不適切な処理があったことは全く知りませんでしたので、それに対応することは考えておりませんでした。
強いて反省点として考えられるのは、保険料の徴収成績を上げるための勇み足があったのではないかと思われます。
記録問題では、長年に亘り手作業による名簿処理等が行なわれており、人員にゆとりがあればダブルチェック等の方策をとっておれば処理ミスはかなり防げたのではないかと思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 東京都民生局保険部 船員保険課長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-074

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の解決策を地道に実行する以外に方策はないと考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く意識しなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-076

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現政府.厚生労働省の対応で良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については受給要件であることと認識し報道によって問題の存在を知る。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入事業所からの適正な届出並びに行政の適正な事務処理による記録の管理をすることでの対応で。

問題点として今後の対応では業務執行にかかる予算を確保し事業主及び被保険者に対し年金についての必要性も含めての制度内容の広報の徹底を図り理解を得、加入並びに保険料の納入についての対応を。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-077

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度、政策面からも解決のアプローチが必要と考えます。 制度をよりシンプルに記録の判断もシンプルにするなど 道筋をはっきりさせることも方策の一つと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年6月と記憶している
過去の記録への積み重ねの（法律改正を含む）の中で発生したものと考えていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の指示（通知）等にもとづき適格に対応しようとしました。
データ管理の重要性に対する認識と加入者の皆様に対し、
今までの周知不足が大きいとも考えています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-078

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な方策は考えられません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務処理上の事故もあると思いますが、届出側の誤りもあると思っています。
職場を変る者の中には、前歴を除すため新規取得としたり、氏名や生年月日を変える者もあり、将来の年金を受けるときに大変だと思った。
記録不突合による事故リスト調査において補正をしながら、やはり正しい届出がないと記録がつながらないと思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機会あるごとに正しい届出を指導した。
資格取得時に年金手帳（被保険者証）の添付強性する方法あると思ったが、現実には事務的な問題や個人のプラクバシーの問題もあって無理もあり、個人の申告を正しいものとして処理するしかないと思った。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 上席地方社会保険監察官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-079

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私個人が特別に知っている　というものは思い当たりません。
あえて考えてみると、どこかの「元徴収課長」が「社会保険庁や上司からのノルマ達成のため、滞納保険料を帳消しにする方法の一つとして、年金記録を操作した。」という趣旨の発言を思い出しました。
その県ではその様なノルマがあったのかもしれませんが、私が所属した東京では、年金記録を操作しなければならないほどのノルマはありませんでした。
勿論、それがいいのか否か、私には判りません。
ノルマはなかったことをお伝えします。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「宙に浮いた年金記録」となっているのは、厚生年金保険制度発足時から昭和30年代までのものが圧倒的多数です。問題解決に向けた私の意見。それは、膨大な費用と労力を投入して、現存する「紙台帳」の記録を改めて全件データ入力することです。データ入力さえ不可能なものもありますが、やるしかありません。もちろん、膨大な費用等を投入することに関しては、事前に国民の了解を頂く必要があります。
それに加え、故意または過失により、虚偽の届出をした事業主・事業所事務担当者・社会保険労務士等からも情報提供を求めることです。これも少なくありません。
最後に、「年金記録が自分の知らないうちに変えられていた。」という話を聞きますが、これについては「その事業所が保険料滞納事業所であったかどうか？　滞納保険料は完納されたのかどうか？」を事業主に対して調査しましょう。社会保険庁を一方的に追求するだけではなく、保険料納付義務者が義務を履行したのかどうかは重要な問題です。それを踏まえて社会保険庁職員への調査を行いましょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の中では「基礎年金番号に本人記録が一本化されていない。」こと以前に、「年金記録目的外閲覧」「国民年金不正免除」などもあったと思われ、何からが「年金記録問題」なのかが定かではありません。「不正免除」と指摘された手法も、今では同じような作業を行っても不正ではなくなったと記憶しています。

つまり、「年金記録問題」に定義はなく、誰かが「それは問題だ！」と指摘し、その意見に関して多くの同調者が生まれた場合は「問題」になったと考えます。現に、事業主が被保険者の氏名・生年月日・資格取得（喪失）年月日・標準報酬月額等を故意または過失により誤った届出を行っても誰も騒がず、問題になることはありませんでした。

その様な問題が存在することを知ったのは「多くの同調者」が生まれた時です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「目的外閲覧」や「不正免除」については「意味のないこと」と考えていましたので、積極的な興味・関心はなく、当時は上層部からの指示を淡々と部下に伝えるだけでした。

また、年金記録問題全般に関しての反省点ですが、現時点で考えた場合、まずは基礎年金番号制度を作ったことでしょう。この制度を作り、過去の年金加入記録をすべてこれに登録することにしたため「宙に浮いた」ものが生じたのであって、厚生年金・国民年金などを従来通りの記録管理方法のままにしておけば、「宙に浮く」ことはありませんでした。

もう１点。ほとんどの関係者は問題を指摘するだけで、解決策を提案しません。その無責任さが反省点です。特にマスコミ。

（非常にレベルの低いコメントであることは理解しておりますが、質問に対する私の回答はこうなってしまいます。）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-080

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一件一件、地道に対応するよりはすかない。又、国民に対し不要な不安を与えない様にするべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について問題があるとは思っていなかった。
5千万件について国会等で取り上げられた頃に知った

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題解決の為、職員が一体となって休日出勤をせながら対応した。
基礎年金番号等の時に、人、物、金を大量に導入して対応していれば今日の様な事にはならなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-083

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は特に年金記録について問題が無かったので問題が存在することを知ったのは最近です

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-084

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 原年の場合、事業主の責任で届出され、同年の扱いと違うことが理解されていないと思う
2. 責任の所在が違って来るので同年と原年を区別した方が良い

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な解決策は浮かばない。
根気よくやっていくしかない。
併行して大臣の云う通り手書き台帳との突合をすべきです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

40年前のことで問題意識をしたことはない。
~~[illegible]~~

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 当時は問題認識をしていないので考えたことがない

2. ねんきん特別（定期）便は時機尚早であったと思はれる

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-085

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現在行っている作業を、今後も着実に行っていくより他に方法はないと考えます。

2. 特に、年金未請求者分については、これまでどおり年金裁定請求時において、徹底的に記録確認を行っていくことが基本と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 5,095万件におよぶ未統合・整理されていない過去記録があることを知ったのは、平成19年の通常国会の時です。

2. それまでは、年金記録問題としては認識していませんでした。
在籍当時の日常の業務の中で、稀に記録漏れ等があったことは事実であり、その都度、記録訂正を行っていましたが、仮に、その他にも記録誤り等があったとしても、年金裁定請求時には、しっかりと記録確認を行っていましたので、問題はないと考えていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金記録問題があることを知ってからは、それに関する本庁等からの指令（調査・報告を含む）が急増し、その対応を図るのが精一杯であり、その他には特別なことをできる情況にはありませんでした。

2. この年金記録問題について、恥ずかしながら、現場（社会保険事務所等）においては存在を知らなかった（気がつかなかった）のは事実であり、対応の指示がなかったと考えております。
この問題の存在を知り得る立場にあった者が、判明した時点にできる限り早く、具体的な対応策を地方庁に指示すべきだったと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長　　杉並社会保険事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-087

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳と照合して解決を計れば"
良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人の老後を支える年金額の基礎となる重要なことで真剣に仕事をしてまいりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機械処理への移行に際して、誰もがこのような問題が起こるとは思わず、仕事に対して真摯に取り組んできたと思います。
もっと時間的余裕をもって行えば良かったのではないかと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-089

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○新規適用時に住民票又は戸籍謄本の提出を求める。
(生年月日や氏名を正確に記録するため。)

○年金手帳を紛失し一括保管している話を聞くが、本人保管の徹底を図る。
(生年月日やフリガナを正しく記録するため。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金を若く偽って就職する人がいることは昔から知っていたが、これは本人の問題である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 年金課税時の本人申出や完全に聴取りで対応する以外なかったのではないか。

○ 本人、会社、役所がそれぞれの立場で、正しい取扱いを心掛けるべきである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　整理番号　13-090

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

平成21年12月13日

社会保険庁総務部総務課長　殿

[redacted]

年金記録問題に関する調査について（回答）

〔質問１〕年金記録についてこれまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

〔回答１〕年金記録についてはこれまで世間一般にテレビ、週刊誌等でその問題の根源、経緯、関係法令を抜きにして表面的、皮相的に面白、可笑しく興味本位に報道され、その過程で次第に本質が曲げられ、事実と遊離していったことがある。年金に関する問題について、その本質を理解していない国会議員が政争の具とし、評論家が売名に近い（社保庁職員を「国賊」とまで呼んだ者がいた）物言いで声高に発言していた。確かに報道されたことは事実でないとは言わないが、現場の職員の記録の管理に対する努力（届書とモニター用紙との照合、ジコリストの処理など）が些かも顧慮されていないように感じた。

〔質問２〕現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

〔回答２〕私の現役の頃は受給者、被保険者及び事業主等から年金記録についての照会（確認請求）があったときは、当人が在籍したと申し立てた被保険者期間等について、事業所名簿・被保険者名簿を照覧して、申立事項に係る記載がなければ全てその事実がない、と回答していた。この場合、事業所名簿・被保険者名簿が保険者側の年金記録に係る唯一の証拠であり、社会保険庁発の通達、要領もそうした考え方であった。そうしなければ、担当者の恣意で事実が如何様にも変えられることとなり、事故のもととなる。その意味で、先年、総務省の肝入りで発足した第三者委員会は世論に対する窮余の一策かも知れないが、メンバーに当事者の社会保険庁が入っていないことに違和感がある。その後に発足した救済委員会にも入っていないと記憶する。こうした重要な問題に当事者が除外されていることにも強い違和感を持った。

年金記録は、事業所名簿・被保険者名簿がただ一つの証拠であることを貫いて欲しい。年金記録が30、40、50年という超長期間にわたるものであるだけに尚更と思う。人の記憶など当てにならないことを銘すべき。

〔質問３〕あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

〔回答３〕私が[redacted]事業主との合意のもとに「遡り全喪」を行ったため、その問題が表面化して新聞報道され、当時の所長とともにその対策と始末に苦慮したことがある。

その折りは、所長以下、事務所全員で対応し、事実どおりに記録を修正した。

こうしたことが、まさか自身が管理者を務める事務所で起こったことに驚き、自省した記憶がある。職員全員で社会保険の被保険者記録、とりわけ本人の将来の生活原資である年金記録の重要性を職員例会等で職員全員で認識した記憶がある。

〔質問４〕質問３の問題認識を踏まえて、あなたがどの様に対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

〔回答４〕

[redacted]在任中は、「田中角栄」とか「鈴木善幸」とか名乗る人等多数の抗議の電話を受けた。立場上私が主に受けたが、当時から年金記録に対する関心の高さがあり、ひたすらお詫びし、再発させないと誓ったところである。その後、[redacted]部下の徴収課長にそうしたこと（「遡り全喪」）は記録の重要性から絶対に行ってはならないと話したことがある。当時、私も徴収課長の２人で冬の雪の降った早朝、滞納しているタクシー会社に臨場し、売上金銭等を差し押さえて課長に体得させた。「遡り全喪」など絶対に行ってはならず、相手方が滞納すれば順序を踏んだ上で何故差し押さえないのか、その後の所長時代（練馬と武蔵野）にも分任収入官吏・差押執行官吏である徴収課職員を帯同し、実際に差押えを実体験させたことがある。また要領を作って分任官会議等で教習したこともあった。

質問３のように年金記録を蔑ろにする要因は、１に保険料の徴収に関して調定金額を低くすること、２には事業主の届出内容に起因すること。これは事業主による届出が債務を少なくしたいとの思いから、故意か、過失か、その原因が不明であるが、間違って届けられているケースもあった。このことは、銀行の支店間の転勤において間違えているケース（月の末日、初日の異動の際、喪失日を月の末日とし、取得日を月の初日としているケース）があった。これは私が[redacted]に在籍していた折りに、たまたまこのケースがある銀行で露顕し、各事務所にこうしたケースがないか、どうか照会したときに判明した。

総務事務がしっかりしていると思われる銀行でさえこうした問題があったことで、他の中小企業が多い政府管掌の事業所でも相当あったのではないか、と当時推察したことがある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 認識していなかった
○ 新聞等の報道による

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票③

整理番号　13-091

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-092

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職してから25年余り、即ち年金記録に係わることは比較的
若い時で記憶も定かではありませんが特に承知している
ことはございません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

少なくとも この問題について OBも含めて 全職員の意見を広く求めて
総事的にしっかりとした仕組みに改めていくべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録はさらんと行われ 全くへ配のない対応がなされていた
ものと考えていました。 新聞報道等で長期に亘り取りあげられ
始めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すべての加入者に対し確認をすることは容易なことではなかろうか
と思いますが 多くの方々に照会等を行ない チェックをする必要が
あったのではないかと ふり返って反省しています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-093

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１、（短期間）記録が抜けている件、あるいは記録が不明の事業主が試用期間として取得届を提出していない、あるいは本人が加入を望まないケースが大部分であったと認識していました。

②本人が意識的に生年月日をいつわって届けている、あるいは氏名をいつわっているケース（戸籍上の名前が気に入らず、通称名を使用等）が大部分と認識していた。

２、脱退手当金問題

当時、事業主が脱退手当金を請求し、会社の退職金として処理したケースがかなりあり、本人は脱退手当金の請求をした認識がないケースが、相当あったと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の知るかぎり、職員が意識的に記録の改ざん、滅失等を行った事は全く認識していない。もちろん私も行ったことは、ありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-094

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事実の確認のみと考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道があったけど，それ迄は
適正に記録されていると考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

労組対策

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長　(裏面が) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-095

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者期間が比較的短い女子被保険者はその大部分の人は脱退手当金を受給し被保険者期間は消滅していると考えられる。

適用事業所はその大部分が中小の事業所であり社会保険の届出が常に正しく行なわれていたとは考へにくい

長い間小さな紙台帳で管理されてきた年金記録は、その後コンピューターで管理する事となり、機械化準備室がスタートした。その機械化準備室の下で、団地の主婦やその他多くのアルバイトを採用し、入力作業をさせた際、氏名の読みまちがえ、五年月日の入力ミスなどが発生、これが多くの事故リストを生じさせたと聞いている。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度が昭和17年(そして厚年として昭19年)、まさに、戦時中に発足している。この目的が其に勤労者の老後を考えての事であったのかどうか。この事はともあれ、その後制度の面でも作業の進め方の面でも幾多の変せんを経て今日に至っている。記録の事故はこうした経過の中で複合的に生じたものと考へられる。
従ってこれを事務的な手段のみで解決するのは極めて困難であると考へる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が適正に管理されるかどうか、機械化に移行する段階で、その作業を職員でなく外部委託で果して適確に行なわれるだろうかと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機械化準備作業は社会保険庁が直接実行していた。
その作業を進める段階で庁は労組の強い圧力に屈していたのではないか。
出先機関はその影響で事務リストの処理さえ職員で行なうにあたって困難を極めた。
外部委託の仕方もそうであるが、庁は労組と敢然と戦って欲しかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-096

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○社保事務所の記録管理の中が問題化されているが、長い間の手作業による事務処理のなかで人的ミスが重なったものであり、早く機械処理に移行したかった。
○国民年金は市町村への機関委任事務ということで、やや もすると市町村サイドにも他人事という部分があった。
○市町村→地方→本庁と記録と管理が三層となり、人の手を経る程にミスも発生したと思う。
○基礎年金番号については、当時、国民総背番号制度反対のなか、導入が遅れた経緯がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○まずは、本人の給付を保障してあげるという方針のもと、進める他ないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- これ程の件数という認識はなかったが、システムを考えると、ある程度記録相違はあるものと思っていた。
- 本庁への記録送達において、エラーとなり返戻された ものについて、完全に補正送達を行わなかったものがあるという話は聞いていた。
- 昭和40年代において、年1回市町村記録との突合を行っていたが、その際に一定数の相違が発見され、修正した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 本来は、市町村との記録相違をなくす目的で市町村の記録管理マスタと国のマスタとを共有化した（S40年代）。
- 全国的には、電算化が遅れており、手作業の時代がオンライン化まで続けられた。
- 人材難もあり、困難な面もあったが、もう少し早く機械化すべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-098

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録への問題点と言えるか分かりませんが在職中の苦い憤に残る例が2例あります。
① 女性、年金を10才誤魔化し就職していた(採用時の年令制限で2例に多い例)
在職中であったが、本人は60才に到達した為年金を請求。事業所台帳記録では60才で年金請求年令にてっていないと説明するも、採用時に誤魔化していたとの事。事業所にも連絡し記録訂正も必要であった。この場合本人と事務所内の色々な問題点はあったと思うが、本人の証明の為には在職中であった事が幸いしたと言える。この様な短期間の雇用で本人も忘れていたり、古い記録であったりしてなかなか名乗り出も難かしい場合もあると思う。
在職中10才もの年令を誤魔化していたのは一例しか多数ないが短かい年令例は多く有った。

② 夫婦で、事業所の社宅等の管理人として20年以上勤務していた人が退職後、年金請求する為になり、夫婦とも後期で夫婦とは就職(本人選択両人とも申請があり後期で生活)。夫は特に戸籍上も失踪宣告され、本妻が遺族

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金を受給中(妻、子供有)である事が判明。事務所の社会保険委員を通じ相談を受け、上記の事実を説明し、戸籍上の整理が必要なこと、本妻が遺族年金受給中なら、その取消も必要なこと、……(略)……も必要だ……指導。
結果、ようやく夫婦共年金受給に結びつけられた。

年金問題は、色々な人その人生そのものです。現在に生活している人にとって信じられない事例を取扱は、日々、対応していますが、
いくら照合(コンピュータとして自照合)しても記録は必ずあるものを想像し地味地に努力するしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な大きな問題として認識したのは今回の問題発覚によります。
ですが日々業務を行っている中では事業所の届出の誤りや、本人の
意識の問題により記録に問題がある事例はあり、その都度
指導したり、訂正したり、年金への意識をもっとおもってもらうようお願い
したりしていましたし、過去において事故リスクの処理（全事務所に下ったと
S40年代～50年初？）に従事に色々な問題に対処
認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は人生40年の記録です。もっと早い時期に個々人の年金記録
を知らせる必要があったと思います。
紙台帳からの入力、人間のやる事ですから何%かの入力誤りが生じるのは
仕方ない事であり、誤りを修正する為にも、もっと早い時期の通知が必要で
あったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-099

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があることはよく知っていなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e)事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-100

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分からない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定の際に本人届出の取扱欄と照合して解決するものと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理要領に基いて対応していた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・一般職の頃より、記録の事故リストの補正から記録に違いが有ることを意識していた。しかし、このように大量に有るとは、意識が薄かった。
いづれ、コンピュータの活用により、突合すべきと考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金受給権者には、年金の請求時に記録の誤りが無いように注意して裁定をしていた。
・いづれ、コンピュータによる突合補正作業は必要と考えていた。
・基礎年金番号付番の際、記録の突合をもっと費用をかけ、徹底してすべきであったと今にして思う。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-102

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在実施している作業と思うが、最終的には個別訪問等による確認となるのではと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-103

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金の受給期間の確認は、何時でも本人の請求に基づき出来るものと思っていました。年金受給者の増加に伴って、相談センターや事務改善により、改善化されてきたものです。

○

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務や社会保険労務士中心の広報対策に重点が置かれ被保険者個人に対する広報活動や情報提供活動が弱かったように思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-105

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いあたる事例はありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在を認識した時期は、H9年頃かと思います。
TV、新聞報道による。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題は、現役退職後、数十年を経過しており
対応すべきについても、知識が不十分であります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-106

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

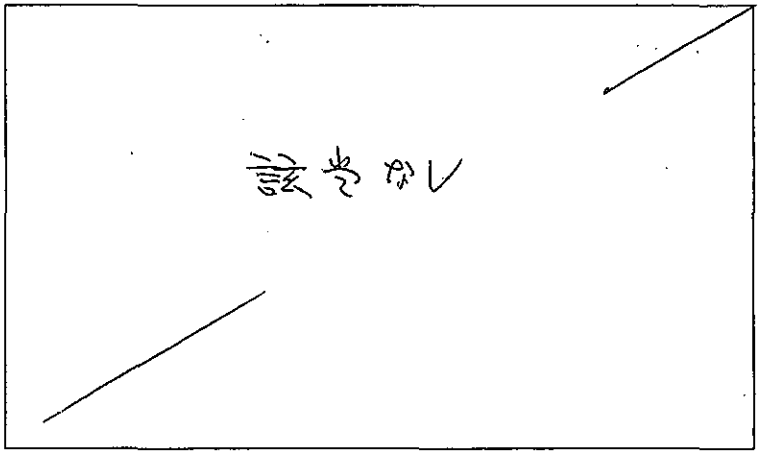

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

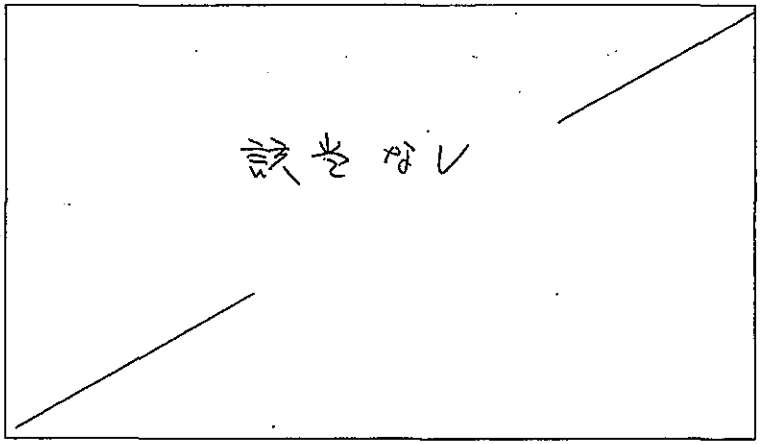

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、各社保事務所ごとの保管記録のみでは、他所での転退事項があったとき等、年金記録番号の継続の一貫制に乏しく確認に時間を要した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得時における年金番号等の確認事務を徹底すること、また年金に対する基本的事項を含めた広報を継続して実行していくことと考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-107

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-108

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1 記録ミスは社会保険事務所と保険庁業務課職員による記録入力ミスが、多少あったかもしれないが、大半(8割~9割)の責任は、事業所側の事務処理体制にあったと考えている。
このことは、調査官の調査によって訂正させた事例、或いは会計検査院による事業所検査の結果、追徴された保険料額を見れば明らかである。
然も、この調査は人員の関係上、全事業所の、ごく一部にしか行はれていないのである。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

2 .国民総背番号による重複取得(経験上、記録ミスの大部分を占めると思はれる)の防止と、事業所に対する不断の指導と、調査が必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

３ 事務所職員は、定められた事務処理手順に従って、進達すべき事項を業務課に送っていたので、この問題について全く意識したことはなかった。問題があることを知ったのは、国会でとりあげられたときからである。同時に、この問題が、すべて行政側に責任があるような報道のされかたになったことにたいして、過去、現在の現場担当者は、行政は、なぜ反論しないのか多いに不満を持っていると思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

４ 事業所側に完全な事務処理を求めることは、殆ど期待できないので、調査官を増やして、徹底的な調査活動をすると共に、正確な届をするよう常に事業所教育を行うしか無いのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上　(監察官) h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-109

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり。

(質問 1)について

[redacted]退職するまで、そのほとんどを国民年金畑で働いてきた。市区町村との連絡調整と交付金事務並びに東京都一般会計及び都区財政調整にかかる事務の期間が相当に長かったので、年金記録問題についての認識は薄かった。特に社会保険については所長会議等に顔を出せるようになるまでほとんど知らなかった。所長会議では、昔にあった神田社保における報酬改竄が新聞等で採り上げられた以降、そうした改竄をやらないよう厳しく徹底しているという噂はあった。実際に、所長会議や徴収課長会議にも顔を出すようになってから、会津若松社保での報酬改竄がニュースになるなどもあって部よりそうした注意があるのを何回か聴いている。

国民年金では、①当時の印紙を介して市区町村に徴収させ台帳に消しこむ。膨大な資格や異動の書類、山済みの検認票を大量採用した職員による人海戦術でこなしている状況から、必然に一定の割合で事故は起きているとは感じていた。

②所在不明の問題は当時から意識されていた。大都会東京での国民年金加入者の転出入や厚生年金との出入りが非常に多く、当時の貧弱な行政システムではその適正な管理をすることができ得なかったのではないか。結果、市区町村は大量の不在者を抱えることになってしまった。

当時、厚年情報の提供や住民票への国民年金情報の記載を社会保険庁や庁を通じて自治省と調整するよう要望したが、適うことはなかった。

③頻繁な法律改正に現場がついていけなかった。国民年金創設当時には長期間前納をすることができ、全期間を納付した方がいたが、これを一方的に反故としたこと。前納ですべて納めたと思った期間が、途中で保険料が上がったら勝手に前に詰められてしまった。ここから記録問題は始まった。そして特例納付は絶対にやらないと言いながら３回もやってしまったこと。このときの混乱も〔多額の現金を主に手書き納付書によって収納。そして充当する期間について確認の不徹底(前の未納期間詰める)が勘違いを誘発〕後々、問題として尾を引いた。とにかく法律改正に

ついては、事前にたいした説明も無く後手後手の対応になってしまい市区町村にも大変な迷惑を掛けた。昭和 60 年大改正のときは、本課でさえ施行日が一ヶ月以上経過してからやっと通知を目にする始末であった。

①と②については、国民年金皆年金を謳い、大規模かつ長期に亘る記録を管理することについて、当時の情報管理の技術の状況では難しかったのではないか。簡単に言えば事務的に完璧に行うには時期尚早だったのかもしれない。少なくとも見切り発車でなく、しっかりした組織と記録管理システムを描いてからスタートすべきであったのでは。

(質問 2)について

結局、最後は人手ということになるので、市区町村職員を含めた長期に国民年金の事務に携わってきた制度の理解と事務処理を理解したベテラン(幹部は除く、使い物にならない)の経験力により、市区町村保有の年金情報、国民健康保険情報等を活用し整理していったほうが良いかと考える。

(質問 3)について

東京都においては、全国に先行して都の一般会計からの多額の補助を受けながら電算システムを導入した。これにより余力のできた職員(市区町村も含む)は事故のチェックがしっかりとできるようになり、サービスの向上にも力をいれることができた。(ターンアランド OCR 方式による処理システムは、都の下水道局と同じく、納付の処理は富士銀行工務部が、資格関係は委託会社により職員同室のもとで質問を受けながら専門のパンチャーが入力した。)

したがって、質問 1 の中で申し上げたように、電算化された以降の納付記録については、そんなに事故は生じていないと考えている。さらに言えば、電算化された以降は、未納期間について紙爆弾や経費の無駄とお叱りを受けながらも、庁の強い指導もあって催告状を年に何回も送り届けている。その他、電話や戸別訪問と悉皆的に行ってきた。通常であれば、納付済みや納付の意思があれば連絡をよこして、口座残金不足や納付の遅れによる行き違い、分割納付等の対応があったと考えるがどうだろうか。

また、全国的に不在者台帳をどうするか問題にはなっていたが、社会保険庁は北海道から整理に着手したというのを聞いたことがあるが、その後どこまでできたのか知らない。東京都までは来なかったものと思われる。(内密のうちに処理したかったのか、噂話でしか耳に入って来なかった。不在者の発生は当時としては防ぎようが無かったと考えるが、あまりに膨大な件数で信用失墜を懸念したか。)

おって社会保険(厚生年金保険)について言えば、年金を請求するときに過去の加入期間はすべて本人で確認できるものと思っていた。しかし実際には、「自身が勤めていた会社名が判らない、思い出すことができない。」が結構ある。共済組合の仕事に多少とも関わった私としては、はじめ信じられなかったが、中小の事業所の皆さんのお話を聴く機会を得て、現実の厳しさと自身の甘さを痛感させられてもいる。

(質問 4)について

国民年金については、質問 1 で申し上げたとおり。

電算化後にあって、地方分権委員会という名称を装いながら国民年金事務を市区町村から引き上げたこと。これが現在の混乱と混乱解消の妨げとなっている。地域住民と密接にある市区町村窓口、出張所、納税貯蓄組合の協力、町内会、そして国民年金被保険者と表裏一体にある国民健康保険制度。なぜこの機能を活かそうとしなかったのか腑に落ちない仕分けである。国民年金保険料の徴収を国税庁にやらせるなんて、手間ばかり掛って税収は落ちてしまいますよ。同じ対象者である国民健康保険料と一緒に行うのが筋と違いますか。

国民年金は地域型保険制度であります。所長をしているとき、地方分権について以上の理由から反対であることを上申(所長会に提出)したが、その後どこまで行ったのか、あるいはすぐに揉み消されたのかはよく分からりません。

追記、

私はこうした仕事に携わって、たぶん特例納付がきっかけで「正直者に損はさせない、させてはならない。」が口癖になっていました。幹部になって、毎月の職員例会や年金説明会等では、必ずこのことを発信していました。それがこんな状況となって言葉もありません。あえて言わせてもらえば、多くの職員そして市区町村の職員は、住民の年金権確保のため頑張っておりました。また、年金問題には多くの誤解があります。また、政治的に利用された部分もあると思います。例えば、大規模年金保養基地などは当初から問題ありと言われて、岩手の田老基地などは週刊誌にも国会でも取り上げられた筈。それを今頃になって、批判するなら、当時のそうした動きやリゾート法の社会情勢等をしっかり検証して、批判するものはして欲しい。電算処理にしても、当時の電算処理能力や社会的状況と照らし合わせて比較していただきたい。何か、現在の色メガネで結果だけを見ているように感じます。最後に、不正免除で処分され、新組織にも採用されない職員がいるやに聞いておりますが、このことについて一言、そんなに悪いことなんでしょうか。個人情報保護の観点から中々出したがらない情報を説得で得て、それに基づき免除に該当する人だけを対象に免除の勧奨を行って、それで返事の来ない人に免除にする旨を謳った文書を送って、そして免除にしたもの。もちろん法律には違反となります。しかし、基準には該当している人です。この取り扱いは、制度を熟知した、まじめなベテラン職員がほんとうに本人の為を想ってのことであり、一方的に納付率上げるために違ったと決めつけるのはおかしいと思います。特に中野社保の件はひどいのではないでしょうか。今からでもよく調べて見て下さい。重い処分は何か思惑があるのではないかと勘繰ります。こうした議論は、国民年金創設当初の市区町村が免除勧奨を扱っていたときからあった話で、市区町村も住民の受給権の確保(生活保護者を減らし、市区町村の負担を減らすメリット)、住民サービス(いわゆるお役所仕事の批判から一歩踏み出す。)を理由にして、一線を越えることは少なからずあったように思う。そしてこうした考えは、現在でも、一部識者には強制的に免除すべきとの強い意見、法律改正の話もあるくらいですから。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-110

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険料の納付記録の訂正は、本人の申し立てがあり前後の職歴等から見て妥当性、納得性があれば認めるべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ等の報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳からコンピュータへ収録した記録については、段階的に再チェックを徹底すべきであったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-111

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) なし
(2) 最近

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-112

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

採用されるとき、被保険者が生年月日を若くして届出ていたと聞いたことはあるが、実際に取扱ったケースはない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どのような方策をとればよいか考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁業務課において、チェックのうえ年金記録の適正な統合処理を行っていると思っていました。
新聞報道で知りましたがいつ頃からなのかはわかりません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主から届出される、氏名、生年月日、性別、住所等については、住民票などの確認をお願いする。その訂正変更等については、なんらかの証明書を添付させる等の行政指導を強くするべきである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)　係員 S37.9～S42.3 在職

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-115

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-116

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

健保組合特に統合健保組合に加入している事業所のなかには厚生年金を加入しないで放置している事業所があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では方策の方法なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-118

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便、定期便等により周知し対応している状況であるが、全被保険者が社保事務所等での確認がされていない状況に思われる。
生年月日、氏名等の誤り等により、本人記録に結びついていない者があることから、今一度公報し、社保事務所等での再確認を促す必要がある。
又、対応する体制の問題もあることから、全国自治体との協力(名古屋市の独自調査)を得て対応することも必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

こんな様な状況であれとは認識してなかった。
存在することも報道等により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上層部の指示が基で対応した。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-119

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

古い話なので年代の知識は混沌としていますが、[redacted]。読作して驚いたのは被保険者名等に登載なく、被保険者台帳にも登載ないものがズラリとありました。
これを整理せよとの興動であった頃知し供金職員をやとってもらい、[illegible]を用意してもらい名等と台帳を照合し、欠如しているものを作成しながら加入員番号払出等を作成した。その後の加入員番号払出等は何番から何番までの事業所ほかの事業所の口の人と登載されていれば良いほう記録もないものが次々ありました。
これは都内各事務所とも同様であったろうと思われますが整理方針など全く出たされいませんでした。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

20年以前の記録をみつけ出すのは無理があるでしょう

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一般に年金記録問題に関心が薄く。上司も又出来の悪い職員は年金合帳の係に配しようとしていたし、年金合帳係に配された職員は勤労意欲を失って程々に仕事をしていました。
したがって正確な記録など生れ出るべくも無かった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

報賞制度を設けてはげませる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-120

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代の初め頃，保険庁から照会リストがきて，適用課全職員で回答に苦労したことを覚えております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の管理を担当したことがありませんでしたので，わかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-121

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の処理体制で十分と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

承知していなかった。
報等で承知した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)　(保険指導課保険調査課) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-123

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の事故処理については、近年10年間位の期間に年金事務を担当した職員が最も熟知しており効率的に対応できる職員群であると考えられる。未経験者では、単に混乱すると思料されます。(彼等が杜撰な処理をした訳ではなく、一部の不都合をもって全体を評価しないで欲しいと思う)。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会御奉仕様に長期間連従しましたので
年金については特にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

お役にたてず誠に申訳ございません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-124

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な量の被保険者の長期間の記録の[illegible]問題は、ケースも原因も時代の変遷の中にあり、多様であって短期に結着させようとしても無理ではないか。
大多数は正しく処理されている中で、[illegible]の問題が誇張されている気がする。解決には、個々の問題は大きいので、丁寧に一つ一つ処理するのが良いのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[illegible]年前、マスコミのニュースで。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号重複保持者は、本人にも意識上の責任があると思えるし、前職を仮せて新番号理由なしり、[illegible]を含めて「背番号制」の必要を感じていた。相当以前から言われながら実現しなかったのは、厖大な予算措置と縦割行政の壁が障害で実現は不可能と考えていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g). 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-125

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あまりにも問題が大きくなりすぎ それといった方策はないのでは ないか 地道に一つ一つ解決していくしかないと考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録、納付記録もれ等があることは、窓口業務等を通じて実際に経験したことはあるが、その都度、補正等を行っていけばよいと思っていた。しかし、ここまで件数があるとは想像しなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

どこかの時点で、本部門任せ(1件対応)ではなく、実際にこういった事例が全国でどのくらいあるのか把握すべきであったが、それは件数の多さ等に気がついたはずである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 東京都福祉局社会保険指導部 保険指導課長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-126

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 代行業者(現社会保険労務士)が事業主の事情を組み込んで標準報酬を事実より低くして届出していた事例
2. 事業主の事務担当者が被保険者退職時に厚年の脱退届を作成して受領した給付金を事業主の退職金に上乗せして支払っている事例
3. 月末退職者及び転勤者の喪失年月日を誤って届出した事例.
4. 被保険者が事業所を転々とする際、その都度年金証書の交付を受けしかも、そのいずれに於いても氏名、生年月日が統一されていない事例

等々複合的な要因により事実と異なる記録が存在することになっていることが知らされていない.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治的な解決以外にない.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に問題があるとの認識は全くありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、歳費調達に利用されるという制度のスタートであった為、被保険者の将来に於ける所得保障としての性格を、記録管理の面及び事務執行面に於いて万全の対策を講じないまま行政が行われた点であったと思う

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-127

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現職当時、通年会計検査院の監査が実施されており各社会保険事務所ごとに検査院が指定した適用事業所に対し、従業員の採用年月日並びに報酬等の誤りが数多く指摘された実態があり事業主の届出等のミスがかなりあったのは事実である。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時は、窓口・郵送の届出等に対して、事業主の押印がされているため、届書ごとに正しい取得年月日であるか、報酬であるかの確認は、現実的には無理であったと認識している。

やはり、事業主の社会保険に対する理解度・認識度が低くかったのではないかと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-128

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

我々も先輩方も年金記録整備の重要性を感じ取っていたが当時の大蔵省は予算を付けることはなかった。具体的には[redacted]関係特殊紙(社会保険クラブ?)座談会でも指摘している
鰯災、火災を通じて大量の事故処理が発生し、一部に不正確なものがあったことも理解してほしい
国の意識も低く現在の様に年金が老後生活に不可欠のものとは考えていなかったことも処理に不全を期せなかった理由の一つであった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人口の何倍もあるデーターを管理し、一部労働組合の行きすぎがあったにせよ我国データー処理機械化のパイオニアの役割をはたしたこと。
税金と異なり利益を生じてない事業主からも保険料をみたむきに出収した実績を認めてほしい
所詮多少の問題を職員の責任にのみに押しつけてるだけでは解決には至らない。
制度と仕組からして止むを得ずとして最後の一人までと言わず何らかの割り切り、虚偽の申出の相応なペナルティを規定し、解決をはかり、過去を精算し、今後の誤りが生じない仕組を実現されたい

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和53年採用され長くの職員が事故処理にあたり記録管理の不備を認識していた
年金の重要性はこれまでの位置を占めるとは思わなかった
事業主のなかには脱退手当金を退職金と偽り退職者に支払うのは承知してたが咎めることはしなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時 職員に機械化を強制するには相当の譲歩はやむを得ないと思うが少なからず
職員組合に対して譲りすぎではと反省していた
地方事務官制度が長びいたのも管理が徹底できず事務処理体制に隙ができたと思っていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-129

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

なお、年金に加入されていた方から、個々に申し出ていただくしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の受給資格・年金額の基礎となる大事な記録であると認識していました。

また、年金記録に不備があったことは、退官後マスコミ報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理にあたっては、慎重かつ正確に行っていました。

また、人口増・高齢化社会を予測していたにもかかわらず、多種多様な公的記録を効率かつ適確に管理できる国民一人一番号の導入について、国が省壁を超え早期に対応しなかったことが年金記録問題につながった要因の一つと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-130

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人を採用して根気よく調査していく以外方法はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は年金記録の問題が起こるとは
そうぞうしていませんでした。
最近のマスコミ報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-132

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・平成9年1月に導入した基礎年金番号の整備を地方自治体、事業主等と連携を図って、徹底的に行うこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・機械化に伴う旧台帳からの切り換えミス等が考えられるが、適用時に生年月日を徳り加入していた者もあり、同一人の判定ができないため、時空の記録として残ってしまう。
年金の裁定請求時には適正に処理される問題とあると聞いていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号制度の導入時に徹底して事故処理を行っていれば記録は整備されていたと思う。
・これを基に、国民総背番制度を導入すべきと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-133

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在執行中の作業を継続すべきと考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和38年当時、社会保険事務所で老齢年金の裁定業務を担当していた。被保険者期間の記録照会（手作業）に日時を要した（約3カ月から長くて5カ月間ぐらい）が、これほどまでに大規模な年金記録不備があるとは想像もしなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

1. 当初から被保険者資格取得に氏名にフリガナをそして脱退手当金支給者には被保険者名簿に㊦の表示だけでなく別ファイルを作成すべきだった。
2. コンピューター処理は委託ではなく専門知識のある職員を担当させ常時将来にわたる諸問題を検討し対策を講じておくべきだった。
3. 常に地方の現場担当者からの業務改善等の意見集約に努め本庁での企画・立案に反映させるべきだった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-134

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金の記録事のについては、事務所内の適用課で行って居り、他の課(庶い課、給付課、学校課)では関与しませんでした。従って被保険者の資格の記録等は、適用課の記録台帳のみが参考となって、給付及び学校等の事のが行なわれていました。その後経済状況が悪化し、保険料の滞納が生じ、資格関係の不正が生じ、散見されたことは、既に新聞等で報導された通りです。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

回答票③のとおり

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各課には、課長、係長、主任等のポストがあり、他課の事柄については、当該課で責任をもって事務を執行している事のと考え、余計な口出しは、しませんでした。その後、所長としての立場は、1年間でしたが、所内の事務に追われ、1年が過ぎてしまいました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (j.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-135

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-136

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・本人が証拠を示して記録の回復を主張することは非常に困難と思われます。
基本とある程度ゆるめて対応する必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 記録問題があるという認識はありませんでした。
- 数年前からの報道等により問題の存在を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 毎年でないにしても、定期的に被保険者等に年金記録を通知(知)し、記録の確認を行っておくべきだったと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-138

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の事務処理が不明のため、よくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①当時は、健保が赤字のため収納率が問題となっておりましたため年金問題については、ありませんでした。
②今回の問題は新聞等で知りました。

(質問４)①質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①対応しませんでした。
②よくわかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-101

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付は長い期間を必要とするものであり、そのデーターを正確に記録することが、社会保険庁職員として最も重要な業務であると認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度が国民に信頼される制度として確立されるため更に努力を傾けるべきと考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-139

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミで報道されている事項以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在色々なことが行われているようですが、最前の方法と行われていると考えられますので、それで良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題はマスコミの報道で知りました(平成19年頃)。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金業務の機械化(オンラインを含め)をもっと早くすべきではなかったかと考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-140

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に処理されていたと考えますが、不一致記録が生じていても本人の申立がなければわからないのではないかと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金の請求時や相談等において記録に不明点があれば、調査等を行い年金を正しくお給できると考えていました。

・本人に記録を定期的に知ってもらう方策がとられればよいのではないかと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-141

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職員等により適正な処理体制にて処理されていると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の年金給付に係る資格期間・報酬月額等年金給付決定上の重要な基礎資料であるとの認識であった。また記録の不備等の判明については最近マスコミ等の報道により承知しているところである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去において記録整備等正確に処理していると認識していたが、結果的に整備が不徹底であったものである。現時点でもより一段と適正かつ丁寧な事務処理がなされていると思料する。

ただ年金に対する勘定上の法律事項等詳細についてさらに広報を徹底すべきであると考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h)その他(事務局)　上席地方社会保険主任官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-142

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の請求を待つ以外の方法はないと考えられる。
(年金法が請求主義となっていることから)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が定められてから、手帳の番号については、複数の番号を保持する被保険者が存在していたが、年金請求時に、基礎年金番号に統合されると考えていた。
この件を知ったのは、平成９年の基礎年金番号創設時。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号に統合されていない手帳の記番が判明したときは、統合する処理をするように指示した。（社会保険事務所に担当者に対して）
すべての被保険者に対し、手帳番号を基礎年金番号に統合する処理を行うことは、予算の問題もあり、地方庁独自の作業では不可能であると考えられた。
全国的に被保険者全員に対する広報等の用意を図る必要があったと考えられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○ 退職者
所属	本　庁　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-143

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記すべきことは、ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳(被保険者台帳・被保険者名簿)との照合を徹底的に行い、被保険者及び被保険者であった者にも確認して頂く、現在行っている方策が最善と思慮します

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和26年社会保険出張所に本職し、最初の業務が給付課年金係で、脱退手当金の決定及び年金の決定でした。
従って、当時から年金記録問題(資格、報酬の記録)の重要性についての認識は強く持っていました。
年金、脱退手当金の決定に当っては、他の社会保険出張所に勤務していた方については、記録入照会を行っていた関係で回答が遅れる場合もあり、問題があることを知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録については、更にチェックを徹底すべきであったと反省しています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-144

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在、行なわれている対応を粛々と進めること
・それにはマンパワーの確保と現職員の専門性を生かすこと

・具体的対策をもさることながら、事務局/事務所の人参たんたる状況を改善することがなりよりの方策である.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 未統合記録、5000万件について
(2) 旧台帳記録、計1466万件について
(3) 台帳や被保険者名ボ等から正確に入力されてない オンライン上の記録、が存在すること。

→ 社会保険庁 本庁の（事務処理方針決定の）判断ミス
〃 〃 ガバナンスのなさ。

(4) 保険料の納付猶予 ・・・ 国民年金の当時の納付方法に何らかの不備があったのではないか

(5) 遡及訂正について ・・・ (1)～(3)に同じ

上記のことを知った時期 ・・・ 国会やマスコミ等で取り上げられるようになった時

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[対応]
国会やマスコミ等で取り上げられて以降、本庁・事務局の指示に基づき 逐々と対応した。

[反省点]
・社会保険庁・本庁のガバナンスの無さ。 各事務局からの（たい）意見を聞かれない 組織上の硬直性。権威主義。実務を知らない上での（綿）密な決定のメカニズム。
・当時には何らかの考え方があって 事務処理方針を決定したのであろうから それをしっかり学びと世間に説明すべきであったこと。その説明がつかないのであれば 当時の決定に誤りがあったと考える。であるならば、歴代の長官を含めた幹部の者の（処分を受けていない人たちへの）処分を再度行うべきであり、それが不可能であるならば、氏名を公表すべきである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-145

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方法を地道に続けて行くしかないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別認識していませんでした。
５千万件という言葉を聞いた以降です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金被保険者証記号番号は生涯に１つしか与えられないという事をしっかり広報しておくべきだったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-146

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最近のマスコミ報道

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○コンピュータ上の記録と紙台帳記録の照合を、国の戦政は逼迫しているが、金と人を使って、未整備記録の解消を早急に行い、国民の信頼回復を図り、年金制度の安定的な運営を行う。

○現在行われている方法（社会保険事務所での相談体制の強化、第三者委員会等）で、一つ一つ潰していく方法しかないのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-147

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個々の事案に対応して事実等を確認し対処するのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録の大量不突合問題は２年程前からマスコミ等により知った。
○本人の申立により、事実関係を調査し対処するよう指導したが、いずれ大量の年金請求者から請求してきた場合社会保険庁が対処できるか憂慮した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○本人の申立により、事実関係等を調査確認し対応とせざるを得ない。
○基礎年金制度前に、国民総背番号（社会保険番号）を創設すべきであったのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-148

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1959年に総務省行政監察局が年金記録の不備について指摘
行政管理庁と厚生省との合意文書
「年金記録全部を検査することは非常に困難」であることから「年金請求時において未加入期間については本人に充分状況を聴取し氏名検索システムなどの活用をするなどして記録のもれを補正する」
こととされ、現場職員は努力してきている。
年金裁定請求者のうち1度の相談で記録確認OKだった人は1割程度だったと記憶。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

研究者によれば年金記録管理問題は、日常的業務の不手際によるものではなく、制度創設時において戦費調達が重目的とされ年金記録管理は予算面において後回しにされて来た。又、国民全般の意識も今回程の関心がなく年金手帳を会社をかれる都度受付を受けていた。雇用される際に前ノを知られたくないこと、特に女性において年令制限等から生年を誤るケースが多く見られた。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

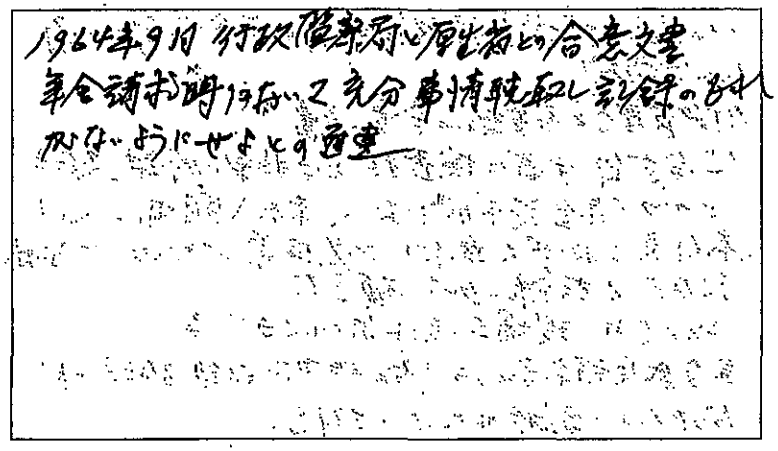

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

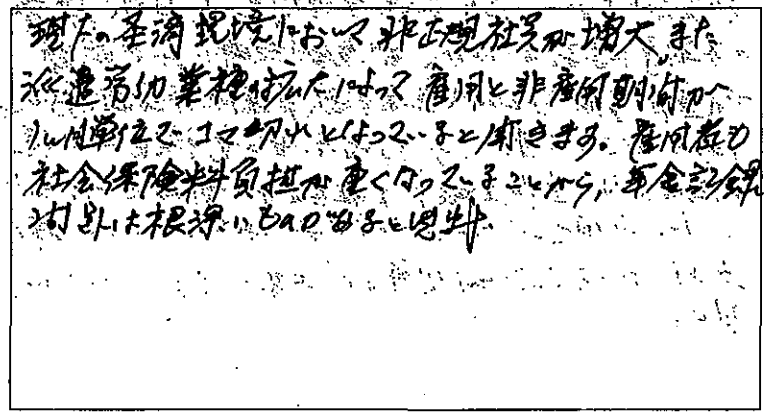

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-149

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

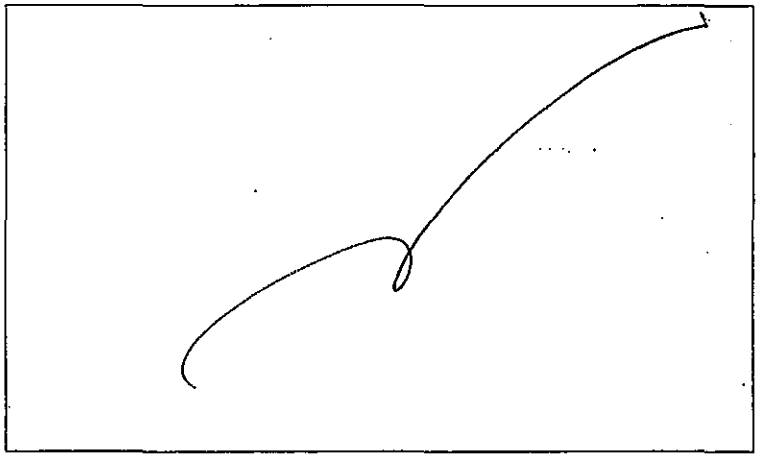

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人の都合で生年月日、名前等違う届けをしてる場合もあるのと合て一致させるのは不可能と思うので、基準を設けて整理すべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問２のとおり。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問２のとおり。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-150

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して30余年、当時届出事項は適確に被保険名簿に記載していたと思います。この名簿との照合を考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金に繋がる重要な問題として適確に処理すべきと認識していた。また、問題の存在を知ったのは、新聞・テレビ等で報道され初めた頃です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の適確な処理を指示し、また処理をしていたと思います。
現時点でみた場合の反省点は特に見当りません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-152

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-153

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

統合されていない番号から、何時何名の者を特定していく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の保存管理意識の低さと物事をやろうとする場合に現場を無視して決定している本庁の意識

…法律で一人一番号という規定があれば、人は転任する際その番号を新しい職場に提示するという前提で記録管理していたから記録に不備がある事は知っていたがこの問題は知らない

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の不備を認識し整備するのは本庁の仕事、現場で直せる物は直している。

法律の規定をすべて知って行動している人はいない。現場で法律がどう機能しているか現場をみてそれをどう法律に近づけるかが考えれればいい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-154

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

何も知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁で実施している種々の方策が最善のものと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に問題があると知ったのは、新聞に掲載され始めてからですが、在籍当時こういう問題があるとは思ってもいないことでした。

また、当時、年金受給者あるいは申請者から年金額等の苦情を耳にしたこともありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員は、それぞれの部署で与えられた仕事に専念していた訳ですが、結果としてこういう年金記録問題が発生したということは、社会保険庁全員に責任があるというものではないのでしょうか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-155

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○年金受給者のみを全員、確実に調査すればよい。

○今後の年金請求者については相談業務、裁定業務で正確に、又、救済処置も含めて対応すればよい。

○5000万件という記録に対応していると時間、労力、がかかりすぎる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特別な認識はありませんでした。
・存在を知ったのは退職後。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・20代、30代の若い営収分任官が１人で
滞納処分（差押等）を行うことが多かった点。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-156

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 資格関係記録の不突合については謂る事故リストを確認処理することで補正していた
- 制度が未成熟であった時期には事業主、被保険者等の制度に関する認識、関心が稀薄であったうえ事務方に於いても事務処理の精度に欠ける面があった
- 被保険者証は事業主が預り退職時に渡すなど被保険者本人の目に触れることなく相当の期間が経過する事例が少くなかった。
  とくに女子については脱退手当金を退職金として(或はその一部として)支払われたケースもあった。かゝる手当金は本人の請求に基づき支給されるものであるが必しもそうではなかったようである
- 同一企業内の支店、営業所、工場等への異動がその都度資格の得喪を届出していなかったため被保険者期間に空白が生じた例もある
- 制度に関する未熟さは任意廃止にも一因がある。謂る題及全裏は将来、社会問題になる懸念も抱いていたので特に長期にわたる送及の処理については慎重に事実関係を確認していたと思料する

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。　5割に満たない　年金特別便等の回答者を対象

記録の漏洩は当時の記録台帳の保管状況から完全に補正することは不可能と思われるので年金特別便等の回答者を対象に異議申し立て者については最終的に被用者保険の保険料負担は本人5割(5割未満の者もいるが)であることから5割相当額を支給する、ただし事故重大な瑕疵が判明した場合は取消すこととする

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

医療保険である健康保険については短期保険であるけど格上一刻の滞納も許されない認識で保険料の確保に当っていたため、ともすれば年金保険料軽視の感覚がなかったとは云えない。したがって保険料確保にあたっては健保優先であったことは事実であった
一方厚年保険料は長期保険であるため確保に切羽詰まるという感覚は薄すかったように思われる。したがって年金給付も遠い先のこと云う認識が事業主、被保険者等にもあったと思う
問題意識をもったのは徴収関係を担当していた昭和４２～３年頃と記憶する

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料債権の確保と保険料率の向上とは異るものであるが特にバブル終結後は保険料率の向上が第一義的になり「数字遊び」の感を持った

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(現職者) 退職者
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-158

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いあたりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録整備及び年金給付に関しての職員の業務知識をさらに深め、年金記録整備に対応する年金給付オンラインシステムの改善を図るなど体制整備が必要だと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインデータに未収録となっている記録があることは、オンラインシステム導入時に認識されていたと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定請求書の職歴覧には、お客様にはご面倒でも記録確認のため詳細に記入いただくようお願いしていた。

また、記録照会の回答に当っては、オンラインデータ未収録の場合は、データ整備を同時に行うよう指示していた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-159

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　整理番号　13-160

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり

質問１

１　事故リストの補正事務は一時期経験したが、年金裁定請求時の、本人申し立てによる職歴の追跡調査から生じた資格記録の追加補正事務（年金相談室）の経験が無いことから断定できないが、受給者マスターへ反映した当該追加記録が、資格記録マスター（関連する事故リストを含む）へ反映しなかったことが宙に浮いた「5000万件」発生の原因と考える。

２　事故リストの補正時、例えば５年前に退社した本人を追跡調査することは不可能であることから、将来の年金裁定請求時に記録補正する方策は割り切り方として評価できる。しかし、年金裁定請求時に待ち構えていて、折角事故原因が判明したにも拘わらず、受給者マスターを補正したのみで、資格記録マスター（事故リスト）にも反映するシステムが確立されていなかったため、絶好のチャンスを逃した。

３　即時処理の始まった昭和54年以降は、資格記録事故が発生していないと考える。従って、即時処理開始から30年経過した現在、「5000万件」の大部分の者は、年金受給者であり、前述の処理により、年金給付記録に反映されて解決済みである。しかし残念ながら資格記録の補正システムが確立されていなかったことから、「5000万件」は何んら解決せず依然として一人歩きしている現状にある。

４　なお、資格照会事務の経験から、高度成長期に就職と退社を繰り返し、その都度年金手帳の交付を受けていたにも拘わらず、社会保険事務所の窓口で、職歴を的確に漏れなく書けない記憶力の衰えた高齢者の中には、自己の年金給付記録に反映されなかった者もいるが、これは救済方法が無い、本人が悪い。

現在の情報処理レベルから見れば、過去の年金記録管理について何とでも批判できるが、即時処理ができなかった当時の記録管理方法について（戦争を繰り返してきた我が国では、やっと年金が定着したのは昭和40年代以降であり、被保険者の制度に対する認識と理解も含めて）一概に批判するのはいかがなものか。

事故リストを処理する過程で、故意に生年月日偽ったり、中には生年月日のほか、親につけられた名前が気に食わないとして名前まで変える生命保険のおばさんもいた。また、自己リストを補正する過程で全く別人をデッチあげている事例（都市区記号の該当事務所に回付されてきたとき発見）もあった。

質問2

「5000万件」の大部分は、年金受給者マスターでは解消済みであることから、この年金受給者マスター（但し、同マスターには、どのデータまでエントリーされているか私は解っていません）を活用して次の方法が考えられる。

1　事故リストの郡市区記号、整理番号と年金受給者マスターの郡市区記号、整理番号とを突合して、事故リストの生年月日又は年金記番を補正する。

2　事故リストの生年月日と年金受給者マスターの生年月日とを突合して事故リストの年金記番を補正する。

3　当時、事故リスト上には、事故と思われるデータのほか、同時に正しい資格記録も資格記録マスターからハジキ出してリストアップされていた（コンピュータはいずれの記録が正しいか判別できないこと及び正しい記録は事故リスト補正時の参考資料に活用できるため）が、この正しい資格記録も未だに「5000万件」に参入しているのか？。

4　前述の通り、「5000万件」は既に大部分が年金給付に反映されているにも拘わらず、長妻大臣は大騒ぎしたことにより、国民を多大な不安と年金不信に陥れ、一方、過大で無駄な労力と費用を要することとなった。同大臣の責任は極めて重い。しかし、こうなったからには、何としても「5000万件」を解消しなければ国民は納得しない。

質問3

私の経験から知り得た事項を時系列に記すと次の通りです。

1 [redacted] 特別に選任された20人？程度の職員(私より6～8歳先輩)のうち、分散して5~6人の調査官が巡回で被保険者名簿の閲覧に何度か来ていた。来訪の目的について間接的に尋ねたところ、年金業務課で年金記録を統合したところ（東芝のさん孔タイプライターの導入前後か、板橋社会保険事務所等が先発グループで導入）、全国的に多量の不突合記録が発生したので、その調査に来たと言っていた。

2 [redacted] 赴任したとき、所長から「労働組合が年金記録の事故補正業務は、臨時業務であると主張して、職員(適用課職員)でやることに反対しているので、新任調査官がやってくれ」と言われた。止むを得ず適用課職員の前に格納している被保険者名簿を閲覧していると、適用課職員から「何をしているのですか」としばしば尋ねられた。（昭和46年9月以降は選任調査官による巡回調査を止めていたと思われる）

3　昭和51年頃から新規採用の男子職員5~6人を専任の巡回班に任命して、事前に設定した日程表に基づき、各社会保険事務所を巡回して調査する方法に切り替えた。なお、各事務所の新任調査官は巡回職員の応対及び一緒になって事故補正調査をした。

4 [redacted] 赴任したき、未だ巡回業務を続けていたが、いつ廃止になったか定かでない。ただ、在任中の昭和53年頃、「このリストの補正は本来、適用課職員の当然の業務だ」として、全課員30人に分担して最後の整理をした記憶があるので、この頃まで続いていたと思われる。

質問4

私はどのように対応させられたかについては質問3の記述の通りです。次にどのように対応したか及び現時点で振り返っての反省点については、退職後17年経過した過去の人間でありますので、コメントすることを差し控えてきましたが、たっての設問と勝手に解釈して、極めて限定した記述をいたします。

1　年金資格記録の不突合における補正業務に関しては、その重要性と緊急性について一度たりとも職制を通じて、例えば所長から全職員へ、又は適用課長を通じて適用課職員へ指示（伝達）されたことがない。従って当時、適用課に在職していた職員で、年金事故リストを見なことない職員又は専任職員が事故リストを補正しているのを見たことがあるが触ったことが無い職員が殆んどである。

2　このような骨抜きのだらしない組織になり下がった原因は、労働組合（労働組合が自己の立場を維持するため活動したのであることから何ら批判しません。しかし、職制に対しては忸怩たる歯がゆさを未だに捨てきれません。誤解のないよう）に迎合した職制に全責任がある。今回の年金問題について、一般職員を批判するのは的外れも甚だしい。

　また、そのほかの業務全般に関しても、労働組合から「これは臨時業務であるので職員にやらすことは罷りならぬ。いわんや職員に実情を知らせることも罷りならぬ」と指示を受けた職制は、忠実に従ったことから、何にも実情を知らされなかった将来ある有望な職員にとっては気の毒でならない。社会保険庁が解体された全責任は、しかるべき立場と責任及び権限を負託されながら放棄した職制にあることを銘記するべきである。

3　社会保険庁の歴代の地方課長を初め、しかるべき幹部に対し、また地方の保険部（課）「現社会保険事務局」のしかるべき幹部に対し、労働組合は「あなた達タタキアゲをキャリアから擁護しているのは我々労働組合だ」と高飛車に威張られ、ただただ腫れものに触る如くぺこぺこしていた上司を見るにつけ（しかし中には、こうすることが出世の近道と早合点した部下もいただろう。むしろ、このような応対こそ幹部の態度とて伝統的に引継がれてきた傾向が否めない）、愕然としたものである。

4　初めて社会保険事務所長の拝命を受けた任地先で、労務管理を正そうと試みる都度、労働組合分会との対立が生じ、分会もその都度、社会保険支部に直訴、折り返し社会保険部の敢えて調査官から、「この件は労働組合と既に話し合いがついているので止めてもらいたい」。分会から「それ見ろ、分会の主張が正しいのだ」の事例が何度かあった。

　また、これらと前後して開催された所長以上の出席する懇親会の席上で、社会保険管理部の最高幹部のお酌をうけるとき「○○さん、うまくやってよ」と言われ、私は「私だって、うまいやり方もしっていますけど、それで良いのでしょうか」と言ったところ何も言わずに立ち去った。

5　何度も繰り返しますが、此のたびの社会保険庁問題の原因は、負託された責任、権限及び誇りを放棄した特定の職制にあります。設問の反省点に言及すれば、私は、労働組合と結託した職制から排除されないようぎりぎりのところまで努力（ある時点からいつ

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-161

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新たな具体的解決策については思考がつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は今のように年金記録が大きな問題になっていなかった。
・マスコミ等の報道で始めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○　退職者
所属	本　庁　○　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-162

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問4に書きましたが、何年か先でこの問題は終りにすべきです。方策ですがプロセスから見て名案はないと思います。年金再建時に、国民は過去を諦めるしかないと思います。民主党は平成5年といっていますが一つの諦めどきでしょう。短期間の信頼回復は無理です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

誰のものか解らない加入歴が多数あるとは想像もしていませんでした。

適用事業所の遡及全表について、不利益を受ける人がなければいいなと漠然と思ったことがあります。社会保険事務所の頃を時代です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

歴代トップの何年までに完全に解明するという考え方は立派ですが個人へ死亡や事業所の消滅を考えると無理と感じます。一定の期間（年数）を置いて、これで終りを宣言するべきです。無論多少の犠牲はやむをえません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-163

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問１
人為的なミスは可能性として当然あったと思いますが、その他ミスが生じた事業も考えられる。

１、年金記録の切り替え時（複雑な記載なので判読困難・アルバイト活用）
紙台帳からテープへの切り替え時
テープからコンピューターへの切り替え時
区市町村のコンピューターから国への移管時点

２、適正な納付記録管理ができない
越境入学はどの住民票の移転
選挙による架空住民票の移転
犯罪者の納付記録
行方不明者の納付記録

３・物理的に不可能
戦争による台帳の喪失
生年月日の詐称入社者
同姓同名者

４　60歳・退職後の適正な住所管理がなされていなかったため適正な納付記録ができなかった。

５、加入者本人が年金加入していた意識がない者
親が本人の知らないうちに年金加入していた・本人の制度自覚ができない者

質問２
現時点では方法はないと思う。旧台帳が区市町村にあれば少しは可能性がある
本人の年金請求時に補正されると信じていたが、履歴を聞き出者の養成が必要

質問３
これだけの納付記録が未処理だとは知らなかった、驚いている。
数字が独り歩きいしている感がある。同一人の未処理も多いと思うが。

少しはあるとは思っていましたが、国会の質問時点で分かった。
世界の誇れる制度であり多くの方が安心していただける記録管理がなされていると思っていたし自負もあった。次官の逮捕・納付記録の未承諾者の確認問題等、以来自信もなくなどこに勤めていたかも恥ずかしくなっている。
こんな享人に後ろ指さされるような仕事をしていたのかと情けない。
反省としては少し検認率の向上に走りすぎたような感じがする。
細部にわたる仕事には人員が足りなかった。

質問4
一番の問題は住民と直結した区市町村が対応することが理想的だったと思うし、国への
の身分移管時に、かって対応していた区市町村の人員分の補充もなく人為的には適正な納付管理ができなかったのではないかと思う。
区市町村の電算化のスピードに旧処理の国の対応の遅れがあった。
昭和36年からの年金制度のスピードが速く国の対応が後手後手になっていたような感じがする。
最終的には身分移管はやるべきではなかった思うし・検認率が中心だったと反省している。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-164

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

有りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

誠実に対応すること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代以前に このような問題が想定されませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時 問題認識しておりませんでした。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-168

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

適用事業所における取得届未提出の存在、算定基礎届の未提出(当時は保険料算定として処理)があると思われる。社会保険調査官が全事業所を調査することが出来なかった。
会計検査院、検査の事業所抽出において事故率の低そうな事業所を選んでいたとあり、今になれば被保険者資格の適正な調査が行なわれていなかったのでは思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 社会保険調査官の増員により事業所の実態調査を行う必要がある
2. 未提出事業所については督励しても提出ないときは法による罰則の適用を厳正に行なう(今まで罰則適用の事例は聞いたことがない)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、正確で、安全性がなければならないと認識しておりました。
年金記録の過去しても完全に処理されているのか不明だったし、
年金記録事故リスト処理を行ったとき事故リストの多さにびっくりしたし将来は年金記録について問題が少なからず生じるものと思っていました
◎ 厚生年金記録と厚生年金基金記録について現在事業所に128条届を行っているが代行部分で基金の記録がないことが多数出てきています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 事故リスト原因求明と完全処理に努力しました。
2. 紙台帳の完全電算化をはかり類わしい記録は本人照会するなどして統合を行うしかないと思います。

◎ 厚生年金基金の加入員記録を厚生年金本体に合せる必要があり128条ですべてOKとすることなく毎年1回は厚生年金本体記録を基金に提供すべきであると思います。
記録の相違があると思い照会するも本人の同意、事業主の同意が求められますが代行事務の観点から基金が直接照会できるようにして欲しいし基金にも事業所への調査権を認めて欲しい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-169

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-170

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員の皆さんは努力していると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問の主旨が理解できません。
被保険者の大切な記録と認識し取り組んでいた。
カードの取扱いには大きな疑問があった。
しかし、社会保険者と労働組合（自治労関賃許と思う）との取り決めであり、事務所での業務遂行では、問題にならないよう最善を尽くしたつもりです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　（退職者）
所属	本庁　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-171

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(1) 年金番号は最初もらった番号が一生の番号である。
転職中ノンビ"12枚も年金手帳を持っている被保険者がいた。
(2) 標準報酬制(月額制)である。
下限は、気にしないが、上限額については、大変気にしている者が多い。もらっている額に比べて高すぎる。
(3) 氏名、生年月日を正しく届けること。
会社が社会保険事務所へ届けるときは、戸籍とか住民票に記載してあるとおりの氏名、生年月日を届けること。(通称、生年月日相違多数…女性は少し若く届けてあるのが多い。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これは、大変大きな難しい問題で大変悩みました。
(1) 膨大な時間と労力を要すると思われるが紙台帳とオンライン化したプログラムとの突合せ。
(2) 文書者委任制の活用
会社にいたことは、皆が勿論保険料を給与から控除されていたと言う証拠かもしれないが会社が果して届けをして保険料納付したかどうかは分からない場合、保険給付を受けられるかどうかの判定は困難となる。
社会委員の地位をより向上する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(~~している~~)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最初、機械化委員として何名かが保険部から任命され、今後の機械化推進に一役をかうものと喜ぶにみていました。
課員のことをちらっと聞いた時、へんなことしたら記録をなし深え移す作業をしているのではないかと聞きとれました。
事務所では、緊急な用事に拘わるず、必らず所長会の翌日は、幹部職会議があって、色んな問題をしたことがありましたが、この機械化については何人と話しもありませんでした。[redacted]

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

以上のような状況のため、機械化委員の方々に対して、何人の協力も出来ない大変心苦しく思っています。
このような所定外の大きな仕事について、幹部職会議を開いて状況説明し、協力体験をとるのが当然であると考えています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-172

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金につながる記録と思っていた。

退職した後、知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確に間違いのないように取組んでいました。

基礎年金番号の導入を早目にする必要があったと思う

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-173

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(徴収関係について)
私自身、徴収職員の在任が、在職期間に比して短く、また、報道されているような形で収束させたこともないと記憶しております。
異動し、初対面の方も多く、又、他課の仕事の進渉を散見することはなかったと思っています。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・若い時分に厚年記録があり、その記録を重複取消することにより合算すると、年金額が減じることがあり、本人と面談し、説明のうえ、あえて合算しないことに了承を得て完結した事案が多々ありました。その記録も「宙に浮いた」ものとなっていると思います。そうした処理の決裁原議は2年しか保存されません。WM上でパソコンの「コメント」形式で保存できていれば少しは「宙に浮いた記録」を減少させることができたのではないか。
・滞納整理について2人1組、国税徴収法に基づいた業務であるなら税務署と同等の債権徴収権が発揮できるよう努めていただきたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・5,000万件という数字の認識は報道以降であり、
・驚いたという以外にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・5人未満法人事業所の適用拡大もそうではないかと思います。
良質とは思われない所も、事務の執行体制の弱いと思われる所など発数との因果関係はあったのではないでしょうか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-174

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全面的解決は困難
○本人申出の認定基準の緩和により、大部分の解決可能
○記録突合に多大な費用をかける事はやめるべき

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-175

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給にはあってはならない問題であり最終には想像もつかない程大量である。また時間も経過しているので
る業主・自治体等の連けいも出来ればよいが、最終的には
紙台帳との照合になるのではないか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍地の最大課題は政管健保の赤字対策であった
したがって年金記録問題に対する意識は乏しかった

記録問題の存在はマスコミ放送によりしかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点 記録問題は質量とともに従来の常識を超えている
もっと勉強すべきであった また問題の所在は示してもらいたかった

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-177

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現時点では
会社からの届出(本人申出も含む)公簿等の照合、確認がなされていない。
・氏名、生年月日など本人の申立てのままで処理される。
今後1人1番号での対応がベターと考える。

・年金加入記録の周知は重要と考える。
ただし数年おきの扱いで良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金は長期間の記録をもとに年金支給となるので、毎日の業務の重要性を認識し、正確な事務処理に努めてきた。

・新聞報道により2年程前に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確・迅速・親切をモットーに日々の業務に努めた。
届書の内容が総て本人（又は会社）の用意によるものである点

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-178

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段、思い当たりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

根気よく、人海戦術で調査していく以外、ないのではないかと思料いたします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時には、このような問題が起きようとは、想像だにしておりませんでした。
知りましたのは、最近のマスコミ報道等によるものでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何十年という長期間にわたり、しかも膨大な件数に及ぶ個々の年金記録を正確に維持管理し続けていくことの困難さを思い知らされました。
戦前・戦中から今日に至るまでの時代の中で、紙台帳記録から機械管理への移行でも簡単な作業ではなかったものと考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e)事務局長　*平成11年度までは課長→併管前の国民年金 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹　事管の現業課長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-179

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。
私は、厚生年金・船員保険を担当したことがなく、国民年金専任でした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

専門的知識を持っている者を中心に、人海戦術で処理していくことしか思いつきません。この場合、死亡による支給漏れを防ぐため、年金の高い方々の分から処理できればよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

若後生活の基礎となるものであいますので、大変重要な職務を担当していると誇りに思っておりました。
国民年金関係につきましては、記録上のミス防止に最大の注意をはらうよう指導してきました。
オンライン化される以前に退職しましたのでコンピュータ上の問題については分りません。また、東京都ではオンライン化以前に都区一体の電算化を行っておりましたが、電算関係の実務を担当したことはありませんが、このためミスは非常に少なくなったと理解しておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３の知ったのはいつ頃かとの点については、国会で取り上げられて始めて知りました。
国民年金のミス防止については、職員に年金制度の重要性と記入記録の正確性点検の徹底を指導してきたつもりです。

全般的な問題点については、制度的な欠陥は別にして、職員の制度の重要性に対する責任感、認識が足りなかったと思います。なお、社会保険庁の対組合対策の甘さが現場の志気に非常に影響を与えていたことも事実です。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-180

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

基礎年金番号に未統合の記録、当時は各事業主宅に被保険者との総合の上、個人に手交する様依頼したと記憶している。未統合があるとは考えられないが、事業主が手交出来なかったとして返戻された分があったとすると、その事後処理上、再手交の依頼をしたのか否か、事務処理経過を追求すべきと考える。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険料を納付した旨…云々、こ各年分と理解するが、国民年金で合併管理されていた当時、社保事務所から被保険者宛「帰納処分…云々」の通知をした事に対し国民体(国年課長)からクレームがあった様に記憶している。その記録が残存していれば実体が把握出来るのではないか。
国民体(国年課長)宛説明に出向いた記憶もあるが、「習保状」の発送記録が有無については不明。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-182

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号への未統合記録については、テレビを通じて本人は家族へ呼びかけることが有効と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号導入時がひとつのチャンスと思われた。
事業所に対し本人確認を行っていれば、と思います。
宙に浮いた年金記録がうまれた頃と思います。
大変重要な問題と認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員として最大限の努力をしようと考えました。
年金請求時での記録の確認ということが問題が大きくなった一つの原因と考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-183

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問1)の回答
・年金問題については、「消えた年金」などと視聴率だけしか考えない日本のマスコミがセンセーショナルに報道しているな、と感じていました。
国民年金との併管以前の私の記憶では、厚生年金保険の加入期間が3年とか4年くらいの短期間の女性の大多数は「脱退手当金」を請求して、一時金として現金給付を受けていたと記憶しています。
普通の人間の記憶力、特に自分に都合の悪いことなどは覚えていないのが常識であり、また、こういうケースは全く報道されていませんので、「消えた年金記録」にはこういうケースも多く含まれているのではないか、と思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・不能

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問３）の回答

・私の退職は平成１１年６月で１０年前になりますが、在職当時は「年金記録問題」などは東京都の事務所長会議などでも話題になったこともなく、その存在は今回の一連のマスコミ報道で始めて知りました。

・厚生年金保険の保険料計算については、昭和４４年頃（？）から始まった、サン孔タイプにより紙テープを作成し、それを磁気テープに変換して保険料計算が行われていたように記憶していますが、変換時にエラーが出ると、当該事務所に「事故リスト」が返送され、これを適用課の職員が原議や台帳を確認して補正し、再度紙テープを作成するといった作業があり、これによって被保険者の正しい記録が保管されることとなっていました。

・しかし、昭和５８年７月の併管以後、あるいは基礎年金番号導入後については、上のような「事故リスト」等はその存在もなければ、各県単位での事故処理についての提案なども全くなかったと記憶しています。

(質問４[illegible]て、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（質問４）の回答

・在職当時は、当該問題の存在さえ知らされていなかったので、対応のしようがありません。

・反省点ですが、今、思えば、上記のサン孔タイプにより紙テープを作成していた当時のように「不突合」などがある程度多くなった時点で庁と国費評が協議をして、各都道府県に「事故リスト」の補正を定期的に実施するなどすれば殆どは補正が可能ではなかったか、と思います。

・当該問題が知らされていなかった背景はわかりませんが、このような調査依頼がたびたび来ることはいかがなものか、と思います。こういう「事故・不突合」が滞積していることを認識していた当時の社会保険庁と国費評議会（労働組合）の幹部の責任は重大だと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-184

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録は、被保険者又は被保険者であった方の一生の大切な記録であることは、在職中において認識しておりました。

すいは最も危惧していることは、厚生年金保険の紙台帳について、1台帳につき5～10年しか記録でまずに数回にわたり書替えを実施していることで誤記、脱落、転記もれ等が生じていたのではないかと思料されます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記「質問1」に記載したことについては、全件について検証することは困難であるので、被保険者および被保険者であった者(団)の申出があった場合のみ抽出検証すべきであると存じます。

しかし、この作業については、紙台帳やマイクロフィルム等によっても相当困難であると思料されます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金保険制度は、昭和17年6月労働者年金保険制度発足より約67年も経過し発展してきたがその間、記録の整備は近年の電算システムに至るまでの期間は大部分手書きの紙台帳によるものであり、その保管状況等も時代毎の環境等も著しく変化してきた。
在職中において将来受給者が多くなった場合に個人記録に基づく年金裁定事務は大変であると常時心配はしておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は、与えられた業務に誠実に対処してきたと自負しています。

現代のコンピュータによる記録管理まで、年金記録は、その時代の先端の事務機器による管理してきたと思います。

提起されている点について、率直に又謙虚に対処し調査確認を徹底していくことが国民の年金に対する信頼を回復できると信じています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-185

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ううう報道.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 予定表の「事故リスト」処理.

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-186

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・お金を掛けずに行うことが国民から理解を得られると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ＣＰＣにおり、被保険者氏名をカタカナ入力漢字をカタカナにて入力する際、事業所にカタカナを確認してからカタカナ変換すればよかったのに、それをしないでかってに入力したことが大きな間違いであったと思う。
- 又、事業所にカタカナを問い合せてカタカナ入力しようとしたら職員団体にとめられた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 労働組合があまりにも権力を持っていたことにより積極的な業務改善等が行えなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金給付の受給要件等となる記録管理について、重要であることは十分認識はもっていました。
~~現職~~ 現職時は、そのような認識で業務に携わってきたと思っています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法令順守に努めてきましたが、関係法令等すべてについて精通していた自信はなく、携わった業務全般について再チェックがせめったと感じています。
常に各種種の処理に~~常に~~疑義を抱くことも必要だったなと反省しているところです。

回答票③

この用紙は、る場合があります。　　整理番号　13-187

（質問１）年金ついて、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでし具体的にご教示ください。

現時で特に問題の心当りはありません。

（質問２）現時点いて、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと　お考えですか

技術的な解決方法は別として、情報開示し、1件~~様~~1件地道時間をかけて処理しなければならないと思います。
抽象的で申し訳ありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-188

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて処理するしかないと思います.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が端末等で瞬時に確認できるシステムの完成を素晴しいと思うと同時に記録が出ないケースはご本人とのコミュニケーションによって誠意の努力で解決するしかないと思っていました。
最近になってマスコミの転送で問題を知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

膨大な経費をかけてももっと早くに録整備をするべきだったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-189

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 今日に至っては、すべての者のパーフェクトな記録の確認は不可能と思います。
2. そこで真に止むを得ない、妥当性があると類推(本人の記録の主張、本人と同じ社の他者の記録、証言など ―)出来る記録については、認めざるを得ないのでは思います。
3. 一種の解決策として、大胆な方策(例えば3年を上限として認めるための立法化)で早期解決を図るべきと思います。
4. いたずらにこの問題を長期化すれば、結果的に時間のロス、資源の浪費になりかねます。
5. 一刻も早い「年金機構」組織として国民の信頼を得たいものです。
6. 何らかの形で本人の経済の保障は必要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録不備については、いわゆる「不数リスト」で処理しました。
しかし、その当時またその後管理職になっておりても、この処理状況の説明等
一斉なかったと聞く知っていますし、まさか大問題になるとは予測だに
しなかったのは、今になりますと大変はずかしいことでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　整理番号　13-192

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

体調不良もあり、記憶が、確かではありませんが、
これ以外のことは、知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正確な届出、正確な記録・入力が、必須要件ですが、
1、小さい事業所の事務能力(正確な届出)にも問題があること。
2、被保険者は、転々と変っていること。
3、採用時、住民票との確認が行なわれていないこと。
このような実態から、100%正確な届出は、期待できない部分があると、当時から気になっていたように思います。
そのうえ、残念ながら、職員の正確な記録・入力に問題があるのですから
この問題の解決については、
届書の保存は無く、また正確であるはずの記録・入力に問題があるとなると
紙台帳との突合しかないでしょう。
しかし届書が不正確、かつ、また残念ながら、台帳への記載が不正確であれば
なお、不明の残る余地があると思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 紙台帳からの、キリカエ時に問題が生じたことも一因があるのではないかと思います。
2. 事業主の届書には、当時、フリガナがなかったこと。
生年月日の誤りも多いこと。男女別の誤りさえもあったこと。
厚生年金番号を重複して持っている者が多くあったこと。
このようなことから、届書の正確性に疑問がありました。
しかし、そのうえ、なお残念なことに、正確な記録・入力に不備があったとすれば、苦労した「事故リスト」の作業は、何だったのか、残念に思います。
3. 「約5-4万件」の報道で知り、ビックリしました。あまりに大きい数で、考えられない思いです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応
1. 「事故リスト」の作業で、鋭意努力した。
2. 年金請求時に、自分で、転厂表を、予め作成してもらい、加入期間と照合して全期間のモレのないように努めた。

反省点
1. 説明会、パンフレット等で、広報したのですが、なお不足でした。
2. 「事故リスト」の処理に苦労しましたが、なお不足があり、残念です。
3. 滞納事業所の逃及喪失等については、残念ながら当時不納欠損が多くありましたが、滞納整理は当然、法令に従い処理すべきです。
中小企業にとっては、倒産になることが多いと思いますが、止むを得ないことと思います。
しかし、事実に反して、届出を強制したのであれば、是正しなければならないと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-193

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている年金特別便などによる対応を徹底して行う以外に方法はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の未統合記録、オンライン未収録記録等があることは認識していましたが、これほど多くの件数が存在するということを知ったのは、新聞報道等によって知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録の統合には、膨大な経費と人材が必要であり年金請求時に、請求者からの充分な聞き取りによって、ご本人の不利益にならないよう統合していくしかないと聞いており、その対応について、やむを得ないと思っていました。

厚生年金被保険者の記録については、制度発足当初の、終身雇用を想定した会社単位での管理がされていると認識していますが、オンライン導入時から個人管理に移行して行ったと思いますが、この時の処理が不徹底であったと認識しています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-197

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

住民基本台帳との突合を行い、要補正対象者の的確な把握に努める。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識したのは、「年金記録問題」があると報道されてからであり、それ以前はありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方行では把握困難であり、知り得る立場にあった者が組織として対応するよう図るべきであったと考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-198

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・地方の記録との突合
・被保険者等への照会及び被保険者等からの申し出。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録を整備中と認識していたが、これほど多くの未整備の記録があるとは思わなかった。
・報道により知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・適確な処理を心掛けていた。
・反省点はチェック体制と記録の管理体制。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-200

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性は認識していたつもりですが今日のような事態になるとは全く予想だにしませんでした。
問題の所在を知ったのは、世間一般に報道されるようになってからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私個人として対応のすべを見出さないまま過ごしていますが現職の方々のご苦労を察するとき格別の思いを禁じ得ません。
現時点では、当時を振り返って、完璧を期し得なかったのだろうと思っています。
なお、この問題についての報道のんさ方の一部にかえって年金不信を増幅しかねないとの意識を覚えたことも度々でした。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-201

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間を無限大にかけても100%解決するものではない。
平成22年1月に年金機構がスタートします。制度自体の問題はありますが、将来に向けての年金制度の再構築に際し、過去の年金問題について、できるだけ早期に清算する方向で対応すべきだと思います。
また、この年金記全未問題に時間を費やすことにより、新しい年金機構が新たな問題(新しい組織が充分機能するか。年金問題が長期にかかることによる他の労務の影響など)を内包してスタートすることが大きな懸念材料と思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁勤務でないため、このような大きな問題になるとは、充分な認識はもっていなかった。
不明な記録は、年金の裁定時に、調査が行われ、一部を除き記録の補正がされ、支給されると認識していた。
記録問題については、マスコミに騒がれはじめた後だと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

従来どおり法令遵守の徹底を図り、自分の責任の中で業務の的確な実施をすること。
反省点としては、社会保険庁全体の職場風土、また、基礎年金の導入、国年との統合時などタンニングポイントでのかじ取り（切り）など大きな問題ではなかったかと、その一員として強く思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-202

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業績の悪い企業の経営者は
報酬の減額を行うと思う。
よって月変（下降）処理は
当然の扱いと思うため、
問題との認識はない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

企業の役員に限定した処理
であり、従業員には波及
させないことが原則である。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-203

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・資格記録の統合は、日本年金機構の人員で、通常業務の円滑処理と並行して完結させる事は難しいと思うので、プロジェクト等を編成し、統合処理を行う必要があると思う。

・標準報酬のオンライン記録と台帳・名簿と突合は、5.50年(?)以前の古い期間にかかる報酬は再評価されており、それ以後の記録の誤りは、ほとんど無いと思うので、数億件の突合にかかる費用対効果を考えると必要性は少いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金番号導入後、旧手帳との統合作業を行っている際に、国等に対する反応が少ないため、未統合の記録は相当数あると想像はしていたが、年金請求時に、複数の手帳統合や脱退による手帳の統合を行っており、それで事足りるという認識であった。
・未統合の件数が5,000万件存在する事は報道により初めて知った。
・標準報酬のそ及訂正については、報告されている内容は、現場の実態が、よく理解されていないと、今でも考えている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録問題の処理と大量の通常業務の円滑な処理を同時に行わなければならないため、その制度、優先順位を決めるなど、メリハリのある処理を指示していた。
・制度・運用面の問題から、記録問題が発生した事は事実であるが、現場を含めて、組織全体の危機感が足りなかったと思っている。
・記録問題発生後、現場は最大限の対応をしていたが、膨大な処理のため現有体制では、解決は不可能であると感じていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i.(事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-205

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている内容以上のことは承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

老後の生存権を保障する(国家が保障する)重要な制度であることに鑑みて、本人の申立てにより事実関係が確定できるものについては早期に保障すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

役所入社時に厚生年金旧台帳の整理に当った為として その後の台帳が確実にコンピューターに収録されているのか管理に問題がなかったが常々気になっていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が公になるまで、気になっていても特に対応を積極的に考えてみることもしなかった事が悔やまれる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)　社会保険監察官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-206

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録については、年金制度が始まって以来の長い年月にかかることなので、現職者と退職者が共通の認識を十分に把握して、事務処理方法を決定すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中において、年金記録について特に問題となったことはなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-207

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

脱退手当金などの給付を受けた期間は年金記録に反映されない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳の記録とコンピューター入力の記録との突合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年頃に年金記録の未統リスト処理を行った記憶がありますが、当時としては未統リスト件数の多さに驚いた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入が遅い。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-209

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号未統合の記録整備については、過去にいろいろな方策を行い記録整備を行ってきたと思います。今後は一定の期限で区切りをつけて出来る範囲で行うべきではないでしょうか。
統合できない記録が多くても已むを得ないのではないか、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、問題認識はなかった。
存在することを知ったのは、年金記録の報道がされたとき。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、年金受給権者からの年金裁定請求時に、請求書に記載の本人職歴（年金加入履歴）と基礎年金番号（含む基礎年金番号以外の年金手帳記号番号）に基づく年金記録と照合し、記録不明の場合は職歴から記録調査の~~照会~~照会をして記録整備すればよいという認識があったのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　整理番号　13-210

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在籍当時は、厚生年金業務と国民年金業務を併合し、同一職場で業務を行う組織改革がされた時ですので、速く業務を軌道に乗せることが命題であったと記憶いたしております。
年金記録については、特に取り上げて説明する事はございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金記録については、市区町村で取り扱っていましたので全く解りません。
厚生年金記録については、社会保険事務所で保管されている被保険者名簿で確認出来るのでは、ないかと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、年金記録問題が発生するとは全く認識してありませんでした。
ご質問の年金記録問題については、新聞、テレビ等で報導されて始めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録等については、被保険者名簿に届書内容を記載し、同時に電算機に入力するシステムであったと記憶しています。入力結果等については、届書内容を職員同士が読み合せをすることで入力誤りのないよう注意していたので、取り立てて申し上げる事はございません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-211

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上部の指示に基づき適正に対応した。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-212

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で知る範囲以上のことは知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

5000万件と云われる本数を全部解決することは難かしいと思われます。が現在行ってる方法で1件1件丁寧に処理することと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題が存在していた事はまったく知りませんでした。
昭和46～7年当時、記録の不突合者の有効リストを処理したことがありましたが、社会保険庁（業務課）え未回答のものはまったくなく迅速しましたので的確に処理されたものと判断しておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和50年代頃までは年金に対して有業主や被保険者等の認識が浅く苦労した経験があります。
制度の重要性や年金に対する必要性など将来に向っての広報など積極的な取り組みが必要であったと思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-213

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　整理番号　13-216

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金基金に加入している被保険者については、社会保険庁の被保険者台帳記録との照合は行っていないと思われるので、厚生年金基金加入期間の記録については、一致しない場合があると考えられる。その場合、本人の申告と社会保険庁台帳の記録がそごをきたす恐れもある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者記録については、記録を電算で中央の台帳に集中する時にミスが生じやすかったという問題があるので、電算中央集中記録登録時の以前の記録については本人の申請をそのまま受け入れるしかないと考える。その後の記録登録については、事業主申請時のミスと離れて、事業主元に記録があるかどうか確認する方法を考えて対処する外は、本人申請を受け入れるほかないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

40年という長い期間の記録を正確に記録するのは、人的ミスをゼロにするのは非常に困難なので、非常にむづかしい問題だと認識していた。
そのため、一定の期間を設けて、照合する必要があるのではないかとは考えていたが、実際問題としてそのような手続を可能にすることはできなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

電算による記録の中央集中管理へ切り換える時点で、特に上記のような認識を強く考慮したが、電算処理が進行する中で、再検討のミス排除の実現可能な方法を見い出せなかったことを反省している。（方法とは、一定期間毎に本人ならびに事業主に照会するという、上記の方法を考えてはいたのだが、実際上、そのような運営の変更を事業執行上で実現することはできなかった）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-217

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞、テレビで公表されたとき。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-218

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別なケースは、把握しておりません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、主に国民年金の記録を手作業による紙台帳管理の時代を担当しました。
当時は、保険料納付記録を3ヶ月単位、資格関係は随時に市区町村から進達されたものを、手作業により紙台帳に記入しておりました。又台帳から新台帳(サン孔)の切替作業もあり、どうしても一定の割合で誤記入や記入漏れが避けられませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これらは、通常事後処理や台帳の棚卸しで発見の都度、又、被保険者からの照会等の時点で調査補正をしていました。又、潜在してしまった場合は、裁定請求時に発見補正が出来ると考えておりました。

(反省点)過去の記録(旧台帳)などの管理は、随時索引可能な状態で半永久管理が必要だったと考えております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上　年金保険部 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上　業務部2係 課長補佐 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長　[redacted] j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-219

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題は毎年、該当者(受給申請者)の請求時において解決されるものと思っていた。紙台帳、マイクロフィルム等記録があるが、氏名、生年月日不明、事業所記番不明については永久に解決されないものであると思っていた。氏名、生年月日については、本人の就職時に、いつわりがある時もあるが、正しければ、記録はつながる。同姓同名、同一生年月日の人は、15%位いか(船員保険)で、厚生年金はこの種の記録は、いたことがなかった。一番の問題は、「事故リスト」について、こっていに整理しておけば、かなりの記録は訂正されたと思うが、~~ネック~~ネックは自治労さん下の組合ではなかったか。と思う

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ごね得がないようにすべきである。記録がなければないのであって、いたづらに本人の申し出を受けて認めるのはおかしい。当時でも、ないものはなかったのであって、バランスの問題もある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録が合致しないものはあるが、正しく、氏名、生年月日~~が~~帝家所記番があれば、もちろん、つながるが、一字ちがいの氏名や、生年月日では前後の日付で、同一人である「可能性」は見つかるものである。年金記録で、さわがれだした頃に、問題が、なぜこうまで広く、なったのか、わからなかった。当時の労働組合の対応も問題だった。正しく、記録をさがすよう「年数リスト」の問題も最たる問題であった。労組は、その本質を一番よく知っていたのではと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別に、年数リスト等、整理しようと思って、現を立ちあげようとしたが、労組との関連がいつも、つきまとっていた。労組が常に年数リストに関し、幹部の意向をうかがわっていた。私は、年務室に労組の期間係者が机もないのに居すわっていたのを思い出す。（業務課で）資格関係の係長時代、自分から台帳室に行って、生年月日強配列の整理に当った。（部下にはさせられない、組合がうるさい）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-220

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録に整備を進めていたが、最終的に整備が終っていなかったのではないか。
・戦災による記録の消失。
・手帳番号を多数持った者が存在していた。
（生年月日を若くしたり）
・

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・上記にあげたほか、問題点は多数あったが、問題解消の先送りをしてきた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-225

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給権者を優先に苦情者は
時間を割り込む。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

行政サイドにも当時 S40年代～50年代は、被保険者の意識も薄く、被保険者証を10枚以上も持っている者も多く「明日の年金より今日の米」と言って年金加入を拒否する者もいた。

当時言われた言葉。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

説得に努めた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e.)事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-226

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の知っている事は新聞等で報道されているとおりです。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 解決方法はないと考えています

2. 仮に、一時的に解決がついたとしても、人間がやっている事に事故はつきものです

3. 裁定請求時に最終的な記録確認するしか解決する方法はないのではないかと考えています

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当初から正確な記録の管理について職場内で検討されていました。
具体的には、定期的に原簿と名簿との照合を行っていました。その際、記録誤りが発見され、訂正されましたが、完全であったかどうかといえば自信はありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 原簿と名簿の照合を徹底して行い、記録誤りのないように取り組んできましたが、労力と時間の問題もありできませんでした。

2. 記録の照合を徹底できなかったことです。
（裁定請求時に最終的な記録確認をしないと考えていました。）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-227

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-228

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に戦前、戦後の混乱期における紙への手書による記録については、駐留軍関係、戦時加算等複雑な事務処理~~[illegible]~~状況と思料されます。
世間一般では、機械化された事務処理レベルでの事故と認識しており、戦争に係る混乱期の実態を認識していないと思う。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不整合、不突合記録の全件(100%)処理は出来ないと思う。
裁定時に重点を置き、申出人の内容、記録の整合性等を考慮して裁量による年金決定も必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については年金額の計算の基となることから正確な記録が必要ですので東京都に於いては斉のHMへの追記等時に発生した不整合記録について事故処理班を設けて補正処理を行い記録の正確性に努めてきた。記録の改ざんがあることなど考えられなかった。
国会での審議・新聞報道等で初めて知った。多少の不統合はあると想定していたが、5万件の不統合があると知ってびっくりした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新規適用講習会、社会保険委員講習会、各種会報等で正しい届出、~~正し~~正確な記録保持の重要性についてPRした。上記の事故処理班による記録整備も行っている。
問題ある年金記録については、保険者、社会保険労務士、事業主、被保険者に係る複合的な事故と認識している。取扱の記録の入力等に当っての慎重な処理の徹底ていが必要。事業主（被保険者）の届出主義による記録であることからして、保険者責任が全てでないことを強調したい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-229

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-230

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社保転廻 特に後半のほとんどが経理関係であり、当該問題を深く知る機会は少なかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何れの公務であれ上部からの命令のみでは解決のむずかしいことは、当省庁の昨今の問題事件発生に同じ。作意的サボタージュ或いは改ざん等は厳しい処分以外にないはず。全省庁に於て然り、社保関係も処分甘く、労組関係も然り。労組支援政党と労組関係処分の今後の動向も注意。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一時、全国的にも保険料収納率を競わせる傾向が見られた。東京より他県もあったやに聞いていた。 逃及金喪等の噂話も不たしかな雑談としてあった。 上層部からの評価がどうあれ、一切そういう処理はして来はかった。 収納率も実際の結果である。検証するなら収納率の常時高いか、一時的に上昇した所か。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁として地方庁の実態把握は大切だろが、本庁より出向し戻るか、或は地方庁より本庁へ上る意図のある者の業務に対する意識及びそれ等の人と国賛評議会等労組関係にも問題ありや。 端末の管理職は上の命で動く。

※ 通知分から対照者は被疑者扱いの印象あり。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 ⓓその他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ⓔ事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-231

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題は特に無いと思います

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

コンピュータに管理されているので、特に問題はないと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピュータは年金記録問題を年金受給者のために、最重要問題と認識していますが、どのような問題が存在するのかはわかっていません。
それでもコンピュータで問題がないと考えます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に反省する点はないと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　◯退職者
所属	本　庁　　◯地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-235

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の在職期間は、今から40年前で、老齢年金の受給者が、ポツポツ出始めた頃でしたためか、年金記録などについて問題をおこしたことはありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録は、"正確、迅速"をモットーに指導しましたが、どういう問題が起きたのかわかりませんから、意見を申し述べることは不可能です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-236

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知られていない問題ではないかも知れないが、調査官を担当した当時、特に中小の加入事業所の従業員の中には、年金に対する考えも希薄で手取り給料を多くもらいたいために、社会保険に加入したくない人が多く、事業主も社会保険に入れると辞められると こまると云って取得もれのケースが多くあった。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ベストな解決策はないと思う。在籍した事実がわかるような客観的証拠があれば、認めざるを元ないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

言うまでもなく、将来の受給権につながる大切な被保険者記録である。在籍当時、庁の業務課から、年に何回も事故リストが来て、事務計保管の名簿等確認（中には別くのケースあり）し、返戻していた。
当時は、労組との関係もあったが、スムズに行っているものと思っていたが今言われている様な件数があったとは驚いている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今回の問題で、特に個人的に対応したことはない。予算の関係もあったかも知れないが、機械処理に移行した時点において徹底自動に補正処理、記録管理をすべきではなかったか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	本　庁　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e) 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-237

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録確認第三者委員会設置後の2年半の活動実績を高く評価いたしております。

戦中戦後の古い記録については、諸般の事例により半世紀以上経過する現在、調査し解明は絶望的であることから、申立人からの内容等に基づき、総合的に判断し必要に応じて調査を実施してはどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務全般について、事務処理マニアルにしたがい、適正に処理することに専念してきました。
消えた年金問題が公表されてから知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時代の要請に即応できるシステムが早く改善してきたこと。
年金制度の複雑化で国民の理解が得られなかったこと。
長期間の膨大な記録の適正な管理に無理があったこと。
（機械化の専門スタッフがいない状況で、外部企業にまかせ実行されて来たこと。）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-238

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①. 移行時、古い紙台帳、名寄から不明個所は事故扱いされて、事後処理は不明.

②. オンライン移行時、転記・転写の作業を在宅のアルバイト等で処理され誤読・誤記(氏名など)が散見されれ.→そのまま入力されたのでは?

③. 労組の合理化反対、機械化反対、超勤拒否など職場環境が荒れ職員の意識低下も一因.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①. 記録不明、不一致など、申立て内容を精査、推定して、一定率加算の救済措置で対処する.

②. 国民皆番号制を早期導入することにより、記録の面突合で解明する.

③. 解決への方策は万策つきているのでは、一方的なミスばかりが報じられているが(役所側)、多くの事例を分析すべき、---今後の事故防止につなげる.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①. 当時は、年金記録が問題になった記憶はない。

②. 長期の記録の管理に紙台帳・名簿に判読不明個所もあり、このまゝでは不適との認識をもった。

③. 国民年金保険料徴収方法には不備が多いと思った。

④. 年金記録の「のぞき見」が話題となった頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①. スムーズなオンライン移行業務の指導を最大の仕事として対処した。職員の意識向上、業務研修につとめた。

②. オンライン移行時の作業を外部アルバイト処理に適正を欠いたことで、誤読・誤記（氏名など）があり記録問題を生んだ。

③. 労組との協定に縛られて、移行作業が~~すすみ~~進んでしまったことに一因がある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e). 事務局長　*平成 11 年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-239

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(国民年金関係、東京都)
東京都では昭和40年から区市町村等の共同で国民年金事務の電算処理を実施した。
電算化以前は、約250万枚の被保険者台帳の管理、年間400万件にも及ぶ納付記録を原始的な手作業で行ったために記録の転記ミスを完全に防ぐことが出来なかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

転記ミスの補正は、未納者への納付催告状の送付時、納付記録通知書を送付した際の被保険者からの申出により随時行い、さらに区市町村名簿と可能なかぎり突合を行い、記録の補正化を図ったが、当時の人員・予算の中ではそれで限界であった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　整理番号　13-241

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

この年金記録問題については一面でみれば反省する点もあると思いますが、時代背景もあったと思います。
私が社会保険に入った時代は、通用名称も万年ペンで記入していましたし名簿の用紙も現在のようなものでもなく数字と字がにじんでしまい3が8に見えたりクが9に見える等判別が難しく、又この記録をコンピューターに入力する時にもスムーズにいっているかの問題もあります。又米軍の基地に勤めている人達は自分が勤めている部署も定かで無いケースも多かったような気がします。さらに女子の人達は寿退社手当金をもらい記録を抹消しているケースも多かったと思います。当時は年金で老後の生活をやっていけるという考えも薄く、時代背景も大きく影響していると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現実に記録のわからない人が大勢いる訳です。現役の人達の大変な努力でも解決出来ない現状をふまえある程度、わりきりが必要だと思います。
具体的な方策は現時点ではありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が現役の頃は年金記録問題は表面化しておりませんでした。
この問題を認識したのは、退職後3～4年後、当時の小泉総理の未納問題がマスコミ等で報じられた頃だと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人情報の守秘義務の徹底。
年金手帖（職歴）をパスポートのような重要なものとの位置付けをしっかりピーアールしておけば良かったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-242

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

紙からコンピュータに転換する際の事務処理の誤り。
二重チェックしていたかどうか。
チェック項目が妥当であったかどうか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙があれば、再度入力し突合する。
個人情報の漏洩が度々発生する現状(社会全般)では、対策があっかしいが、地道に広報等により広く個人に対する啓発をつづけることが必要ではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このことは、年金の記録問題より、厚生年金でわの年金そのものに対する認識が、社会全般、即ち、従業員、事業主、を含め、残念ながら政府においても薄かったことが最大の原因であったと考える。
一方、台帳の保管及び管理が完全であったとはいえないのではないか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前述のとおり。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　整理番号　13-243

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 同業種への転職のタイ人（タクシー運転手等）のなかには、前職が知られない様、手帳の払出しも常に新規払出を受け、タイ人は、10数冊の年金手帳番号を持っていた人もあった。

② 女性のパートや求人募集では、年令制限がタクあり、特に主婦等の短期間契約の人は、年令を、5～6才若く届出したため、重複取消で一本化できなった人も多くあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 「名寄せ」で同業種と思われる、事業所名を示し本人に確認してもらう等、手続きを簡素する。なお、会社に次々に転職するため加入期間の重複者も含めて対応する。

② 1年未満等、短期間の未統合記録については、「名寄せ」で判明分、全記録を本人通知し、確認してもらう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問１で回答したように、制度上の届出に欠陥があると年金が受給できなくなることを承知で加入されると、防止できない。　又、死亡者や無年金者の記録が削除されるシステムになっていないため、未統合記録は一定程度やむを得ないと思っておりました。
記録のオンライン化導入時より、多少あったが、基礎年金番号の附番処理でより大きく感じました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度は長年に渡り改正が繰り返され、特に、厚生年金、国民年金の制度の違いも大きく、記録管理の一本化が遅れたことが原因。一職員の立場で対応できるものでない。
グリーンピア等施設にかけた分をこちらに使っていたら、と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e.)事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-244

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、未だ解明されていない記録があるが、以下のような問題で解明されていないことも考えられる。したがって、全て解明されることがないと思っている。

第１の問題点は、資格取得届に偽名や偽りの生年月日を記載して、届け出た被保険者の記録がそのまま管理されているということである。
社会保険事務所では、事業主の届出義務に基づき作成された届書を受理しているが、取得届には戸籍謄本や住民票等を添付されていないため、誤った届書を確認しないで処理し、記録管理していることが問題である。
例えば、犯罪者や刑務所を出所した受刑者が偽名や偽りの生年月日を使用して被保険者になっていたというケースがある。
具体的には、刑事が社会保険事務所に来所し、裁判所の捜査令状を提示のうえ、指示した適用事業所の被保険者名簿を閲覧し、捜査中の被保険者の氏名、生年月日等を記録していたという事実がある。どの被保険者の記録かは一切明らかにしていないが、この被保険者は、偽名を使用し、生年月日を偽って雇用されていたようである。
また、企業は採用条件の一つに年齢制限を設けているが、就職希望者は年齢制限をクリアするため、生年月日を偽ったままで採用され、被保険者になっているケースが多数存在する。
これらの被保険者は、年金裁定請求の際に、正しい氏名や生年月日と過去の偽りのある記録が同一人物であることを申し立てても証明が困難であると思われ、また、本人も過去の経歴を他人に知られることを恐れて裁定請求をしないことも考えられ、永久に解明されない記録になると思われる。

第２の問題点は、取得・喪失届書等に記載する厚生年金整理番号についてである。
組合管掌の場合は、届書用紙が社会保険事務所と健保組合共通で使用出来るように複写方式になっていることから、整理番号欄の上段に健保証番号を、下段に厚生年金整理番号を記載している。この上段には、事業所によって健保証番号あるいは会社独自の社員番号等を記載している。
このため、誤って上段の番号を厚年整理番号として記録し、事故記録になっていたケースが厚生年金事故リストの処理中に発見されている。

第３の問題点は、被保険者名簿の書換え時に、書換え毎に厚生年金整理番

号を変更していたことである。
被保険者名簿の書換えは、名簿の個人記録欄が満杯になると、喪失者を除き現存者のみ新名簿に記載して、現存者を記載順に１から順番に整理番号を割り振っていた。
政管健保の場合は、健保証番号と厚年整理番号は同一であり、名簿書き換え毎に番号を変えると健保証番号に支障をきたすので、番号を変えなかったためあまり問題が生じなかったが、組合管掌の場合は、被保険者名簿書き換え毎に厚年整理番号を１からの整数番号順に付け直していたため、旧名簿と新名簿の厚年整理番号が相違して、その結果、年金記録が業務課の記録と一致せず、厚生年金事故リストが社会保険事務所に送付されていた。

第４の問題点は、被保険者名簿及び払出簿の保管状況である。
被保険者名簿は保管が大変悪い中で、マイクロフイルム化して閲覧可能となったが、名簿が全て存在していたか否かを確認しないままマイクロフイルムに収められている。マイクロフイルム化出来ない名簿の保管はどうなっているのか、その名簿の中に厚年事故リストで整理できなかった記録が存在していることも考えられる。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決のためには、宙に浮いていると言われている記録の具体的な事例、例えば、何年頃の記録で、電算処理前の記録かまたはその後の記録か、記録は取得から算定までか、あるいは取得がなくて算定から喪失までなのか等を示して頂くとともに、共通すると思われる事例を示して頂きたい。
このような具体的な事例を示して頂くとともに、過去に厚生年金事故リストの処理に携わった職員や電算処理に携わった職員あるいは資格照会の業務に携わった職員を招集して意見聴取すれば、ある程度の解決策を得ることが出来ると思う。
ただし、名簿の記録が散逸している場合や電算処理した記録をすでに消去している場合は、記録復元の処理は困難を極めるのではないかと思う。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、記憶は確かでないが、昭和３０年代後半頃に社会保険庁業務課から厚生年金事故リストが全社会保険事務所に送付され、リストの補正・訂正を行って業務課へ回答していたと思う。また、５０年代前後には、厚生年金事故リストが社会保険事務所に送付されても処理出来ないほど大量の未処理件数が生じたためと考えられるが、本庁では社会保険調査官の事故リスト処理チームを結成し、各事務所を巡回しながら処理していたと思う。
さらに、社会保険調査官の事故リスト処理チームの解散とともに、本庁に事故処理班が結成され、各社会保険事務所を巡回しながら事故処理に当っていたと思う。
このことから、本庁や社会保険事務所が大変苦労していることを認識するとともに、早期に処理しないと個人記録が一本につながらないと思っていた。

(質問４)質問３の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務課からの厚生年金事故リストの送付がどうなったのか、事故リスト分は全て解決したのかなどの情報がないまま、記録問題を意識しなくなると同時に、機械化準備室で電算処理していた年金記録データと業務課のデータがスムーズにドッキングされていたと理解していた。
今回、宙に浮いた記録が５０００万件あるということが公表され、件数があまりにも多く驚いているが、記録の中身はどのようなものかを把握しない限り、軽々に反省点を述べることは出来ないと思う。
仮に電算処理以前の年金記録であれば、反省点として、本庁の事故処理班を解散しないで、むしろ規模の拡大を図りながら社会保険職員全体の意識を高めて気長に取り組んでいれば、未解明件数が多少残ったとしても相当の件数が解決したのではないかと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-245

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職当時のことを思い起こしましたが、特にこれというものは思い浮かびませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多くの困難を伴うが、わかる範囲で事実を確認し個々に対応して行くしか方法がないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時は、現在のような問題になるという認識はあまりなかった。昭和60年から昭和61年頃と記憶しているが、未統合記録が事故リストとして大量に社保庁から社保事務所に送られて来て処理をした。その後そのようなリストの送付がなくなったので概ね整備が済んだものと思っていた。ただ、紙の被保険者名簿には判読不能な氏名、生年月日もあり、コンピュータでは統合できないので、被保険者名簿で確認するしか方法がないと思っていた。
未統合記録が数千万件あると知ったのは数年前の新聞報道である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識は上記のとおりであるが、日々の業務に関しては責任を持って対応したと考えています。

反省点（組織として）

- 義務教育に社会保険、税金に関する教育を取り入れて国民の意識を高めるべきだった。
- もっと早い段階で個人が自分の記録を見られるようにするべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-246

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道等による情報以外、世間一般に知られていない事項・事象について思い当たることはございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

前記1は、思い当たることが無いため回答不能。

年金記録問題は、第三者委員会での大変な判断作業の連続（該当事務所等での判断資料収集等の作業）と思われますが、結果として継続することが大事と考えられます。モラルハザードが生じないよう公平性確保のため今後も重要と思います。

今後の解決への道筋として一定の期間を経た段階で、政治的な決断での調査解決打切りへの模索も必要ではないのでしょうか。

今後、ＩＴの進展に伴い住民基本台帳を一層活用した国民総背番号制＝社会保障総背番号制＝基礎年金番号を基軸とした相互管理への転換の模索も必要なのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正直、現場を離れた後、年金記録問題が大きく報道されるまで、具体的に認識はしておりませんでした。

当時、現業は、年金裁定は請求主義の基本概念のもと、コンピュータ端末で確認できる以外の記録は、請求時に本人の申出に基づき過去記録(旧台帳分)が調査され判明の場合に処理を行い、裁定事務処理にいたるものであったと記憶している。よって、最終的には裁定請求時に本人記録は適正に統合されるものと信じていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職当時、現在の記録問題に通じる事態に遭遇していないため、特に対応に迫られるような局面にはなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

整理番号　13-247

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知りませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全く知らなかった訳ですから解決策のおしようがありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時は年金記録が問題になった事はありません。問題が存在することを知ったのは退職(平成2年9月30日)した後です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の答のとおりで問題になった事はないので何も対応はしませんでした。

また、在職当時は適用事業所から提出された届書の記録と社会保険事務所で入力した記録は入力後、2人以上で読み合せチェックをしていたので記録相違が出るとは全く感じられなかったので反省点もありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-248

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている問題のなかに、知っていることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①年金の場合は事業主からの届出を処理する方法なので、本人以外に事業主、事業所に一緒に勤務していた方への聞きとり調査を徹底して行うか。
②個人情報の問題が残るが、住基ネットを活用し、氏名、生年月日の再調査を行う必要がある。(古い記録には事業所からの届出が漏れている部分があったと記憶している)
③申出人について複数の証言等が得られた場合、証明する書類がなくとも認めて支給し、区切りをつける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が年金記録問題と接したのは昭和50年保険部計算指導係に配属された時で、年の回、業務課より「年金事故リスト」が地方に進捗され、その処理問題で、業務課と接衝した。様だけで何万件という件数が業務課の基本マスターに合致しないと聞き驚いたが、記録台帳と照合すれば、解決できると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時本部では事故リストの処理を各社会保険事務所に依頼して行っていたが、全体的に遅延していたので、早期処理を行うため、本部事務局内（保険部）に事故処理専門スタッフを置き、都内社会保険事務所を巡回して処理をさせた。当時はコンピュータシステムが初期段階で、氏名はカタカナ入力、生年月日だけをたよりに照合していた。また事務所の台帳記録も積きで判別しにくり文字が見られ、あやふやな判断がされた場合もあった。事業所を通じての照会等を行う必要があったと思われる。しかし、いずれの場合も届出制なので、本人からの届出がないと処理できない部分があり、これが今日まで、本処理となった要因と考えられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-249

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な件数の対応としては、
① システム対応
② 総務省(地方自治体)及び事業主との連携
③ 個別訪問を含めた相談体制の確立等が
必要と考えられる。
特に、地方自治体等には、データの提供を含め
協力体制の強化が必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳の存在は、併管後（昭和68年頃）知ったが、
雇用問題として、年令制限を設け、雇用されるために
生年月日等を偽り、就職していた者も多く、
同一人の判定が難しいため、裁定請求の際、
修正される問題であると、聞いていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の住所記録管理がされていないため、録事複処理
において同一人の判定が困難となり、結果として
裁定請求時に変わるしかないものと判断していた。
未納問題に関しては、右金保障制度に関する学校
教育の充実が重要であると考えている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-250

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員個々の情報と認識の共有は不可欠なことと考えます。
また給与等にかかわる業務に携った退職者を含む、経験者からも
情報提供をいただくことは大切なことではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民一人一人にかかわるとても大切な権利として認識していました。
行政管理の基に対する年金加入期間の記録ですので誤りがあるとは考えられないことでした。
平成19年の記録問題が起きるまでは知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

申し入れや照会のあった方々の話を良く聞き、行政のわかる確認のとれる範囲で解決にむけ調査し、解答の対応をさせていただくことを考えました。私は千葉から来たために東京都での社会保険（特に国民年金や、年金記録に関する経緯）行政の状況が良く理解していた訳ではないので、担当部署に確認をし、その都度、理解を深めていた矢先のことでした。
この問題については、東京都の社会保険行政の長い間の歴史的経過がありますので、逆及し事実関係の糸口を捜して行くことのできる、経過的な情報を職員が共有することが大切なことと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-251

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

毎年、会計検査院、立会いのもと、事業所調査を行っていたが、その際、資格取得の未届、また報酬の誤りが数多く指摘されていたと記憶しています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業主への罰則強化が必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号の重複の解消,
年金手帳のカード化

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-252

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今回送付された文書に「年金記録問題には次のような事象があります」ということで何点か記載されていますが、この事象のほとんどは年金特別便や年金定期便などにより本人照会をし、1件、1件、処理しなければならないと思います。

しかし、会社に採用されたときに、採用条件に合うように本人が生年月日をごまかして届出している場合は、本人がどういう生年月日で届出したのかを記憶していないと処理は完了しないと思います。

今後、2年間で集中的に処理をするとの報道がありますが、社会保険事務所の職員が幾ら頑張っても、照会された本人からきちんとした回答がなければ、処理できないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の未統合については、裁定請求時に職歴と年金記録の突合せを行えば解消するものと考えていました。
また、納付記録については台帳の記録が、全てオンラインに切り替え済と思っていましたので、年金記録問題が報道されてからこんなに件数があったのかと驚きました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が明らかになったのは、私の退職後でしたので、対応しようがありません。
また、オンライン上の記録で台帳や被保険者名簿等から正確に入力されていないものがあったことについては、オンラインへの切り替え票を何重にもチェックすることが必要であったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-253

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

オンライン化に移行する昭和44～5年頃と思いますが、旧台帳をもとに社会保険庁業務課で作成されたリストと社会保険事務所の被保険者名簿の記録と照合する作業に数ヶ月携はったことがあります。
当時、古くから存在していた事務所においては、被保険者名簿が書替えられたりして記号番号、氏名、生年月日等が不鮮明、或は写し違い等で古い記録については、照合確認できなかったものが見受けられた。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時、照合確認できなかった記録が、その後どのように整理されたのかは判りません。
従って、移行以前の記録については、被保険者が申さてている事業所が社会保険事務所で確認できにような事例は被保険者に有利な判断が必要であるかも知れません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1で記載しましたようにオンライン化移行の際に関与したことがありますが、当時被保険者名簿との照合確認できなかった古い記録が元の後どのように整理されのか判りません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

約40年近く前のことで、当時紙台帳からの移行は努力はしたものの困難であり不十分な対応であったかも知れません。現時点からみた場合でも当時どのような良い対応策があったのか判りません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-254

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会での事務効率化が求められ、急速に電算化に向う折り
柱保行政も段階的に電算化に切り替る時、その目的と必要性
を職員に充分に説明されず、教育もせず、担当課、係りの少数職
員だけの事務作業であった。他の職員は、ほとんど関せずの感があり
労組が、電算化反対の運動が入りやすくなっていた。
当時、紙台帳はフィルム化し、記録照会に対応するとされていたが
あの紙台帳を見れば、そう簡単ではないことは判っていた。
電算化の出発は、人間の目と手作業からデーターが作られてゆくことから
当時の職員教育に問題があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題が世間一般に知られ、今日まで皆様は努力されています。
今日までの過程において解決作は充分に検討されたと思います。
現時点において解決策を問うのは、何かと問いたい。解決策は
人員の動員であり、作業は手作業で必要するしかない。電算化の
方はデーターを人間の目、頭、手作業でデーター化することしかないと
思う。そのためには、OBを動員することと思う。解決には、フィルム化
された紙台帳の記録をいかに電算化するかあると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時、年金相談室での年金記録問題は特に発生することなく、なんとか事務作業は出来ていた。 問題の存在を知ったのは退職後になってからである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

電算化に切換える時、当時の担当幹部職員の指導教育がなされていなかった。社保行政の今日的姿をだれ一人として想像していなかった。 電算化の切換作業が当時、神田分室にて一部調査官が集められ、作業をしていたので他の職員は感心を示さなかった。 職員に対する教育が不足していたことにある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-257

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-259

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方法を推進する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 特に認識はしていなかった。
- 退職後

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 弟便合意での事業推進。
- 費用対効果による事業運営。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-260

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件回復調査を行う以外ないと思われ、
体制づくりが必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

5000万件の未統合記録等、新聞報道で知りましたが、最初は報道内容について、ありえないことと思いました。しかし、記録改善作業を行う中で、紙台帳記録をオンライン上の記録に切替える際のミスが大半であると認識しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録改善作業を1件1件行ない、回復調査する以外にないと思いました。

反省点は、切替時の突合確認の際充分行うこと。特に委託業者で行う際、内容確認を徹底すべきと思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-261

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「未納である」という確認が出来ないのであれば、被保険者及び受給権者の不利とならない様、納付とみなすことにすべきないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

原年番号の重複等、未整理の記録があることは判っていたが、裁定請求時に統合されるものと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

定期的に記録突合等を行う等、早期に整備を行うべきであったと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-262

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業主　脱税等のため虚偽の届出があった

被保険者　就職難の時代、前歴や生年月日を正しく届けず、(五年)年金番号を重複して取得している人が多かった

職員は一部の人を除き一生選命職場に励んでいる人が大多数であった

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業主や被保険者の虚偽申請や同一人が二重三重の勤務をしながら二以上事業所勤務の届出をしてない人が多く年金記録を一本化することは困難と思われる

現在年金未加入者が多いのを見れば限度があるのではないか

強制加入ということも

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現場で年金記録の機械化に携わっていたとき

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在は年金記録は総て機械入力されていますが、事業主、被保険者からの届出内容を正確にチェックできなければ、完全にあることは不可能と思われます。
そのためには訂正のための人員の必要と思われます

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-263

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「年金記録問題に関する調査について」の2頁に記載されている事例以外にはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の年金記録については名寄せ・生年月日の整理など、同一人判定のための努力が既に行われているものと思います。更に、旧人主人特別便による記録の照合をしても符合しない記録が数多くあると聞いております。
年金記録の不整合の原因は、役所側の処理ミスだけでなく、届出する側も原せ年金番号(基礎年金番号)の重複取得や氏名・生年月日の誤った届出を行っており(戸籍に基いた届出をしていない問題)これらを符号させるには一定の限界があります。
今後は、役所側として過去の紙台帳の記録を正確に入力しておくことを前提に請求のあった年金の裁定時に履歴を正確に照合していくことしかないのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私がこの職場に就職した昭和40年代前半の頃、厚生年金記録は紙台帳に記録していた時代でした。その後、40年代中頃に年金記録を機械入力する方法に変化する時代がありました。当時、紙台帳には漢字氏名が記入されておりましたがフリガナがほとんどふられていない状況でした。それを機械に切替入力していた訳ですから氏名の読み方が間違っている物も多くあったと推定されます。

当時、今のようなオンライン時代の到来を予測していない人達が大半だったと思います。つまり年金の裁定事務は手作業で行うことが前提の仕事の流れだったのです。

従って、この様の問題は起こるべくして起きた問題だったと思います。紙台帳記録を機械に切替入力していくときにもっと慎重な計画が必要だったのかもしれません。

五千万件もの未統合記録があることは退職後に知った訳ですが残念でなりません

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録が５千万件あることを知ったのは退職後ですが、私が在職中、今後は確実に年金裁定請求が増加することを踏まえ、当時都内の社会保険事務所が持っていた年金記録を収録した日台帳・紙台帳を始めとする年金関係記録や事業所関係の記録と共に紙台帳のすべてを文京社会保険事務所に集め、「基礎照会センター」をつくりました。

都内の社会保険事務所間の年金記録に関する資格照会の事務を効率化すること、併せて余剰人員を、健康保険、厚生年金の保険料徴収対策に使うことが目的でしたが、この様の問題が起きたことで"年金関係書類を一ヶ所に集め保管しておいたことは今となってみると素晴らしいことだったと考えております。

古い時代の話ではありますが、日台帳・紙台帳のオンラインへの切替時に充分な予算を確保して徹底的な記録整備をしておくべきだったのだと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成 11 年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成 11 年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成 11 年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-264

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早期解決のため、~~一括~~ある程度の範囲内で被保険者(年金給者)に有利になる様、整理するのが一番と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に直接的に関与していなかったため
在籍中は認識が浅かった。
記録もれや標準報酬の決定問題等は、新聞や
ニュースで大問題として取り上げられ、色々な報道
で具体的に知ることになった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

行政人として年金制度（特に年金記録は長期的
にかつ正確に管理する必要がある）について
根本的に研修する必要があると考えられます。
また、被保険者及び年金受給者に対しても
きめ細かい制度の公報が必要と考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-265

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について当時問題意識はなかった。
保険料滞納に伴う全裏処理で遡及全裏の協合「保険料納付がないので、給付はしない」の原則論で被保険者の権利侵害について考えが及ばなかった。当時は20～30年先の年金受給の問題意識もなかった。
年金記録問題は裁判や切替の時期も話題にもなく最近になって知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は全く問題意識もなく話題に上ることもなかった。
現時点に於て考えると、当時は年金切替の労組の反対運動が激しく、被保険者サイドに立った権利問題はなく、全裏処理の際、事業主側に被保険者の権利救済について細心の注意を払う必要があった。
当時何故この問題について議論がなかったのか今考えると不可解だ。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　整理番号：13-266

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当時は適正に処理しており問題はないものと思っていました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の杜撰な管理がこのような結果になったと思う。
もう一度原点に戻って考えるべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、問題はなかったと認識していた。
この問題を知ったのは、マスコミの報道である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

２３年以上の話しであり、コメントし様のない
ところ、ありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-267

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

取得届の誤記入。
改姓に生年月日・名前等を変えている。
被保険者証の未添付により訴訟を起こしている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人から職歴を聴取し、調査する事以外特別な方策はないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は年金制度が出来た時から存在している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録がどの様に保管されているか庁内勤務に従事がないので詳細は不明です。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-268

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一つ一つ地道に記録回復に向けて行くしかないと思います。
厚生年金基金の仕事を現在していますが、厚生基金の記録突合せでも記録回復できるものがあると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の新聞、テレビで知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

整理番号　13-269

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

専ら個人的事情によって、同一人物(被保険者)が、資格の得喪を繰り返す際、氏名・生年月日等が、その都度改変(氏名については、誰かに対して身を隠している者の場合等は戸籍どおりの氏名を記入しない、生年月日については、事業所の採用条件に年齢制限が設けられている場合は、それをクリアーできる生年月日を記入した等)されるケースが少なからず存在したことを反映した。(このケースでは、一人で何枚もの被保険者証を持つこととなり、当然のこととして、年金記録の統合は為し得ない。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いわゆる消えた年金記録について、保険者と被保険者のいずれもが記録の信憑性を参証できないケースについては、政策的対応として、当該被保険者の場合、最短の受給資格期間(通常20年)との差を「空期間」として取り扱って納付期間相当分の年金受給権を取得させること、そのうえで空期間については、当人の選択で保険料を期限を定めて追納すれば本来の年金額が確保できる仕組みを特設することは如何なものか。(因みに、追納分の保険料額は、空期間前後の報酬額の平均値とすることが実体的であろう。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に基づき受給権の裁定が行なわれること、しかも終身年金たる公的年金(老齢年金等)が退職後の生計費の中心であることから、特に慎重な取り扱いの必要性を自覚するとともに職員例会等でも注意を喚起していた。

所長としての在任期間が昭和60年11月からの10カ月間で、しかも初めての就任であったので、先ず多様な仕事の掌握に努めたこと、そのうえで優先度を考えつつ、諸課題へのマルチ対応をしていた。そんな中で社会保険庁業務課(高井戸庁舎)への進達記録について照会(調査依頼…不突合分)がなされていたこと、鋭意回答に努めていたことは承知していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険委員を活用しての事業主並びに被保険者に対する啓蒙をはじめ、あらゆる機会・媒体により社会保険制度に対する認識を深めて制度の運営が円滑・的確に行われるよう協力を求めてきたし、職員に対しても制度のもつ機能の重要性を再認識して、特に届出書類の受理に当っては、記載内容が正確であるよう指導するよう求めた。

反省点は一つ。制度を整備すること。具体的には、早急に国民総背番号制を導入することと、虚偽の届出者等に対しては重大なペナルティを課することとし、そのことを周知徹底させることである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (g.)事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○現在実施されている方法を継続させるのが良いと思います。
・今後の記録については年金定期便により本人に確認して貰う。
・過去の記録の可否については第三者委員会に判断を委ねる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金、厚生年金の記録が紙台帳で管理されていた時、その納付記録等は手作業で行なわれていた。職員及びアルバイト等で記録したが、若干のミスがあるものと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。
「年金記録問題に関する調査について」の裏面に記載されている
・オンライン上の記録で基礎年金番号に未統合の記録がある
・厚生年金・船員保険の旧台帳の中に収録されていない記録がある
等、地方庁にいた者にとって、その事実など知るすべもありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

組織の中で、時間がかかっても責任をもって解決する以外ないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、事業主から提出される取得届は、氏名、生年月日、給与額のみであり、本人の氏名、生年月日等戸籍、住民票との突合がなされたことはありません。
また、年金記録が本人の職人の申告によって決定される勤め先をてんてんと変える方など、当会と共に記憶が薄えて正確な申告が出来ない等、制度上の問題があると思われます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在は、基礎年金番号が附与されており、未統合の記録を解消する体制が構築されることにより解決につながると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大切な記録であると認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録は業務課でしっかりと管理されていると理解しておりました。（社会保険庁業務課）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申請方式を変えなければならない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

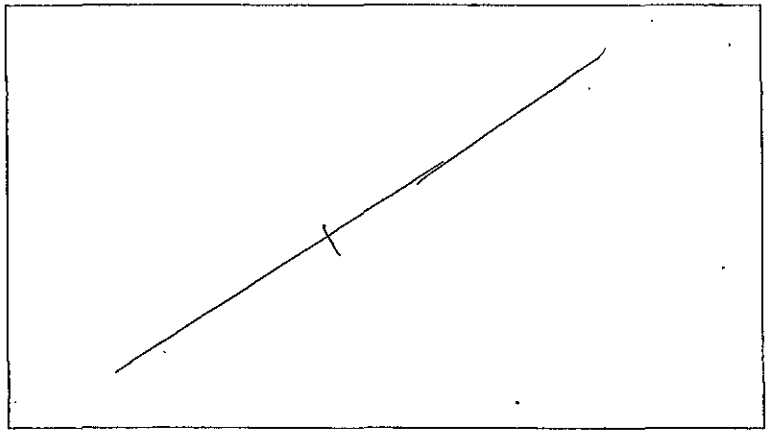

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

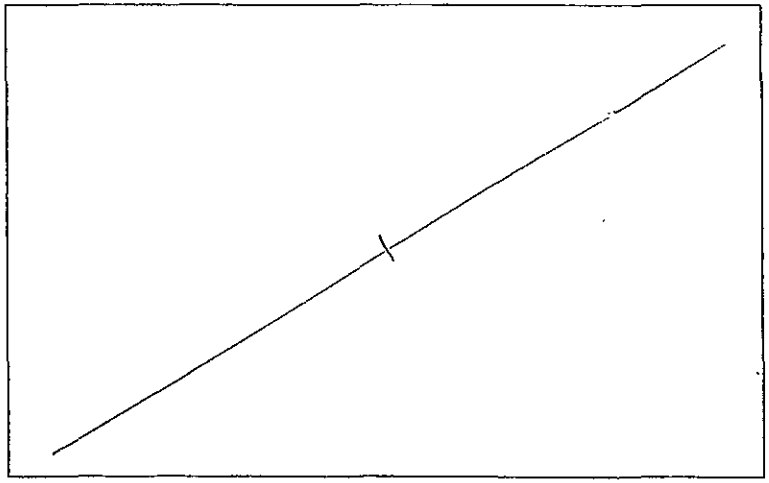

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(1) 組合管掌の事業所で健康保険のみ健保組合に届出、厚生年金保険の資格取得届を提出しなかた事例がある。

(2) また、国民健康保険組合加入の建設業の事業所で厚生年金保険に未加入の者が多くな在した。

(当初建設業は強制適用でなかったためか)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の記録事務の度重なる変更に起因して生じる記録もれが~~生じ~~た多数あると思われる。昭和17年以降現在に至る67年間の記録方法と時期、期間を特定し記録漏れの時期、期間の多寡と漏れの多い事業所の業態に応じた対策が必要では。

組合管掌の事業所の期間の漏れは健康保険組合の記録を参照することも一つの方法ではと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 厚生年金の被保険者番号が重複して二人によい出されていること。
2. 制度発足以降被保険者名簿は保管されているがこれの整理保管方法の定めがなく年金試定に支障があったこと。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 記号番号の重複よい出の誤りを発見するのは相当年月が経過したものなので内部の事務処理は行ないよい出簿にその旨を記載したこと。該当する被保険者に可能な限ぎり被保険者証(年金手帳)の交換を事業所を通じ行ったこと。直接喪失した方のは通知できず問題が残り残念に思います。
2. 事業所別被保険者名簿は、補修し事業別別に一括して表示して編綴し保管した。これにより記録の確認調べが改善されたと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題として考えたこともない。 日々正確に記録していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長期間の本人の記録を管理する大切なものである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h.)その他(事務局) 上席地方社会保険監察官 (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に記録の突合するしかない。
しかし、今まで認められなかった記録を復活するには、それだけの具体的な裏付けが必要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような大きな問題になるとは思ってませんでした。
社保マキコの未納問題が報道された時。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員に２重、３重のチェックをするように伝達しました。
紙台帳の時、払出し名簿のお戻を担当者まかせにしていた。
再度チェックすれば良かったのだが、その当時、人数が不足していて、できなかった面もある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後報等機関により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

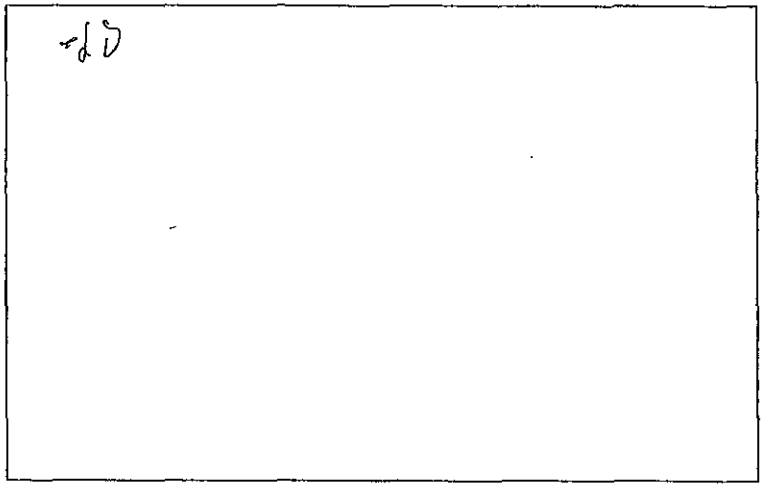

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

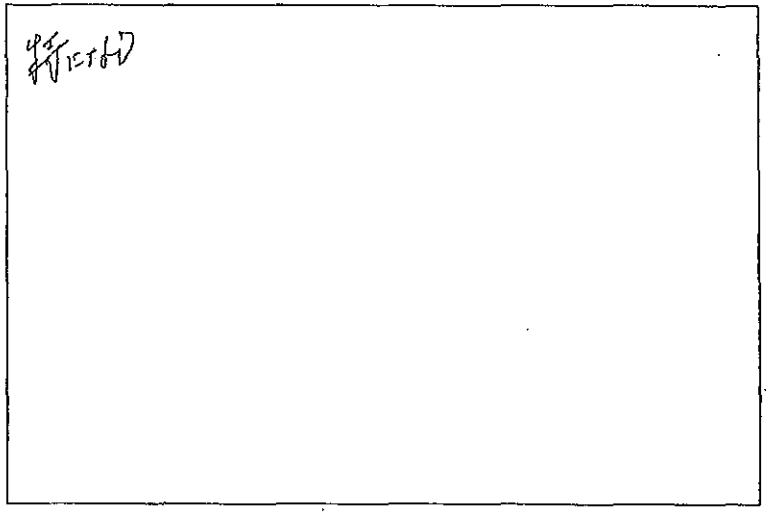

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

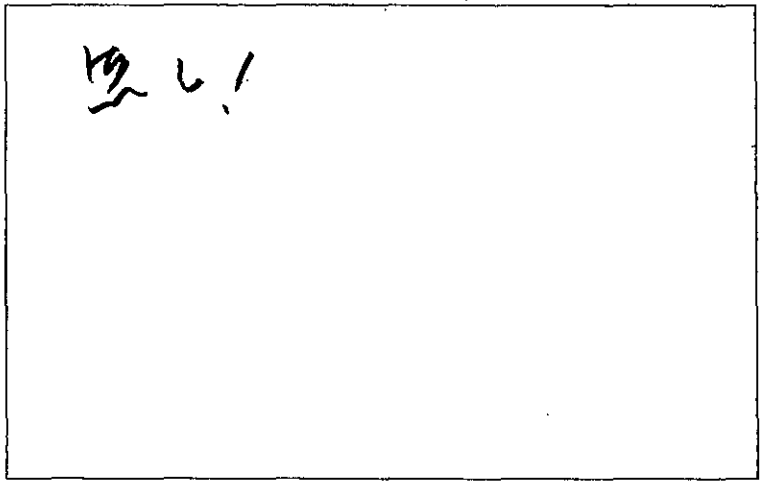

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

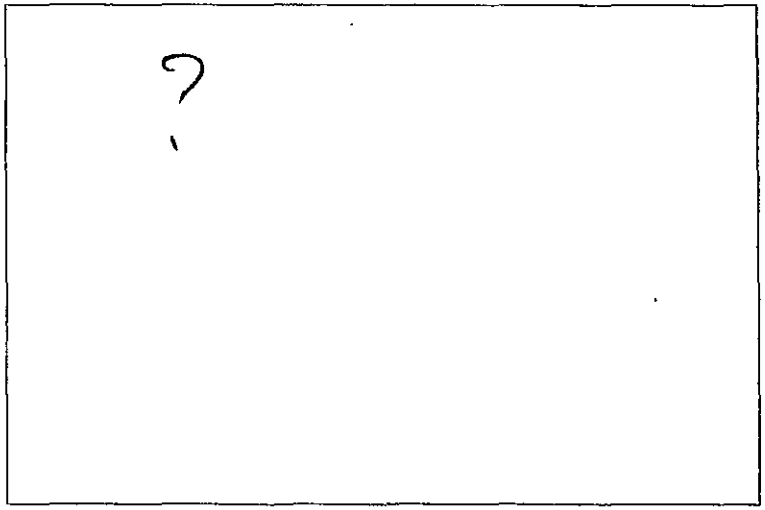

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞報道等で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長い年月がたち、完全突合には困難が予想されるが、方策としては①ねんきん特別便の送付に対し、申請が出てこない方や住所不明で本人に届かなかったり、未解決の部分が多く残っている程なので、これらの人達には、住所確認による再発送や今後も数回に亘っての郵送による提出促進、又電話や戸別訪問の実施などで未統合の解消へ向けて努められたいこと。
②社会保険庁の新システム(マイクロフィルム内容の電子データー化等)による突合で目指し、ミスの修正を図られたいこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は当面の事務処理に追われており、今日のような大量の年金記録漏れ等については聞き及んでいなかった。只一人の人が年金手帳を複数冊持参している存在は聞いており、そのままだと別人扱いとなる恐れがあるとの心配はありました。
小生退職後の平成９年に基礎年金番号が導入され、その際に加入者一人につき一つの番号に統合するよう呼びかけられたが、未回答者が多く、統合しきれなかった事実は承知していた。
又、平成18年末から平成19年の始めにかけて新聞報道等により本人や企業の届出ミスや市町村、社保庁の事務処理の誤り等で大量のミスがあることを知り、事の重大さに気付いたところです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 年金記録統合の対応については、将来年金請求の際に、請求者本人の年金記録を確認し、統合を行えば問題の多くは解決されるものと思っていた。
② 反省点は、昔は国民全体が年金を老後の重要な資金があるとの自覚が足りず、転職や転居等で複数の年金手帳を持参していても何ら疑問を感じず、又市町村、企業も年金手帳受付に当って重く考えずに処理されていたし、市町村、企業の年金担当者の事務処理の誤りや社保職員の入力ミス等、年金を受けるのは将来のことだという先入観があったこと等が、このような問題を現在までに残した要因ではなかったのか。
従って、もう少しきめ細かな事務処理と年金従事者全体が持っておくべきであったという反省と、国民全体に対しもっと年金制度自体についての理解を深めていく施策が必要であったのではないかと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知している事項はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

予算的問題もあると思いますが、できるだけ多くの職員を動員して処理にあたることと、経験ある有識者の協力を得て早期に解決したいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私たち現場で働く者には基礎年金番号の未統合記録が5000件も滞留していることなど全く知りませんでした。
かつて、社会保険庁業務課から年金記録の事故リストが送付され、平常業務の忙しい中で旧被保険者名簿及び被保険者台帳と照合、事業主等への照会等により整合できる記録に補正して再送信いたしました。
平常業務では勿論、事業主から届出された記録をもとに担当者が被保険者台帳を作成し、係長→課長の複数チェックを経て決裁いたしました。が中には判のある字やゴム印の滲み等でオンライン入力できないもの、読み違い等で事故リストとして戻ってきました。
補正して再送信した事故リストは適正にオンライン処理されただろうか。毎月、全国312事務所から送信される取得・喪失の膨大な件数を処理しながら事故リスト処理が出来るスタッフが配置されていただろうか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在は社会保険事務所の端末機から入・出力できるため事故チェックは可能と思います。但し、出力できたデーターと入力原議との複数人チェックが必要であり事故防止になるものと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞等のニュースで知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不明

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存せず

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

予算との兼わあいか？だが

- 業務センター保管のカセット、大正、昭和生れは全てオプションにする。
- 徹底した名寄（払出簿、名簿、原票）
- 事業所の適用年月日、名称、住所変更、全喪年月日のWMへの入力、適用拡大の歴史経過WMへ標示
- 不要記録（失権、重複）等の削除、もしくは別保管
- 市町村、労務士、社保のBの協力で該当者の検索、面談、（家庭訪問）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金裁定時、申請者の職歴で解決できると考えていた。
- この度のニュースで知った。
  昭和40年代 事故リストの処理にたずさわっていた経験から
  多少は発生すると思っていたが 5,000万件とは驚きました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 55才前後の年金で記録を照合、確認するよう徹底する。
- 請求時の相談で職歴の空白期間を本人質問することに時間をかける。
- 期間照会については、本人の職種、企業の規模、下請、孫請か等 〃

◎反省点

- 厚生省 社保庁 5年に1度の財政再計算では負担と給付のことばかりで記録の管理について予算を考えたことがあっただろうか？
- 社保庁、事務所とも予算、店規模、人員配置等で健保優先で、年金を重視していなかったと思います。また記録管理は担当課まかせでもあった思います。
- 原票のマイクロ化、WMへのカナ入力、良かれとやったことですが、これも事故を拡大した要因と思います。
- 箱物の福祉施設建設にエネルギーを使いすぎました。年金記録の被保険者への周知をにもっと力を入れるべきでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な年金記録が幾時代もの経過の中で生じた誤りですから、これを解決するためには、人の配置と時間が必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

職員として採用されたときから、戦前からの年金記録を見てきました。年金記録は、紙の台帳で管理していました。

その頃のコンピューターは大きな部屋にやっと収まる大きさで、まだ普及していたとは程遠い状況でしたから、紙の台帳での記録保管に違和感はありませんでした。

社会保険庁はどこよりも早く、コンピューターでの記録保管に着手したと思いますが、まだ機能レベルが低い初期のコンピューターでしたから、漢字登録などにおいて不完全なものであったと思います。

また、人的ミスについては言い訳できませんが、人の配置は不足していたと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

大きく３制度に分かれていた年金制度を、基礎年金で統合することになりました。

その時加入していた或いは受給していた制度の番号を基礎年金番号とし、その後、基礎年金番号に他の年金加入記録を統合するとしていました。

しかし、この年金加入記録の統合作業は、膨大な量であるので、年金を支給する時までに統合されればとの認識であったと思われます。

また、我が国の社会構造が変化する中、年金制度の維持を図るため、基礎年金制度の創設を急がざるを得なかったことも背景にあると思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

誠意をもって引き継ぎ続き統合作業に行っていく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一般的な事務処理のミスはある程度はあると思っていました
新聞・テレビ等で5000万件の記録が未統合であると知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

もっと以前から年金特別便などで毎年確認しておけば良かったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別にナシ

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は退職後。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で敏感に記録作業に対し、アルバイトの存在があまりにも大きすぎたのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日常業務の処理に加え記録統合整理を行うことは、時間的に困難と感じていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

住所不明者や未回答者については年金請求時に職歴等も確認のうえ統合すれば良いと考えていた。
国民年金保険と厚生年金保険とは別の制度であり統合する必要があったのか。
住所もフリガナ(氏名)も届け出ていない(確認)のに統合できるのか疑問を感じていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課 (国民年金課) e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

分りません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

分りません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分りません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金保険料~~(厚生年金保険)~~の未納者に対する納付書の送付で、納付している旨の本人からの申出があり記録訂正が二部あった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳への記録は読合せをして記録の正確を期すことが必要と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30数年前、年金の記録等を機械化するためコンピュータの導入が始まった(手作業から機械化)各社会保険事務所の狭隘を理由に改築工事が一斉に始まった。当時会計係長であった職制のため2年間で各事務所の新築、改築が完了した

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の事務処理は分らないのでコメントができない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁業務課から事故リストが毎月何百枚(件)も郵送され、被保険者の記録等の誤りを整理するのに毎月残業しながら処理してきたが、全部完全に処理はできず、再返しいさせたものもある。
これは、事業主から届出された資格得喪届、各種の訂正届等色々な書類をもとに記録されたものである

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

横浜南社保業務課に配置された時、厚生年金の払出索引票（紙台帳の払出票、小さな紙カード）が何百万枚も散乱していたのを帳票に一枚一枚記号番号、生年月日、資格得喪の記録を２年～３年がかりで整理整頓、完成し、事務の簡素化を計った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

紙になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

電算化される以前のものについては、未統合記録があることから、本人申立により記入しては如何。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

TV、新聞報道

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

電算化される以前のものについては、年金記録があることから、本人申立により認めては如何。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h.)その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳の記録の入力にも札があることは知っていた。
年金請求時に、本人の申出に基づき、記録を調査し、整備するという方法をとっていたと認識している。
原票での記録管理での進達、事故以外の調査、算定での入力後の再チェック等を行い、間違のないようにしており、少なくとも、記録の不備等の問題を発生させていないと思っている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時の突合により是正されるものだと思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (j)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・厚生労働省からのマスメディアへの広報ではなく、社会保険庁と地方庁の現場の維持状況を把握したマスメディアへの広報の実施。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・国民年金事務が平成11年4月に事務見直しとなった以降に表面化したと認識している。
・年金記録問題が、政争の具となってはいたことから、二重行政との批判がなされ、体制整備などの具体的な議論がされていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・体制整備がなされていないため、年金相談窓口の充実を図るため、実務研修を実施したが、改善には至らなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・これまでに年金業務に経験のある者で、年金制度に精通した職員を多数雇用して対応すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・時期は限定できませんが、年金制度があまりにも複雑化して時が経過することにより事故・ミスが発生しやすい環境となったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・できるだけ事故・ミスが発生しないように、心掛け職場にも注意を促した。

・もう少し制度を簡単にすることにより、ミスは少なくなると思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

むし返す気はありませんが、国民年金、納付記録の補正命令が出された、[redacted]については、納得できません。

「ない」記録を出すのは無理だと思います。行政が持ち得るデータすべてから判断して記録の整合性は十分にあったものと思いますが残念です。

個人情報のためデータにもとづく話し合はできませんでしたが、[redacted]を取り上げた記者からの照会時に説明した際にも、記者は[redacted]の勘違の可能性が高いことを認めたうえで、マスコミとして話題性を重視するので本人の意見のみを掲載するとされてしまいました。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題は「納付記録の誤り」から年金運営全体に広がって来た様に思いますが現在、行なっている本人への年金加入記録の通知による方法の徹底しかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の被保険者記録の脱漏については、制度設計時からの問題ではないかと思います。脱漏という形である記録の多くは年金番号の複数払出しによるもので基礎年金番号の導入により改善が図られるものと思っていました。
また、国民年金付記録の脱漏は、市町村収納 → 市町村内での記録作成 → 社会保険事務所での台帳転記 → テープによる記録送達と同一人の記録を何度も繰返し行なう過程で発生が原因と考えており、国民年金の保険料収納システム自体の問題があったと思います。
（オンラインシステム前の問題で、システム後は別の問題があると思います。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金説明会・講習会で、面倒でも被保険者自身による年金加入記録、納付記録の確認を行なうことを訴えておりました。
厚生年金の報酬記録のでたらめと言われていることについては、職員の法令遵守の徹底をより行なうべきだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在実施している方策がベターだと思うが、期間がかかり過ぎる。
毎年発送する「ねんきん定期便」を活用して、現在も補正しているが、この処理を迅速にする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、私達は事故リストの回答、年金記録の進達等きちんと対応していた。
また、裁定請求時に重複取消届も併せて提出され、一括訂正されるなどのケースも数多くあった。
被保険者自身、前の職歴を知られたくない、実年令を修正して就職等さまざまな理由にもよるが、裁定時に一括して統合されることなので年金記録は問題としての認識などなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成9年1月1日付けて、基礎年金番号を付番した時に、あらゆる媒体を使って、基礎年金番号に統合するように広報活動をすべきだったのではないかと思う。(当時以上に広報)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今の方策でいい

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社保・事業所・被保険者の３者の適正な対処が必要。
適用業務を担当した頃。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

書類の審査・調査業務の中で気づいた点は業業所に対し指導してきた。
オンライン化、基礎番導入時に今回のような対応が出来るよう ヒトもカネが投入できれば良かったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

そろそろランティングを模索するころかと思われますが、第三者委員会が一段落した時点あたりが適宜と考えます。

年金制度は国民の生活設計に対し、最重要事題であることから、将来的にも安定した年金制度を構築し、国民に安心を与えることが必要と考える。その際、決して政争の具にせず、国民的コンセンスを得るためのプロセスが必要であり、そのことにより国民の国に対する信頼が得られればと思う。

付随的には極端に高い高齢者の貯蓄率が下がり生活へも安心感を得られるのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

存在することを知ったのは，平成19年春です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・本方の指示に基づいて対応しました。

・昭和52年の採用ですが，当時を振り返ってみるに。

1. 年金手番が国年，厚年それぞれ各人1本にもかかわらず何本も持っている方が実際に存在していた。原因と考えられるのは，再就職のとき前職を知られたくないとか，年令制限がある場合など生年月日を偽ったりしたためと主に思われるが，防止する手立ては当時はなかった。国民総番号制とか，あるいは平成9年導入の基礎番が昭和20年の初期に導入されていたらこの様な事態は防げたかと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されていること以外は承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政府全体で解決に向け真剣に取り組む必要があると考えます。
例えば、各省庁から支援のための職員を出し、十分な予算措置を講じて真摯に対処すべきであり、早期に短期間で解決を図る方法を取ると同じ誤ちを繰返す可能性がないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「基礎年金番号に統合されていない年金記録を1件でも多く統合するよう努めていました。
問題点を認識したときは、先送りすることなく速やかに対処することが重要だと考えます。」

(質問４)の回答

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問３)の回答

被保険者の皆様の老後の生活設計に大きな影響を及ぼす問題だと考えていました。
未統合記録が多いことは基礎年金番号制度導入時に知りました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

有らゆる手段で記録の整備を図ってもらいたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識していませんでした。
新聞報道、マスコミ等により、問題の存在を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

解決に向け精一杯の努力をしたつもりです。
現時点では記録保存処理等がどの様にされていたのか判らないので、反省点は申し上げられません。
一刻も早く解決される事を望んでいます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

真摯に受けとめ前向きに取組んでいかなければならない問題と認識していた。
一般的には年金記録問題が報道等で表面化した頃
内部的には基礎年金番号導入の頃
オンライン化した経過や制度毎に複数の番号を持っていたこと等当問題に至る伏線也原因があった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時を同じくして民間から就任された村瀬社会保険庁長官のもと組織改革、業務及び システム改革、意識改革に前向きに取組んできた。その結果他省庁に比し当該改革はかなり進んだと感じている。
元職員として社会保険庁の責任について指摘を受けた点を謙虚かつ真摯に受けとめなければならない。
国年法等作成した当初の法律は素晴らしいものであったにも拘らず その後の法改正が政争の具に利用される等他に類をみない複雑な法律にしてしまい、一般人どころか職員すら難解になってしまったこと。
又、被保険者自身、企業、社会保険事務所、地方自治体、社会保険業務センター、本庁並びに厚生労働省、議員全てに責任があることも付加えておきたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不適性な処理等における処分については当然のこととして受けとめなければならない

しかしながら、すでに処分を受けた者にさらに科過分な措置を科したことや、過剰なメディアからの職員批判はモチベーションやテンションを下げるだけで逆効果であり、システムの再講築が最優先されるべきと考える。

職員の育成をしてこなかったつけが現在の結果となって現われている。

現在の社会保険は民間から採用された所長がすぐに辞めたり、メンタルにかかっている職員が増えたり、年金に精通している者が次々と退職したり、職員を本事にしてこなかった結果であり、古巣の現状をみると残念でならないが、残った職員には心からエールを送りたい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えが思いつきません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

何とかしなければいけない問題と認識していました。
存在を知ったのは平成18年10月頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の相談に来られた方について、誠心誠意相談にのり調査対応してまいりました。
相談、調査件数が膨大になりすぎて、職員の数では逐次(じ)に対応できなくなっていた。批判を受けるかもしれないが、調査する順番を何段階に分けた方がよかったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録統合を早急に完了すべきと思います。(カセットの状態で多数の記録が残っており WM での確認ができなかった 等)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の統合不備により受給者に不利益が生じる.

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

空白期間について、請求者等本人からの聞き取りにより、年金加入期間を確認していた。
年金手帳記号番号の重複払出がかなり多く存在していたため、被保険者一人一番号の徹底が不十分だったと思われます.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に知りません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録については、大変時間を要する作業であるが、国家プロジェクトとして「ねんきん特別便」等で幅広く周知し、本人からの申し出で対応するのがベストだと思うが、記録が正確でない、など、改ざんの疑いがあるものについては、政治的判断での対応が必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年春頃.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の指示でそう対応しました.

過去を振り返るとデータの管理に今コストをかける必要があったと思う.

また.全国の社保の莫大なデータ社保庁一極管理のため小回りの利かないシステムだったと思う.

ブロック毎に業務センターを設置し管理するシステムであれば.少なくとも基礎番号導入後の年金記録は大幅に減少したと思う.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人員の増員

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の統合には、多くの時間と労力(人員)を要すると思った。

平成18年の新聞報道があった頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・通常業務、記録整備業務と増大する業務の全所的な取組みを考えたが、できなかった。

・記録整備業務への取組の職員への説明不足

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識

1. 年金記録の不備
   1-1 管理していた記録の喪失 (紙台帳、マイクロ、コンピュータデータの管理およびそのデータ移行時)
   1-2 記録の入力不備により発生
   1-3 被保険者の申請により発生
2. 記録の改ざん
   2-1 収納率向上のための改ざん
   2-2 事業者の事績不振に伴う保険料低減のため事業主と社保庁との暗黙の合意

時期 テレビ等で話題となった時期

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応策

1. 被保険者の申立てを良く聞くこと
2. 記録を紙台帳、マイクロ、事業主への問合せ等を行って捜し出すことの試行
3. 紙台帳の電子データ化

反省点

1. 社保庁、旧厚生省、市町村、被保険者とその原因は多岐にわたっており、報道にあるような単純な問題ではないため調査に手間どった。またデータが廃棄されており調査不能な場合があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 一率な方策で対応できるとは考えていない。

2. 現行法および旧法 更に暫定手段等仕組が複雑化しており、理解しにくい、理解を向上するための方策をとることが大事。

3. 担当事業所だけの課題ではなく全体の問題として解決にあたる必要がある。
(地域、庁/局/事務所をこえた取組み)

4. 現行のWM、ホストを含めたシステムの改善が必要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 在籍当時は国民年金の未納者対策が課題とされていましたので、年金記録にこのような問題があるとは認識していませんでした。
- 今般の年金記録問題については、マスコミ報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 在籍当時に年金記録に限定して特段の対応をしたという記憶はありませんが、今般の報道後に二度、庁舎で年金特別便の仕分け作業等の手伝いをさせて頂きました。
- 予算上の問題でしょうが、電算化や基礎年金番号導入等に要する人も時間も足りなかったように思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

有りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に対策は持合せておりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職中は、年金記録は業務センターへの厳正な進達（途中からキンライによる進達）であり、ある程度の誤謬はおこて来るとは思いましたが、事故リストによる補正で処理可能と考えておりました。

現在云われているような、大きな記録の不備があると知ったのは退職后であり、驚愕の一事であります。

当時はこの問題は地方庁には伝わっておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今から思えば、記録カンリは密室のカンリであったと考えざるを得ず、早い時期に被保険者に通知（記録）して、被保険者の側からも検証させるシステムをとっておくべきだったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期限付き職員を増員して早期に処理する
持論のもとで現場を支援して来たし
今後も支援していくつもりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

入社以来公務員として、被保険者台帳の管理や記録の進達にあたっては細心をくだいて業務に当って来ました。
上司(故人)からもペンがかすれたり、ボールペンが薄すかったりして判読が難しい進達記録は厳しく注意されました。
今日このような事態が発生するとは想像もしておりませんでした。誠に残念です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者台帳(記録)を手書きし、上司の確認(決裁)を得て業務センターに進達したもので通常では記録が間違ってる想定はできません。
むしろ、進達した手書きの記録を機械入力した時の確認作業は充分であったのか！
また、その作業に当る職員の確保が充分されていたのか検証して頂きたいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社保を退職し数年が経過しており、当時からの日本年金機構の組織及び業務内容の詳細が不明なため解決への方策は分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に年金関係の仕事に従事したのは、昭和54年頃の1年間だけでした。当時の主な業務は、厚生年金被保険者の資格関係でしたが、特に厚生年金記録に関しての問題意識はありませんでした。

一昨年以降、マスコミが記録問題を報道しその存在を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一昨年及び昨年、社会保険事務局からの依頼により、微力でありますが、現職の方々の業務の手助けになればと考え、社会保険事務所等へ休日に行き、記録補正等の業務の補助をおこないました。

標準報酬月額は、被保険者が数十年間保険料を支払い、老後生活の基礎となる年金額を決定する重要な事項であるという認識が不足していたと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間はかかるが一件づつ処理する以外にはないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし、
退職後

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題は出ていなかった。
地方庁は法令規定どおりの事務を行なっていたと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録問題としての認識はなかった。被保険者が
複数の年金手帳を取得し、紛失等により被保険者自身が
記録を忘れたり、不明記録を作ってしまったと考えていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・加入期間調査で最大限発見に努めてきた。
・早期からオンライン検索を発展させ、良いシステムを
作っていれば良かったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この様なアンケートに要する時間を省き、人員を増員し現状を一刻も早く対処すべきだと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務所が管理している被保険者原票の中間記録の進達、業務センターからの照会事故リストへの回答 オンラインシステム移行時の旧台帳移管等により記録が(100%ではないと思うが)整理されていると思っていた。

新聞等での報道されてから
オンライン上の未統合、旧台帳等の未収録件数のスケールはおどろいている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人からの資格記録の照会、年金裁定請求時等に可能な限り適正な記録を精査してきた

問題点
・本人の事業主との届出の誤り(故意によるもの)
・事業主の本人確認が不可能な届出様式
・事業主、被保険者等の年金制度に対する認識のひくさ(現在はちがう)
・行政の記載・入力誤り等チェックの甘さ
・膨大な事務量に対し人員が少なくない。
(アンバランスな定員配分)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いあたる点はありません.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録は、オンライン化や基礎年金番号への一元化された時に基本的には、統合すべきであったと思う。５０００万件もの「宙に浮いた」記録があとは予想もしていなかった。

○個人データ作成において、氏名へのフリガナを付すことが、制度発足時からすべきではなかったのか。

○年金相談時、年金手帳や被保険者証を複数持っている方があり、個別的には整理をしてきたが、もっと早く対応すべきではなかったかと今では思う。

○社会保険庁は、年金業務時、記録整理をはかるという方針であったとされているので、業務時の記録整理は大丈夫だと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○事務処理の迅速化、効率化、データ管理等からオンライン化されたと思うが、もっと早くやるべきだったと思う。またオンライン化をしても、事務処理するのは、職員であり、大都市部に集中した事務量に対する人員配置が十分であったのかを思っている。

○５０００万件問題が発生した時、社会保険庁の記録整備方針を十分理解しえたのでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題は、長期間に渡る記録を管理する側と確認をする側の双方に原因があることが理解されていないと考えます。
又、記録管理の仕組みも大きな原因(制度が未来永劫と現在では仕組みも大きく変化している)であるが、国民への誤謬等もその原因の一つであると考えます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民が年金制度に関心(問題意識)を持つ為、現在、年金制度の記録管理の仕組みについても、具体的な周知・啓蒙を教育現場、地域社会、事業主、被保険者に対し、継続的に実施する。又、双方にミス・誤謬があることを前提とした記録管理対応が必要と考えます。
又は人生一定制度は周知・啓蒙の大きな効果のある学生と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の整備については、従来から、社会保険庁（社会保険事務所）においても、争訟リスト整備として行われていたが、自身も昭和○○年代に争訟リスト件数が膨大で記録整備が追いつかない状況があり、大変重要な業務と感じておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、争訟リストの整備を早急に仕上げようと職員全員で対応する等努力しておりました。

又、権限を持ってでも詳細な整備が出来れば、年金記録の整備が進捗できたと考えます。

又、社保庁本庁との整合性の整備もその一環と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　・　(退職者)
所属	・　本　庁　・　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間はかかると思いますが、人海戦術で一つづつ解決していく方法しかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 在籍中は認識していませんでした。
- ３年前頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法令想定どおりの事務を行っていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h)その他(事務局) 医療管理官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

説明にあった事象以外には、知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人、物、金の集中投下以外には、無いと思います。
具体的には、
1. OB職員、社会保険労務士の協力を得て、市町村においても窓口を設置するなどの窓口強化
2. 全ての紙台帳のデータベース化

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録は、財源と厚年年金制度の両輪だと思う。
・大臣が国会で取り上げ事によるマスコミ報道で知り。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・反省点。
(1) コンピュータの導入スピードが自民党系の職員組合の抵抗により遅れたこと。

(2) 長官をはじめ、社会保険庁幹部の組合と接触に注意を欠けたこと。

(3) 年金記録が検証される事は無かったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h) その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」といわれても漠然としていて答えようがありませんが、仮に年金記録の整備という点では、時間がかかろうとも職員による人海戦術でも対応しかないと思いますので、時間がかかる旨を国民に訴え、理解を求めることだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に、「年金記録問題」が地方庁まで問題提起された記憶はありません。また、自分自身も問題意識を持っていませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別な対応は考えませんでした。
反省点等として現時点で考えてみると、「年金」の記録管理、裁定が庁として最重点課題であることの位置付けと認識が徹底していなかったかも知れません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

のぞき見が話題になった時認識しました。また、年金記録は大変大事なものであることを改めて認識しております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多くは、電子処理システムが導入される以前の手作業による記録管理が原因と考えられますので、現在実施されているマンパワーによる記録の統合作業を集中的に行う方策で良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

転出先々での番号取得などで、被保険者番号を複数所有している方が見受けられたが、年金裁定請求時に統合することにより問題はないと考えていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年々、増加して行く記録に対応するために、人員の配置、予算の確保が適正に行なわれていたか、又、関係省庁との連携が充分なものであったか、考えさせられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e.)事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務センター及び計画課に在籍している時に、年金記録に関するシステム設計に多少がかわっていたので、このような年金記録問題が生じるであろうことの問題意識はなかった。
また、昭和46年～47年頃に、「三制度（厚年・船保・国年）の年金番号の一元化（5月末の「基礎年金番号の払出」）を社会保険庁として打ち出したが、「プライバシーを守る国民会議（?）」の反対で、実現されなかったことが、今回の年金記録問題の一因にもなっていると認識している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成9年1月に基礎年金番号払出後の、PR方法等が不足していたのではないかと思います。
具体的には、生後年番の調査~~方法~~を、年次を区切って順次照会する方法をとることで実施していたが、今回の「ねんきん特別便方式」により照会する方法を実施していた方が良かったのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題について、承知している問題はありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度発足当時の年金記録は、手作業で行われ、政管健保適用事業所の資格得喪届、報酬諸届は健保年金の併用でありました、当時は被保険者にとって健保の被保険証の取得が最優先で年金はこの次でした、また療養の給付期間の関係から前職歴を隠す意図から年金は取りあえず新規取得として届けてしまう例が多く見られた、また保険料負担を軽くするため、資格取得時期、報酬月額の調整などもあり、調査官による事業所調査では是正、指導に腐心していたところでした。

事業主届の決定事項を被保険者が確認するというシステムは保険者、事業主、被保険者の三者間に問題点が内在し、その是正は時効制度の運用により担保されるものでした。

消えた年金の問題は、膨大な時間と費用をかけ、記録を洗い出しても、解決には、なお程遠いと思います。いわば制度上の問題点欠陥として捉えるか、運営上の問題として捉えるかで解決法が異ってくる問題だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所における事故リストの処理を通じ、第一線の事務処理には最善を尽くすべき考えていました。

[redacted]ただし消えた年金を意識認識していたことはありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問2の回答をみていただきたいと思います。
社会保険事務所では、国の示した方針で最善を尽くしていました。第一線の実情を制度改善に反映できなかったことが反省点です。

ご協力、ありがとうございました。

No.

年金記録問題に関する調査について

1、「ご回答いただけない方については、氏名を公表させていただく場合がありますので、ご承知おきください」とあるが、

① 不承知である、誠に不礼である。

② その理由と法的根拠を示すこと。

2、この様なことは、社会保険庁幹部（特に当時の幹部）の責任で解明し解決すべきである。

3、私は、社会保険庁の指示、指導に従い誠実に職務に勤めてきた。それなのにフフオの者に、この様な質問をされるとは誠に異感である。

※ 今更、この様な質問をされる社会保険庁の真意を疑う。

平成21年12月18日

[redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一流企業(会社)で入社後2～3ヶ月の仮.試用期間にて、年金に加入させないケースがあった。

会社の担当者が女性退職者(相当長い期間)に年金の脱退手当金を請求して会社からの退職金(結婚祝金)にて本人の自覚がないまま悪心.無期間となった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事実として、今から対処方法がない。
空期間として訴えても年金額その加算は、無理と考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業主の届出に基づき 定時・随時決定を行い 年毎記録に加算されているとの認識。

事業主が作意的に偽った届出をして来ても保険者として調査しきれなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主も被保険者も保険料を掛ける立場のときは、保険料は少なく、あるいは掛けないで済めばと考え。
年金を請求する項になって あの時は掛けていたと思う。もっと高い報酬であったと主張しても、だめ。
当時の事業主と話合ったら 真実が解明される。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミの報道以外の問題は思いつかない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

消えた年金何十万件等と国民の不安を掻き立てているからには被保険者の全記録台帳を早急に調査確認する以外ない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は適正に処理されているものと思っていた。
ただし、本人申し立ての職歴と被保険者期間の不整合の問題は調査官の事業所調査時に取得年月日及び報酬月額の不正等は事業主の故意の不正な届出をしたものが多くあった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不正な届出を発見したときは、調査時に訂正届を提出させた。
毎年全事業所を調査していれば不正な届出は防げたものと思われるが当時は職員も不足で手がまわらなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e.)事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません
年金記録問題については、マスコミ報道で初めて知りました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点でこの問題を解決するには、あまりにも膨大すぎる量であるので、一気の処理には無理があり、請求が近い者から順次処理すべきではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題が存在することは、マスコミ報道で初めて知りました。

特にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

短期間での問題整理には無理が生じるので
現在の年金受給者と近々60才に到達する者を先に整理
し、以降年令等に応じて段階的に記録の補正を
した方が良いかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があったことを知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

9

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点を現認した人が、一件一件誠実に対応することを思料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が大きすぎるので具体策は見当たらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適用事業所の調査を通じて、事業主が被保険者の資格取得を拒否する事例が多く、将来の年金受給について影響があることを説得するのに苦労したことがあります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

説得を重ねることによって、資格取得させることのみでありました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h)その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録に、このような大問題があったとは全く知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に未統合の記録 5,000万件の処理　厚生年金の旧台帳 1,400万件及び船員保険旧台帳 46万件のコンピューター収録を早急に実施すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金記録にこのような大問題があるとは全く知りませんでした。

○ 前厚生労働大臣が国民に発表されてからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 対応はしていません。

○「反省点」は、思い浮かびません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たることは、ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている訴訟について、迅速に処理することだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付の根幹にかかわる重要なものと考えていました。

新聞で報道された時点からです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題になる前に対策を講ずるできだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで0を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)　区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)　所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)　最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今でも続いている政権争いの取引にされたこと、年金の業務を執行するための必要な予算措置がなかったこと、年金に関する業務量があまりにも急激に増加しその対応について行けなかったこと等。
地方庁にいた私には事実関係は知るすべもありませんでした。
今になって、過去の個々の問題点を取り上げてもあまり意味のないことと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いま何をしなければいけないのか、また何をして欲しいのか現場の職員が一番分かっています。
現場の問題は現場で解決しないと管理能力がないと上司から評価が下されているため問題を根深いところに追いやっています。
現場の職員が下から上に意見を具申したいときに上層部に確実に伝わる方策を作る必要があります。
伝わったら、上層部でその具申された意見を咀嚼し整理する管理チームが構築されることです。
肥大化された組織の中で、全責任をもって結論を出せる体制が作れるかが問題の解決につながると思います。
例として、各地方の首長は個人からの手紙をだすよう以前から奨励し業務の改善に努めています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)　あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業主からの届出は、本人の氏名等を戸籍や住民票と照合されてくることはほとんどありません。
年金手帳等が本人に手渡されない事がかなりあります。
年金給付の請求は、本人の申し立てシステムによっています。
これらは、理論上では、やむをえない選択肢一つです。
問題は、本人の記憶する能力が高齢者になっても健全だということが前提になっています。
多くの人のなかには、老化現象や交通事故などの後遺症等により記憶力が衰える人がいて正確な申し立てができない状況にあることが現実です。

(質問4)　質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、国民総背番号制度の導入、報酬や被保険者の把握は国税の確定申告を考えました。
問題は、徴兵制に利用される。
年金の積立金が増えると戦費の調達につながる。
雇い主に個人の職歴が知られることにより職業選択の自由が奪われる。など、野党が主張していたと聞いている。
いまの風潮として、何でも情報公開ということで年金に関する事項まで、安易なシステムで、いつでも、何処でもというのは如何なものだろうか。
年寄りが犯罪に巻き込まれる予防のためにも何か工夫が必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○大変難かしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 認識していません
- 退職後報道等です
- 大変な問題だと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 社会保険事務所で手伝いをさせていただきましたが、対応をOBでできる限りする必要も必要かと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じあげません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正しく整理することが望ましいと思いますが、その方法は思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は、このような問題があることは認識していませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、問題認識がなかったこと、現時点で考えた場合、当時の記録管理、処理は、正~~しかった~~と思います。
適

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている記録の確認作業については、新聞情報でしか承知していないので、詳細は解りません。
長い間の大量の記録に対する確認作業には莫大な費用と人員と時間がかかると思います。
年金受給者である私にも記録の確認通知を受け回答しましたが、同様に現存の被保険者に対する記録の確認をすることも必要ではないでしょうか。
残ったものの程んどの記録は死亡者のものとみなしても良いのではないでしょうか。
今後の事務処理で一番大事なことは記録の統合でアンマッチのものは、直ちに調査を行ない早期解決を図るべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

神奈川県国民年金課に在職中年金記録のオンライン化の問題がありました。
正確な記録を社会保険庁へ送達することに努める準備をしていたと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳はオンライン化の完了するまでは破棄すべきではないと考え、マイクロフィルムに収録し保存する為で社会保険庁へ1,000万円の予算要求を行うように検討した記憶はありますが、その後のことは退職しましたので分かりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者資格の取得・喪失は、本人又は事業主の届出主義であり、性善説のもとに制度設計されている。
事業主が故意に届出を怠っている事例や（会計検査院の事業所検査でも明らかである)、本人の生年月日不正申告等によって何枚もの番号が振り出されていたり、脱退手当金を退職金代わりに支払っている事業主も多い。
戦前、戦後の時期にあっては、一般的に年金への関心が低く、保険料が「天引き」されていたため、自分が年金に加入していることを認識していない場合が多い。
社会保険庁としては、年金受給年令に達した時点で、職歴、事業所名、事業所所在地を手がかりに記録の統合をはかってきたが、本人の記憶があいまいのため、全部整理しきれない事例も生じたであろう。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、政府がとっている種々の対策が精一杯のところであろう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、１００年以上の期間、保管する必要がある。戦前・戦後の旧台帳、被保険者名簿によるペーパー保管によって、本人の知らない軍需工場の記録が見つかったという事例も聞く。
電計処理への切り替え時点では、コンピュータ発達の初期の段階であり、カナ入力など、問題が多かったことは事実である。これを補正する必要性は誰でも考えていたところであるが、当時の情勢（年金制度への世間一般の感心度、予算措置の問題）から先送りされ、その解決策としては、年金受給年令に達したときに本人の職歴申告等によって名寄せを行うことで処理されてきた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在の年金制度は、改正のたびに経過措置が設けられ、複雑すぎる。これが、プログラム開発にも多くの負担と経費が必要となっている。また、記録の管理にも問題が生じる。
年金制度の改革にあたっては、制度の単純化も必要であろう。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録管理事務(業務)に、直接携わった経験が無いため、無し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金裁定業務に携わった経験(昭和×2年頃)から、
—(業務センターで、本庁裁定業務が開始された頃)—
「職場を転々とした方の年金記録は、本人申請による職歴……に依る」しかなかったのが実情です。
このため、本人記録の統合には、今実施されている「年金特別便」によることが、最も良い方法と思っています。
—年金制度における「本人の申請主義」が、根底にあったため—

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○その当時は、記録消滅問題については、余り問題になっていなかったと思っておりました。
ただ、「質問2」に記載しましたとおり「氏名、生年月日が違っている方が多く存在しているのではないか」については、昭和60年代には認識していたと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・時に対応は考えていなかったが、基礎年金番号に統一されることによって、他数(複数)の手帳番号を持っていた者にかかる記録については統合されるものと思っていたので5千万件の未統合が出たことは予想外であった。
・反省点としては"1人につき年金手帳は一つ"という広報が不足していたこと、及び、事業主に対する指導が行き届いていなかったため、と考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 社員を採用した時点で社会保険事務所に届けず、数ヶ月後に取得届を社会保険事務所に届ける事業主が居る(取得年月日が相違)
- 生年月日を偽り就職していた者が居る

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 企業が社員を採用する際は、必ず戸籍を確認し、氏名、生年月日が相違すること(企業側の事務量が増えるが)のないよう届出させること
- 企業が社員を採用する際は、過去の取得を確認し、手帳が交付されている者か否かを確かめさせること

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e.)事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録を早急に統合する.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・承知していなかった。
・問題が存在したのは問題提起があってから。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e) 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

神奈川県は、急激な人口増等により、業務量増による適正配置が困難であったため、償金職員の比率が高く、チェック体制も十分とはいえなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 記くさん特別便の徹底により解決を図る。
② 市町村、事業所等の協力を得られないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録業務は制度の基盤であり、その重要性を認識し、体制整備に努力したが、特に昭和40年代後半からの急激な業務量増に苦慮した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

定員増が期待できない中で、非常勤職員の確保に努力したが、必要かつ十分な研修が不足した点及びチェック体制が完全でなかった点を反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 遡及全喪・遡及喪失・月額訂正等、長期滞納額を減少させるべく、事業主との合意を前提条件として実施して来たのは巷間批判された事実以外特段ない。

2. 但し聞いた話として地方庁から移管された業務名簿又は進達された資格喪失原票を当時の高井戸庁舎では、大量のアルバイト、キーパンチャーを採用し、紙テープやカードを作成した際、パンチミスや機械操作ミスで完全に複製されなかったこと。又、当時の業務課と地方庁で取り交わされていた「輸送カバン」を運送業者が紛失、その後の厳しい調査でも再発見に至らなかったと聞く、人や果でもあったと思われ、記録不明の一因にも該当する。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 明らかに年金記録が有ったと思われる方で、確認できるデーターや資料がない場合は、第三者委員会がその部分に関してのみ認めてやらないと、この問題は永久に解決されないと申告者は訴え続けると思うし、そのことで社保庁の信頼も一向に回復されない。
但し、事業主が故意に加入しなかった事例や、社内でも特定者しか加入させなかった事例も数多くあるのも事実なので、偽装申告だけは断固として排除してもらわないと元職員としてはやりきれない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 当時の社保庁業務課から、定期的に送られて来た「事故リスト」は莫大な量であり、少しでも処理を滞留すると平常業務に大きな支障を期たすことから、毎朝、平常業務に就く前の小1時間を日課として「事故リスト」の処理に当っていた記憶がよみがえる。
この処理が必らずや記録の補正や期間の通算に役立つものと信じて一生涙命業務処理に励んだ積りだし、今日の様な記録問題など予想もしていなかった。
かような問題の存在はメディアが騒ぎ出してからだ。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 近隣の社保で、記録の補正業務を手伝ったり、地元町内会の役員会で町民へ弁明、謝罪したり、行政（県事務局）から取り寄せたパンフで、元同僚と年金説明会や参考資料の配付を行なった。
席上町内会長からは、「国民の大切な年金について有難たい話をしてもらった」と感謝されたときは、この問題の罪滅ぼしの一端でも担えたのかな、とも思っている昨今だ。
2. 手番の重複取消し、資格関係の変更・訂正面は、加入者の無知が100%、行政（国）として厳格な処分や徹底的なPR不足が多数の未面を招いている。
又、マスコミを言いなりにさせた国にも問題を誇大化させた要因がある。
真実については「言い訳」とさわれても弁明すべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「サラ金」からお金をだまし取るためか、架空会社を設立し新規適用を受け、架空従業員の取得届を提出された例。
(サラ金業者から照会があり現地調査をしたところ、すでに該当事業所がなかったため1～2ケ月で全喪扱い又は新適取り消しをした記憶あり)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 上記の問題については、今となっては事業所記録・事業主記録等が不明となっていると思う事から解決出来ないのではないかと思う。

② 今後も上記のような事例が考えられる事から、新規適用の際には、適用後にでも実地調査を実施する必要がある。

③ 資格記録問題の解決には、現在実施している窓口装置だけに頼らず、経験豊かな O・B をもっと活用し、お互い情報交換をしながら、又該当者とも連絡を取り合いながら、人の手によって旧名簿を再度徹底的に探すべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務センターからの年金裁定時の資格記録照会（４６年）・資格記録事故リスト処理をしていた時代から問題認識はもっていた。
日常業務に又事故リストの報告期限に追われ、私自身現在では調査不能と回答したものをもう少し突っ込んだ調査をしていればと反省しているところである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①職員の定員不足
事故リスト処理の問題は、該当者と連絡を取りながら解決しなければ完璧な調査が出来ないにも係わらず、当県で云えば膨大な日常業務の中で充分な人員配置がされていなかった事が最大の原因と思っている。
そのため、度々定員増の申し入れをしたが満足な定員増は得られず、又当時は労働強化にも繋がる事から、強化ができなかった。
②事業所の指導不足
日常業務の中では、最低年１回は事業所指導（講習会）、又全事業所を数年サイクルで個別指導を実施したが、充分な指導内容ではなかったのでは？と反省している。
③年金制度に対する広報不足
広報は度々実施してきたが、被保険者等の年金制度に対する認識の問題もあったと思うが行政の自己満足的な広報であったのでは？と反省をしている。
④研修内容の必要性
年金制度に関する研修は毎年実施してきたが、今回の年金記録問題を踏まえると資格記録問題も含め実施し、これ等に精通した指導者・職員を育てる必要性があったと反省をしている。(今後も同じ)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[illegible]

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に旧台帳の調査を、「カナ文字にあてはまる漢字から逆調査」

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手書きで台帳に記載した時点で間違い様に注意深く申記した…現に記録等収録されていないなんて考えられない。

取得届用紙には被保険者氏名以上「カナフリ」もなく、一般的な呼び名で~~台帳~~(音訓も考えず)記載したので間違いは生じたかも知れない。

平成以降 新聞~~報~~報道で「のぞき」等の記載があった時どうか、明確に記憶していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は正確に記載していたが、いま過去を確認すれば「カナフリ」~~「[illegible]」~~らんが必要だったのかな。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 毎月「事故リスト」を処理していました。その中で、同一記号番号でありながら全く別人であったり、生年月日・男女の違いの記録が相当ありました。資格取得届の受付は「厚年被保険者証」と窓口確認をしていながらどうしてなんだと思いました。転記誤りや、高井戸業務センター(以下「高井戸」と言う。)の入力誤りが原因かと思いますが、我々は最大限の努力で調査・回答しました。　今頃になって、未処理・不突合があるなど理解できません。

② 神奈川県はオンライン切替を先行グループとして実施に協力しました。
一例ですが、氏名のふりがなで「長田」はオサダ・ナガタ・チョウダとも読めます。名にあっても同一漢字でも何通りの読み方があります。名についても薫・操・博美・和美…の氏名では男・女の区分でも判断に悩んだものです。

③ 資格喪失するにあたっても、被保険者の定年退職・円満退職・自己都合退職・会社都合(リストラ)等があります。しかし、中には会社で不正・無断欠勤などし雲隠れする者、年休を取って他社で働いている者(二箇所勤務で厚年資格取得)、そのため、退職時に厚年被保険者証を返してもらえなかった者や厚年手番を一人で複数枚持っている者がいます。 なかには会社の採用年齢が30歳未満とか、45歳以上などの条件に合わせるため、生年月日の違う手帳を何枚も持ていました。(もちろん一番号に統一するように注意を促しましたが)

④ 政管は健保と厚年が一対であるため、資格取得届の提出がややもすれば健保証が必要になって提出し、即日健保証交付を要求する事業所があり、その際「厚年手帳」の同時添付が無く、どうしても「新番交付」せざるを得ない事情がありました。重複取り消しを指導していますが、漏れは相当数あるものと推測できます。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現存者記録であれば、照会・追跡も可能であるが、喪失者記録にあっては……解決難しい
年金事務は「過去を知っていることが」→最も大事なこと→解決の糸口・早道
過去に年金事務に携わったベテランに最大限のご協力をお願いすること
素人がいくらやっても、正しく結びつくか疑問…　　時間と経費をどれだけ有効に使うか
期限ばかり決めても、果たして出来るかどうなのか。 中身の知らない人の言うことだ

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正確に永年保存すべきと理解していました。
① 初期は紙台帳でした。数年に一回切替・切替を繰り返し、後にカード式になり進達しました。
② 被保険者記録は高井戸に進達したので、完璧に記録保存されたと思っていました。
③国民年金記録については、機関委任事務であったことにより、市町村事務においても多くの問題点があった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 在籍時、厚年施行30年～40年と経過し、年配者が退職し、若い職員や、人事異動で担当になった者が年金相談にあたり「事業所」がどこに在るのか、あったのか、更には名称変更、所在地変更（管轄社保変更）等の古いことが判らず苦労していました。そこで県内の「事業所変遷簿」を作成、県下事務所に設置、相談の正確・スピード化を図り、担当から喜ばれた。 その後「一括適用」の承認が始まり、また悩みの種が増えた。
② 先に述べたように手帳の重複所持があり基礎番号になったが、まだ不十分
「社会保障カード」などで、年金・医療・介護・福祉 などの把握のため複合的なものを考えるべきだ。
医療にあっても、無保険を防ぎかつ資格確認の出来るような機能を付加したものとすべきだ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職 主　幹	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

―

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録整備を適確に行うことが制度のの中で最も重要なことである認識はもっていました。在籍中の昭和50年代では年金記録が年々増大し、機械が24時間稼働でも追い付かないような状況を知り、将来大きな問題が生じるのではないかという認識ももっていました。

ただし、年金番号未統合などの膨大な件数、数字については近年の報道関係により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号未統合記録などはおおむね年金の裁定時に整備されるので年金裁定に大きな支障をきたすことがなかったため、情況説明や意見交換にとどまりました。

反省点としては、年金記録事務が届出主義に依存していた点です。すべての年金記録を適確処理するためには個別の経歴等を追及チェックする必要があります。例えば市町村窓口に年金機構の窓口を併設し、個別のチェックができる方式などが考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早急に台帳を整備すること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職してから知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新設期の就業ですので、市民に対する広報に重点をおき、記録の整備に問題があるとは考えておりませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知していない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私が考える以上庁は考えているように思われます。
チェック体制の確立を考えるべきと考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は年金制度の根幹をなすものと認識している

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

後日文で回答

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金番号払出時に氏名、生年月日、事業所記号を記載せずに、厚年番号のみ払出し厚年記書を交付していた経緯がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入者への年金記録のみの照会でなく現存事業所に対して照会を実施する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン終了時膨大な事故リスト調査特将来問題になると認識していた.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン切替時の業務量の多大さに加え平常業務に追われ対処しきれなかった.
庁としても事故調査専門セクター等を設置し、徹底的に対処すべきだった.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	地方庁 神奈川県
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

判りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故発生の防止は、すべての事業所と、被保険者自身の、資格関係届の重要性認識を~~[illegible]~~させることが重要であるが、今日のように、国民の年金依存の意識が高くなかった、当時では、小企業など、事務手続きはおろか、年金に対する認識そのものが、理解されないのが現状だった、このような状況でPR指導等、この徹底は極めて困難であり、誤りの発生の根本的原因であると思う。

本庁で本格的な機械化が始まり、事故リストにより、資格の誤り不明等の、本庁と地方庁の間で調査が始まり、その誤りの修正に職員は努力した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、年金問題は、有識者によって、20年後25年後の高齢化社会到来の、年金の重要性は説かれており、私も充分認識し資格問題に職員にも常に指導してきた。

適用範囲が5人未満に拡大したことは、事故拡大につながったのでは、と思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が問題となったことはありません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金については、加入等の届出を事業主が行うため、被保険者本人はその内容を知らない場合がある。事業主は届書の控(確認通知書)を必ず被保険者本人に提示、交付することになっているが、十分でない場合がある。その為や、加入月が報酬月額が事業主の都合により決められ、事実と異なる場合が生ずる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金定期便が始められたが、時間差があるので、手数はかかるが、確認通知書を直接被保険者本人に交付する方法が考えられないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（~~している~~）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金給付業務に多大の影響を与えると認識していた。
しかし、具体的に未統合の件数を知り得たのは、新聞やテレビの報道による。
その件数の多さに驚いているところである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

通常の業務の中で、年金番号重複整理、事業所からの届出、適正処理を重点的に行ってきた。
しかし、重複整理は台帳、照合、関係各所との照会等、手間と時間と根気の要る仕事で、件数の多さもあって、思うように進捗しなかった。
また、事業所からの届出についても実地調査等により適正化に努めたが、報酬照会の過少届出、資格取得の未届、資格取得年月日の相違などが数多く見受けられ、その処理に追われた。
重複整理等の業務については、特別に整理期間を設けて全庁あげて集中的に行うべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記すべき事項はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン化の実務経験がありませんので全く思い当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

信頼を失ったことは、非常に残念です。
この問題を知ったのは、テレビ、新聞で報道されてからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早急に解決することを望むだけです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) C (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業所名称、被保険者台帳時代以後のマイクロフィルム化、オンライン化の時期にかけては直接担当する機会がなく最近の報道に驚いている状況です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在とられている方法が時間も要しますが、止むを得ないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度創設から現在までには時代の推移と業務態勢の変化があり、在職時には日々の業務を正確に処理することに専念していたので、このような問題が発生するとは考えていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現実に問題として認識したような経験がなかったが、職員の職務に対する意識と正確な業務処理がなされていなかったということと事業所、被保険者側の認識も現在とは相違していたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている以外は特に無いが、昔は年金を若くして入社したりすれば偽名で資格取得していた者もいた。
戦前・戦後の混乱期には厚生年金証番号の払出にも事故があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ベテラン職員の時間をかけた地道な調査以外は考えられない。
(「いろは」を知らなかったり、漢字を読めない職員には困難。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の給付が始って以来請求者の年金記録を探し出すことが裁定にも、相談に対しても主要な業務で困難なことが多々あった。
戦前・戦後の混乱期の記録の調査や、駐留軍関係など雇用経過や対象を探し出す経験等が求められた。適用対象の歴史的変化やすなわち、制度の歴史的・構造的要因が原因と思うが、記録の統合の変化の大事業の時に、徹底した国民への協力依頼の広報、予算・人員等が不充分であったと思われる。
退職後のことではあるが、基礎年番制度が取りいれられた時に前歴調査が充分に行われてなかったのではないか。特に人口急増地域事務所などの職員定数の格差などで一時的・一元的な事務処理には大量の臨時職員（アルバイト）に作業を依頼する等では事故発生を皆無にすることは不可能。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の調査にはオンライン化の完成が量良と考えていた。
記録の統合には職員だけでなく外注や臨時職員が対応している部分も多く、どのような事故が発生していたかは社会保険庁幹部が把握していたはずである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般の方々に、
真摯に懸命に頑張ってきた多くの公務に携わる
職員の方々の支えがあったからこそ、この国際的にも
優れた社会保険がある事をもっともっと知ら
せてほしいと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

公務を支える善良な多くの方々の誇りを傷つけない
ような方策をとっていただきたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

学業を終え、会社に就職し、その現場で、働く方々を見て、社会保障の大切さを痛感し、社長はじめ社員の方々の激励を受けて社会保険の仕事につきました。
それ以来継続的に業務を行ってきました。
業務に誇りをもっていました。
問題が存在することを知ったのは、退職してからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全ての公務がそうだと思いますが、
日本の優れた年金を多くの善意ある公務員の方々が支えてきた事は、間違いありません。
その時代、時代の能力の中で、今あるものを大切にして、そして先へ進むよう努力しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題意識はもっていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　◯退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記すべき事項はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後2年を経過していますのでオンラインの経験はありませんが記録の不安となる基となるものの保存を大切にすべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は未だオンライン化されてなく、年金記録は名簿、台帳に記録され、一定の時期に社保庁業務課に進達する時代でした。
当時、進達された記録から、庁から事故リストとして訂正依頼が多数あり、年金記録の重要性を認識しました。（昭和40年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、記録の一元化を計るため、庁も社会保険事務所も膨大な記録を短期間に処理するため、相当な労力を注入したと思います。
今はオンライン化されているのでミスは軽減されていると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金の記録については、支給されるのがあまりにも先であるため、行政側も記録に対する重要性が薄れていた。
勿論、被保険者や事業主も期間の重要さを認識していた者が少ないと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金については、自分が勤務していたという申出されに事業所の証明でよいのではないか。
国民年金の場合は制度そのものに問題と発足時の混乱等があるので国民健康保険の被保険者であることを確認がとれればよいのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題になるとは想像もしていなかった。
社会保険庁から事故リストの紹介が3カ月おきに
3,000件から5,000件あったと思われる。この調査
業務は職員はノータッチで事務所課長対応して
いたが将来このような問題が発生するとは思わなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リストの調査は組合交渉で職員には
やらせないことだったと思う。
臨時的業務等は全て組合交渉で決まり
職員は自から手を出すことは出来ない。
何事も組合交渉で決まり（昇給、研修、職員
配置換え、転勤）全てが順番で処遇されて
いて、
このような結果、職員の意識の向上が低下し
職場の大切さを失われた。
勿論幹部職員の大きな責任である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在の年金額裁定システムは、昭和61年基礎年金制度導入後の年金額裁定システムと聞いております。基礎年金制度導入以前の裁定については、手計算で処理していると承知しております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各年金制度に関係なく簡単な裁定システムを作成すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

20才以上の全国民に基礎年金番号を付与して、各年度金制度の加入期間を統一出来ると認識しておりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を付与した時点で、5才以上の者に年金受給額の確認をするよう周知する広報を積極的に実施することでした。

未統合の記録が最後の一人まで統合出来ることは不可能と認識しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別には思い当りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不確実な記憶の中では誠に恐縮でありますが
具体的な問題意識として思い起こされます。
また、年金記録問題の深刻な事態を知ったのはこの数年のことと思っております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りえない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策に苦慮。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過疎にしていたので、年金記録問題が発生することすら認識していなり、この問題は最近の報道等で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合、制度のPR不足。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳との突合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適性に処理されていたと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳を再度調査する。(非常勤職員等を雇用して)

コンピューターの突合
(再度行う)

同姓同名　読み方の違いにかがある者

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題については退職後、報道関係等にて知る。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1 貼帳をコンピュータに入力時点でチェックをしなかった事が尾を引いている

逆及喪失等は保険料の滞納により生じた事が原因と考えられる。それは収納の成績を求めた為であると考えられる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去に手作業で行っておりなかその当時の最善をつくしてきたと思いますが、システム自体の問題があったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者への年金説明会等で加入記録への関心をもっと持っていただくべきかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている、加入記録の確認通知の方法を徹底するしかないと思います

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまでのマスコミ等で報道されている以外の具体的事例については印象に残れるようなことも、記憶していることも無い。

(質問2)

年金記録の問題が、これほど大きなこととなった原因には、いろいろの要因があったと思われるが、ここに至る最大の原因は、いわゆる高度成長時代に伴ない被保険者数の急速な増加が必要と思われるが、各質調査は是非実施すべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問２のところで触れたところでもあるが、オンライン作業実施期の前後の時期において相当量の事故リストが本庁業務課から送達され、この確認作業の結果は、完全照合できない事案がかなりの件数あったと聞いていたので、これは早急に点検補正のための例えばプロジェクトチームのようなものを立ち上げが必要ではないか、漠然とではあるが感じてはいた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私自身としての対応とは、と問れたとき、具体的に行動したものはなかったと云はざるを得ない。
また、所長就任前の県係長、社保課長在任中を通し年金記録問題に関する認識は極めて低かった。
反省点を挙げろとの問に対しては、次の点と考えている。
私自身を含め、職員全体の資質、能力は、完全とは云えなかった。職員の資質向上のための研修や訓練にも足らざるところはあった。
社会保険庁(地方庁を含め)は組織運営に障害があったのではないか。
例えば、社会保険一家といわれるように行政組織である前に、仲間の集団、あるいは仲よしクラブのような一面が組織運営のコア部分となっていたのではないか。
つまりは、いわゆる「組織の論理」による組織の自転が始まるということで、これでは組織のガバナンスは有効に作動しないことになると思われる。
他にも反省点は多々あろうが、主な点~~のみ~~と思われる点だけを摘記した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一時ワラ金地獄といわれた時代、債权者からの追及を回ひする為、偽名を使い就職していたと言う話をよく耳にしました。
また、会社に就職する際、本人が生年月日を間違えて申告している例も多くあると思います
(会社で採用時にすべて謄本等で確認しているか不明)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便によって、本人からの申し出により記録をつなげる。~~(勿勿論~~きちんと精査したうえで。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

自分が在籍していた頃、年金記録問題が現在の大問題になるとは全く認識していませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社から提出される取得届に基づいて、記録が登録されるので、採用時における氏名、生年月日の確認を行政から会社に指導したらと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金請求時において年金記録の確認を徹底に行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録問題が発生するとは思っていなかった。
・3年程前

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・決められたことが決められたとおり実施されていなかったこと。
・業務処理状況の把握と処理結果の点検が万全でなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎番に未統合の記録が多かった。
平成1年以降

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相談窓口等で255(?)基礎番への統合に機会あるごとに努めた。

雇用主側に年金制度に対する理解が薄かったと思われます。特に中小企業

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

10年前にがんの手術を受け その時の後遺症のため記憶がハッキリしないため。もおしあけありませんが、ご照会の件の記憶が出て来ません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申し立と事業所名称等を精査し本人に有利になるよう処理。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の支給に当り、本人の加入期間に応じて年金を支給。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

調定取消（数ヶ月分）が簡単に出来ないようにする（調定事務と収納【滞納処分】事務が同じ事務所で処理出来ないようにする。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございませんが中には勤務先の事業所では保険料の折半負担を免れる為に資格取得月日を遅らせる所があり調査の調査により是正させていたこともありました。特に小企業が多くありました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者から勤務事業所の所在場所を聞いて社保調査官による調査で確認の上、確定期間を決定する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金資格期間を確定する資料として重要な仕事と在職中から確信していました。このような問題が発生しないよう事業所担当者には講習会等も随時実施していました。このような問題が存在することは全く知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

調査官、担当課長とより具体的に問題認識の確保と指導をすればよかったと思いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に申しあげることはありません。
以下、質問事項同じ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) ○ (社会保険事務所) ○ i. 事務所長 [redacted] j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁で実施しているコンピューター処理を強化して行く方策以外は考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍中には、社会保険事務所ではコンピューターシステムの設置は未だされてなく、被保険者原票、給付金(年金)請求書を社会保険庁へ送達するだけの事務と記憶してあります。[redacted]
また、年金記録問題の存在を知ったのは退職後の報道によってであります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特記事項はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

強制適用事業所に勤務していたパートタイマーで厚年の被保険者になるべき者で本人の理由(保険料を給料より差引かれると手取り収入が減少する、又主人の被扶養者から除外されることにより所得税が増加する)により厚年未加入者が多数いると思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記のような者が、社会保険事務所の調査な結果を不服とし、申し出た場合な人の証拠もなくその申し出を認めてしまうということを聞いていますが、絶対やめて欲しいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後の生活の柱であり年金記録は重要であると認識していました。
年金記録問題が発生したのは退職後でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問１に含む

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

庶務会計の業務が長いので、問題の認識は、なかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すでに職を離れ２０年以上経過しており、質問の内容については、回答は無理です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者、　退職者
所属	本　庁、　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

各種所に採用の際年令制限が有った事

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 中小企業に於ては履歴書・住民票を徴しない事業所が多く有った 又その時の時勢で採用に年令制限が有り若く見せる為 年令詐称や「J」「I」を付ける女子が多かった事。

2. 事故リストの未解決分が有った事を懸念してました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

講習会新適説明会等の折一所懸命掛けても他人扱いにする事を強調したが不充分であったと思料いたします。
事業所で採用に際しては履歴書と戸籍等の確認を義務付ける事が肝要と思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません　(「現在だされている「旧台帳との照合」等の方針」の他には)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題という認識はありませんでした。

知ったのは退職後です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識がありませんでしたので、対応していませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかっても1つ1つ解決して行くしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚年加入の際 生年月日をひっかり 加入している者が存在しているのは 問題であると認識していた.

昭和61年頃から

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入者が年金請求する際 解決されるものと考えていた.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

③

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一つ申しては、市町村の窓口を利用するのが一般化している。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点における市区町村の取扱状況では口座の変更は出来ない。口座を変えた別々を作り、職の保険料当数を行えばよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	~~現職者~~　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中、このような案件は全く聞いていない。
退職後はメディアを通じ知るようになった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の全容を正確に把握していないので答えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中([redacted]) 本件のような問題はなく，聞いたことも見たこともなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前項回答と同じ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

様にない。なが、ばく大な量を手作業でしなければならなかったこと、現在のような電算処理ができなかったこと。
国民年金の納付については、国民年金印紙をはった手帳の一片を切り取って社会保険事務所に進達し、事務所では、切り取った一片にもとづき台帳の記録の消込みをしていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施されている年金定期便を、又は、年金特別便を引き続き継続することであると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金不在被保険者について、
転出先が不明ということで、相手方から台帳移管要求がないと、事務所では、不在被保険者として処理し、別保険していた。こうした被保険者は、手帳番号が不明のため転入先で、新たに、手帳番号を払出する。
厚生年金被保険者の本社、支社、営業所毎の資格取得、喪失であったこと、現在のような本社一括適用でなかったため。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在は、基本台帳法により、住民異動届には、国民年金の記号番号を記入するようになり、被保険者の転出入の漏れがなくなった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1．脱退手当金の支給記録について
脱退手当金支払いのため、遠隔地の者に国庫金送金通知書を送達したが、請求者が受領しないまま一年を経過したため社会保険事務所が歳入納付処理をしたが、脱退手当金の支給決定取り消し処理がされてなかったため、脱退手当金が、請求者に支払ってないのにもかかわらず、記録上支払済となっている。（件数は不明）
2．旧台帳の記録について
役職、職場によっては、他の社会保険事務所で適用していた者がある。（旧台帳で確認）
3．戦災名簿の記録（３１０９→通称「まろ神」）
戦災にあった消失名簿は戦後、適用事業所の資料により在職中の者は復元したが、退職している者は、復元できなかった。（旧台帳に記録がある）→先祖より厄収
4．旧名簿（連名式）のなかに、理由は不明だが厚生年金の記号番号がなく、健康保険のみ加入している記録がある。（戦時中のこと。消えた年金の一因。）
5．戦時中工場疎開をしたため他の都道府県で記録管理されている例がある。
6．女性の生年月日が不確実で、統合できないケースが多くある。
7．再取得にもかかわらず前歴を知られたくないため、厚生年金保険被保険者証を事業主に提出せず新規取得となった者の記録統合に事故が多くみられた。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1．社会保険庁で管理している被保険者旧台帳のマイクロフイルムと社会保険事務所のマイクロフイルム（生年月日索引簿等）を全国組織で名寄せする必要がある。
2．上記により統合できなかった者の企記録を社会保険事務所に通知。
3．今後、資格取得届に戸籍謄本等の提出を義務づける。
4．年金手帳の書式を改善して職歴を印字。
5．上記戸籍謄本の記録管理を徹底する。
6．未取得者の追跡調査並びに記録管理を徹底する。
7．既裁定者の給付対象資格記録と、未取録の旧台帳（1430万件）との突合。
8．事業主に対し、事務担当者が交替した場合は、講習会を周期的に開催

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１．昭和３６年に奉職した当時
年金記録の認識は、健康保険の記録事務と同時進行であったため特に意識しなかった。
２．昭和５９年頃年金記録のオンライン化に伴い、事故リストが２回にわけて大量に送付され、統合されていない年金記録の多さにびっくりし、将来、大変なことになると思った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

１．公務員個人としての対応のしかたには、限度があります、事故リストの調査に連日残業で対応した記憶があります。
２．質問③の事故リストを処理した結果、どうしても調査できない年金記録は「調査不能」として社会保険庁へ返送しましたが、「調査不能」のデータを社会保険庁が、どう処理したかは記憶にありません。いずれにしても年金記録の統合処理を、重大な懸案事項であるとの認識に欠け、予算等の理由に本庁、保険課、国民年金課、社会保険事務所の取り組みに甘さがあったと反省せざるを得ません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入期間が長い者は判明していると思いますが、短い者の中には既に死亡している者が相当いると思われますので、国民年金の未納者の中で長い者の現存か死亡かを確認し、年金と突合することが、ある程度判るかと思います。
(知人で63才で死亡した者がいて、加入期間が短いため、受給することができなかった。このため年金番号を数個もっていたが、突合することなく死亡してしまった。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は永年に渡り加入していたかということでありますが、昔は、現在の機械化をされておらず、私が会計を担当していた昭和30年当時は予算も少なく厳しい環境で、1ヶ月当り1人につけペン先を5本という状況で、台帳は手書で記入されておりました。
昭和45年に年金専門官として、窓口で申請の受付をしていましたが、この中で特に多かったのは、女性の氏名の相違。例えば、本名は「キミ」なのに「キミ子」と子をつけてしまう。又、生年月日についても2～3才若く届出していたりすることが相当あった。(事業所からの届出主義のため)
また、男性については、職場といくつも変えていて、その都度、新しい年金番号を取得している(新しい番号の証書を持っていない)にもかかわらず加入していた事業所の名称、所在地、期間が判らないなども多数あった。(下へ続く)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題は、今日までの時代の流れの中で変化、改善されてきたところですが、余りにも長い期間のことであり、先にも延べていますが、被保険者・事業所、並びに行政の感心も薄かった等の原因が大きいと思います。
現在のような機械化が前から行なわれていれば、少しは防げたかと思います。
(これは時代の流れかと思います。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金について、保険料の納めされ等による未納者に過年度保険料として特例納付(附則/条、附則/条等)の納付書を送付したが、二人分は納められないということで、夫のみ納付したケースが随分あったと記憶している。今回の救済措置では夫婦片方の納付があれば認めるとの報道があった。
申出のみで認めでは不公平にならないか。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに厚生労働省より迅速に年金問題を解決する救済方針が公表されたのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインは制度発足当時から導入されていた訳でなく、それまでは手作業で事務処理もされており、導入後に以前分もすべてオンライン上に入力しておくことはベターであったと思うが、経費、人材面等でも相当厳しい状況であったと思う。
年金記録については、年金請求時に記録補正するという本来の考え方ではなかった為。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号に統合される前は、厚生年金、国民年金は別々の番号で管理しており、事業所を転々した場合にも厚生年金番号は継続するという認識が事業所の担当者に希薄であり、また、本人も前職の経歴を隠したいという思惑もあった。これらをもっと積極的に周知しておけば、一人で幾つもの番号を取得するなどの解消でき、記録が複雑にならなかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ご質問に沿った記事であるか？
①被保険者名簿から被保険者台帳へ転記し、作成した台帳は読み合わせ等することなく完結。これが後の庁業務課からの事故リスト照会につながったのではないだろうか。
②資格取得届の厚生年金加入の有無欄「無」の記入が多くみられた。今日考えるに年金制度に全く理解と関心が会社、担当者また本人自身も全く~~欄~~が無かったのではないだろうか。そのことは年金番号の重複払出しになり一人で異なる被保険者証を持つことになり記録漏れの発端になっているのではないだろうか。
③会社に採用され試用期間(3 ヶ月)として加入させない適用事業が見受けられた。そこで厚年記録と本人の記憶とのずれ三ヶ月が生じる。
④病院は強制適用事業所でなく任意包括であったと記憶している。従って健保のみ加入、当時の病院勤務者はそのようなことは知らず当然厚生年金にも加入していたと考えるのが普通であり、記録洩れに絡んでくるのではないだろうか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

~~ありません~~、上記に記述した内容の解決方法と理解しますが、30年以上在籍しており解決方法わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

合併移管後、庁当務課から多かれ少なかれ処理
過程においての問題点、「事故リスト」としての照会
当然と思うが、記録の改ざん等、TV、新聞等
で騒ぎはじめた最近のこと。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の改ざん等、何を考えているのか、回答のはうがない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

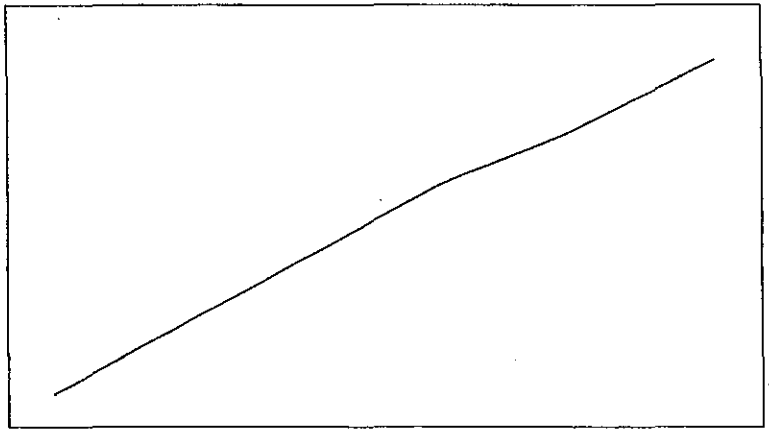

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

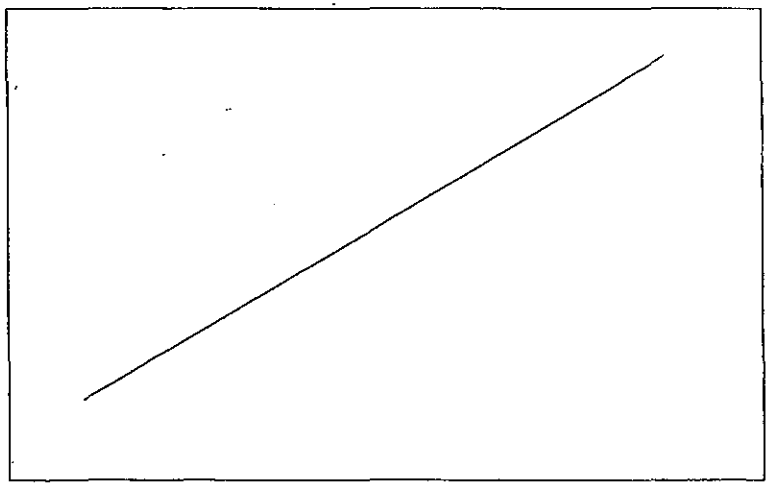

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録について更に詳細に点検する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

給付裁定の折りに十分対応できると
承知していた。

この問題の存在については報道される
ようになってから知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個々の届出書類の点検を更に厳重に
チェックすべきではなかったのか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記するものはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

残された一千万件超の記録は、積年にわたり放置されたと思われるものであり、人と金と時間を注ぎ込んで取り組む以外に方策はないと思われる。
それでも果たして全件数の照合が可能なのかわからないが、やるしかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、被保険者の権利義務に直接関係するものであり、また実務上制度の基盤をなすものである。事務処理は単純なものであるが安易な取扱いのないよう心して処理にあたることが大切である。

いわゆる年金記録問題の存在について、在籍時には承知していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記について徹底を図ってきたが、結果として重要性の認識が不足していたと思われる。

さらに、併せて事務処理の精度の向上に努める必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている「ねんきん特別便　年金記録のお知らせ」が最善と思います。
そしてこのことに関する本人からの照会には記載漏れ訂正の回答が行われるよう配慮するのは当然です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職中は、老後の生活設計が欠かすことのできない重要なものとして年金への認識が安定一般に薄かった。（女子の先生のように）年金記録問題は殆んど存在なく認識なかった。
存在を知ったのはマスコミ等で取り上げるようになってからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点は定員不足のため窓口業務等を謝金職員（年金相談員）に頼らざるを得なかったこと。また年金窓口の混雑から、年金業務のベテラン職員の移動は業務に支障が生じるので、どうしても長期に担当することになり、これらのことが年金業務を熟知する職員の育成を防げたことです。
また、事業所の担当者・社会保険委員に対する講習/公報も健康保険中心で、年金に関する事務担当者の認識不足を招き、現在の年金記録問題の要因の一つになっていると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。
自分の意見、考え方は質問3で述べますが、自分の在職中の思いはやがて
将来において記録が問題になることを恐れておりました。
特に手作業時、文字に個人差があり、読みにくい文字がありました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 本人申告による記録それ自体徹底的な確認の作業
1) 保存されているデータ
2) 現在事業所からの聴取、同僚などからの証言
2. 確認できないものは報道されているように、一旦記録を認めざるを得ないと思う。でなければ全面解決は無理。
3. 質問3で述べた経過で、公務員組織に問題があると考えるので、国民と共有できるものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一般的に知られていることは、象徴的事例のため、根源的なところを見失うのではないかと思っています。
1. かつて労働力の移動少なく、また年金が長期給付であるため、短期給付（健康保険）が重要視され人事面でも年金が軽く見られていた。
2. 労働力の移動、産業構造の変化に伴い、大量の記録管理が重要視され、電算化が急がれた。しかし職員組合との非生産的議論が続き、遅延、システム改善の遅れあり。
再上原部題の時期の浪費の中、現場では待ったなしの事務処理に対応。
3. 私が最も主張したいのは、根源的問題であります。
1) 昔から役人のおごりと組織からくる無責任さの中で運営され、社会の変化に対応が遅れていること。
2) 職員の資質向上対策の欠如。
3) 指導者が労働力の移動、高齢化などによる大量の記録管理の対応に遅れたこと
4. 象徴的事例については個々の職員の資質、能力に限界があり、また各県により差異があります。記録の改ざんなど問題外であります。そのような話を聞いたこともありますが憤りを感じております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

常々私は職員の資質向上が重要であると考えておりましたので、大きな組織の中の一人でありますが、現状況を作り出したことに責任を感じております。

※ 各質問に具体的回答になっていないと思いますが、現状、現出は、何時、何時からとは思っておりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が大きすぎて考えが浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確に認識したのは退私後です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応に甘さがあったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課（国民年金課） e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①「年金記録について」

私は昭和29年の採用で、台帳課に配属されました。事業所の被保険者名簿から各個人の紙台帳に転記するのが業務でした。それを上司がハンコをチェックして、昭和30年代の最終納期までに、厚生省の担当課宛に順次送付しておりました。この業務が最終的に終了した時点で台帳課は解散いたしました。

②「報酬月額について」

報酬月額は算定基礎届提出時に事業所担当者が持参した賃金台帳と届書の照合確認を行い、2等級以上は月額変更届を提出する。これが本来の事務であり、事業主に断りなく滞納しているからと個人の給料月額を勝手に減額した報酬月額に変更することは無いし当県では絶対に考えられません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

③「滞納事業所について」　以上

徴収課在籍時は滞納月が3ヶ月になると物品か債権差押をして延滞金を増やさないよう気をつかっていました。最悪の事業廃止がやむを得ないときは、事業主と良く話し合いをして全喪年月日を決めていました。滞納金はすべて不納欠損で処理していましたが、これがかなり面倒の事務処理だったのを覚えています。

保険料滞納時まで遡及して資格喪失届を作成したことは全く記憶にはありません。

(質問2)→ ①は転記ミスが考えられます。当時の基本となった事業所の被保険者名簿があれば別ですが、おそらく無理でしょうね——。

②～③は基本どおり事務処理を行っていれば問題は起きないと思います。
あるとすれば"事業主と従業員個人との問題しか考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍時には、年金受給者がやっと出初めた頃であり、年金記録問題は聞いたことはありません。
ここ数年のテレビ、新聞等の報道で知ってからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ねんき人特別便の送付が来てから、私の兄弟、親戚、クラスメート等、近辺の皆さんに聞いても自分の年金記録に疑問を持つ人は、今のところいません。
それなのに解決策もなく、頑張っている現役の社会保険職員のプライドもこわされ、我々のOBとしては援助も出来ず、申し訳ない気持で一杯です。
反省するのは長妻厚労大臣ではないですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(調査会時代)
・裏帳簿により、保険加入させるべき者を加入させなかったり、全く加入させなかったケースもあった。
・本来、加入させるべきところ、事実と違うより加入させる。
・事実と違う報酬で届書を提出
(本人側)
・事業主に、自分の氏名・生年月日・年金手帳の所持の有無について正確に伝えて貰う
・過去において、本人が、自分の氏名・生年月日を事実と違うもので事業主に報告

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業主に対し、あらゆる機会を捕え正確な届書を提出するよう広報する依頼

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞・テレビ等で報道されるまでは知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（質問２）と同様。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙

ご協力、ありがとうございました。

（質問　１）

私は、[redacted] 当時から事務所の被保険者台帳と市町村の被保険者名簿を３年に１回全件突合を行い被保険者台帳と被保険者名簿の整合性をとっていました。

ただし、昭和６０年度（オンライン）後は市町村電算活用のため省略。

昭和４１年頃にさん孔タイプライタが導入され、被保険者台帳のさん孔部を使用して納付記録の進達を社会保険庁業務センターに送付行っていました。その結果、事故で収録されていない場合には事故リストとして各社会保険事務所に返還されていまし、事故リストを正確に補正し再進達されていたのか？また、進達時には未納者となったていた被保険者が社会保険事務所で現金領収（附則１８条・附則１３条・附則４条及び追納・現金前納を含む）をしたものが記録の訂正ということで進達されていたのか？ということが考えられます。

昭和６０年度以前（紙台帳）他社会保険事務所より住所変更により転入された場合に、前住所地に於ける納付記録（転出直前に納付）が正しく転入先社会保険事務所（被保険者台帳は先に送付）に連絡されたのか？

（質問　２）

同姓同名・生年月日・男女等が同じであっても必ずしも同一人と判定されないので、必要があれば、本籍地の戸籍の附票で住所を確認し同一人・別人を判断すべきである。

過去においては事業所採用時に、雇用条件として年齢制限があったので生年月日が正しくない場合がある。また、転職を繰り返す被保険者にあっては、年金手帳を何冊も保持している者が多く存在する。結婚により氏が変わっている者も存在するので、機械的に全てを解消することは非常に厳しい、次善の策として、最終的には裁定請求時に事務所窓口にて、２０歳か６０歳までの間空白の期間がある者に丁寧に対応し、給付に結び付けるしか方策はない。

（質問　３）

納付記録のことについては、私が採用された時に多くの先輩から『被保険者台帳への消し込みのミスは担当者にとって１件かもしれないが、被保険者にとっては、１００％の問題だ。慎重に行うように』との指示を厳しく受けていた。１でも述べたように被保険者台帳と被保険者名簿により整合性をとっていたし、昭和５９年頃、（オンライン導入前）社会保険庁から新潟県の被保険者リストを全件取り寄せ被保険者台帳と突合し補正を行った経緯があった。その際にも不突合の者があったので、全国的にはあると感じていた。

（質問　4）

昭和６１年度よりオンラインにより国民年金保険料の収録が、市区町村より磁器テープ進達に変更になったが、磁気テープの内容を一覧表として年度毎・市町村毎に保管していた。（上越社会保険事務所）

住民基本台帳法（昭和４７年？）の改正により、国民年金の手帳番号等を市町村で登載することになっているが、市区町村の国民年金担当課と住民票を担当する課との連携が甘かったため、同一人に国民年金の手帳番号が複数払い出されていた。国民年金業務については、窓口が市区町村と言うことで、国の委任事務となっていたので、市区町村との連携を密にして指導（省庁間「自治省・厚生省」の垣根を超えて）を行えば重複払い出しは防げたのではないか。

現在は、市町村電算・社会保険庁のオンラインシステムである程度、改善されているとおもう。

政務官である方がマスコミ等で届書主義はおかしいと何回も発言されていたが、権力を握った現段階で、届書主義でない方法を提示すべきである。

資本主義と言う社会構造が変わらない現段階で、全ての行政で届書主義でない方法があるのか疑問である。私が現業を行っていた上越社会保険事務所では、転入者で転入前の納付記録以外は自信を持っている。

なぜなら、検認率が９９％で未納者は極限られて被保険者であり、１年に２回の過年度分の納付書の送付、未納者には３回～４回の個別訪問での説得を時効になるまでの２年間行っていた。新潟県の他の事務所も同じことを行っていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録は今後も徹底的に調査して欲しい
又これらの問題に便乗して産保の申立てをするケースも考えられる
為 職員や臨時職員等を増員してでも徹底的に調査
するべきだ
記録判定までは相当の時間を要すと思いますが、加入者の
年金記録が正確に反映することが大事と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録、とりわけ納付記録は最重要であると考えていた
全ての年金加入員が将来の年金受給者になることが制度の目的であり、
老後生活の所得保障であるからだ。
従って加入後、1ヶ月でも未納がなければ、納付勧奨の為の措置を
間断なく推進してきました。
年金記録問題の存在については、当初より全く予想していなかった。
少なくとも、年金請求時点で全ての記録が判明できると確信
していた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の年金制度加入（厚生年金 国民年金）記録を追求し
納付実績に正確に反映できるまで調査すべきだ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。
国民年金では記録の正確性を期すために、市町村の名前と社保の名前を照合確認、整合性行っていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個別面接で確認しかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正年の年金統合の問題化されてから知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、30年～40年も問題に対し思考力が低下の今日この頃では考つかない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

出来る限り自分の年金記録について疑問があると申し出た件については人力による調査を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・当時も期間照会が次々あり、特に脱退一時金の支給の本人意識のずれがたびたび発生し説明に苦労しました
・年金給付係に配属になった時

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・事実は事実として本人に誠意をもって説明した

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	

(本庁)
a. 本庁部長級以上
(b) 本庁課長(室長)・企画官級以上
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上
d. その他(本庁)

(地方社会保険事務局)
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課
e. 事務局長　*平成11年度までは課長
f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹
g. 事務局課長補佐・係長級以上
h. その他(事務局)

(社会保険事務所)
(i) 事務所長
j. 事務所課長級以上
k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後の老後の生活は大切な利益であると認識していました。
テレビ、新聞等で報道されて以来知りました。
妙年の社保生活を踏みにじられたと思っております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在任中は 特に問題になる除き事項はありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

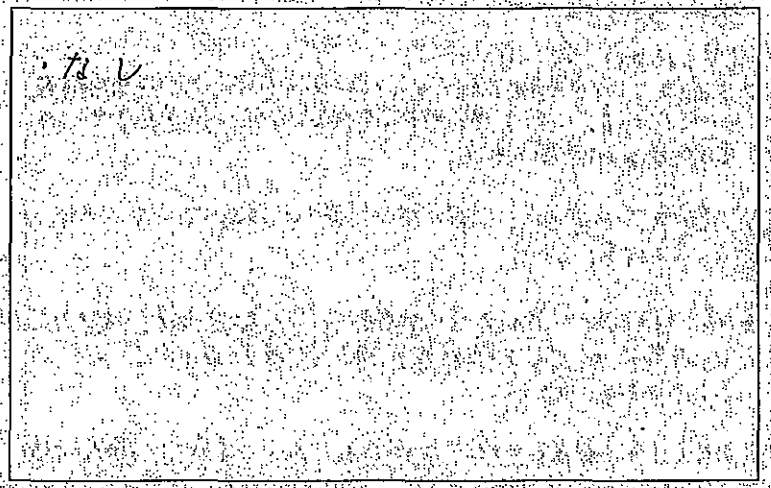

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

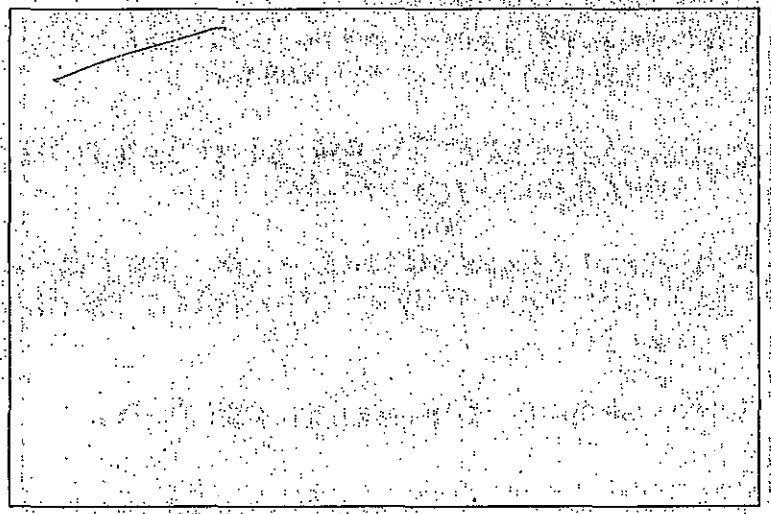

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務を担当していた頃（昭和46～）

①取得するごとに手帳番号が払出してる者が多く見つけられた。また加入期間が重複している者もいた。…将来裁定時に手帳の統合記録の修正をすれば良いという安易な考え方（裁定時主義）

②制度発足時から管理していた紙台帳がキ損して確認できない箇所がかなりあり、将来に不安があった。

③年金に対する関心が薄かった頃（制度発足～昭和30年代）脱退手当金を請求していた者がかなりいた。その者が将来請求時に脱手を負けていたことをわすれてしまうのではと…

④WMで手帳の確認はできるが記録が出てこない…業務センターへ解除の申請

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①確認できるのは事業主を通じ本人の申し出のみでやむを得なかったのでは…当初から基礎年金番号の導入（1人1番号）…全制度共通

②CP上、キ損あるいは不明な箇所の記録の統合はムリではないかと思うが…当時の記録の管理に対する問題があったと考える。
考えうに

③将来に心配はあったものの脱手の請求書は保管してあると聞いていたので問題ないと思っていた。…当初から年金請求時に受給権のない者だけ一時金支給にすればと考える。
良かった

④すべてのカセットの解除を…本人からの照会に対する回答も早くできる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実施庁(現場)の元気の人員増。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後報道等で

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

チェック体制の強化

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・地道に行っていくしかないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中は、年金に問題があるとは判らなかった。

・問題の存在はマスコミ等によって始めて判った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・不明です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に処理~~されてると~~してきたつもりだし、問題が発生するまでは存在すること事態思わなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入時、PR~~[illegible]~~不足?

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　の退職者
所属	本　庁　　の地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 ⓗ その他(事務局)　県保険課医療管理官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、取組んでいる業務を時間が要しても続けることではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、約2回、年金相談をしましたが困った事例はなく
問題と認識しておりませんでした。
退職後に報道等で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識はありませんでした。
どこかで問題認識があったのなら、もっと早く対応していたろう

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和59年3月退職までの在職期間で、社会保険庁からの年金記録が、オンラインシステムで処理されるので手書き、紙台帳時代のような間違いがないものと、新システムを信頼していたので、現在報道されているような問題が起きているとは想像すらできないでいた。

この問題を知ったのは、報道されてからであります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で考えますと、現在問題処理に要しているエネルギーを基礎年金番号の導入の際に投入すれば良かったのではないかと思われます。

被保険者が複数の年金番号を所持していた場合等に対し、事業所の事務担当者指導に意を注くべきだったと思われる。

現在問題解決に努力されている皆様に敬意を表しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中手帳業務で、私の身近なところで
そのような事実があったなどということは
全く承知しておりませんでした。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題がなかったので対応はありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そのような問題については、存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1で答えたとおりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、コンピューターで適正に管理されていると認識していました。
いまいわれているさまざまな問題があることを知ったのは、一昨年以来のマスコミ報道によるものです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確な被保険者記録の徹底した管理が求められると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の記録管理は、信頼関係のもと行われていることで、重大な事柄であり迅速に対応することが必要と考えていました。
存在を知りえた時期は定かではない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理の基本的なやり方が、変わった時点で切り替え作業をきっちりと出来なかったこと。
事務量の増加に対する取り組みについて、時間的なことを優先し確認作業等を後回しにしたことがひとつの大きな要因と考える。
今後確認作業に重きをおいた業務処理を行っていくべきかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は国民年金を主業務としていたので
最近の報道のような記録問題があることは
若干うわさでは聞いていましたが、くわし
くは現務についておりませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、いやみな問題があるのか認識はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている以外については存じておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

口年記録についてはわかりませんが、厚年記録についてはすでに20～30年前の話であり当時記録を原来カードの上部を切断して中央一括管理方式を取ったためにおこったケースが大部分であると思います。当時すでに相当の事故リストが返送されてきましたがいつの頃か事故リストの返送がなくなったように思っております。当時の状況は地方官庁では知り得ません。中央でその(事故)数の多さに処理方式を変更する等の処置を取らなかった中央の上層部に原因があると思います。解決は完全なものは無く次善の策として自主申告方式でその当時事業所として記録のある(適用)ものについては認めていくという基本的な姿勢で対処するしかありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、健保証（短期保険）の早期発行と
年金記録の確認（年金番号・証書の添付等）が
同時に行われていました。保険証は事業所から早く
発行するようさいそくを受け、年金番号の確認は
被保険者自身が過去の勤務経験（当時勤務があち
こちに言っている事は就職に不利という傾向がありました）
をかくしがちなため正確な過去記録の確認はなかなか
できませんでした。短期保険と長期保険を同時処理して
いた事、当時の社会風潮もあり、ある程度予想できたように思います

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方庁では中央から言われた事を確実に守る
ことしかできませんでした。
当時年金記録の管理方法をトータル的に見られ
た事人は当然この問題には気がついていたはずです
自分が転勤するたびに懸案事項として先おくりに
して来たのではないでしょか。
しかしながらこの調査は何回も同じことをくり返して
いるように思います。意味的はやめてもう少し前向に
OBの協力を求めたらどうでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人記録と思われるものを知らせて確認作業をすることが基本と思。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に統一されることで年金請求手続が便利になると考えていた。

マスコミ報道で知った。（平成19年頃か？）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金が請求主義であったこと。コンピューターにより正確に記録されるということから年金請求時に全ての記録が結びつくとの思いがあったのではないか。

本人照会に対し回答がなかった人達に早期に対策をうてれば良かったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g. 事務局課長補佐・係長級以上 (庶務管理官)) h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金被保険者記録(厚生年金多数番号)で同一人が複数の番号を取得していた事実、事例について聞いたことがあります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いま実施されていますが、数回のねんさん特別等により本人照会確認する必要があると思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の年金受給権の存否につながる重要な記録と認識して適正に処理を行なってきました。

年金記録問題については平成19年3月頃と思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題で被保険者や受給者から相談を受けたことがありますが、必ずと納得のいく記録でした。

また社会保険事務所への被保険者や受給者の年金相談の来訪者について協力を行いました。併せて国民年金委員として制度周知に協力を行なっています。

年金問題は受給権発生が数10年先であるとの認識で処理がおろそかになった面もあったことと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多少時間がかかっても適確に対応することを望む。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「社会保険適用事業所の常勤者が、事業主から厚生年金保険被保険者（国民年金第２号被保険者）資格取得の届出がされなく、国民年金第３号被保険者になっており厚生年金保険被保険者（国民年金第２号被保険者）の未適用となっているが、未適用について社会保険事務所に相談すると勤務先との雇用関係に影響があるのを心配。」との話を退職後に聞いたことがあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金保険被保険者(国民年金第２号被保険者)の適用もれ対策としては、事業所の調査、指導にあたり、個人情報保護法等に抵触しない範囲で公共職業安定所、労働基準監督署との情報交換並びに事業所の労働者から労働状況の聞取り等が必要と考えられます。また将来を見据え、中学校、高等学校、大学の教育に年金関係授業があると良いと考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合記録関係については、厚生年金保険被保険者は、厚生年金保険被保険者の新規加入時に付番された年金記号番号を他の厚生年金保険適用事業所に転職しても使用することとなっていますが、私が社会保険事務所業務課在職中に、他の厚生年金保険適用事業所に転職の際に新たに付番された年金記号番号を受けたなどで幾つもの厚生年金保険の年金記号番号が判明し、年金手帳番号重複取消届書を届出された者が少なからず見受けられました。また転職の際に新たに付番された年金記号番号の紛失等で年金手帳番号重複取消届書の届出をされない未統合の厚生年金保険の年金記号番号が少なからずあると考えられます。

平成９年１月から基礎年金番号が導入され公的年金制度への加入が初めての者は、新規加入時に付番の基礎年金番号（年金手帳）を公的年金制度の加入が変更されても終身まで使用することとなっています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録発生防止の一つとしては、新規加入時に付番の基礎年金番号（年金手帳）以外に基礎年金番号が付番されない対策としては、新規加入時に基礎年金番号の付番された年金手帳の表面及び裏面に新規加入時に付番の基礎年金番号を終身まで使用する旨並びに手続きの重要事項を表示することも必要と考えられます。また将来を見据え中学校、高等学校、大学の教育に年金関係（適用から給付）授業が必要と考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の大切さを広報する(事業仕分けで予算を削ることのないよう～)しかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金相談などで年金(手帳)番号を2つ以上持っているかなど見受けられた。特に転職される場合が多くある人にその傾向があった。
本人や職場の担当者がきちんと理解していたら(公的年金における広報不足だった?)と思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「年金に関心を持っている今がチャンス」というような広報活動をしたらよいのでは…。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一切ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に述べることはなし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全体の状況が不明のため、わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、マスコミの報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録は、マスコミに「消えた年金5千万件」と報道され、国民の不安感をあおった。

庁は、未統合の記録の説明と詳細にて、国民の不安感も払拭すべきであった。

統合処理をもっと早くやるべきだったあったと考えるが、遅延して、このような問題となった責任は、庁の幹部にあって、他方には無いと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職 指導室長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

在籍中は、保険、年金の適用業務に直接関係が皆無で、保険料徴収業務が大半を占めました。よって現在反省点は特になく、また、解決方法も見当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は年金記録の問題は特段の認識はありませんでした。

退職後テレビ新聞等の報道でわりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題はなかったと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生保険・船員保険特別会計のみ所属でした。
採用条件（年令制限や転職歴がない、又は少ない方が良いなどがあった）等により生年月日や職歴を偽った届出があり若干の事故はあるのではとの認識はあったが全国でこれほどの事故件数があるとは報道されるまでわからなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年令的にみて厚年加入なしが不自然な者について加入の有無についてもう少し厳格に処理すればとも思いますが事務所の方針・処理日数との兼ね合いもあり個人的にはむつかしかった。
又年金番号証について当初より手帳方式の交付をしておれば紛失等が少なく大切に扱われたのではないか
女性の氏名について特に誤りが多いと思う
（OO子・カタカタ名→漢字など）国民総背番号制
船員保険の年金番号証の交付開始が遅かった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金行政への批判

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・各企業からの資格取得届等がすべて正しい内容で記されてない事がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・厚生年金記録については、本人の職歴に基づいて、調査していくしかないと思う

・国民年金についても同様と思うが、記録のない場合は、解決の手掛かりがない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 昭和30～40年代の女性の年年月日の相違が多かった。
（各企業の求人に年令制限があったものと思われる。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 時代とともに男女間の差別がなくなり、訂正届も提出されて少しづつ記録統合がされてきた。
・年金番号を多くもつことに対しての、不利益を各種説明会で話した。
・最終的には年金請求時、本人の職歴がしっかりと記入されていれば、過去の記録はでてくるものと思っていた。
（説明会等で年金請求にあたっては、職歴記入のさいよりしっかりと思いだし記入するよう指導した。）
・

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には、また大きな問題として取り上げられていませんでしたが、今にして思えば「名寄リスト」「記録統合」処理の困難さ(一部)から、いずれ発生する事態であったのでは。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後につき、OBとして責任の一端を感じつつも具体的な対応はできませんでした。

(反省点としては)

1. 制度創設以来の記録管理(方法・処理姿勢)に問題があったのでは。
2. 私達の制度に対する取り組み姿勢が十分でなかったことと、制度を国民に周知徹底が不足していたのでは考えました。
   (する)こと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求の際、職歴と年金記録の照合により
年金記録の補正ができる。

事故リストの調査時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号の重複発行できないようなシステムが必要
(総背番号制 中学等義務教育時に付与)

保険料の納付状況を毎年通知(未納者にも会員)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に実態を1件1件調査するほど。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全力で職務に精励していたので、年金記録問題が起こるとは思っていなかった。
国会で問題になったとき。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職中はこの様な問題が起こるとは認識していなかった。
年金に携わる全職員が職務を忠実に実行する。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識なし
年金問題が話題になった時から

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私員の意識の問題

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

設問に対し回答できる問題等は承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題が行政の過失であるとの指摘について責任を回避するものではないが、事業主及び従業員の認識により年金制度加入を拒否した事実も少なからず存在していたと思われる。
これらが現在の時流の中で不正義な申立てにより年金权が発生したり額が改定されることにより国民全体の公平を損うことのないを講じて欲しいと願っている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現行では、年金を受給するに、被保険者からの請求行為により国が裁定を行うという「裁定請求」の法規程に問題があるのではとの疑問あるも、その時期は特定できない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給以前の数年前に「被保険者期間調書」により自己の資格期間を確認する様、対事業主並びに被保険者に指導してきた。
上記の如く「裁定請求」を是とする、行政のあり方が問題であったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金により本庁より事おこりトラの照会がその都度処理にあたり、ごくまれに対応できないものも受けうけたと記憶にある。
年金は申請主義で裁定時に履歴を正しく記入するようにとの認識は無いと考えていた。
消えた年金記録の問題は履歴が変るごとに年金番号と取得されたかたちが毎月日々変更によるもので、コンピュータ処理されない時代の記録等にも問題があったと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

請求時には履歴と照合し空白の期間があるという重大な注意をして請求にあたり年金記録が消えることは考えられず対応により解決するという認識にいた。
今ごとコンピューター処理であればオンライン時代に入ると、毎月の記録、毎週と行なわれ特に問題あると対応すべきでは。
申請、請求主義「あぐら」をかいていたのかも。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金事務は複雑で特に記録管理では戦後からの手作業分は時間と手間がかかる。地道に対応するしかないと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金記録問題はなく，マスコミ等で報道され問題になってから知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません，

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一刻も早くこの問題を解決し、新しい組織が本来の業務に専念できることが大切である。
そのためにも、ある程度基準を緩和し、記録の回復作業を進めることも、やむを得ないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年頃厚年の適用業務に携わったが当時は一人のひとに複数の記号番号を払出しすることがよくあった。資格取得届に再取得者にはカードか手帳を添付することになっていた。
しかし本人や担当者の認識の無さもあり、添付や再発行届がされず再取得者に対しても新しい記号番号を払出しすることになった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

再取得者に対しては重複付番を避けるよう努めた。
当時は複数の記号番号を払出した場合でも後で重複取消し届をすることで記録が一本になり大きな問題は無いと考えていた節があった。
今になって思うと早期の整理統合等の手が必要だったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 今まで行われてきた名寄せ作業を行いながらも、本人の申告が記録がみつからずとも一貫した主張であれば、特別措置を設けて救済しても良いのではと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 地方庁において記録の進達はマニュアル通りに処理しており、年金権の確保という面では、問題が生じるとは思いませんでした。
2. また、記録の進達後、問題のある記録について「事故リスト」が送付され、是正後再進達した事を覚えています。
3. このような問題が存在すると知ったのはマスコミの報道のときでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 現在行われている「年金定期便」のような形で、このような問題が生じる、もっと以前から自分の記録を知らせ、確認してもらう方策が取られなかった事が反省点の一つかな～と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的には わかりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去のことは記録にさだめではありませんので
いつ頃だかわすれました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一つ一つの問題を解決するべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i).事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年頃の資格取得届において、下記項目が散関された。

① 戸籍生年月日と相違する本人の覚えによる届出。
② 戸籍氏名と相違するｶﾅ、ひらがな、漢字での届出。
③ 転職による厚生年金記号番号の相違(重複払出し)による届出。

①②では高齢者(明治・大正生まれ)で、
②では女性において本人の恣意的行為、
また③では前職を隠したいことによる本人・事務担当者の認識不足による重複払出し。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制の導入により解決されていると思いますが、
氏名・生年月日の届出相違、基礎年金番号の個人管理から行政管理とならないか
・20歳で住民基本台帳などを基にした、行政からの基礎年金番号の払出し。
・20歳前の厚生年金加入者においても住民基本台帳を基とした基礎年金番号の払い出し。
・基礎年金の種別変更は行政の職権で行なえないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題については、本庁の記録管理業務や社会保険事務所における事務処理ミス等の事例をあげ、事故を生じた責任が全て社会保険庁全体のズサンな行為から起きたように説明されてきており、事業主や従業員にも責任の一端があることの説明がなされてこなかったように思っています。

例えば、

- 就職するために「氏名、生年月日、前職歴」等を偽り申し出るケースで特に転職を繰り返す者でその都度「年金番号」の払出しがあるケース。
- 事業主の都合により、資格取得年月日を遅らせたり、末日の退職を末日の前日退職として届出したケース。
- 就労者の中には、事業主の説得に加入を拒否し、加入の手続きの前に就めてゆくケースで、就労実績があるが未適用となっているケース。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでに生じた事故の解決に向けた方策については、現在社会保険庁で行われている方策以外考えられません。

また、今後の事故防止として、加入中の被保険者全員に加入期間等を知らせる方策を取られていることもあり他によい方策は浮んできません。

現行法では出来ないことと思っておりますが、事象の番目に関して、私なりに思っていることを申し述べます。

昨今の経済不況の中で、社会保険加入継続が困難な事業所、小零細事業所に多くあるものと思われます。長期滞納事業所の中では分割で納入して追いつけない事業所、分割納入する出来ず、滞納額がますます膨らむ一方の事業所もあり強制的に主張することによって、事業所の倒産従業員の解雇というこの考えられます。これらを考えたとき、社会保険の任意脱退の制度がありますが、強制適用業種であるがゆえに、全員喪失もできず、ますます債務がかさみ、あげく倒産に至ることも想定されます。事業所の倒産、従業員の失業等を救うためにも任意脱退に準じた取り扱いができないでしょうか。

脱退(喪失年月日)時期は、事業主と従業員で話し合え、規程に基づく同意があり申請し、認可のあった日とする。行政は求めに応じ申請方法、保険切替えの手続を説明する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時には、年金記録が将来の年金受給につながる大切なものと指導を受け資格の取得報酬月額等の事務処理に慎重に努めてきたつもりでおりますが、業務センターからの年金記録事故リストの送付によって記録のミスがあることを認識しておりましたが、これらは可能な限りの検索により記録の修正や追加等を行い事故が減りつつあるものと思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理に当っては、事業主の届出内容の確認・台帳作成後の記載事項の複数者のチェックにより誤りの防止に努めてまいりました。また、事業所や相談者には年金受給のための重要項目である氏名・生年月日・年金手帳等（重複取得を含む）に誤りのないよう各種事務説明会や相談窓口で説明にまいりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は認識していません
存在を知ったのは、メディアからです

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に私見はありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じ上げません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在については新聞報道(平成18年10月26日付日経新聞)で始めて知りました。在籍中はこのような問題があるとは全く存じませんでした(平成6年4月退職)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よく知っていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題とは「改ざん」を指していると思いますので記入する事項はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミの発表で初めて知りました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で思うに、社会保険庁の指示（マニュアル）に添って事務処理を行って来た。
社会保険庁でデーターを管理する際に不明とか不突合を確認したら、その時点で地方庁に対して照会（事故リスト等）すれば解決の一助になっていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

今回の調査について

社会保険庁総務部総務課長から「調査の趣旨をご理解いただき・・・・返信いただきますようお願い申し上げます」とする一方で「ご回答いただけない方については氏名を公表させていただく場合があります」とした文書が送られてきましたが、私はこの手法について驚くと共に強い不快感を持った事を申し添えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ・ (退職者)
所属	本　庁 ・ (地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問2で書いた位です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳とコンピューターの突き合せも必要だと思いますが、その場合 名前の読み方、生年月日がはたして、誰どちらが正確なのか、が難しいと感じます。
本人に確認出来ない現状から非常に難しいしかし、どこかで区切りをつけな必要はあり、冒頭のやり方しかないのかなという気もします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今でも厚生年金の記録がカセット記録になっている事例が数多く見受られますが、これは相当前から認識していました。
年金問題が浮上した H18～19年頃、~~ですが~~ 相談員として勤務していましたが、未統合記録が5000万件もあるとはとても信じられませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は窓口で勤務していましたが、H19年に特別便が発送された時、来客が多数で混雑し、来訪者の窓口への誘導に追われたのを覚えています。
特別便、定期便の記録調査を行っている立場から言えば、トラブルとして目立つのは、資格取得日について、被保険者は勤務した月からと思っているのに違っていたり、月末喪失、X切日による喪失を知らなかった事があります。
特別便、定期便の内容が細かすぎて、よく理解されていない。かんけつなPRの必要性も痛感します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分からない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は問題となっていない．

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今後2度と同じあやまちをおかしてはいけない．
しかし、現在の対応を見ているとなさけなくなる。
犯罪に当る事（ノゾキ見はクビにするほどの罪なのか）は別として
社会保険事務所の職員というだけでひはんにさらされる。
もっと反省をしてもよいのでないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の取扱いについて問題があるという（いう）とは
認識していませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

将来に禍根を残さない様な政治決着しかないのではと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

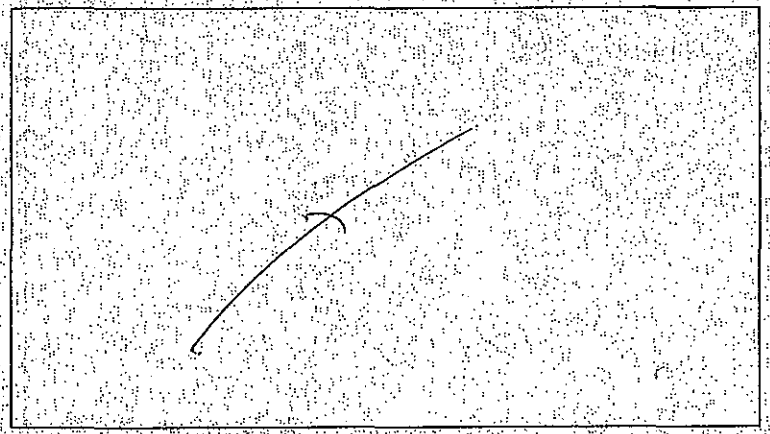

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

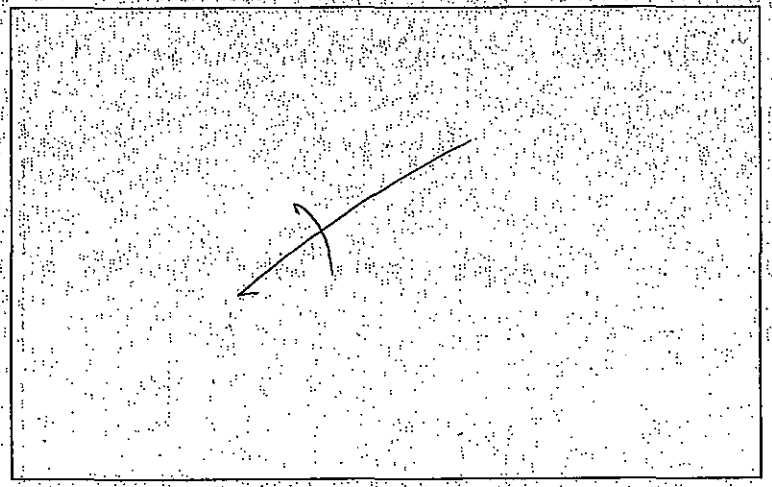

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職員の皆さんが全精力(国家権力含め)を上げて取り組むべきである。国民の信頼を得るため賃金職員・パイトの皆さんは努力に限界があると思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 厚生省の旧台帳の中にコンピュータに収録されていない記録が170万件あると聞き、びっくりしている。なぜそうなったか知りたいところです。

○ 年金記録問題は退職後に知った。

○ 昭和31年に採用となり適用課台帳係に配属され旧台帳の作成整理、配列等に努力した。その後中央局に引き渡されてつぎつぎ収録されたものと思われていた。結果未整理があったとはなぜなのか事実が知りたい。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険は国民一人一人の生活がかかっている職員（職員組合（国労協力も含む）は国民に喜ばれる仕事をしなければならない。業務の推進にあたって国労協との事前協議などは国民の利益にはならないので改善されたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思い当たるものはありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あってはならないことであり
問題公表された時点

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理の正確化、

氏名生年月日等の届出に誤りがあるのでは、居住地でなく各種届出に住民票の添付の義務付け。
（運転免許証等）
住民票住所等で確認すべきでなかったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録を通知して確認していくしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・各個人の資産のことであり、大変重要な問題と認識していた。
・先の国会で問題になったとき。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・電話等の対応した。
・反省点としては、取得時等において、会社により氏名、生年月日を確認するか、会社にさせるべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重大かつ深刻な事案と認識せず

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すべて
法令を遵守することの徹底
うえに
解決、改善に向け、迅速な対応を図るように
心がけた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

死亡や倒産などで既に存在しない者・事業所もあり、社保庁記録データも正確性が問われるものが有る中で、本人申立などとの審査・調査による整合性の追求・特定には限界があり、不明の件数・量から「解決」という理解は得ることはできないと思うので、解決の方策は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いつ頃とはなく、国年・厚年に限らず１人の者が複数の手帳番号を持っていることはよく聞いていたことで、本人の記憶の欠落などで少なからず記録のもれは考えられていた。加えて本人からの生年月日、氏名等の虚偽申告や社保庁でのずさんな記録管理により特定できないいわゆる宙に浮いた記録が存在するだろうと思っていました。この中には無年金者のものもあると思うが、5000万件というこれほどの量とは思っていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確な記録管理をするよう心がけた。
反省点としては、「組織全体として正確な記録管理への意識の欠落があったこと。」が第一であり、その要因としては、総背番号制の導入ができなかったことなど言われているが、要は現場の状況が正確に上まで伝わっていなかったこと、また、大切な記録という意識の欠如があったことだと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、つまるところ帳票から電子への切替の失敗であるわけですが、「長い年月にわたり様々な問題が積み重なって生じたもの」であるものを、政治家やマスコミの煽動のままに、すべてを現場職員の怠慢のせいとしてきたのが"年金記録問題"であると認識。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

膨大な年金記録相談に応じるべく、事務所の体制を整えるよう努力した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

この調査の本来の目的は何なのでしょうか。
「皆様方の知恵と工夫を集約」と言いながら、回答なしについては氏名を公表する場合ありとまでしている真意が判りません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まず、年金記録問題の対応に追われながら、通常の業務もこなしていかねばならない職員の負担の大きさをしっかりと認識すべき。
意味のない調査・報告をなくし、新規・臨事業務はその効果・必要性を精査すべきと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、問題になっている以外については特に思い当たりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重大な問題と認識していた。報道され始めた頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けた社会保険庁の方針に従り、対応した。マンパワーの不足である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

別紙

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

[redacted]

（質問１）　特になし

（質問２）

本来責任を取るべき本庁が保身のためにすべて地方（職員）に責任転嫁し、社会保険事務所の信頼を失わせてしまった現在、方策はないでしょう。

遅きに失しているし、（霞ヶ関は）多分やる勇気はないでしょうが、我々職員の人為ミスは謝罪しながらも、基礎年金番号制度のスタート時２以上の手帳をお持ちの方に届出を勧奨していたこと、その後計画的に補正に取り組んでいたこと、本人からの確認がなければ正しい記録を作りえないこと事例があること、結果的に年金の請求時に確認をし正しい記録で支給するよう努めていたことなど、不可抗力に近かったことや被保険者にも責任の一端があることを、報道機関に伝えてはどうか。

我々地方を指導してきた責任ある立場の人が、少しでも地方職員に責任転嫁したままに終わらせず、行動していただければ、地方職員の励みになり明日からの仕事に邁進してくれるのではないでしょうか。

注意したにもかかわらず２度目の覗きをした職員等怠惰な職員の叱責は構わないが、日々努力してきた職員を大切に扱うことが何よりの方策かと思う。

（質問３）

- 未統合が５千万件もあることは知らなかったが、基礎年金番号の導入にあたって、被保険者からの回答率が低いことは知らされていたので、ある程度は予測していた。
- 旧台帳の中でコンピューターに収録されていない記録については、給付課にいた当時から収録するよう要望していたが、聞き入れてもらえなかった。
- 記録の不正確さについては、国民年金では紙台帳管理時代は、年に１度市町村の台帳と照合を行い、記録の補正を行うなど正確な記録管理に努めていたと思うが、オンライン化されてからは、人為ミスがなくなるとの認識とこれで万全なのかとの一抹の不安は持っていた。
- しかし、第三者委員会への申立の中には、国保保険料との勘違いや、遺族年金の受給を考慮しせめて夫のみの納付勧奨を行ってきたこともあり、一方が収めていれば夫婦とも納めていたはずとの判断には頷けない。

（質問４）

- オンライン化後については、国民年金の保険料納付証明書を年１回被保険者に通知してほしいと要望していた。
- 記録で問題が発生したときは、本人からの申し出と市町村の記録と市町村職員からの意見を聴取し対応していた。
- 記録の補正は年金請求のときに行えば実害はないとの思いが、少なからずあったように思う。

正確な年金記録管理が、常に必要であることの認識が甘かったと思っている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旧法国民年金の短期年金受給者（１０年、５年、再開５年）の方々は、厚生年金期間を統合することにより旧法国民年金を失権することとなり、何回照会をしても自分の記録として申し出ないと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人確認主義の方法のみでは解決しないと思う。
未曾有の第二次大戦の結果、国土が焦土と化した訳であり、記録の中には相当数の物故者が居るのではないか。
戦前であれば、徴用、勤労学徒等はどこから連れてきたのか、戦後間もない頃であれば学卒者は主にどこから来たりしていたのか等の背景を調べ、その上で血縁者、近隣者に聞き取り調査で外堀を埋めて、最後は断定するしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私としては、事務所課長時代も含め、国民年金業務のみの従事であったので認識は薄かった、ただ昭和36年に国民階年金制度になっても、厚生年金においては、依然として脱退手当金制度を継続支給していた、厚生年金の適用を健康保険の窓口で兼務させたことも誤りと思う。

平成１９年の厚生年金の氏名収録の時点で、事務所の番号払出名簿の調査を自ら行って、時間の経過等もあり容易ならざる問題と認識した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が発生してからは、事務所支援、電話相談センターへの動員配置と自らも赴いた。

基礎年金番号の導入がされても、仕組みとして、健康保険の窓口との分離を採らなかった。

市町村を絡ませ年金付番に際しては住民票添付させる位のスタンスを取るべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間・費用も必要ですが、最後までやるべし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・個人の将来生活に関して、重要なものである

・平成20年6月頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・早期の調査、回答が必要なことから、県内一ヶ所での集中業務が重複調査等もさけられ時間も費用も節約できたと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに検討されているものと思いますが下記の点を考慮していただきたい。

1. 年金記録は制度の根幹となる部分であり、ゆるぎのないものとして構築されるべきである。

2. 有識者による有識者で構成された制度改善調査委員会(仮称)を設け、その調査結果を公表することにより事業の明確化をはかる。(各都道府県)

3. 公務員に対する年金制度についての教育・研修を義務化とする。(責任体制の強化)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍（昭和46年～昭和48年）当時 被保険者台帳はすべて手書きによる紙台帳に記録していた。

1979年（昭和54年）オンライン化による記録に対替当時 通知後のことでもあり記録問題について充分な記憶はありません。

記録系統合の件については平成19年当時の新聞、テレビ報道によって知ったものと記憶しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点。

1. 切替時において最大のネックとなった漢字利用サイトへの変換（ヘんかん）。
   結婚による氏名変更等の細部に対する事務処理についての研究、指示が充分行なわれていなかったこと

2. 事務処理後の手エック体制の不備

3. 職員の責任感（とりこし）の欠如

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事実はございません。
年金記録は事務所以外も被保険者の大事な将来の生活の資源であり事務処理にあたっても慎重に行なう事が大切で決して疎かにならないと認識して事にあたるべきと認識していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事実はございません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問3)のとおり仕事に従事していないので年金記録について承知することはない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問4)の範囲でお答えするとおり、かつての[redacted]破滅を生じた總評(現在の自治労体制の行動)を支配した「旧社会党」の思想と、闘争が、全く、そっくり「社会保険庁」を亡ぼしたのだと思われる。
「社会主義」思想が官庁の下部組織を支配している限り、この事例は永久に無くならない。
しかも、官庁の上層部は、「事なかれ主義」を決め込んで何等手をつけることがないのである

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、[redacted]に採用されてから、殆んどの担当事務が庶務、整理、医療と主として健康保険関係に従事し殆んど年金の事務に携わることはなかった。[redacted]を最後に退職し25年を経過した現在、満82才に達している。
従って、特に「年金記録」に関する問題についての思い出は皆無に近いことを報告します。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は、窮極のところ、「国労悦」(自治労全国本部)の仕事に従事する組合の役員が、職員全員を支配して、特に「国民年金」に従事する職員が採用されてからは、彼等を中心に益々過激な行動が原因である。
年金の電算化が切っ掛けに「合理化反対」を旗じるしに「早朝ストライキ」、「サボタージュ」を堂々と行ってきた彼等は、年金事務を、市町村、賃金職員(アルバイト)に任して何等反省はなかった。しかし、[redacted](人事権を持っている?)は組合の幹部に完全に支配され(着任交渉まで入庁拒否)[redacted]
この「自治労」(国労悦)の支配がいかに横暴を極めたか調査されたい。
(現在「国労悦」は民主党の連合傘下(下)にあることを忘れずに!!)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

有りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人記録に相違があると申立た被保険者について再調査を実施すれば良いを思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は在職中に被保険者の記録の総社者は
一致もなかった

国会で議題になった際

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員の中に社会を一生懸命になかった人も
いたのかなと考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人に照会するしか方法が

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よく分かりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あることを認識していなかった
最近のマスコミ報道で知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よく分かりません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 戦中、戦後の混乱期の被保険者名簿(名簿含む)に資格記録が明確でないものがかなりあること。
2. 外国の方が、日本名で資格取得届出をしていること。
3. 女性の方が、雇用状件をクリアするため、生年月日を偽って届出ていたこと。
4. 自分の名前を、連絡先等で届出をされたものがあること。
5. 事業所からの届書が誤っているものがあること。
(保険届、月変届など)
6. 年金特別便・窓口相談等、年金記録問題に関する、みなさんの努力結果が見えていない。すばらしい成果が上っていると思いますので、これを公表し年金に関する意識の高揚につなげてほしいと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変むづかしい問題ですが次のように考えます。
1. 年金記録は、本人の対面が必要になるので、生年と許在確認が先決であり、その努力が大変だと思います。
2. 記録の入力ミス又、標準報酬、表示年月の誤解~~etc~~処理は許せすべきと思います。
3. 記録確認が出来なかったものについては、年金の裁定請求時に確認調査を行うことになると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時は、この様な問題はなかったが、旧台帳については、将来年金裁定に支障があると感じていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

大量の事務処理において、単純ミスは仕方ないと思いますが、恣意的に記録の訂正や変更が行われたことは誠に残念です。
1. 公務員としての自覚と正義感。
2. 本省庁における、地方の業務の実態把握と適切な指導

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚年の四の記録で、台帳や被保険者名簿に氏名や生年月日が判読されない又すり切れたものが若干ありました。
また、1人の被保険者で、いくつもの番号が付与されている人がある為、将来、統合が必ずくると見込まれる人が沢山ありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は、将来、この人の記録問題としてどうしようもないこととして処理せざるを得ないと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題化について、私はニュース等で知った程度の知識で詳細なことは分らず解決方策は簡単に論じられませんが年金記録訂正は、個々の案件が異なることを考え早急に一挙解決を図ることは難しいと思います。

しかしながらその解決方法を追求せねばならない現状を考えると1つの案件を真摯に誠意をもって対応していただき、その姿勢の積み重ねが、申立者の信頼に繋がり連鎖が大きくなれば、国民の信頼を得、併せて社会保険に対する信用回復となるのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中の年金記録作業は、当時日本でも最新の優れたスーパーコンピューターが社会保険業務センターに設置され、年金の記録・裁定の一元管理化の指導を受けました。地方では記録内容を法令、規則、通達を順守し精査して進達していたと思います。しかしながら現在、記録に齟齬を生じていることに驚きを感じています。

私が年金記録の問題化を知ったのは、平成16年4月頃第2次小泉内閣時に国民年金保険料の納付率低下から端を発し国会での委員会、本会議での激論が交わされる現状を報道で知ったのが最初であります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職者である私は、現在ニュース等の報道範囲での知る知識で、詳しい内容把握はなく、反省点を軽々に論じ列挙することは難しいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶がはっきりしないのですが(退職後20年以上)、年金記録について特段の問題意識はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題意識が特に残っていないので方策のとりようがわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時、年金記録の実務を担当した記憶がありませんのでわかりませんが、確実に作業されていたものと考えます。
現在いわれているような問題を知ったのは新聞、テレビ等のマスメディアからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前記3の回答のとおりですので特段の対応はしておりません。どんな業務であれ、法令に基いて確実、正確に業務を担当していくことが本来ははいと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

自分自身も若く見せるため(被保険証、年金証書に生年月日が書いてあるわけでも若い生年月日書いたと聞いたことがある(特に女性)。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民総背番号制の実施しなければ解決しないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来につながる大切なものだと認識していたが
各事業所からの届出自体誤りが多く、一部は事故リストとして照会はあったがこれは全体のごく一部だろうと思っていた。
各県毎に番号を払い出していたことが問題だと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題は年金業務課が一方的な指示で業務を進めてきたし、全く地方の意見を吸い上げてくれる場がなかったと思う。
反省点として各種届を作成する事業所に対してもっと重要性を広報すると共に責任を持ってもらう方策を考えればよかったと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　(*平成11年度までは主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚労省指導で行われている
現方策でよいと思う。
これ以外の良い方策は
考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は認識していなかった。
退職後新聞、ラジオ、テレビ等で報道され知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 対応していない
② 反省点
年金番号(被保険者記の番号)を１人生涯１番号の発行に努力すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成元年に退し20年を過しました。30有余年多くの良い先輩、同僚、後輩に恵まれ国民から深い信頼と期待を持たれていると思っていた職場が年金記録の不備問題などによって呆気なく解体させられてしまい大変残念でなりません。
私は在任中は現業分野の配置期間は短かく特に年金記録の実務に携わったことは無かったので平成9年に導入された基礎年金番号に統一された際に的確に統合が終了したものと思っておりました。
ところが平成19年年金記録問題が国会を通じマスコミなどの報道でその不備の内容が明らかとなり、基礎年金番号に未統合で宙に深いた年金記録が約5千万件もあると知って驚いているところです。
しかし名寄せ作業での入力ミスなど事務処理ミスばかりが大きく報道され、偽名や誤った面出など被保険者や事業主の責任が問われるものが全体の20%近くもあるのにあまり報道されず社会保険庁バッシングの追い風となっているように思われます。
地方の職員が信頼回復の為休日も返上し昼夜をとわず頑張っている実状を社会保険庁幹部の方々の力量で国民に周知する手だてがなくただバッシングを受けるのみで終息を迎えようとしています。
ただただ残念で悲しいです。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員のみなさん方は休日返上・昼夜を問わず平常業務をこなしながら年金記録解明作業に取り組んでおられることについては心から敬意を表します。
その努力の結果5000万件もあった未統合記録も1000万件余りとなったようですが残ったものは難しい案件ばかりだと聞いております。
さて問題解決の方策については、プロである職員のみなさん方で考えられた最善の処理方法で作業が進むのがような現状であり、年金記録実務のない私から申し上げるのは潜越ですが現職だけでは処理の限界がありますので年金事務経験OBや年金委員労務士など多くの方の協力を得て内部業務や訪問調査の強化の為大担かつ積極的に人海戦術で一日も早い解決が国民の年金に対する信頼回復の近道になるのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は平成元年に退職しましたので その当時は このことについては社会問題にはなっていませんでしたので認識しておりませんでした。
その後 平成19年になって年金記録問題が国会で審議され マスコミなどによって その内容が報道されるようになって始めて知るようになりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後20年近くになって明るみになった問題であり直接の対応のしようがありませんでしたがその当時 町内会長や民生児童委員をしていたので 社会保険事務局から資料をいただき、毎月定例会議を活用し数回に亘り、公的年金の大切さ、特に年金特別便やねんきん定期便については年金記録を確認のうえ必ず回答されるよう各委員活動の中で説明されるよう解説し依頼協力を求めました
その時は多くの質問があり年金に対する関心の深さと反面不安と不信の大きさも感じさせられました。
又民生委員として担当していた地域の高齢者家庭に毎月数回訪問するなかで、老齢基礎年金が未請求の事を聞き一緒に社会保険事務局に赴き確認してもらったところ やはり未請求となっており多額の年金が受給されることとなり、大変感謝され 民生委員であると同時に社会保険のOBとして又年金委員として僅かでありましたが貢献が出来たと思いました
記録問題の反省点としてはOBとなって20年、意見を申し上げる立場ではありませんが 平成9年ごろは年金福祉施設等の見直しで論議され社会保険庁のバッシングが始まった時に導入された基礎年金番号統合が行なわれました。その辺り大切な時期にこそ現在行なわれている記録照合作業のように慎重な対応が必要ではなかったかと悔まれます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策

◎ 再度ねんきん特別便を送る

特別便の未回収が多いと聞いている。誤記の回答も多いと聞いている。文書が難解であるのでわかり易く文書を直して再通知したらどうか。私たちさえ理解できないところがある。長い文書は、老人には不向きでないか。簡潔に。(専門語・公用文的なところが多く、理解できない人が多い。)

◎自治会・集落毎の相談会

今までは、市区町村ごとの相談会を行われていたが単位を狭め、特別便を出した人及び年金に対し疑問を抱いている人を対象に自治会・集落単位の相談会を開いたらどうか。

◎定期便には、過去において、事業所に聞違った氏名・生年月日など申しでたことがないか記入欄をつくる。実務していたとき就職先に知られたくないとの理由で、生年月日・名前(姓名判断よるものも多かった)を偽って届き出たものが多かった。また、前職が再就職先に知られたくないので経歴なしで届け出たため厚年番号の新規払い出しが多かった。また、年金手帳(被保険者証)を事業主が保管し渡さなかったものも多い。これらのことが、この問題を引き起こした原因だと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

◎問題と認識

就職したときから退職まで（勤務期間１９５８・７～１９９０・７）社会保険業務センターで、その時そのときの最新の機器が導入され万全な体制で処理されていたものと認識していた。しかし、戦前からの永い集積であり、付きペンとそろばんだけの時代も相当あり、また、機械に入力されるまで、沢山の過程（人の手）を経ており、人間の限度として全くないとは思っていなかった。また、毎年会計検査院から指摘されているとおり事業主より加入漏れ、取得日報酬の不正確な届が多くあり事業主側にも問題があったと思う。しかし、こんなに膨大とは全く思わなかった。

◎この問題の知ったとき

マスコミで報道されて、始めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◎反省点

チック機能が働かなかったので、このような問題が起こったものと思う。（ただし社保職員１７０００人前後で２０歳以上の全国民の加入手続き・厚年での報酬の把握・保険料の徴収・年金給付の決定・その上３０００万人程の健康保険の業務等膨大な仕事をしており、税務職員との質の差を問われているが税務職員は、五万数千人・所得税の時は市町村職員の協力その上所得のある者のみからの徴収に対し、社保は、所得のない者からも徴収・市町村の国保職員も加えると同じような業務をしている職員に対し１０分の１以下の職員で行っておりチックする余力がでなかったものとおもう。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	~~現職者~~　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

ネンドーマシーンで記録~~記録~~を調べ職歴と照合すると[redacted]が全く空白になっていました。本人に岡山支店に電話してもらい社保事務所へ照会したところ番号が良く似た他人の番号を2人の人物が使用していることが分かりました。[redacted]の現地職員が厚年の被保険者証を資格取得届に添付せず、社保事務所でも番号確認を怠った事故と思われます。
本人からは、感謝の手紙をいただいたのを覚えています。
当時は、まだ記番号の重複の未整理は、無数といってよいほどあったものです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚年被保険者で前歴のある人の再取得は記号番号を十分チェックするという基本を忠実に守るしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、このような大問題があるとは全く考えませんでした。平成18五安部総理が社会保険廃止・解体を発表し、7月29日参議院選挙の争点になったころから問題の存在を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

戦時中の軍事工場や戦後の混乱期の記録と厚年記号番号重複の実態を見るにつけ、事業主及び被保険者への指導が足りなかったことが反省点であります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていない。
(富山県は該当しない思います。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

点検については、当該県のみを行い。
民主(政権権)党の言う何億円の経費を掛ける必要は認めない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

その様に"問題を認識"は全くしていなかった。
また問題の存在は退職(平成4年4月)後でマスコミで報じられて初めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

氏名のチェックで同一者の判明の事務に、「中国人のアルバイト」を使用したとの報導があるが~~[illegible]~~ 経費節減のためとは言えたってのみである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識してない
テレビ・新聞等の報道で（平成21年）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に申し上げることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えなし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような年金記録問題が生じたとは認識していませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、入事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和30年代初め、適用事業所(5人以上使用など)なのに加入していない事業所を近くの税務署で人数など調査する(事業主の了解とりその時点で加入させた)
2. 当時は季節労働者は保険料引かれるのが嫌で手取り(給料)を多くのぞんで加入していない状況(本人は国民健康保険に加入している理由)
3. 当時適用事業所調査い入り加入者の基礎番号整理、生年月日の誤りがかなり訂正した(小さい事業所のため履歴書取っていないのと、本人は過去の事業所の勤労いわずに掲載されている)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 質問1に示した事例があり、今になって当時事業所に勤労していたとか、又加入していたとかの申立あると思うが、その当時勤労していても加入している人といない人があると思われる。

最近の報表見ると申立がほとんど認めているように見えるが、その当時の状況など考えて見る必要がある

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 事業所からの届出（取得、喪失届など）により処理しているので記録問題については認識しておりませんでした。（当時必要に応じ調査など実施していたため）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、事業所（主）からの届出により処理していたが、1つの例として当時（昭和40年代）は採用しても2～3ヶ月見習い期間とし見習期間経過後に加入する（失業保険については採用した日から加入している場合あり）

2、被保険者は今の時代安心が先で加入してくれない会社に入社せず、当時は加入より手取り（給料）の多い方がよい状況であまり細かく注意していなかったのではないかと思う。

3、反省点としてあげれば当時の環境としては、それは当り前のような状況で今の記録問題を考えればもっと正しく届出の指導が必要だったかと思う（調査もしていたのだが）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職 保険課 保険指導室長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には、年金記録についての、トラブルは無かったと認識しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は被保険者個々人の責務において管理出来る仕組みすれば良いのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各種年金記録の入力時において、将来に発生し予想される問題点を十分認識し、もって慎重に対応すべきであると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問２で回答のとおりです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問２で回答のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[illegible]年記録について、
過去記録の照合事務及年金請求時等で、生年月日・名を本人が意図的に変更して(特に女性の場合)、戸籍に記載して入社したケースが多々あり、これが別数点でひとつとは思います。(当然、現場では認めていること)

[illegible]年記録について
保険料納付記録については、集金方法で、取扱者が
収集金者 ― 収集会計 ― 市町村担当者 ― 銀行 ― 市町村
台帳記録 ― 社保記録
人力による作業が多いこと、対象者が多人であり、誤りが多く発生することは、想像出来た。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

小生では、判断出来ません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時まで（ニュース等で知るまで）全く未処理分が存在すること事態も予想していなかった。
地方では事務処理要領どおり、本庁へ被帰途者記録を進達し、処理されているものと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何故、このような事態になったのか、プレス等でしか、現在知ることが出来ず、判断出来ない。
現職のみなさんは大変な苦労をしてなされるとは思いますが何も援助出来ない自分が、申し訳と思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

10数年前の記憶により記述しますので今の時代の考え方とズレがおきてをあかもしれません。
基礎年金番号に未統合の記録が五千万件あることについて、感ずることがあります。

1　小生は、昭和37年に社会保険の職場に勤務しましたが、その頃から（国民皆年金制度がスタートしたころ）年金の世界においても国民総背番号制という声がありました。しかし、当時の世相からは、国民総背番号制は徴兵制に結びつくということで反対する声（特に革新系といわれる団体からの）が多く、実現することがありませんでした。平成に入り全国民共通の基礎年金番号制が実現しましたが、もっと早く全国民に固有の番号制度（いわゆる背番号）が確立され、年金制度もその固有番号を活用して、年金の加入履の記録管理できる制度に着手しておれば、今日いわれるような、膨大な未統合記録が生じなかったのでないかと、残念でなりません。

2　厚生年金保険は、昭和17年からスタートしています。昭和40年代くらいまでは、年金制度に対する事業主・従業員の意識は、今日とは隔世の感があると思慮されます。
厚生年金保険は、社会保険事務所の事務処理だけキチッとしていれば、うまくいくというものでありません。　事業主の協力は当然ですが、従業員の協力も必要であります。社会保険事務所の記録管理が万全であっても、従業員・事業主から正確な情報が提供されなければ、その記録は使えないことがでてきます。
かっては、真実の従業員氏名・生年月日等が故意や間違って従業員から事業主へ、事業主から社会保険事務所へ報告された場合もあったように思います。また、正式の会社名称と通称名との違いなど（○○商事と△△屋、○○興業と△△パチンコ店等々）。
これらが、宙に浮いた年金記録に繋がっていると思慮されます。社会保険事務所職員の不注意でこのような事態になったのでないということを知ってもらいたいのです。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今日でも盛んにおこなわれていることですが、
年金を受給するまえに(定年近くに)、社会保険庁が管理している年金記録が本人の思いと間違いないか確かめてもらうよう　啓蒙することが肝要と考えます。不審な記録があると、社会保険事務所に相談するようよびかけていくことが必要と思慮されます。気軽に相談に乗ってあげる姿勢が、信頼を回復するのに繋がると思慮されます。
年金、住基の受給者に現金がでるになる前、もれ年金、と相談して一緒になり、おすすめが
信頼回復しつかりして下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

小生は、平成７年３月に[illegible]
旨が今一理解できないのですが、[illegible]
基礎年金番号に未統合のもの、旧台帳からコンピューターに未収録のもの、被保険者名簿からコンピューターへの入力ミス漏れ等々については、何千万の被保険者記録を 100%整理することが理想ですが、現実は困難と考えます。
質問は、年金記録問題をどのような問題と認識していたか、ですが、年金記録をすべて手作業で処理していた体制から、コンピューター化して正確・迅速・安全な記録管理と受給者サービス体制へ移行する過程で発生した避けることが困難な事故と考えます。
しかし、事実に基づかずに遡及して標準報酬等を訂正したり、遡及して資格を喪失させたりしているケースについては、その発生原因は承知していないので軽々には申し上げられませんが、事実に基づかず、故意におこなったのであれば、これは犯罪といわれてもしようがないと思います。
事実に基づかずに遡及して標準報酬等を訂正したり、遡及して資格を喪失させたりしているケースについては、テレビ・新聞紙上でも取り上げられています。驚いているのが現状です。[illegible]
今はどうか知りませんが、かっては、事業主から算定基礎届を提出されると、真夏の暑いなかで、算定調査という名目で、事業主さんにも調査会場に来ていただき、賃金台帳とにらめっこして突合せした記憶があります。
延々１ヵ月くらいの日程でおこなっていました。調査官は、年間を通じて事業所に出向き、関係諸帳簿を見せてもらい適正に届けられているか、調査していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号に未統合のもの、旧台帳からコンピューターに未収録のもの、被保険者名簿からコンピュータへの入力ミス漏れ等々については、年金請求時にそれらが原因で不利益にならないように、請求窓口では、本人自身と面談すること、制度発足時からの履歴を請求書に記載してもらうこと等々により、年金受給に反映しない記録がないよう努めていました。[illegible]
事実に基づかずに遡及して標準報酬等を訂正したり、資格喪失させたりしているケースについては、公務員としておこなってはならないことであり、犯罪行為であることを徹底させることが大事と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○生年月日に正確性があるが、疑問視していた。
（本人の申立のみ⇒事業所他の書類違い）

○採用時に年金手帳が通例であった
（昭和40～50年代まで、特に女性）

昭和60年代の調査等時期に知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○年金就定時の職歴により対応するしかない。
（申請されるときに詳細に本人確認しかない）
（年金手帳の職歴欄記載があれば、認めること）

○国民年金のオンコータイプは、市町村作成のテープは不明。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) [redacted] (社会保険事務所) i. 事務所長 (j) 事務所課長級以上 (k) その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答表 ③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 厚生年金、船員保険については、働いていたと申し立てする事業所の所在の確認と当時の同僚3人以上程度の申立書の徴取（もちろん3人以上の申立人の勤務期間の確認が必要）

② 国民年金については、同一家族の加入、納付の状況の確認、本県のように曾て国民年金委員制度が徹底していたところでは、国民年金委員等（集金人）の記憶の聞き出しと市町村の国民年金加入者名簿（大部分の市町村で現在も保管されており、納付記録も記入あり）等を参考にする。

（質問３） あなたが在籍していた(している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

何と言っても長期間の資格記録や納付記録の正確な把握と、間違いのない転記作業に尽きると思います。
現職在任中も社保職員や市町村職員・理事者に再三繰り返して言ってきましたし、在任中は、毎年年度を終了したところで、未納分の納付書を市町村に再確認してもらい、その後本人に送付し本人に確認してもらうとともに、記録の間違いを確認した時には謝罪と訂正を徹底して来たつもりです。

（質問４） 質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険(国民年金課)に採用となり、[redacted]、庶務係、福祉年金係に長く在籍していた関係から社会保険事務所に配置されたのは、昭和４０年４月になってからですが、当時は市町村から検認票(個票)で納付記録を進達していただいておりましたが、市町村の事務量軽減を図るとともに過誤記載進達を防止する意味から、市町村の集金用の連名簿の複写(コピー)を進達させることとし、社会保険事務所の台帳もそれに併せて納付組織別に配列替えし、同時に被保険者台帳の所在を常に明確にするため『国民年金被保険者台帳管理簿』を作成し、一枚一枚の被保険者台帳の所在を資格の得喪や住所異動ごとに異動欄の表記替えをし、その表記に併せて被保険者台帳管理簿の保管区分を変え、時々台帳の「棚おろし」を実施したりし、常に台帳の所在と台帳管理簿の表記を一致させるように努めました。
（職員全員で少なくとも年一回は棚おろしを実施しました）

【[redacted]】

年金記録問題が発生してから社会保険事務所の応援にも参加しましたが、『被保険者台帳管理簿』が厳重に保管されていたため、自信を持って対応ができました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般にどの程度知られていないか判りませんが？
厚生年金記録に関して、各適用事業所から提出される各種届書の内容(氏名、生年月日、年金番号等)は正確なものと信じて処理をしていましたが、しかし、事業所を退職後(資格喪失後)相当数の氏名訂正や生年月日訂正、また、複数の年金番号を取得している人が見受けられた。
この時点をとらえて住民票等(市町村の協力)の照合で確認し、正確なものにしておくべきではなかったかと思っています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されております「ねんきん特別便」により確認し正確なものにすると共に、回答のない方には「別訪問等の人海戦術」により、本人に面談して解決できないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

原始年金記録を一定期間（5～10年程度）毎に社会保険庁へ送達していたが、送達した後、半年～1年後に、この記録の再照会（申出リスト）がされてきたが、この再照会の割合が予想以上に高いうえに記録の不正確な処理や管理に疑問を持った。

なお、疑問に感じたのは、昭和50年代後半と思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適用事業所からの諸届書の内容を転記他入力する回数が増えれば誤りの確率も高くなることは明らかです。

再照会（申出リスト）には速やかに補正して回答するとともに、正確な年金記録の事務処理には、諸届書の内容を各社会保険事務所サイドで直接入力すべきと思いました。

なお、当時近い将来年金記録の事務処理を各社会保険事務所で処理する計画がある旨と聞いており速やかに、そのような事務処理になることを期待していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いあたることはありません。

個人的な記憶としては、一般業務を担当していた頃、県民の方お一人お一人が、ご自身の年金記録をあまり大事にしておられないな、という思いでした。
お一人で三つも四つも年金番号をお持ち(かつ転でおられる)の方が大変多くおられたと思います。
逆に、記録をどうつなぎあわせても「期間不足(無年金者につながる)」の方等お会いすると大変悲しい思いをいたしました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

根気よく一歩づつ積みあげていく以外にないと思います。
時間が掛かると思います。
現在、この作業に携さわっている方々に深く頭をされ、感謝申しあげます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一般職員として国民年金業務を担当していた時、社会保険庁業務センターから「疑重複事故（リスト）」や「統合事故エラーリスト」が送られてきた際、一生懸命調べ、回答を送りました。未統合記録があとどれくらいあるのか報告もなかったように思います。

管理職となって以降は、特別な報告はなかったように思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全体像が見えないなかで、地方庁の現場ではどのように対応してよいか分からず、取りあえず命じられたことを忠実に履行するよう努めたと思います（疑重複リスト照会等）。

もし取り得る方法があったとすれば、もっと早い段階で「年金定期便」の発行に努めることがあったかと思われます。但し、国民年の年金意識（当時の）からして、現在ほどの回答率は望めなかったように思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行で良いと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は問題はなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳で大量の記録を管理していたので、間違った処理をしていたとの認識はなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別なことはない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

高齢者になると地方に記録を忘れてしまうので、早いうちに解決するように広報すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金に関しては、基本的な氏名、生年月日等については、誤りが少ないが、問題は納付記録が、市町村から事務所へ正確にされたかと言えば、誤りがあったと思う。社会保険事務所での記録が正確に行うことができないことがあった。(台帳が正しく記録列されていなくて記録できないこともあった)

厚生年金にあっては、本人の住所や雑日日を故意に違わせて会社に勤めたことが行なわれていたと思うので、本人がその事実を記していないこと等があれば、すべてを解決することは困難と思われる。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の記録できないものは、名簿にして、特定期的に~~整理して~~、完全し整理して未記録はなくしていた。

台帳の時は、住所変更した場合、納付記録が正確になされたか、確認できないこと(市町村間の連絡が正確になされたか)等で記録漏れが生じたことがあると思う。

事実、転入者で前住所地で納付したが、記録されていないものが、本人の申し出でわかったこともあった。

その時点では、最良の方法であったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・昭和20年・30年代における会社採用に~~[illegible]~~つき本人の申立て虚偽による、生年月日、名前の相違するものありと聞いた事がある(本当の事を申し立てると若年者の採用になる事もあり給料が安くなるおそれある。又氏名の虚偽については旅のものである事をかくす為)

・戦争等の災害、火災(事務所等)による消失もあったと聞いている

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時の関係者にあたり聞き取る等地道に知らべるしかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・得喪における届出は事業主から提出される為、その記載内容についてのみ信用するしかなかった。
・二重加入、半年月日の相違等による不突合はあった事は事実、その為に「期間照会等」の統合作業を通じて整合等に努力していた

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・総合調査、算定調査による整合性を図る、
・取得(資格)時に市町村との連携を密にすれば良かったのか？(しかし事務の繁雑ははかり知れない)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

例えば転勤なのに1日空白がある方がいましたが、こういう方は担当者の到着の理解不足が原因と考えますので、改善できる様な方策がとれれば良いと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業所の担当者に、資格取得年月を理解している方が少なかったと思います。(試用期間等)
業務課の時に知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・電話等で確認していました。(特に、旧姓の場合等)
また、調査官の時は現地調査で徹底的に指導(理解)してもらったと思っています。
・現在のように労働保険と一体になっていればよかったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の未回答者を少なくするため、皆くの間、定期的に周知・広報を行っていき、未回答者には、並行して、電話、訪問による記録確認を行っていく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金番号（基礎年金）の払出しは、被保険者の取得時に払出し再就職時に手帳未提出等による二重払出が起きることから、このような問題が懸念された。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 一人、一基礎年金番号を徹底すれば 記録問題の縮減につながると思う。
   - 基礎年金番号の 国民総背番号制の導入
2. 現在 行われている、中・高 大学生に対する年金教育の充実をはかり、 正課の授業に取り入れ若年時代からの意識の養育が必要と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない
年金記録のずさんな管理の報道は
富山には　あてはまらないと思っている

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在 被保険者は記録確認作業を続けること。
記録訂正は証明できる書類の添付で
行うこと。
現在 受給者は裁定請求時に本人の職歴を
確認していることから口頭の説明だけ
では記録訂正はできないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金制度ができ厚生年金と国民年金と統合したときに記録訂正が増えたのは事実。
しかし、事実確認(証明)に基づき記録訂正を行ってきた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金の取得年月日、喪失年月日の届出が事業所の担当者の認識が不充分であったと思っている。
現在は解消されていると判断している。

現役職員は休日返上して頑張っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重大な問題
マスコミ発表の時点

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎制度後の
早急な年金記録業務(事業)が行われなかったこと、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社保事務所にて管理している全ての個人情報(記号番号払出簿)及び事業所原票(名簿)を検索できるシステムを構築されては…
(脱字の請求書を含む)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・32年10月以前の名簿をシステムから除外したこと。
・国年台帳を全て残すべきだった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　・　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

磁気による記録以前は手書きにより、人から人へと受け渡しが行なわれ、被保険者本人の記述から始まり社保庁での記録保管にまでには、様々な誤りが生じます。しかも、年金受給年令となるまでには数十年間を要し、この事務量は想像を超えるものがあります。複雑な制度、細かな記録、長期に亘る保存等々が、からみ合うだけに、問題は少なくないと感じます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度そのものを簡素に。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

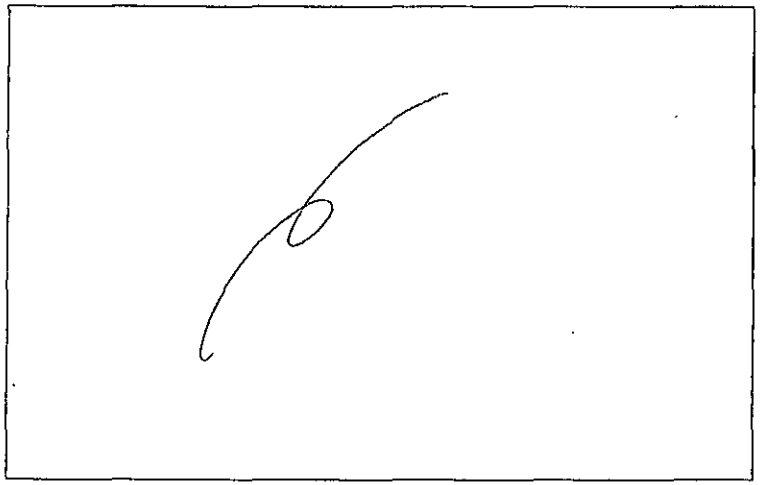

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

機械で突合するには限度があり、被保険者の申し立てを、いろんな角度から詳細に聞き取り、当時、記録の進達等に携わった者を含めたチームで確認作業を行なうより他に方法が考えつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

届出が義務付けられていた企業の中には、制度の知識も乏しく、適切な届出に理解を示さない事業主も見受けられた。また、若者には年金への関心が低く、重複払い出し者で、年金番号証をすべて保管している人はあまりいなかった。

反面、社保事務所においては、紙ベースで記録を管理していた時代は、すべて手作業ということもあって、ダブルチェックをしていたが、事務的な誤りも否定はできない。(S.40~50年代)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は算定調査、調査官調査及び社会保険講習会等において適正な届出の啓発を行い、職員研修で職員の資質の向上を図っていた。

現在は、年金定期便により被保険者のチェック機能が働くシステムになっているが、届出義務は事業主に課せられており、事業主に対する届出義務の意識付け、並びに、常に問題意識を持った職員への意識改革が必要と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問３〉あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後。

〈質問４〉質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早期に解決が図られることを願っていますが、
その方法については、思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重要なことだと思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

誠実な対応をしなければいけない事だと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記載する内容はなし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁で実施している方策以外にもこれ以上のものはないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

富山県では、年金関係については、適正に業務を行なってきたつもりであり、いろいろな問題が全国で出てきた事に驚いている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金は長年の業務（記録）の積み重ねであり、最終的には、年金請求での本人の被期間確認を慎重に行うしかない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン上の記録と台帳との照合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重要な問題

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職の確認徹底
ねんきん特別便の対応

ご協力、ありがとうございました。